

令和2年第4回（12月）坂城町議会定例会会期日程

令和2年12月1日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	12月 1日	火	午前10時	○本会議 ・町長招集あいさつ ・議案上程
2	12月 2日	水		○休 会 （一般質問通告午前11時まで）
3	12月 3日	木		○休 会
4	12月 4日	金		○休 会
5	12月 5日	土		○休 会
6	12月 6日	日		○休 会
7	12月 7日	月		○休 会
8	12月 8日	火	午前10時	○本会議 ・一般質問
9	12月 9日	水	午前10時	○本会議 ・一般質問
10	12月10日	木	午前10時	○本会議 ・一般質問 ○委員会 ・総務産業、社会文教
11	12月11日	金		○休 会
12	12月12日	土		○休 会
13	12月13日	日		○休 会
14	12月14日	月	午前10時	○本会議 ・条例案、補正予算案等質疑 討論 採決

付議事件及び審議結果

12月1日上程

陳情第 2 号	安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守る ることについて	12月14日	採択
議案第56号	坂城町議会が議決すべき事件に関する条例の制定について	12月14日	可決
議案第57号	坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	12月14日	可決
議案第58号	坂城町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税 の特例に関する条例の一部を改正する条例について	12月14日	可決
議案第59号	坂城町公の施設の指定管理者の指定について	12月14日	可決
議案第60号	令和2年度坂城町一般会計補正予算（第12号）について	12月14日	可決
議案第61号	令和2年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） について	12月14日	可決
議案第62号	令和2年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第4号） について	12月14日	可決
議案第63号	令和2年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）に ついて	12月14日	可決
議案第64号	令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2 号）について	12月14日	可決

12月14日上程

発委第 8 号	安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守 るための意見書について	12月14日	可決
発委第 9 号	防災・減災、国土強靱化等に向けた社会資本整備の促進を 求める意見書について	12月14日	可決

令和2年第4回坂城町議会定例会

目 次

第1日 12月1日(火)

○議事日程	1 0
○会議録署名議員の指名	1 0
○会期の決定	1 0
○町長招集あいさつ	1 1
○諸報告	1 6
○議案第56号～議案第64号の上程、提案理由の説明	1 9

第2日 12月8日(火)

○議事日程	2 4
○一般質問 滝沢 幸映 議員	2 4
吉川まゆみ 議員	4 0
中嶋 登 議員	5 5
塩野入 猛 議員	6 7
朝倉 国勝 議員	8 2

第3日 12月9日(水)

○議事日程	9 2
○一般質問 柵津 明子 議員	9 2
大日向進也 議員	1 0 6
山城 峻一 議員	1 1 4
玉川 清史 議員	1 2 5
小宮山定彦 議員	1 3 6

第4日 12月10日(木)

○議事日程	1 5 2
○一般質問 栗田 隆 議員	1 5 2
中島 新一 議員	1 6 5
大森 茂彦 議員	1 7 7

第5日 12月14日（月）

○議事日程	192
○陳情採決	193
○議案第56号～議案第64号の質疑、討論、採決	193
○追加議案上程、提案理由の説明	197
○発委第8号、発委第9号の質疑、討論、採決	199
○閉会中の委員会継続審査申し出について	199
○町長閉会あいさつ	199

令和2年第4回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和2年12月1日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 12月1日 午前10時00分
4. 応招議員 14名

1 番議員	西 沢 悦 子 君	8 番議員	玉 川 清 史 君
2 "	小宮山 定 彦 君	9 "	滝 沢 幸 映 君
3 "	山 城 峻 一 君	10 "	朝 倉 国 勝 君
4 "	祢 津 明 子 君	11 "	吉 川 まゆみ 君
5 "	中 島 新 一 君	12 "	塩野入 猛 君
6 "	大日向 進 也 君	13 "	中 嶋 登 君
7 "	栗 田 隆 君	14 "	大 森 茂 彦 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 崎 義 也 君
教 育 長	清 水 守 君
会 計 管 理 者	池 上 浩 君
総 務 課 長	柳 澤 博 君
企 画 政 策 課 長	臼 井 洋 一 君
住 民 環 境 課 長	関 貞 巳 君
福 祉 健 康 課 長	伊 達 博 巳 君
商 工 農 林 課 長	竹 内 祐 一 君
建 設 課 長	大 井 裕 君
教 育 文 化 課 長	堀 内 弘 達 君
収 納 対 策 推 進 幹	長 崎 麻 子 君
まち創生推進室長	柳 澤 英 明 君
総 務 課 長 補 佐	瀬 下 幸 二 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	細 田 美 香 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
企 画 調 整 係 長	
保健センター所長	竹 内 優 子 君
子ども支援室長	鳴 海 聡 子 君
代 表 監 査 委 員	大 橋 房 夫 君
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	北 村 一 朗 君
議 会 書 記	宮 崎 あかね 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 議案第56号 坂城町議会が議決すべき事件に関する条例の制定について
- 第 6 議案第57号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第58号 坂城町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第59号 坂城町公の施設の指定管理者の指定について
- 第 9 議案第60号 令和2年度坂城町一般会計補正予算（第12号）について
- 第10 議案第61号 令和2年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 第11 議案第62号 令和2年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第12 議案第63号 令和2年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 第13 議案第64号 令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

11. 本日の会議に付した事件

10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（西沢さん） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第4回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前に、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

直ちに、本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めたものは理事者をはじめ、各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

議長（西沢さん） 会議規則第127条の規定により、6番 大日向進也君、7番 栗田 隆君、8番 玉川清史君を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（西沢さん） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から１２月１４日までの１４日間といたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から１２月１４日までの１４日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は、明日２日午前１１時までといたします。質問時間は答弁を含め１人１時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定したとおりであります。

◎日程第３「町長招集あいさつ」

議長（西沢さん） 町長から招集のあいさつがあります。

町長（山村君） 本日ここに令和２年第４回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただきまして開会できますことを心から感謝申し上げます。

さて、１１月３日に行われましたアメリカ大統領選挙は、バイデン前副大統領が当選を確実にし、次期政権の人事を発表している中、未だにトランプ氏は敗北を認めず、同陣営は選挙の不正があったとして訴訟を起こしております。国外のこととはいえ、経済、環境などに関して日本にも影響が及んでまいりますので、円滑な政権移行が望まれるところでございます。

さて、１１月２６日、びんぐし湯さん館では来館者５００万人を迎えました。平成１４年以来のご利用に深く感謝を申し上げる次第であります。

こうした中、１１月２０日、当町にもゆかりのある矢口高雄氏が逝去されました。矢口さんは鮎釣りに当町を訪れ、作品に町の風景を描かれるとともに、びんぐし湯さん館のロゴのデザインを提供いただきました。深く感謝を申し上げますとともに、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

さて、新型コロナウイルスにつきましては、昨年１２月に中国武漢で初めて確認されてから１年が経過しようとしておりますが、未だ世界がその脅威に直面しております。特に１１月は国内外で感染者の増加が顕著で、国内でも頻繁に１日当たりの感染者数が過去最高を更新し、経済対策として実施しているＧｏＴｏキャンペーンも一部運用の見直しがされました。

県内におきましても、１１月の感染者数は、「緊急事態宣言」のあった４月や第２波といわれた８月を大幅に上回っており、特に飲食店でのクラスターが発生した長野市を中心に、感染が急増した長野圏域につきまして、県では独自に設定する６段階の感染警戒レベルを１１月８日にレベル１からレベル２に、１２日にはレベル３に、さらに１１月１４日の夜には「感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態」として感染警戒レベルを４に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報」を発令いたしました。

町としましても、これらの情報をいち早く町民の皆様にお伝えし、注意喚起をするため、特に

「特別警報」が発令された翌15日、これ日曜日ですが、その午前には対策本部長である私自ら防災行政無線を通じて呼びかけを行うとともに、すぐメールやホームページを通じて情報発信をしたところでございます。

県では、特別警報の発令に伴い、飲食店への感染拡大予防ガイドラインの遵守と利用客に対してガイドラインを遵守していない接待を伴う飲食店の利用を控えるよう新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請やクラスター対策の取組強化などを行いつつ、県民に対しては過度に活動自粛を行うのではなく、基本的な感染防止対策を徹底するよう呼びかけております。

町としましても、こうした趣旨を踏まえ、より徹底した感染防止対策を講じる中、直ちに公共施設の閉鎖や会議、イベント等の中止などは行わないこととしておりますが、今後も感染動向には細心の注意を払いつつ、状況に応じて適切な対応を図っていくことを対策本部会議の中で確認をしているところであります。

県内の新型コロナウイルス感染症については、会食の場のほかに、職場や家庭でも感染拡大の原因となる事例が発生しており、若い世代の感染が中心だった夏場に比べ、幅広い世代への感染の広がりが見られます。

また、県外との往来に起因すると思われる事例も多くなっており、現在は長野圏域以外の全ての圏域でも感染警戒レベルが3に引き上げられ、「新型コロナウイルス警報」が発令されている状況であります。新型コロナウイルスは、いつ、誰が感染してもおかしくありません。また、無症状の場合でも周りの人に感染させる可能性があります。

町民の皆様には、外出先の感染動向に十分にご注意いただくとともに、改めて人との距離を確保し、3密を回避することやマスクの着用、小まめな手洗いを徹底していただきますようお願い申し上げます。特に空気が乾燥する冬場は、飛沫感染への注意が必要です。室内の換気や加湿を行っていただくよう併せてお願い申し上げます。

さて、10月24日高見澤正さんへの名誉町民称号贈呈式を挙行いたしました。高見澤さんは皆様もご存じのとおり、坂城町で事業を起こし、「ジュール加熱殺菌システム」などの技術開発を進め、業界初の「発酵ジャム」を商品化させて、全国、そして海外にも事業展開を拡大され、とともに、永年にわたり多額の私財を寄附され、産業、教育文化などの発展にもご貢献いただき、町の誇りであります。今後も坂城町発展のため、ご指導とお力添えをお願いしたいと考えております。

続きまして、経済情勢であります。世界中に広がる新型コロナウイルスによる不況から、これまで大きな落ち込みとなっておりましたが、日本総研などによりますと、アメリカでは個人消費などの大幅増が経済を牽引して、7～9月期の実質GDPは、前期比年率プラス33.1%と急回復しましたが、新型コロナウイルス流行前の水準には至っていないところであります。

ヨーロッパでは、ユーロ圏において7～9月期の実質GDPは、前期比年率プラス61.1%

と年前半の落ち込みからの反動で、統計開始以来最大のプラス成長となりましたが、感染の再拡大から活動制限をする国が多く、今後の回復ペースは不透明であります。

また、中国においては、早期からの経済活動再開によって、7～9月期の実質GDP成長率が、前年同期比プラス4.9%と2期連続でプラス、新型コロナウイルス流行前の水準となり、欧米に先駆けて回復が伺われるところであります。

次に、国内の状況であります。内閣府による11月公表の7～9月期の実質GDPの成長率は、前期比年率プラス21.4%と4期ぶりのプラスとなり、比較可能な1980年以降で最大の伸びとなったものの、依然として新型コロナ前の水準を下回った状態となっております。

長野県内の状況につきましては、日銀松本支店が11月に発表した金融経済動向では、公共投資、住宅投資、設備投資、個人消費の個別観測から「長野県経済は一部に持ち直しの動きがみられるものの、厳しい状況が続いている」としております。

当町におきましては、10月に実施しました町内の主な製造業20社の7～9月期経営状況調査の結果では、生産量は3か月前の比較でプラスとした企業は7社、マイナス7社、変わらない4社、売上げについてもほぼ同様で、前回調査よりプラス回答は増えたものの、厳しい状況が伺われます。

一方、雇用については、7～9月の実績が総計でマイナス101人と、前回調査時からマイナスに転じ、来年4月の雇用予定は1社が予定なし、2社が減員、2社が未定、その他企業は増員、または減員分の補充を予定しており、全体では24人増員予定ですが、雇用情勢も不安定となっております。

世界経済は回復の兆しが見えだしたところでありますが、新型コロナウイルスが再拡大する中で、今後の減速や町内企業への影響など懸念され、早期の新型コロナウイルス感染症の収束と経済の回復を願うところであります。

続きまして、9月定例会以降の事業の状況並びに補正予算に計上いたしました主要内容について、述べさせていただきます。

令和3年度から10か年のまちづくり全体の基本構想を定める「坂城町第6次長期総合計画」及び「国土利用計画第4次坂城町計画」並びに来年度から5年間を見据えた「第2期坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「坂城町人口ビジョン」につきまして、10月26日に「総合計画審議会」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略策定懇話会」を開催し、西沢議長さん、滝沢総務産業常任委員長さんにもご参画いただく中で、それぞれの計画の素々案についてご審議をいただきました。

現在、委員の皆様からいただいた意見等を調整し、素案の策定作業を進めており、この素案を今月7日から年明け1月4日まで町のホームページに掲載するとともに、役場、企画政策課や文化センターなどに閲覧場所を設けて、広く町民の皆様からご意見をお寄せいただきたいと考えて

おります。

また、12月15日には、文化センターにて午後3時と夕方6時30分から各計画を説明する「坂城町第6次長期総合計画等説明会」の開催を予定しております。町民の皆様のご意見をお聞きする中で、案をまとめ審議会の答申をいただき、年度末の策定に向け作業を進めてまいります。

令和3年度から10か年の公共施設の施設整備計画となる「坂城町公共施設個別施設計画」につきましては、先般、有識者の皆様による策定委員会に計画原案となる素々案をご説明しご審議をいただくなど、策定作業を進めております。

今後は策定委員会の意見等を踏まえまして素案作りを行い、12月中に町ホームページを通じて、住民の皆様からの意見公募を行う予定でございます。持続可能なまちづくりに向け、策定委員や町民の皆様からご意見をお聞きしながら、今年度中の計画策定に取り組んでまいります。

町内企業の需要に応える新工業団地造成事業につきましては、テクノさかき工業団地の西側に約3.6ヘクタールの拡張を予定し、農地法に基づく農業振興地域からの除外につきまして、10月29日付で長野県知事から同意をいただきました。

今年度内での用地取得に向けて交渉を進めるとともに、造成工事に必要となる開発行為の許可申請に向けて、上下水道や農業用水、区画道路・調整池などについて協議を進め、併せて基幹道路となるA09号線道路整備事業の用地買収など、引き続き団地造成の推進を図ってまいります。

さて、新型コロナウイルス感染拡大を受ける中、町でも新たな試みとしまして、インターネットやケーブルテレビを活用し、情報配信に取り組んでいます。10月2日、3日に開催しました「2020さかきオンラインものづくり展」では、企業、大学などの説明をオンラインにて行い、ビジネスチャンスや大学研究シーズの提供の場として、各企業等の技術や製品などを紹介し、企業、大学のPRと併せ、マッチングの機会といたしました。

また、「パネルディスカッション」では、会場に集まらなくともWeb会議システムや動画投稿サイト、ケーブルテレビにより視聴できる環境を整え、コロナ禍の中でも元気に頑張る坂城町をお伝えすることができたものと考えております。

また、10月24日文化センターで、さかきふれあい大学講演会を開催し、信州山の達人にも選定された中嶋豊さんと鳥類生態学の権威でニホンライチョウ研究の第一人者でもある町特命大使の中村浩志さんに「山と私たちの生活」をテーマにお話をいただきました。

参加者は新型コロナウイルス感染症対策として、事前申込制といたしましたが、講演会の様子をケーブルテレビと町の公式動画投稿チャンネルにて再配信し、当日参加できなかった方にも後日聴講できるように対応したところでございます。

また、10月31日、11月1日の2日間、第27回全国山城サミット上田・坂城大会が開催されました。初日の山城ガイドツアーでは、葛尾城跡コースに約50人、和合城跡コースに約20人が登山をして現地の城跡を見学し、2日目のオンライン講演会では、それぞれの城跡の保

存状態の良さや山城としての魅力がケーブルビジョンとインターネットで紹介され、コロナ感染の状況下ではありましたが、全国に向けて発信することができました。

また、12回目となる「ねずみ大根収穫・直売市」がさかき地場産直売所「あいさい」と、坂城インター線沿いのねずみ大根圃場の2会場で11月14日に開催され、長野圏域の新型コロナウイルス感染警報レベルが引き上げられたことから、3密にならないよう来場者への働きかけや一部開始時刻を早めるなど、対策を強化しての実施となりました。

当日は天候にも恵まれ、直売所ではねずみ大根をはじめとする農産物、加工品の販売のほか、今年産の巨峰ワインやテイクアウト用ランチの限定販売など500名ほどのお客様で賑わい、また、ねずみ大根収穫会場では約300名にご来場いただき、例年以上にねずみ大根が収穫され盛況でありました。

今週、12月5日土曜日ですが、午後1時30分から一人一人が共に認め、支え合う人権意識を養うとともに、福祉の理解を深めるため、「人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会」を文化センターにおいて開催いたします。

南条小学校児童による人権作文の発表のほか、シンガーソングライターの「う〜み」さんをお招きし、「じんけんコンサート あなたに会えてよかった」と題して歌を交えてお話をいただきます。今回は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事前申込制の先着70名とし、隣保館で申込受付をしておりますので、皆様のご参加をお待ちしております。

さて、信州さかきふるさと寄附金につきましては、11月末現在8,414件、1億5,582万円で、前年同月比金額でプラス25.2%と果樹類を中心に大変多くの寄附のお申し込みをいただいております。

今年度のふるさと寄附金につきましては、9月以降の急激な寄附の申込みの伸びに対する経費の支払いにつきまして、10月下旬に専決による補正予算で対応いたしましたが、その後の状況を踏まえ、年度末までには寄附額が1億8千万円ほどと見込み、今議会に関連の補正予算をお願いするものであります。

さて、国道18号バイパスの整備促進として、10月7日に県庁で開催されました「新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会」において、関東地方整備局に対し上田篠ノ井バイパスの早期完成に向けた建設促進等を要望してまいりました。地域住民の皆さんの思いをつなぐ国道バイパスですので、坂城町区間の建設について関係機関と連携し、促進してまいりたいと考えております。

また、千曲川の治水整備につきましては、10月28日に安曇野市で開催されました「長野県治水事業整備促進意見交換会」において、北陸地方整備局に対し完全堤防化に向けた築堤工事の実施等を要望いたしました。引き続き、千曲川の強靱化が図られ、地域が安心、安全に生活できるよう要望活動を進めてまいります。

次に、長野広域連合B焼却施設であります。現在工場棟の躯体やプラント設備工事のほか、

管理棟などの基礎工事をを行い、令和4年4月の本格稼働に向けて着々と整備が進められております。

葛尾組合焼却施設の稼働は、来年9月末にて終了し、翌10月からは当町や千曲市から排出される可燃ごみが新施設で試験運転により焼却される予定であります。引き続き、長野広域連合及び千曲市などとも連携を図り、新施設へのスムーズな移行と運営に努めるとともに、葛尾焼却施設跡地の利活用についても検討してまいりたいと考えております。

続きまして、補正予算についてでございます。

新型コロナウイルスの影響が長引く中、不安を抱えて出産され、新生児を育てるご家庭の経済的負担軽減と子どもの健やかな成長を応援するため、国の特別定額給付金の対象とならなかった令和2年4月28日から令和3年4月1日までの出生児に「新生児応援臨時特別給付金」を給付することとし、今補正予算に関連費用を計上いたしました。

また、しなの鉄道の経営状況は、新型コロナウイルス感染症拡大により、上半期の利用者は前年と比べ大きく減少し、非常に厳しい状況であるとお聞きしております。このような状況下、地域の安全な鉄道輸送の確保とコロナ禍での事業継続を図るため、県及び沿線市町に支援の要請がなされ、今年度しなの鉄道が実施する6両の車両整備検査に係る負担金を補正予算に計上いたしました。

また、冬の到来を迎え、降雪時の主要な道路の安全確保を図るための除雪、融雪剤散布に係る費用を補正予算に計上いたしました。委託業者と連携を図り、迅速な除雪作業等の実施に努めてまいります。

最後に、新型コロナウイルス感染症の拡大と収束の見通しが立たない状況から、3月下旬に実施を予定していました町主催の高校生タイ国研修事業、教育委員会主催の中学生アメリカ研修事業につきましては、大変残念ではありますが、昨年度に引き続き今年度も実施しないということにいたしました。事態が収束し安全が確認できれば、来年度実施してまいりたいと考えております。

以上、令和2年度の主な事業の進捗状況並びに主な12月補正予算の内容について申し上げます。今議会に審議をお願いする案件は、条例の制定が1件、一部改正2件、公の施設の指定管理が1件、一般会計、特別会計の補正予算5件、計9件でございます。

よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願いを申し上げます、招集のあいさつとさせていただきます。

◎日程第4「諸報告」

議長（西沢さん） 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期事務監査が実施され、監査委員より報告書の提出がありました。監査委員の審査所見を求めます。

代表監査委員（大橋君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、過日実施いたしました坂城町定期事務監査の結果について、ご報告申し上げます。

お手元に配付されております令和２年度定期事務監査報告書として取りまとめてあります。なお、この報告書は昨日ですが、地方自治法第１９９条第９項の規定に基づいて、町長、教育長、議長に提出いたしております。

この度の定期事務監査ですが、地方自治法第１９９条第４項の規定によるものでありまして、毎会計年度を、少なくとも１回以上期日を定めて監査をしなければならないという規定に基づいているものであります。

監査の対象として、次の５つの会計がございます。「坂城町一般会計」「坂城町国民健康保険特別会計」「坂城町下水道事業特別会計」「坂城町介護保険特別会計」「坂城町後期高齢者医療特別会計」、それぞれの会計について、令和２年度歳入歳出の執行状況を９月３０日現在の数値をもって監査いたしました。また、定期事務監査に合わせまして、地方自治法第１９９条第５項の規定による監査として、令和２年度に施工中、または施工済みの工事個所について、実地検分により監査をいたしました。

監査の期間は令和２年１０月２１日から１１月２日にかけて、坂城町役場庁舎内で実施いたしました。監査の方法は、令和２年度坂城町一般会計及び特別会計の歳入歳出計算書等をもとに、関係各課等により予算執行の状況及び主要施策の進捗分の状況について説明を受けまして、質疑形式により監査を進めました。また、必要に応じて各課から財産管理の状況、事務事業の年間計画とその執行状況等について資料の提出を求め、確認をしています。

なお、今年の４月に公開されました坂城町監査基準、末尾につづられておりますが、それによりますと、監査の範囲として財務監査及び行政監査が明文化されました。

次に掲げます４つの事項は、地方自治法に規定されているものでありますが、監査基準とされています。

- ①住民福祉の増進に役立っているか。
- ②最小の経費で最大の効果を上げているか。
- ③執行機関の組織や運営が合理的、効率的に行われているか。
- ④予算の執行や事業の取り組みは予定どおり行われているか、であります。

監査の結果でございますが、各所管における財務に関する事務処理及び事業の契約、執行等については、関係法令、条例、規則に準拠して、適正に執行されているものと認めます。

次に、事務及び事業の状況についてご報告いたします。

まず、令和２年度の予算執行については、実施計画に沿って執行されておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一部の事業に影響が見られましたけれども、感染防止対策を含め事業全般にわたり積極的な取り組みがなされていると認識いたしました。

また、事務事業の内容及びその執行は、地方自治法に定める住民の福祉の増進に重点を置き、執行されているものと受け止めております。

次に、令和2年度の予算執行の状況であります。

期日は重なりますが、事業の執行状況についてはほぼ予定どおり行われておりました。また、財務の執行状況については、一般会計において収入済額の予算に対する割合は54.5%で、前年に比較して8ポイントの増であります。また、支出済額の予算に対する割合は49.4%で、前年比13.5ポイントの増となっております。いずれも、新型コロナウイルス対策事業が数値を押し上げている結果かと認識いたしております。

なお、予算の執行においては、年度末に実施されるものが多くありますので、その執行割合は記載されている数値となっております。

3ページですが、令和2年度の町税の賦課徴収の状況であります。9月末の徴収実績について、収入済額は15億4,975万5千円であります。前年に比較して1億1,157万1千円の減となっております。その中で主な税目であります町民税を取り上げますと、個人町民税は収入済額が現年分にして3億6,098万5千円で、前年と比較して650万円の増となっております。

また、法人町民税については、収入済額が現年分で1億5,402万3千円で、1億3,703万8千円の減となっております。法人町民税の税率が引き下げられたことによることが減収の要因の一つとみられます。一方、固定資産税は調定額が13億1,014万7千円で、前年に比較して3,145万1千円の増であり、収入済額が9億1,582万3千円で、前年に比較して2,464万7千円の増となっております。

次に、主要事業とその執行状況について、事務事業の年間計画に従い執行されておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、一部の事業に影響を受けているものも見られます。

4として、工事の執行状況についてです。

工事等検査箇所調書として、報告書の6ページにつづられております。

通常は末尾につづることを意識していたのですが、今回は坂城町監査基準が末尾につづられましたので、6ページという形でご報告させていただきます。その6ページですが、4か所見分いたしましたして、鼠橋の橋面工事、それから坂城町消防第2分団の詰所の新築工事、それから新工業団地の造成事業ないしA09号線の道路改良事業、それから64号橋ですが、国道から役場に入る埴科用水のまたがる橋、その改良工事等を見分いたしました。いずれも全てが施工中の工事箇所になりましたが、予定通り執行されていることを確認いたしました。

次に、監査の所見であります。盛りだくさんに記載しておりますが、監査実施機関の監査を通じまして、各課の担当に対応をお願いした案件についてまとめたものであります。

一般会計については各課ごとに、また特別会計については会計ごとに記述してあります。お目通しいただきたいと思っております。

なお、記述に至らなかった指摘事項につきましては、その場でその都度、口頭にて検討をお願いしているところであります。

以上であります。定期事務監査のご報告といたします。

議長（西沢さん） 審査所見の報告が終わりました。

また、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。

それぞれ、お手元に配付のとおりであります。

次に、本日までに受理した陳情はお手元に配付のとおりであります。

所管の常任委員会に審査を付託しましたので、報告いたします。

議長（西沢さん） 日程第5「議案第56号 坂城町議会が議決すべき事件に関する条例の制定」から日程第13「議案第64号 令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてまでの9件を一括議題とし、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（西沢さん） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第56号から64号までご説明申し上げます。

まず、議案第56号「坂城町議会が議決すべき事件に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、長期総合計画における基本構想の策定・変更等について、地方自治法第96条第2項の規定により、議会の議決すべき事件とすることに伴い、条例を制定するものであります。

基本構想につきましては、地方自治法の改正により策定及び議決の要否が市町村の裁量に委ねられるということがありましたが、第6次長期総合計画の策定にあたり、計画の中心となす基本構想につきましては、総合的かつ計画的な町政運営の指針となりますので、議会の議決をお願いするものであります。

議案第57号「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、国の税制改正により、地方税法及び関係法令等が改正されたことに伴い、坂城町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

改正内容としましては、国民健康保険税におきましては、前年の所得額が一定の所得基準以下の世帯について、世帯の所得に応じて均等割額及び平等割額の7割、5割、2割を軽減する負担軽減措置を行っております。この軽減措置の有無を判定するための基準額の算定に用いている基礎控除額相当分を現行の33万円から43万円にするとともに、被保険者のうち年金の支給を受

ける者及び給与所得者の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた額に改正するものであります。

これによりまして、年金・給与所得の被保険者が令和3年1月1日から施行される個人所得課税見直しにより生ずる税負担について、収入済額に変化がない場合においてはこれまでと同様の軽減措置が受けられるようにするものであります。

議案第58号「坂城町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律が改正されたことに伴い、本条例で引用している総務省令が改正されたため必要な改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、条文中に引用している同法律第25条の地方公共団体等を定める省令の第25条を第26条と改めるものであります。

次に、議案第59号「坂城町公の施設の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

本案は、平成28年4月1日から指定管理者による管理運営を行っている町内8施設及び平成30年4月1日から指定管理者による管理運営を行っている町内7施設につきまして、令和3年3月31日をもって指定管理者に係る指定の期間が満了することに伴い、同年4月1日からのこれらの施設に係る指定管理者を指定することについて、議会の議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第60号「令和2年度坂城町一般会計補正予算（第12号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,037万円を追加し、歳入歳出予算の総額を87億4,434万1千円とするものであります。

歳入の主な内容としましては、法人町民税減免課税分2,500万円を減額し、ふるさと寄附金7千万円、財政調整基金繰入金7,451万5千円をそれぞれ増額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、ふるさとまちづくり基金積立金7千万円、ふるさと納税事業に係る返礼品などの経費4,200万円、障がい児通所等給付費1,100万円、町道除雪作業に係る経費1,150万円と新型コロナウイルス感染予防対策として新生児応援臨時特別給付金事業702万7千円、地域鉄道事業者支援としてしなの鉄道負担金366万2千円、感染予防対策を加えた防災ハザードマップの印刷42万9千円、学校体育館等洗面台自動水栓化工事199万7千円、学校、保育園、給食センター等感染予防対策用品購入費737万2千円をそれぞれ増額し、小規模事業者等持続化支援金2千万円、ばら祭りや町民まつり坂城どんどん、海外研修などの今年度実施を見送った事業に係る経費1,673万4千円を減額するものであります。

また、令和3年度予算において、一般廃棄物収集運搬等業務を行うための債務負担行為につきましても、合わせてご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第61号「令和2年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」

ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ684万円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億5,693万円とするものであります。

歳入の内容としましては、県支出金600万円、繰入金84万円を増額し、歳出につきましては、保険給付費684万円を増額するものであります。

次に、議案第62号「令和2年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,397万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億3,826万1千円とするものであります。

今回の補正は、令和元年度消費税の確定に伴う還付金と予算の組替えにより、公共下水道事業の整備促進を図るものであります。

歳入の内容といたしましては、消費税還付金2,397万4千円を増額し、歳出の主なものにつきましては、公共下水道事業地下埋設物移転補償3,147万8千円を増額し、総務管理費810万8千円を減額するものであります。

次に、議案第63号「令和2年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億9,979万円とするものであります。

補正の内容としましては、令和元年度の社会保険診療報酬支払基金の交付額が確定したことにより、歳入歳出それぞれ増額するものであります。

歳入の内容としましては、介護給付費分の追加交付分として支払基金交付金98万4千円を増額し、歳出につきましては、地域支援事業分の超過交付分として支払基金交付金返還金98万4千円を増額するものであります。

最後に、議案第64号「令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億3,036万3千円とするものであります。

補正の内容としましては、後期高齢者医療制度見直しに関連したシステム改修に係るものであります。

歳入の内容としましては、国庫支出金12万5千円、繰入金50万3千円を増額し、歳出につきましては、総務費62万8千円を増額するものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（西沢さん） 提案理由の説明が終わりました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日２日から１２月７日までの６日間は、議案調査等のため休会にいたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（西沢さん） 異議なしと認めます。

よって、明日２日から１２月７日までの６日間は、議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は、１２月８日午前１０時より会議を開き、一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(散会 午前１０時５３分)

1 2月8日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 14名

1 番議員	西 沢 悦 子 君	8 番議員	玉 川 清 史 君
2 "	小宮山 定 彦 君	9 "	滝 沢 幸 映 君
3 "	山 城 峻 一 君	10 "	朝 倉 国 勝 君
4 "	祢 津 明 子 君	11 "	吉 川 まゆみ 君
5 "	中 島 新 一 君	12 "	塩野入 猛 君
6 "	大日向 進 也 君	13 "	中 嶋 登 君
7 "	栗 田 隆 君	14 "	大 森 茂 彦 君
2. 欠 席 議 員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 崎 義 也 君
教 育 長	清 水 守 君
会 計 管 理 者	池 上 浩 君
総 務 課 長	柳 澤 博 君
企 画 政 策 課 長	臼 井 洋 一 君
住 民 環 境 課 長	関 貞 巳 君
福 祉 健 康 課 長	伊 達 博 巳 君
商 工 農 林 課 長	竹 内 祐 一 君
建 設 課 長	大 井 裕 君
教 育 文 化 課 長	堀 内 弘 達 君
収 納 対 策 推 進 幹	長 崎 麻 子 君
まち創生推進室長	柳 澤 英 明 君
総 務 課 長 補 佐	瀬 下 幸 二 君
総 務 係 長 補 佐	細 田 美 香 君
総 務 財 政 係 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	竹 内 優 子 君
企 画 調 整 係 長	鳴 海 聡 子 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	
子 ど も 支 援 室 長	
4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	北 村 一 朗 君
議 会 書 記	宮 崎 あかね 君
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-----------------------------|------------|
| (1) デジタル時代の対応についてほか | 滝 沢 幸 映 議員 |
| (2) 学校給食の食物アレルギー対応食実施についてほか | 吉 川 まゆみ 議員 |
| (3) 子ども3ワクチンについてほか | 中 嶋 登 議員 |
| (4) 計画行政についてほか | 塩野入 猛 議員 |
| (5) R3年度の予算編成についてほか | 朝 倉 国 勝 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（西沢さん） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

また、本日から一般質問の期間中、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（西沢さん） 日程第1 一般質問を行います。

質問者は、お手元に配付したとおり13名であります。

質問時間は、答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者もこれには格段のご協力をお願いいたします。

それでは、順番によりまして、初めに、9番 滝沢幸映君の質問を許します。

9番（滝沢君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

さて、今議会より議場も音響映像システムが全面的にリニューアルをされました。その初めての一般質問であります。デジタル化が進む中、今後は議会のIT化も図る必要があるのではないかと考えております。

さて、デジタル時代と言われ久しいわけですが、今日の目覚ましい進歩の要因は何と云ってもコンピューター技術と通信機器の技術革新によるもので、その一つにスマートフォンが挙げられるでしょうか。現在のコロナ禍の状況を受け、そのデジタル化の推進は様々な分野で拍車がかかっております。

菅内閣においては、行政の縦割りを打破し、大胆に規制改革を断行する突破口として、来年秋にはデジタル庁を創設するとしています。新たな組織の創設により、国、自治体のシステムの統一、標準化を行うこと、マイナンバーカードの普及促進を一気呵成に進め、各種給付の迅速化やスマホによる行政手続のオンライン化を行い、国民が当たり前に望んでいるサービスを実現し、デジタル化の利便性を実現できる社会をつくっていききたいとしています。

では、今回それらを受け、質問に入ります。

1、デジタル時代の対応について。

町もこれまでデジタル化に向け様々な取り組みがされてきております。国の指針はまだ示されてはおりませんが、このコロナ禍の時代、さらに推進を図っていく必要があると思っております。

次の3点につきまして、取り上げます。

イ、行政のデジタル化推進について。

町民の利便性向上と行政の効率化推進に向けた取り組みなどの考え方は。現在、素々案として策定が進められております第6次長期総合計画では、情報通信技術の利活用として行政サービスのデジタル化と様々な分野へのICTの活用が上げられております。また、第2期の坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の共通テーマとして、SDGsと併せ、Society 5.0時代の効率的なまちづくりを上げています。Society 5.0時代とは、あわせ、その内容と取り組みを伺います。

この行政のデジタル化が私たちの生活にどう関わっていくのか、地域社会がどのように変わっていくのかをお示しいただきたいと思います。

次に、ロ、町のホームページについて伺います。

1、リニューアルの内容は。

全国47の都道府県と1,741の市区町村の全てがホームページを開設しているわけですが、ある自治体ホームページの評価のウェブサイトでは、これまでほとんどの自治体は個性がなく、同じようなレイアウト、メニューボタンと仕組みであった。だが、地方創生など地方の魅力が問われる社会が定着してきた昨今、個性をPRする地方自治体の攻めのウェブサイトの活用事例が目立つようになってきたとしています。

私としては待ち望んでいたリニューアルですが、当町を知っていただく玄関であり、その扉を開いて入ってきていただくためにも、新たな工夫が必要と考えます。

次につきまして、質問いたします。

動画、ユーチューブなどの活用は。リキッドデザインを採用した見やすさ、分かりやすさの工夫は。町の魅力の発信として重要施策の移住・定住策、ふるさと寄附金サイトなどの情報の充実

リキッドデザインとは、パソコンやスマホの画面に合わせて表示が変わるデザインで、多くの自治体に取り入れています。周辺自治体の佐久市や御代田町も採用していて、トップ画面は非常にすっきりとしていて見やすさがあります。

当町の移住・定住サイトは多岐にわたる情報がありますが、特に子育て支援策は25項目がずらりと並び、文字を追うだけで疲れてしまうのではないのでしょうか。ふるさと寄附金も年々右肩上がり続け、今後も重要な取り組みです。その工夫などについて伺います。

次に、ハ、産業振興策について伺います。

1、オンラインモノづくり展について。

2、今後の人材確保に向け、インターネット環境の活用は。

10月2日、3日に開催されたオンラインモノづくり展ですが、初の試みとして注目をしておりました。その後、各方面から反響があったとのことで、関係者の皆様には敬意を表するところです。私も全ては確認はできてはおりませんが、ウェブによる企業説明会などは工夫が必要ではないかと感じました。その中でもパネルディスカッションは山村町長のインタビュアーとしての進行の妙もあり、町内トップ企業経営者の皆様の経営現状と今後の展開など生の声を聞く機会となり、充実した内容だったと思います。そこで、今回の検証と今後の取り組みについて伺います。

2の人材確保に向け、インターネット環境の活用については、オンラインモノづくり展においてもその位置づけがあったわけですが、このコロナ禍にあっても町内企業の頑張りには敬服するところです。新たな人材確保は、企業の社会貢献、技術の開発、継承などにつなげていく企業の柱であり、ひいては町の移住定住策、財政にも関わる重要なテーマと捉えます。合同企業説明会、人材確保就職支援事業など、オンライン活用の進捗状況を伺います。

以上につきまして、質問いたします。

町長（山村君） おはようございます。ただいま滝沢議員さんからデジタル時代の対応についてということでご質問がありました。その中で、私からは、（イ）の行政のデジタル化推進についてにお答えいたします。全般的な取り組みなどについてお話し申し上げたいと思っております。

新型コロナが、去年、1年前に中国武漢で始まって以来、全世界がいまだにまだ大変な状況であります。特に、北信地域でも非常に厳しい状況になっておりますけれども。

コロナ禍において、日本が今までなかなかやろうとしてできなかったこと、あるいは世界に遅れているものの一つにやっぱりデジタル化というのがあるというふうに思っております。これからご説明します行政だけでなく、企業それから学校教育の現場、あるいは家庭、その他全般的な面においてデジタル化というのは進めていかなきゃいけないということだというふうに思っております。

先ほどお話ありましたが、坂城町議会議員の皆さんもご協力いただきまして、ずっとアナログのままでした。議事の議場の中のいろんなオーディオあるいはビジュアルのシステムにつき

ましてもデジタル化が図られまして、ちょうどこの議場の中に大きなディスプレイがありますけれども、このディスプレイには前は出席人数とそれから時間の表示だけだったんですけども、上田ケーブルビジョンさんのご協力も得て、生放送で中継されている画面も表示されるようになりましたし、それから、来年度からということになりますけれども、6月議会からになると思いますけれども、初めて電子投票も行われるようになった、議案によって電子投票をやるということでもありますので、坂城町の議場もデジタル化に関しまして一歩大きく前進したということだと思っております。

さて、デジタル化の推進につきましては、DXあるいはこれはDTとも言いますが、デジタルトランスフォーメーション、デジタル変革を進め、国が目指すべき未来社会の姿であるSociety 5.0の実現につなげるため、国においてデジタル庁を創設することが発表されております。

この国が目指すSociety 5.0の社会というのは、こういうような背景があります。狩猟社会、これがSociety 1.0だと、それから農耕社会がSociety 2.0だと、それから工業社会、これがSociety 3.0、それから情報社会、これはSociety 4.0に続く新たな社会、これは超スマート社会とも言われておりますけれども、これを指すもので、第5期の科学技術基本計画において初めて提唱されたものであります。

「超スマート社会」というのは、「必要なもの、サービスを必要な人に必要なときに必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越えて生き生きと快適に暮らすことのできる社会」と定義づけられております。

例えば、これまでの情報社会、Society 4.0におきましては、人がナビで目的地を検索し、自動車を運転したり、人の操作によりロボットが生産工程を実施したり、人がサイバー空間へアクセスして情報を入手し、分析したりといった社会であります。国の目指す超スマート社会、Society 5.0におきましては、センサーやIoTを通じてあらゆる情報がビッグデータとして集積され、人工知能、AIが解析し、自動車の自動走行やAIによる最適な分析、提案、ロボットが自動的に生産工程を行うなど、高付加価値をフィードバックするというイメージであります。

デジタル庁の進める具体的なDXの取り組み等につきましては、現段階におきましては定まっていない部分が多く、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

町といたしましても、デジタル変革への取り組みにつきましては大変重要なテーマであると認識しておりまして、現在策定作業を進めております第6次長期総合計画や第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、SDGsとともに様々な施策に共通するテーマとして位置づけてまいりたいと考えております。

さて、町における行政のデジタル化につきましては、町民の利便性向上と行政の効率化のため、情報通信技術を活用した取り組みをこれまでにも行ってきたところであります。先ほども話がありましたけども、例を挙げますと、町ホームページ上を通じての行政情報の公開や防災行政無線、すぐメール、SNSを通じての情報の発信、電子メールや電子申請システムを通じての受付、電算処理システムの導入による業務効率や正確性の向上などがあります。

また、近年におきましては、水道メーターを利用した高齢者の方の見守りシステムK I Z U K I の運用ですとか、さかき子育て応援アプリ「はぐはぐ」の提供など、新たな取り組みも実施いたしました。

特に、今年は新型コロナウイルス感染症の影響でオンラインによるWeb会議の開催や小中学校の休校に伴うインターネットを活用した授業を実施したほか、Web会議システムや動画投稿サイトを活用したオンラインモノづくり展の開催など、新しい生活様式に対応した様々な事業を実施してきたところであります。

また、近年のこうしたデジタル化に係る情報通信技術の進展は我々の生活の中にも大きく影響しており、インターネット通販やキャッシュレス決済といったサービスが今や当たり前のように日常生活に浸透しているところであります。

その一方で、対応する機器の整備や保守、セキュリティ対策などが不可欠となり、それに係る費用が必要となるとともに、サイバー犯罪やSNSなどサイバー空間でのいじめや誹謗中傷など新たな社会問題も発生するなど、これまでになかった課題も出てきているところであります。

町におきましては、今後もマイナンバーカードの普及に努めるとともに、行政手続が行える電子申請サービスの拡大や様々なサービス用のアプリやシステムの提供、行政情報のオープンデータ化などを進め、町民の利便性向上につながる施策を進めてまいりたいと考えております。

また、GIGAスクール構想により整備したICT機器を活用した教育の実践、スマート農業による生産性の向上やICTを活用した商機能の活性化など、様々な分野におけるデジタル化についても検討を進めてまいりたいと考えております。

今後具体化する国の動きを注視する中で、新たに生まれる情報通信技術などについても積極的に調査研究を進め、町民の皆様の利便性の向上や行政の効率化などへつなげていければと考えているところであります。

企画政策課長（臼井君） ロの町ホームページのリニューアルについてのご質問にお答えいたします。

町ホームページは、平成21年に現在のデザイン、サイト構成へとリニューアルを行って以来、インターネット回線の高速化や利用者の増加、スマートフォンの普及などの時代の推移に併せ、外国語自動翻訳機能の導入やスマートフォン用サイトの構築のほか、情報の更新頻度の向上と迅速な情報掲載を心がける中で、より見やすくするための見直しを行いながら現在に至っていると

ころでございます。

また、平成30年には、同報系防災行政無線の運用開始に伴い、坂城町防災WEBとツイッターの町公式アカウントの連動運用も開始し、これに併せ、町ホームページにおいても町が発令する緊急情報のほか、Jアラートなど国の緊急情報が出た際に、防災行政無線などと連動し、自動でこれを表示する仕組みを取り入れてきたところでございます。

現在、本年度中の公開に向けて町ホームページのリニューアル作業を進めておりますが、ご質問にもありましたように、より見やすく、分かりやすく、またインターネットに慣れた方にも使い慣れない方にも便利にお使いいただけるホームページになるよう、他の自治体のインターネットサイトなども参考にしながら構築作業を進めているところであります。

見やすさ、分かりやすさの工夫といたしましては、手続や制度についてなど、いわゆる「調べもの」でホームページを利用される方がより少ない手順で目的の情報にたどり着けるよう、ホームページ上のどこからでもスムーズに目的の情報に移動できる仕組み、グローバルナビゲーションの導入を検討しております。

あわせて、従来も行っておりました「暮らし・手続き」「防災・安全」「健康・医療・福祉」といった情報の種別による分類の見直しを行うほか、「引越し」「出産・育児」「病気・健康」「相談」といったライフシーン、生活の場面別の分類も新たに加える中で、膨大な情報の中から直感的に目的の情報にたどり着けるよう、分かりやすい経路づくりを行ってまいります。

そうした使いやすさの向上に加え、ホームページ上の文字を音声で読み上げる機能や背景色、文字色をご自身の見やすい色に選択、変更できる機能を新たに導入するほか、自動翻訳に対応する外国語の言語数を増加させるなど、閲覧支援機能の充実も図ってまいりたいと考えております。

また、視覚に障がいのある方などが自身でもともと使用されている読み上げツールなどの支援機能を利用して町ホームページを閲覧する際に、より円滑に閲覧ができるようアクセスのしやすさ、いわゆるアクセシビリティの確保も引き続き行ってまいります。

こういった使いやすさ、利便性の向上と併せて、坂城町の魅力を視覚的にビジュアルでアピールできるようトップページのデザインを一新し、町の見どころや四季折々の風景など、そうした画像を動的に表示し、町の魅力を視覚的に伝え、思わずクリックして詳細を見たいくなるようなデザインも検討しているところであります。

また、ご質問の「移住・定住」や「ふるさと寄附金」につきましては、情報発信の主な対象が町外在住の方であり、町ホームページでの情報発信の重要性が高いテーマでありますので、サイトのトップページに専用の入り口を設け、アクセスしやすくするなどの対応を図るとともに、必要な情報を集約して掲載することで当町への興味を深めていただけるよう工夫していきたいと考えております。

次に、そういった見た目、視覚的な魅力と利便性、分かりやすさを両立し、スマートフォン、

パソコンなど閲覧環境が異なってもホームページの見た目や利便性を維持するための手法としては、ご質問にありましたリキッドデザインと、これに類似するレスポンスデザインのどちらを採用すべきかといった検討も行っております。

リキッドデザインとレスポンスデザインは、共に閲覧する方が使用する端末の画面サイズに応じてサイトのレイアウトが変わる点は共通しておりますが、画面サイズに応じて自動的にサイトの構成パーツを並び替えて表示するリキッドデザインでは、画面サイズによってはレイアウトが意図しない形に崩れ、読みにくくなってしまう場合がございます。これに対し、画面サイズに応じてあらかじめ用意した最適なレイアウトを表示するレスポンスデザインですと、サイト構築時に複数のレイアウトを作成するという手間はあるものの、意図せぬレイアウトの崩れは生じにくく、見た目、読みやすさの維持をしやすいことから、こちらの手法の採用を検討しているところでございます。

最後に、動画の活用につきましては、本年から動画投稿サイトYouTube内に坂城町の公式チャンネルを開設し、現在、動画コンテンツの増加を図っているところであります。

現状におきましては、さかき千曲川バラ公園や千曲川での花火などの風景動画、さかきふれあい大学教養講座の講演、また先月11月に開催された第27回全国山城サミット上田・坂城大会のオンライン講演会などの動画を掲載しております。

このほか、本年度から運用を開始している子育て応援アプリの中では、初めの子育て中のお父さん、お母さんに向け、乳児の沐浴や離乳食の調理、おむつ交換の仕方など動画で紹介するという活用も行っているところでございます。

今後は、動画による情報提供につきましてもホームページとひもづけするなど工夫する中で積極的に活用してまいりたいと考えております。

現在のコロナ禍におきまして、住民の皆さんとの対面が限られる中、動画での情報発信の重要性、実用性は増してきておりますことから、今後のさらなる動画コンテンツの有効活用に向け検討してまいりたいと考えているところでございます。

商工農林課長（竹内君） ハの産業振興策についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、自宅から仕事を行うテレワークや学校における授業のリモート化など、様々な分野でデジタル化がさらに進められているところでございます。オンラインによるイベントや行事などにおきましては、新型コロナウイルスの感染リスクが減る、感染への不安が払拭できるなど、コロナ禍においても安全に安心して開催でき、参加できるメリットなどがございます。

さて、さかきオンラインモノづくり展は、10月2日と3日の2日間で開催し、当初予定していた各企業がそれぞれのブースに製品等を展示する形態に変えて、インターネットを活用したオンラインによるモノづくり展としてほかに先駆けて実施いたしましたところでございます。

当日は、最小限の人数により新型コロナウイルスの感染対策を十分に講じた中で、坂城テクノロジーセンターからオンラインによるセミナーや企業説明会などを行い、町内企業が有する技術、製品等の紹介や県内外の学生に対する町内企業の紹介など、ビジネスチャンスの場として、また若者等のU I J ターン就業に向けたP Rの場として情報配信を行ったところでございます。

10月2日は、オープニングセレモニーの後、大学の教授による特別講演や町内の経営者をパネリストに実施したパネルディスカッション、また町内企業によるプレゼンテーションを開催し、Web会議システムと動画投稿サイトにより視聴できる形といたしました。視聴者数は延べ915人であり、またその翌日から11月24日までにおける動画投稿サイトによる視聴者は延べ1,288人でありました。

さらに、坂城高校においては、授業の一環として、1年生から3年生までの220人が動画投稿サイトによる視聴を行い、町内企業の技術力とものづくりの魅力や楽しさを知る大変よい機会になったものと考えております。

10月3日の企業説明会、大学研究シーズの発表及び大学、高校の紹介では、Web会議システムのみの配信でありましたが、延べ293人の視聴がございました。

今回開設したオンラインモノづくり展のホームページには、1,433人の方が約3,500ページを閲覧しており、出展企業や大学などの情報をホームページを通じてもご覧いただけたものと考えております。

さらに、上田ケーブルビジョンによるライブ中継を行い、視聴者数は把握できませんが、インターネット環境が整っていない方にも視聴いただくことができました。

なお、モノづくり展ホームページにつきましては、来年10月31日まで公開をしております。企業情報や学校情報のほか、特別講演やパネルディスカッションなどもご覧いただけますので、視聴されていない方など多くの皆さんに今後ともご覧いただければと思います。

12月1日には、オンラインモノづくり展実行委員会の反省会が開催されましたが、実行委員の皆様からは「オンラインによるプレゼンテーションの方法など企業も勉強になった」、「コロナ禍の中で初めての試みではあるがよい取り組みであった」、「オンラインモノづくり展をUCVで見たとの声があった」、「今後もオンラインによる取り組みを生かしていただきたい」などのご意見をいただいたところでございます。

次回のさかきモノづくり展の開催では、より多くの皆様にご参加いただけるように、開催時期や開催する時間帯の設定、企業、学生への周知方法、展示会の内容などを検討するとともに、リアル展示会とオンライン展示会が融合した新たな形でのモノづくり展を関係団体と連携して開催してまいりたいと考えております。

続きまして、今後の人材確保に向けたインターネット環境の活用についてお答えいたします。

当町では、町内企業における優秀な人材の確保と町と連携している大学等の就職支援を行うた

め、これまでテクノセンターやテクノハート坂城協同組合など関係機関と連携して、合同企業説明会やインターンシップ事業、企業見学会などの取り組みを行ってまいりました。新型コロナウイルス感染拡大防止や感染予防のため、今まで行われてきました直接企業と学生が会う合同企業説明会や面接、インターンシップなどは、3密を回避する観点からそのほとんどが中止となり、オンラインに切り替え、開催しているところでございます。

そのような中、さかきオンラインモノづくり展において行った企業説明会では、オンラインにより県内外の学生などに対して、企業担当者による企業の事業内容や採用計画などの説明のほか、企業紹介ビデオの配信などを行い、「モノづくりのまち坂城」を町内外に広く発信し、次世代を担う若者の就業促進と企業の人材確保を図ったところでございます。

また、連携協定を締結している大学が主催し、12月から来年3月までに開催予定の合同企業説明会につきましても、全てオンラインにより行われる予定となっております。

これからも町内企業への就職につながるよう各大学と連携し、開催案内による周知等、企業や学生への情報発信を行ってまいりたいと考えております。

また、長野地域連携中枢都市圏や東信州次世代産業振興協議会など、当町が構成員として参加しております広域的な団体におきましても、オンラインによる人材確保や就職支援などの事業を進めております。

長野地域連携中枢都市圏の事業につきましては、就職情報サイト「おしごとながの」による企業や求人情報の発信をはじめ、「オンラインインターンシップ」や「オンライン企業説明会」、学生の企業理解の促進を図る「ナガノのシゴト博オンライン」などを実施しており、当町からも数社参加しております。

東信州次世代産業振興協議会では、人材確保支援事業として、地元高校生の1,000人オンライン企業博を現在開催しており、身近にある企業ではどんな人がどんな仕事をしているのか、地元高校生に広く知る機会を提供し、地域での就職を促進するため行っております。

町内企業及び坂城高校においても、地域の企業を再認識し、地元企業での就職につなげるため参加をいただいているところでもございます。

新型コロナウイルス感染症に対応したオンラインによる新たな取り組みを有効的に活用するとともに、オンラインのメリットを最大限活かす中で、関係機関との連携により就職支援及び人材確保に努めてまいりたいと考えております。

9番（滝沢君） ただいま町長、担当課長より詳細な説明をいただきました。やはり、町長も言われたとおり、このデジタル化、デジタル時代というのは、今や生活になくてはならない存在ということでは理解しておりますが、ただ、横文字が多いんでなかなか我々の世代にはついていけない部分もあるんですが、やはりそれについていくよう私たちも勉強をしていかなければならないと思っております。

今、Society 5.0ということで説明をされたわけですが、確かに2.0の農耕狩猟時代ですか、そういう時代から進んできたということで理解をいたしました。これが、将来、Society 6.0とか7.0、そういう時代というのはどういう時代になるんだろうということをやっと予想すると、なかなか未来に対して興味が湧いてくるところでございます。

町ホームページについては、今進めていただいているところですが、一応デスクトップのところはレスポンスデザインですか、こちらの採用を考えているということで、いろいろ他自治体の事例も参考にされているということですので、やはりそういういいところを取り込んでいただいて、個性豊かな坂城町のホームページにしていいただければなというふうに思っております。

それと、オンラインモノづくり展に関しては、実に、今数字的なこともお聞きしたんですが、非常に多くの方が視聴されたということは非常にすばらしいなというふうに思いました。それで、反省会でもおおむね皆さん好評であったということで、またこれが次につながるいい取り組みだったのではないかとというふうに捉えております。

その中で、3点につきまして再質問させていただきます。

まず、行政のデジタル化についてですが、デジタル化の推進で来年度からGIGAスクール構想もスタートされるわけです。さらに大容量の情報ネットワークの環境になることが予想されます。

先ほど町長の答弁にもございましたが、やはり私の懸念としてそのセキュリティ、特にサイバー攻撃というのは事例が最近頻繁に起こっておりますので、そのセキュリティと日常の管理、運用、保守点検に関してですが、現在も対策はされているわけですが、今後これらの運用を各担当部署で対応するのか、また専門部署で一括管理をされていくのかということで質問をいたします。

次に、ホームページについてですけれども、いろいろ今やっけていただいている中ではありますけれども、やはりこれは以前からもう取り上げられていた町の行事やイベント情報についてですけれども。

今のホームページは町の出来事ということは非常に丁寧にアップされて、ああ、こういうことがあったんだなということは後で分かるわけなんです。やはり、事前にそういうイベントなりいろんな行事があるということを広くお示しをいただく必要があると思っております。

今、リニューアルに向けて進んでいる最中ではございますが、そこら辺の工夫、どんなような構想をお持ちなのかということをお聞きをしたいと思います。

それで、3点目、オンラインモノづくり展に関してですけれども、町内幾つかの若手のグループがありますけれども、そんな皆さんを交えて新たな商品開発、それから新分野の技術の研究や町の将来像などのテーマでパネルディスカッションの企画を次の機会に望みたいと思っておりますけれども、お考えはいかがでしょうか。

以上、一括質問させていただきます。

企画政策課長（臼井君） 再質問にお答えをいたします。

まず、情報ネットワーク環境のセキュリティといった部分のご質問でありますけれども。

まず、管理面につきましては、副町長を最高情報統括責任者とする坂城町セキュリティー委員会を組織する中で、情報セキュリティポリシーなどを策定するとともに、職員を対象とした情報セキュリティ研修を毎年開催するなど、安心、安全な運用が行えるように努めているところでございます。

また、システム面におきましては、住民基本台帳、町税、福祉などの個人情報を取り扱う町の基幹業務のネットワークと外部インターネットを利用するシステムは分離されており、インターネットから個人情報への不正アクセスやインターネットを通じた情報漏えいなどが生じないように構成されております。

加えまして、基幹業務システムにおきましては、情報漏えいが生じないようUSBメモリーなど外部記録装置の利用について制限を行うなど、端末の一元化を行っております。

また、役場からのインターネット利用につきましては、長野県と県下市町村が共同で設置する長野県自治体情報セキュリティークラウドによる不正通信の監視が行われており、町ホームページへの不正アクセスなどの不正通信を検知した場合、インターネットから遮断されて情報の改ざんや漏えいを防止する仕組みとなっております。

ご質問のGIGAスクール構想に基づく小中学校のシステムにつきましては、役場のシステムとは独立したネットワークによりシステムを構成し、専門業者への委託により管理、運用、保守を実施してまいります。加えて、児童生徒がインターネットを利用するネットワークは教員が利用するネットワークとも別のネットワークとなっておりまして、学校で管理する個人情報の漏えいなどが生じないようなセキュリティに配慮した仕組みとなっております。

今後につきましても、管理面、システム面の双方から情報ネットワーク環境に係る総合的なセキュリティ対策を実施し、適切な管理、運用、保守に努めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、町ホームページリニューアルに向けたイベント情報についてのご質問でございますけれども。

イベント情報の掲載につきましては、現在広く一般の方を対象としたイベントにつきまして、開催月ごとに集約した情報を町ホームページに掲載し、あわせて同報系防災行政無線、すぐメール、ツイッターなどと連携したお知らせを行っているところでございます。

イベント情報の発信につきましては、今後もホームページでの情報発信と町独自の様々なツールを組み合わせた複層的な情報の発信を進めていきたいと考えております。

今回のホームページリニューアルに際しましては、イベント情報掲載ページへのアクセスをし

やすいよう、トップページに特設の入り口を設けてまいりたいというふうに考えておりますとともに、掲載方法やアクセス方法を工夫して、より見やすく分かりやすいイベント情報の発信につなげてまいりたいと考えており、具体的なデザイン等について、今後、専門業者の技術的なアドバイスも受ける中で詰めてまいりたいと考えているところでございます。

商工農林課長（竹内君） オンラインモノづくり展に係る再質問にお答えをいたします。

今回のオンラインモノづくり展の中で、町内経営者をパネリストに行われたパネルディスカッションについては、大変好評でございました。町内の企業や経営者などの思いを知る大変よい機会であると考えておりますので、モノづくり展に限らず、今後も様々な機会を捉えて町内の若手経営者や後継者の皆さんにも参加いただける企画について、商工会など関係機関とも連携して検討してまいりたいと考えております。

9 番（滝沢君） 担当課長より再答弁いただきました。

まとめということにさせていただきますが、やはり行政のデジタル化ということ、これは全国的各自治体、市町村、国、県、市町村がネットワークでつながって一定の標準化が図られていくものと思っております。その中でも自治体の独自性とか創意工夫が生かされるのか、そこら辺、やはり町としても注視をしていく必要があるのではないのでしょうか。

それと、ホームページについては、答弁にありましたが、現在の主流は情報をてんこ盛りにするよりもサイト内でその検索をしていくというのが重要ということでございます。個性のある攻めのウェブサイトになるよう期待をしております。

オンラインモノづくり展に関しては、来年はリアルな展示会になる予定でございますが、やはり今回の技術を取り入れて、ふード市などともコラボして一大イベントになるように望みたいと思っております。

では、次の質問に移ります。

2、地域の環境問題について。

平成29年6月に同僚議員も取り上げましたが、猫に関する問題です。

本年6月、環境省の動物の愛護及び管理に関する法律等の一部が改正され、より厳しい罰則で飼い猫の適正飼養がより求められる時代となっています。その背景には、国も社会環境問題として重要視しているのではないのでしょうか。

では、以下につきまして質問いたします。

イ、飼い猫と地域猫（飼い主のいない猫）について。

飼い犬と併せ、ペットの存在は癒やしや安らぎを与えてくれる存在で、家族のパートナーとして捉えられています。特に、このコロナ禍で家にいる時間が長期化する中、新たに飼う方が増えている状況もあります。飼うに当たっては、ペットの命を全うするまで見守る責任と覚悟が必要であります。

さて、猫問題には、飼い猫が多頭飼育につながっていくケースと、飼い主のいない猫、いわゆる地域猫に関わり苦情や問題となるケースがあります。現在、この猫問題に対し自治体の取り組む姿勢が大きく変わってきていると捉えております。地域猫活動には、近隣の上田市、千曲市も行政の補助と地域の理解、市民ボランティアの献身的な活動で定着をしてきております。

千曲市の事例ですが、上山田温泉はご存じのとおり観光業として成り立っております。この地域に飼い主のいない猫が繁殖し、聞くとところ200匹ほどに増え、ふん・尿、猫同士の争いなど、地域の大きな問題となっております。その中、行政、市民ボランティア団体、地域、上山田の場合は地元自治会、温泉組合、育成会などと併せて、皆さんが連携し協力の下、地域猫を捕獲し、手術室に改造したワゴン車で獣医師が現地に出向き避妊・去勢手術を行い、また元いた場所に戻すという取り組みを実施し、本年7月から始めた活動で50匹あまりの実績を上げております。これが、地域猫活動の一端の取り組みであります。

私も立ち会わせていただきましたが、獣医師の先生の話ですと、適切な餌の管理、猫トイレの設置、手術を継続していけば、猫同士の縄張り争いやふん・尿被害も減り、四、五年先には個体数は確実に減少するだろうと言われました。

また、上山田温泉地域の方からは、これからは猫との共存を目指していきたいとの言葉が印象的でした。

まずは、増やさないこと、これが基本の考え方です。

もう一つが、飼い猫に起因する問題です。社会問題となっているのが多頭飼育です。猫の繁殖力はすさまじく、1匹の雌猫が1年後には20匹、2年後には80匹にまで増えると環境省の資料にあります。

その多頭飼いから崩壊につながっている事例は報道もされておりますが、その猫が野に放たれれば、即、地域の環境問題となります。飼い主は、飼い猫の適正な飼養に努める責任がありますが、それだけではない状況もあり、様々な観点から注視をする必要があると思います。つきまして、下記2点について質問をいたします。

1、当町の場合、猫に対するここ3年の苦情の状況は。

2、問題解決に向け、飼い猫、地域猫に不妊・去勢手術の補助をであります。

まず、苦情の内容と年間の件数などお聞きをいたします。

先週4日の県議会でも、この件に関して質問がされました。県側の答弁で、多頭飼育問題は県保健福祉事務所が把握した事例で、平成30年度に65件あり、そのほかにも明らかになっていない事例があるものとしています。要因として、猫の高い繁殖力に対し繁殖制限手術を施すなど適正な飼養管理がされていないことで、その背景には生活困窮やひきこもり、認知症など飼い主の抱えている事情が影響していると認識しているとのことでした。

猫に対する苦情と併せ、当町での多頭飼育の問題の報告はあるでしょうか、お聞きをいたしま

す。

現在、県下で補助金を実施している自治体は、補助内容に地域差があるものの、31市町村にまで増え、自治体が問題視している姿勢がうかがえます。また、近隣自治体では、ふるさと寄附金事業のガバメントクラウドファンディングの活用事例もあり、当町でも一考を望むところです。

私は、行政の補助だけで解決する問題ではないと思っております。地域猫活動を立ち上げ、実施していくためには、行政の補助、支援と地域への啓発と理解、そしてボランティア団体の支えと協力、この三位一体で問題を共有し、連携していくことが不可欠で、その一つが欠けても実現は難しいと考えます。ぜひ、ご検討をいただきたいと思います。

以上、質問いたします。

住民環境課長（関君） 2、地域の環境問題について、イ、飼い猫と地域猫について、順次お答えします。

ここ3年間の猫に対する苦情の状況と内容はとのご質問でございますが、猫に関して、町が対応するケースの多くは、公道上に放置された死骸についてのものでありまして、年間約25件程度となっております。

その他の苦情といたしましては、猫が敷地に住みつく、庭木を傷める、ふん尿や悪臭などにより年に平均四、五件程度寄せられているところではございますが、多頭飼育に限定した上での苦情件数は、当町のおきましては、県保健福祉事務所も含めて確認できていないところでございます。

周辺の生活環境が損なわれる事態が生じていると認められる場合は、動物の愛護及び管理に関する法律、通称動物愛護法というものなのですが、及び長野県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、県保健福祉事務所が飼育に関する指導や助言、相当の事由がある場合につきましては引き取り、引き取った猫の譲渡などを行うこととなっております。

また、町でも県と連携の下、生活環境を保全するという観点から、飼い主に対して適正な飼育についての情報提供や依頼を行っているところでございます。

飼い主は、生涯責任を持って飼育しなければなりません、繁殖制限をしないで自由に屋外と行き来できる環境で飼育したことで増え過ぎてしまったり、屋外の猫に安易に餌だけを与えて管理しないことなどが、結果としてふん尿被害ほか周辺環境の悪化の要因となっていると認識しているところでございます。

次に、問題解決についてでございますが、猫につきましては、犬と異なりまして、法に基づく登録制度が設けられておりません。犬は狂犬病予防法により登録が義務づけられておりますが、猫にはそのような登録制度がないために、頭数や保護活動の実態把握が非常に困難でございます。

また、猫は繁殖力が強く、1頭のメスが年に3回妊娠し、場合によっては合計20頭以上子猫を産むとも言われてございます。

本年6月には、先ほど議員さんからもあったように、改正動物愛護法が施行されまして、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準の遵守が明記されました。これによりまして、動物がその命を終えるまで食料を与えて養い育てる終生飼養や適正な飼養が困難になる恐れのある場合の繁殖制限の義務化など、飼い主の責任が拡大をされ、より明確化になりました。

この遵守すべき基準では、所有者等に対しまして、公共の場所及び他人の土地、建物を損壊し、またはふん尿その他の汚物、毛、羽毛などで汚すことのないように努めることや、適正な管理が可能な飼養数にすること、適正な管理ができない場合は、原則として去勢手術、不妊手術等繁殖を制限するための措置を講ずることが定められております。

一方で、飼い主のいない猫を野良猫として放置するのではなく、周辺の住民の理解を得た上で動物愛護のボランティアの皆さんが主体となってふんの処理、餌場やその周辺の衛生管理、決まった時間と場所での餌やり、不妊・去勢手術の実施などをして一代限りの命を全うさせ、将来的には飼い主のいない猫を減らそうとする地域猫活動が大変効果を上げている地域があるということもお聞きしております。

県によりますと、県内243の地域にこの地域猫活動があるということも聞いております。

一方で、猫が苦手な方やアレルギーをお持ちの方などのご意見もございまして、地域猫活動として周辺住民全体の理解を得ることは大きな課題もあるということも聞いております。

当町におきましては、一代限りの命が全うできるよう、地域猫活動にならった方法で猫の世話をされている方もいらっしゃると思います。地域周辺住民全体の理解を得た上での地域猫活動をするボランティア団体、そういったものは現在のところ確認していない状況でございます。

町といたしましては、生活環境保全の観点から、所有者等による責任ある飼育が野良猫を発生させないための原則であると考えておりますので、県保健福祉事務所と相談しながら、引き続き、広報さかきや町ホームページ等の適正な飼育について周知してまいりたいと考えております。

次に、飼い猫、地域猫に不妊・去勢手術の補助をとのご質問でございます。

県内においては、飼い猫の不妊・去勢手術に対して助成を実施している自治体は、県の食品・生活衛生課の情報によりますと、飼い猫では25市町村、地域猫を含む飼い主のいない猫を対象として実施している自治体は12市町村で、何らかの補助を実施している市町村は、動物愛護会での対応も含めまして、合計で32市町村と把握しております。

所有者の責任において飼養すべきものに対してそもそも公費を使うことの議論がある中で、ふるさと納税の仕組みを使ったガバメントクラウドファンディングを活用した資金調達を行う中で、繁殖制限の手術費用の助成を行っているところもあると聞いております。

地域猫を対象としている松本市でも、市内に生息する飼い主のいない猫で、地域の複数の住民により一定の飼養をされて市が指定する団体等の認定を受けた猫に限って対象とするなど、一定

の要件を設けている例もございます。

このように、猫の不妊・去勢手術に対する助成は、それぞれの市町村で地域ごとの状況を見極めた上で必要性など判断し実施しているものと考えているところでございます。

屋内飼育の徹底をはじめ、必要に応じて、まずは飼い主の責任において不妊・去勢手術を実施していただくことが重要と考えており、補助制度の導入につきましては大きな課題があると考えておりますが、他県では、県が補助制度を実施しているところもあったり、また長野県では手術の実施体制について現状も踏まえた上で検討するとのことでございますので、ご意見も踏まえ、研究してまいりたいと考えております。

町といたしましては、今後も近隣市町村の施策を含めた状況、実例の把握に努めまして、国におきましては多頭飼育対策に関するガイドラインというものを策定するというところでございますので、注視するとともに、県保健福祉事務所と連携する中で、まずは適正な飼育の情報提供に努めてまいりたいと考えているところでございます。

9 番（滝沢君） 担当課長より答弁を頂きました。猫問題に関する状況は確認をさせていただきました。

やはり、当町の場合、千曲市とはちょっと異なる状況かなとは思いますが、先ほど答弁の中にありました公共施設で7年間にわたってそういう地域猫というか飼い主のいない猫の世話をされる方、いまだにいらっしゃる。そういう方、やはり理解をして、そういう支援につながっていけばいいのかなと、私は正直なところ思っております。

年間、四、五件の苦情の件数ということで、前回、3年前もたしか二、三件だったということでしたので、そんなに多く変化はしていないのかなというふうには思っております。

1 番の補助に関しては、これは当然県の動きを見た中で町の判断ということにもなると思いますが、そういう中で、一応研究をしていくということのご答弁でございますので、前回より一歩は進んでいただいたのかなというふうに認識をさせていただきます。これが、検討から実施に向けていくように、私も、これから研究も、またご提案もさせていただきたいと思っております。

時間の関係で再質問はいたしません、ここでちょっと先ほど述べました県議会の中でいろんな話がありましたので、それだけちょっとご紹介をしたいんですが。

地元の県議が地域猫活動と多頭飼育崩壊に関する社会問題ということで取り上げられたわけですから。

県側の答弁としましては、地域猫活動は県で、さっきご答弁にございました243の地域で行われているが、猫の苦情件数が増加傾向にあることも踏まえると、十分とは言えないと認識している。県と市町村の連携は、地域住民に身近な市町村の連携が重要と認識していて、問題解決に向けた協力体制を進めている。引き続き、ボランティア団体も加えた連携体制の構築に取り組む。市町村に対する補助は、繁殖制限手術が一つの柱になるが、現状を踏まえ検討をしていく。野良

猫や多頭飼育による問題解決は、社会福祉との連携で対応することが必要と考える。これは、前段での飼い主が生活困窮者や認知症、ひきこもり等の事情を抱えていることが背景にあるということからであります。国において、今年度中に社会福祉施設と連携した多頭飼育対策に関するガイドラインが策定される。内容を確認しながら、連携が図れるよう取り組むとしています。

以上、抜粋ですが、県も真剣に取り組む姿勢が私は見て取れたと思います。行政、いろいろありますけど、やはりまずは行政とそれから先ほども言いました地域の理解、それとボランティア団体、この3つがやはり同じ共通意識を持って問題に取り組んでいこうというそういう姿勢がないと、この問題は解決に向けて進まないと思います。いろいろ、ぜひ他自治体の事例も研究いただく中で、当然県との連携というのはこれは重要なんですが、お図りいただいて、この問題解決に向けて取り組んでいただくようお願いをしたいと思います。

では、これで一般質問を終わります。

議長（西沢さん） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時59分～再開 午前11時09分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、11番 吉川まゆみさんの発言を許します。

11番（吉川さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、私の一般質問を行います。

1、学校給食の食物アレルギー対応食の実施について、この質問は、これで3回目となります。コロナ禍の中、担当課にとっては大変な中ではあると理解しておりますが、時は刻々と進んでおり、関係の保護者の皆様にとっても、町の取り組みの進捗状況については待ち望んでいることですので、あえてこのときに質問をさせていただきます。

当町では、平成31年4月策定された食物アレルギー対応マニュアルの中で、このようにうたっております。「当給食センターでは、現在、アレルギー原因食物の除去及び牛乳を除き代替食の提供は行っておりません。食物アレルギーがある児童生徒への対応については、保護者に献立表や学校給食で使用する食材を明示した詳細な献立表、アレルギー明細表を通して、アレルギー食材の確認を行っていただき、保護者の皆様や学級担任等の指示、もしくは児童生徒自身の判断で学校給食から原因食物を取り除いて食べていただいております。また、場合によっては、自宅から一部弁当を持参、または完全弁当持参をお願いすることを基本としています」とあります。

まずは、児童生徒の命を守ることが基本中の基本であることは承知しております。そして、事故なくここまで来れたことは、学校側と保護者の皆様の影の努力があったからこそと思います。しかし、アレルギーのお子さんにお弁当を持たせる親御さんの思いは、同じように給食を食べさせてあげたい、この思いに変わりはありません。一日も早く対応食の実施をと願って質問をいたします。

イ、現状と、その対応の状況は。さて、私が2回目の質問をしたのが一昨年の12月議会でありました。ちょうど2年がたちます。そこで、その後の状況について何点かお聞きいたします。

1点目として、町内3小学校と中学校の食物アレルギーを持つ児童生徒の皆さんの現在の状況はどうでしょうか。その当時の児童は3年生になっています。たしか、その当時は94名だったと思います。その中で、また医師の診断書、指示書のある児童生徒はどのくらいいたでしょうか。

そしてまた、そのうち代替食の持参、お弁当を持参の児童生徒はどのくらいでしょうか。そして、中でも、兄弟で持参をしている家庭はあるのでしょうか、その点についてお聞きします。

3点目として、食物アレルギーのアレルゲンはどのようなものが多いでしょうか、お聞きいたします。

ロとして、給食費の返還制度、軽減制度についてです。30年度、実際には30年9月からありますが、給食費のこの軽減制度を設けていただきました。そこで、その状況についてお聞きいたします。

1点目として、この軽減制度のシステムの内容について、2点目として、30年度と元年度の返還の状況について、全体の返還の人数と、そして一番多い児童生徒の日数と返還金についてお聞きします。

ハとして、アレルギー対応食実施へのその後の進捗状況についてです。

さて、現食育学校給食センターの施設では、アレルギー対応食の調理は厳しいとお聞きしています。一昨年の答弁では、施設面では難しいが、その中でどういう対応ができるか検討を進めていくとありました。

そこでお聞きします。2年が経過しようとしておりますが、その後、現在までにどのような具体的な検討がなされてきたでしょうか、その点と、給食費軽減制度以後で児童生徒への対応で改善された点がありましたら、その内容についてもお聞きいたします。

これで1回目の質問を終わります。

町長（山村君） ただいま吉川議員さんから、1番目としまして、学校給食の食物アレルギー対応食実施についてということでご質問いただきました。以前にもご質問いただきまして、なかなか現状の坂城町の給食センターの設備ではなかなか難しいということで、個別にいろいろ対応できないかということでお答えしました。もう2年もたってしまったのかなと思っておりますけれども。

私は、全般的な今の状況についてお話ししまして、その後、どのような取り組みをしてきたのか、それからどういう、今検討しているかということにつきましては、担当からご説明申し上げます。よろしくお願いします。

まず、学校給食につきましては、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で、大変重要な役割を果たすもの

であります。

このことを踏まえた学校給食の目標としましては、1番目としまして、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること、2番目として、日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと、3番目としまして、我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めることなどが挙げられております。

町では、学校給食は、食育を推進するためにも重要な教育の場であると捉えまして、この考え方を基本として給食の提供を行っているわけであります。その上で、文部科学省から示されました「学校給食における食物アレルギー対応指針」と県の教育委員会から示されている「学校におけるアレルギー対応の手引き」を参考に、町では平成31年4月に、「学校における食物アレルギー対応マニュアル」を作成し、基本的な考え方や留意すべき事項等を具体的に示し、学校や給食センターにおける食物アレルギー事故防止の取り組みを明確にいたしました。

学校における食物アレルギー対応の基本的な考え方としましては、食物アレルギーを有する児童生徒への対応を適切に行うためには、全教職員が食物アレルギーやアナフィラキシーについて正しい知識を持ち、関係機関との連携協力の下、緊急時の対応、体制を整備することが重要であるとしているところであります。

町の食物アレルギー対応につきましては、牛乳を除き、食物アレルギーに対応した除去食、代替食の提供は行っておりませんが、献立の食材料ごとに含まれるアレルゲン、これはアレルギー症状を引き起こす原因となる特定原材料でありますけれども、28品目を明示したアレルギー明細表を希望するご家庭に学校を通じて配布し、食物アレルギー事故の予防に努めているところであります。

また、学校給食において、食物アレルギーにより弁当等を持参する児童生徒の保護者の給食費の負担軽減を図るため、30年度途中から給食費の一部返還など負担の軽減を実施しているところであります。

アレルギー対応食の提供の必要性につきましては十分認識しているところではありますが、安全性を最優先に考えますと、現在の施設・設備、体制では対応が難しい状況でありますことから、現在、外部委託でのアレルギー対応食の提供について検討しているところであります。外部委託による提供方法と並行して、アレルギーのある児童生徒の給食費の負担軽減対応につきましても、引き続き研究を進めてまいりたいと考えているところであります。

教育文化課長（堀内君） 1、学校給食の食物アレルギー対応食実施について、イ、食物アレルギー児童生徒の現状はから順次お答えいたします。

初めに、各学校の食物アレルギーの状況と医師の所見ある児童生徒の数であります。南条小学校では、何らかの食物アレルギーを有するという児童31名中19名が医師による所見が記載

されており、坂城小学校では28名中17名が、村上小学校では11名中6名が、そして坂城中学校におきましては36名中16名の生徒であり、小中学校を合計いたしますと、食物アレルギーを有する児童生徒は106名、うち58名と約半数の児童生徒が該当している状況であります。

そのうち、代替食や弁当持参の状況についてであります、南条小学校では6名、坂城小学校では4名、村上小学校では該当なし、坂城中学校は1名、小中学校合計いたしますと現在11名となっており、兄弟で持参の家庭は1家庭であります。

また、食物アレルギーを引き起こすアレルゲンのうち、特に多い食材といたしますと、魚介類28件、メロン20件、キウイ19件、クルミ16件となっており、さらに、桃、バナナ、りんご、スイカやそば・卵などとなっております。

続きまして、ロ、給食費の返還制度についてお答えいたします。学校給食において、食物アレルギーにより弁当等を持参する児童生徒の保護者の給食費の負担軽減を図るため、平成30年度に「食物アレルギーのある児童・生徒学校給食費事務取扱要綱」を定める中で、学校給食費の軽減を行っております。

軽減対象といたしましては、「牛乳の停止」、「牛乳のみ喫食」、「牛乳を含む給食1食分全てを停止し弁当を持参する」の3つの場合について行うものとし、当初の段階では、一部持参する場合は除外といたしていたところでございます。

返還については、牛乳または給食を喫食しなかった日数に単価を乗じて得た額を、年度末に軽減対象者の保護者に対し、還付をするものであります。

しかし、軽減制度を運用するにあたり、さらに調査を進めますと、給食全てが喫食できないのではなく、主菜等が食べられず、一部のおかずを代わりに持参するケースが多いということが分かり、その結果を受けて、主菜に限っては、4日分持参した場合には給食費1食分の軽減を行うといったことを軽減対象に加え、還付を行うことといたしたところでございます。

次に、還付の状況であります、平成30年度は、主菜を食べられず、おかずを持参した児童生徒といたしましては、南条小学校4名1万4千円、坂城小学校1名1,120円、村上小学校1名1,400円、坂城中学校は該当なしという状況で、合計1万6,520円の還付を行ったところであります。

そのうち一番金額が多かった方は、豚肉アレルギーのため87日5,880円の還付を行い、一番多いケースとしましては、青魚など魚類4件という状況でありました。

令和元年度におきましては、南条小学校4名1万2,600円、坂城小学校2名4,200円、村上小学校1名4,760円、坂城中学校は該当なしという状況で、合計2万1,560円の還付を行ったところであります。

そのうち一番金額が多かった方は、豚肉アレルギーのため75日5,040円の還付を行い、

一番多いケースとしましては、青魚など魚類、卵、牛乳のそれぞれ3件という状況でありました。

給食費還付開始以降は、学校を通じて制度の内容を周知する中で、軽減申請をされるご家庭は若干増加している状況であり、引き続きアレルギーを有する児童生徒の保護者の負担軽減を図ってまいりたいと考えているところでございます。

続いて、ハ、対応食実施へ、その後の進捗状況はについてお答えいたします。

学校における食物アレルギー対応の基本的な考え方は、全ての児童生徒が給食時間を安全に過ごせるよう、安全性を最優先し、対応することが不可欠であります。町では、食物アレルギーを有する児童生徒の増加、その症状の重篤化から、学校生活における食物アレルギー事故の予防に取り組むため、平成31年4月に「学校における食物アレルギー対応マニュアル」を作成し、今まで学校ごとに行ってきたアレルギー対応を、町で統一した内容で対応できるよう取り組んでいるところであります。

食物アレルギー対応につきましては、牛乳を除き食物アレルギーに対応した除去食、代替食提供は行わず、アレルギー明細表を希望する家庭に対し、学校を通じて配布することにより、事故防止に努めているところであります。

アレルギー対応食の提供につきましては、これまでも検討してきたところでありますが、先ほど町長も申し上げましたように、現在の給食センターの設備・体制の中で安全な対応食の提供を行うことは難しいことから、少しでも食物アレルギーを有する児童生徒の保護者の負担軽減を図るため、30年度途中から学校給食費の軽減を行っているところであります。

また、現在の状況において、他の手法で安全なアレルギー対応食の提供ができないかといったことを踏まえ、外部委託での対応について検討しているところであります。北信地域から東信地域に所在する近隣の給食提供業者に状況を説明する中で、対応の可否を含め相談し、現在検討を進めている状況であります。

学校給食の提供に当たりましては、安全性の優先が不可欠でありますので、引き続きアレルギー対応食の提供について研究をしてまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） ただいま町長、そして担当課長より、るる詳しい状況を伺いました。2年間の中で外部委託を検討していただいているというお話も頂きました。

まず安全性が第一、これは本当に大切なことだと思います。そして、今軽減制度のことも、るる詳しくお聞きしました。その中で、2点お聞きいたします。

今、指示書を出していただいている児童生徒が58名いる中で、お弁当、また代替食を持ってきた方が11名ということで、本当に5分の1ですね。そういう中で、その残りの児童生徒は学校でどのような対応をされているのか、その辺、把握されている内容をお聞きしたいと思います。

それから、今の返還制度、軽減制度でございますが、いろいろ最初のことと当時決めたことと

内容が変わってきたというお話でございました。主菜が食べられない場合、今回、1食につき70円で、4日間で1食ということで280円返還になるというお話でございましたが、それ以外が返金の対象とならない、主食とか汁とか副食、そういうものが返還の対象にならないという辺が、ちょっと理解できないわけですが、その点について、お聞きしたいと思います。

教育文化課長（堀内君） 児童生徒のアレルギー状況の把握につきまして、「坂城町食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、学校では、まず食物アレルギーに関する調査を行い、対象者を把握します。その後、個別対応を希望する保護者に対して、さらにアレルギー疾患用の学校生活管理指導表を提出いただいております。

対応の必要な児童生徒につきましては、学校で食物アレルギー対応委員会を開催し、食物アレルギー個別取組プランの検討・決定をし、個別面談等を行う中で対応をしていきます。学校において、その内容を食物アレルギー個別調査票にまとめて提出いただき、給食センターでは、アレルギーの内容及び状況等を確認し、把握をしております。

医師の所見のある58名のうち、弁当、あるいはおかずの還付対象となっていない残りの47名の状況についてですが、南条小学校では、13名中2名は自分で除去する、残りの児童は、ほとんど学校給食では提供されない食材であるため、代替食や弁当持参の児童はおりません。

坂城小学校では、13名中8名は学校で除去対応し、5名は自分で除去するなどの対応を行っております。

また、村上小学校では、6名中2名は牛乳アレルギーの児童で、給食センターが提供する代替食品で対応しており、1名は一部おかずの持参があり、2名は自分で除去する、残りの1名は過熱すれば問題ない状況となっております。

坂城中学校では、15名中、自分で除去するか、ほとんど学校給食では提供されない食材であるため対応不要という状況であります。

いずれにいたしましても、保護者から提出いただきました個別調査票に基づきまして、対応について相談させていただきながら安全な給食の提供に努めております。

続きまして、給食費の返還制度について、主菜以外は対象にならない根拠はについてお答えいたします。

先ほどもご説明いたしましたが、当初、給食費の還付開始に当たりましては、軽減対象として、牛乳の停止、牛乳のみ喫食、牛乳を含む給食1食分全てを停止し弁当を持参するの3つの場合とし、それ以外の一部持参は除外といたし、運用を検討させていただいたところでございます。

しかし、制度を運用するに当たり、調査を進めましたところ、給食1食分全てが喫食できないのではなく、主菜等が食べられず、代わりに一部のおかずを持参するケースが多いということが分かり、少しでも保護者の負担軽減を行うことができないか、再度検討し、献立により材料単価にばらつきがなく比較的安定化した単価である主菜に限り、ご要望を踏まえ、還付の対象として

実施したところでございます。汁物、副菜等に関しましては、献立により材料単価にばらつきがあり、還付する際の単価の算出が難しいといった点を踏まえ、還付対象からは除外させていただいた経過がございます。

11番（吉川さん） 今47名の学校でのお昼の対応についてお聞かせいただきました。先ほども町長のお話の中に、学校給食法の中に、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること、これが定義の中にうたわれておりますが、これが一番大事な点だと思います。今の課長からのご答弁の中では、担任が除去していただいている、坂城小学校の場合は8名、また、自分で除去ができる、5名とか、そういう形で、このアレルギー対応は、代替食を出さない限り除去をするということになっているわけですが、その辺が、私も食べられないから除去をする、代替食を持ってきたらお金が出るという、その辺がちょっと理解できないわけですが、一つ、この47名中、約20名近くが取り除く対応をされているわけですが、中には親御さんが主菜を食べられなくても、あんた、それ除いておきなさいよという形で、高学年になればなるほどお弁当は持参させないような状況になっていることもあると思います。そういう面で、栄養面で大変偏りが出てしまうんではないかということをお慮するわけですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

それと、中には、小麦粉がだめで主食であるパン、これが定期的に、一月に、週に1回とかで出ているそうですが、お聞きしますと、そのパンが食べられないということで自宅から持参をしています。でも、これについては、一切返還がないということで、その辺、私も、できればもう決まって一月に何回って、このパンの日というのは決まっているので、返金の対象に加えていただけないかということをお聞きいたします。

以上、2点についてお聞きいたします。

教育文化課長（堀内君） まず1点目、学校給食における適切な栄養の摂取の必要性といったことについてお答えいたします。

こちらにつきまして、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ることにつきましては、先ほど申し上げたように、学校給食法において学校給食の目標に定められておりますが、一方で、これらを踏まえ、国、文部科学省のほうで定めております学校給食における食物アレルギー対応指針の中では、やはり給食の提供に際しては、まずは安全性を最優先すると示されているところでございます。

このことから、安全性を最優先に考えまして、アレルギー明細表の提供を初め、献立に使用される食材につきましては、アレルギーを有する児童生徒に配慮し、選定の段階で加工品等アレルギー食材に含まれないものを中心に選んでおり、できるだけ弁当持参が少ないように献立を作成し、保護者負担の軽減に努めているところでございます。

2点目、パン、主食を持参した場合の返還対象に加えられないかといったことですが、先ほども申し上げましたが、主菜に関しましては、比較的安定した単価で計算ができると、算出

できるといったような状況から、還付の対象としてございますが、主食のパンでありまして、学年によってグラム数が違っていたりといったこと、献立によって材料単価にばらつきがあるといったことで、汁物、副菜とも併せて、還付する際の単価算出は難しいといったこと、こちらを踏まえて還付対象から外させていただいているといったことでございます。

11番（吉川さん） お聞きしたところによりますと、全部、牛乳も飲まない、果物も食べない、お弁当だけ持っていった場合は280円返ってくる。だけれど、お弁当持って、代替食をお母さんが作ってお弁当として持たせた場合、牛乳を飲んでしまった場合は、代替食分の70円というふうになるというふうにお聞きしております。

今のパンのことにしても、ちょっと不公平感があるなというのを感じます。給食費は5,200円、小学校の場合、払っているわけですね。そのほかに家庭で代わりに全部用意をして持たせているという中で、ちょっと今後、このパンについては検討をお願いしたいと思います。

もちろん、一番は児童生徒の命を守ることが一番の定義でございますので、それについては、これから代替食を町としてつくれるようになれば、全然問題ないことでありますが、今のいい軽減制度というのを設けていただいている中で、せっかくいただいている中で、やはり保護者の皆さんの思いとしては、そういうような不公平感をなくしていただきたいという辺を、ひとつこの代替食ができるまで検討をお願いしたいと思います。

やはり、主菜が結局食べられない、食べられないけれど、家庭ではもう大きくなったから、除いておきなさいと言って食べないでいるという辺が私はちょっと心配だなと思いますので、その点についても、今後、軽減制度の中でも考えていただきたいと思います。

今回、早速、町のホームページと給食センターのホームページにマニュアルについて載せていただくことができました。大変にありがたいと思います。これから坂城町に越してきたい、このいい町に越してきたいという親御さんが、例えばお子さんがアレルギーを持っていच्छる場合、必ずそのページを開いて、どのような対応をしているかということをしかりと見てから来るとしますので、これについてはよかったと思います。

最後に、先ほど外部委託を検討されてきたというお話でございましたが、本当にこれについては当局の努力に大変敬意を表したいと思います。

そこで、委託の実現に向けて、今回2年間の中で何社ぐらい当たっていただき、そしてまた現在、まだ実現には至っていないわけですが、その感触はどうだったのでしょうか。あとまた、ほかの方法についても検討されているようだったら、その辺もお聞きしたいと思います。

教育文化課長（堀内君） 食物アレルギー対応食の外部委託についての状況と、その感触はにつきましてお答えいたします。

アレルギー対応食を専門に調理している事業者自体が少ない状況ではございます。通常の給食調理を行っている事業者の中には、軽度なアレルギー対応食の提供を行っているところもござい

ます。

現在のところ、配達可能な地域に所在する近隣事業者、北信地域 5 社、東信地域 9 社の計 14 社に相談をしてみましたが、献立の内容により、作る数量もその日により変わり、必要数も少数のため、外部委託の条件としては難しい状況ではありますが、引き続きアレルギー対応食の提供について研究してみたいと考えております。

併せて、先ほどご質問いただきました軽減制度については、今後も引き続き研究をしてみたいと考えているところでございます。

11 番（吉川さん） ほかの対応については、まだ研究はなされていないということでよろしいでしょうか。今答弁なかったんですが。

すみません、これは今答弁いただきましたが、本当に委託先 14 社当たっていただいたということで、本当に担当課の努力には、心から感謝申し上げたいと思います。

これは、すみません、来年 1 年生に上がる児童の献立表です。今現在、保育園で代替食を対応していただいています。保護者の方が 2 年生のお兄ちゃんの献立表に、弟が食べられないものにマーカーで印をしてみたそうです。すると、給食を食べられる日はたった 1 日でした。これでお母さんが、その年長のお子さんに、「1 年生になったら毎日お弁当だよ」、そう言いましたら、「どうして、1 日でもいいから給食を食べたい、みんなと同じ給食が食べたいんだよ」と言われたそうです。お母さんは胸が痛くなったそうです。

また、ほかの子は、今日のメニュー 1 品しか食べられないから学校行きたくないなと、こう言っている子もいたと、実際の声をお聞きしました。

学校給食は、学校生活の中で大きな思い出の一つです。そこで、一つ提案があります。それは、今月もクリスマス献立、また希望献立といった特別の献立の日があります。この特別献立の日、これは児童生徒にとっては楽しみの献立であります。保護者の方からぜひ栄養士さんに頑張っていて、アレルギーフリーの食材などを使うなど工夫をしていただいて、その日はみんなと一緒に給食が食べられるよう今後研究していただけないかという声をいただきました。私からもぜひこの点、大変なことだと思いますが、アレルギー対応ができるまでの間、検討をお願いしたいと思います。

それから、今 3 年と 1 年にお弁当持参のアレルギーを持つ先ほどの保護者の方からお聞きした話によりますと、3 年後には 3 人目が入学します。この子もアレルギーを持っているので、全部違うアレルギーなので、3 つ違うお弁当を作るようになるそうです。こうお聞きしますと、本当に家庭の状況は大変だと思いました。ぜひ、町長も公約に、このアレルギー対応食の公約を掲げていращやいます。ぜひ今後、一日も早くこのアレルギー対応食の実施について、早期にかなえていただくようお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。保育園の利用について。本年 3 月、第 2 期の坂城町子ども子育て支援事

業計画が策定されました。基本理念を、「地域みんなで子育てサポート」とし、スローガンを「坂城の子は坂城で育てる」と掲げ、今後5年間の基本的方向や取り組みが示されています。

これまでを振り返りますと、少子化が進む中、平成28年度から第3子以降の保育料の無償化や、子ども福祉医療費の支給対象を18歳到達後の年度末まで拡大、また、子供のインフルエンザ予防接種費用の助成など、ほかの自治体に先駆けて、子育てしやすい環境を整えていただきました。また、このたびは、新生児応援臨時特別給付金も補正予算の中に計上していただき、その英断に心から敬意を表します。

今後につきましても、安心して、この自然豊かな町の中でのびのびと子育てができるよう、さらなる支援の充実を期待しております。

それでは質問に入ります。保育園の入園基準について。11月は、保育園、幼稚園の入園の申込みの期間でありました。昨年の10月から幼児教育保育の無償化が実施され、その分、申請書類が増えております。

そこで、入園基準についてお聞きいたします。

まず、この入園基準、10項目ありますが、その中で1項目めの就労と8項目めの児童虐待、またDVがある、そしてまた9項目めの育児休業中で保育の利用が必要と認められる場合、そして10項目めのその他、1から9に類するものと町長が認める場合、この4項目について、令和元年と2年度の保育が認められた児童の状況をお聞きいたします。

また、途中入園の児童もいたと思いますので、途中入園の理由についても伺います。

そしてまた、今までに待機児童はいたでしょうか。

以上3点についてお聞きし、1回目の質問といたします。

子ども支援室長（鳴海さん） 2、保育園の利用について、イ、入園基準についての質問についてお答えいたします。

保育園の利用につきましては、家庭で保育ができないと認められる場合に保育の実施を行うものであることから、入園に際しましては幾つかの基準を設けております。

この入園基準につきましては、子ども・子育て支援新制度におきまして、これまで「保育に欠ける」とされていた事由に「保育の必要性」の認定が加えられました。

保育の利用認定にあたり、大きな変更点といたしますと、就労に関しては、フルタイムのほかパートタイムや居宅内労働など、基本的に全ての就労が対象となりました。

このほかに、就労以外の事由といたしましては、求職活動中であることや、職業訓練学校等への就学が新たに追加されたところであります。

また、最近ニュースなどでも取り上げられております育児放棄等の児童虐待の疑いやDVなどのおそれのあるケースも増加傾向にあることから、保育の必要性が認められる事由に追加されております。

さらに、育児休業開始前に既に保育を利用している子どもについては、継続して保育所に通うことが必要と判断される場合におきましては、継続利用を可能とすることとされたところであります。

次に、町の入園基準について、ご質問の各基準項目に該当する児童の入園状況であります、1の保護者が共に就労している児童は、令和元年度が312人、2年度が298人、8の児童虐待やDVのおそれがあることに該当する児童は、両年度ともゼロ、9の育児休業取得中の保育の利用の必要に該当する児童は、元年度が11人、2年度が5人という状況になっております。

なお、10、その他として、町長が1から9に類すると認める児童の入園については、両年度ともゼロであります。

続いて、途中入園で最も多い内容についてであります、他市町村からの転入が一番多い状況であります。転入の理由、認定事由は様々ですが、保護者の勤務先の変更や妊娠出産を機に転入された方もおられます。

次に、待機児童が出たケースについてのご質問であります、毎年、保育園の入園につきましては、10月から11月にかけて、新規の入園申込と継続保育の申込みを受け付けております。

申請受付をした後、保育の必要性の認定を行い、全体の申込み状況から、年齢ごとクラス編成を行い、4月1日時点に待機児童がない状態で新年度の保育をスタートしております。

また、年度途中で入園希望申請が出されるケースも少なくありませんが、保育の必要性がある児童につきましては、保護者と相談をさせていただく中で、受入れに向けた対応をさせていただいております。

町立保育園につきましては、それぞれの地域に小学校と同様に保育園がありますが、保護者の方が勤務先から近い保育園を選ばれたり、ご家庭の考え方などから、居住地域の保育園を希望されない方もいらっしゃいます。このようなことから、保育運営につきましては、保護者の方の様々なニーズにお応えできるよう、また保育の必要性の認定を受けた児童に対し、必要量の保育が提供できる体制を引き続き確保していきたいと考えております。

11番（吉川さん） ただいま子ども支援室長より詳しい答弁をいただきました。やはり就労が一番多いということ、また、途中入園は転入が多いということが分かりました。

それでは2回目の質問をいたします。先ほどの9の理由で育児休業中であって保育の利用が必要と認められる場合、この場合のことについてお聞きします。

これは認定の有効期限について、小学校就学前まで、また出産後1年経過日の属する月の月末のいずれか短い期間とうたわれております。これについてですが、これは上の子が年長児であれば、そのまま見てもらえて、年中、年少の場合は就労に戻らない場合、退園になると理解していいのでしょうか。

これまででこのような場合で上の子を継続で保育した事例はあるのでしょうか。

そしてまた、下の子が双子で、双子が生まれたという例がございました。思いのほか育児が大変で、1年で職場復帰ができないことになりました。

そうした場合、その今見ていただいている3歳児については、この育児休業後も延長で見ただけでしょうか。

以上についてお聞きいたします。

子ども支援室長（鳴海さん） 再質問についてお答えいたします。

入園基準にあります9の育児休業取得中の保育の認定につきましては、有効期限について、継続した例があるかということでございますけれども、こちらについては、今まで継続した例はございません。

もう一つ、育児休業が延長になった場合の対応についてというご質問でございますが、育児休業が延長になったときの対応について、町では保育を受け入れる際に、給付認定の申請書の提出と添付書類の確認を行い、支給認定決定通知書を交付しております。

この支給認定決定通知書には、認定内容といたしまして、区分でありますとか、保育時間、また認定の有効期間が記載されております。認定された有効期間に、変更がある場合につきましては、更新されたいなど保護者の方からの個別のご相談をお受けする中で、ご家庭の事情や状況により対応をしてみたいと考えております。

11番（吉川さん） 今の答弁では、今までは、この就労に戻った育児休業1年の育児休業を終えて復職した場合、結局そのまま継続で見ていただくということで、今までは、この延長で保育の事例はないということですね。

それで、今もご相談いただいた、環境が変わった、こういうことについては、ぜひ対応を、その内容をよく聞いていただいております。

これ他の自治体の事例ですが、育児休業取得時に既に保育園を利用している子どもがいる場合は、満3歳以上である場合、保育短時間として認定有効期限を実情に応じて、1年間と区切らないで、そういうふうにならなくてやっている自治体がございます。ですので、例えば就労にすぐ戻れなくても、そのまま継続で見ていただいているということでもありますので、当町の場合は、今お話しのように、そのときにご相談いただければ、判断をしますということでございましたので、ぜひそのような苦しい実情になった場合には、手を差し伸べていただけて継続をお願いしたいと思います。

すみません、それで、今、その他の自治体の取り組みで、当町の場合は1年という有効期限があるんですが、当町でも、この有効期限について、今内容について、この認定有効期限を、実情に応じてというような内容に変えていただくようなことはできないでしょうか。いろんな実情があるんですが、子どもが親の都合で慣れた保育園から転園しなければならないというようなことがないように、そういう形で変えることはできないでしょうか。

教育文化課長（堀内君） ご質問いただきました認定基準のそれぞれ有効期間、検討見直しができないかといったご質問でございます。

保育の認定につきましては、入園の基準について、それぞれの事由により、それぞれ認定の有効期間というものを設けさせていただいております。ご質問いただきました育児休業中の保育の必要につきましても、町で規定する期間、こちらのほうを設定の有効期間といたしております、期間の見直しといったものを行うのではなく、その後、認定の有効期間終了時におきまして、引き続き保育の必要性がある場合などについては、個別にご相談いただく中で対応してまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） ぜひそのような形で、その方々の安心して保育が利用できるような形にお願いしたいと思います。

2015年4月改正された子ども・子育て支援新制度では、全ての子ども達が笑顔で成長していくために、全ての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるためにという考え方に基づいてつくられております。必要とする全ての家庭が利用できるよう、今後も対応をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

3、死亡後の手続ワンストップ化について、イ、お悔やみコーナーの設置について。大変最近、死亡に伴う手続について大変だという声をお伺いしております。私にとっても、死亡届を出した経験がなかったため、早速この死亡届出後の取り組みについて、担当課にお伺いいたしました。

当町では、死亡届を受理した際に、死亡届をされた方へという一枚物の死亡後の手続の一覧のチラシを、その都度渡していただいているということでした。

しかし、最近では、葬儀業者からの死亡届出が多くなってきており、直接遺族へ各種手続のご案内ができず、間接的になるケースが多くなってきているとお聞きしております。

そこで、死亡に伴う手続の現状についてお聞きします。30年度、令和元年度の死亡届の件数はどれくらいだったでしょうか。

2点目として、死亡に伴う手続の申請書は何種類ぐらいあるでしょうか。

3点目として、申請書の提出は、幾つの窓口に分かれているでしょうか。

4点目として、申請書のうち、自筆で書かなければならないものはあるのでしょうか。

5点目として、窓口対応での課題はどのようなことでしょうか。お聞きいたしまして1回目の質問といたします。

住民環境課長（関君） 3、死亡後の手続ワンストップ化についての、イ、お悔やみコーナー設置について、順次お答えいたします。

まず、当町の死亡届の件数でございますが、住民異動による件数としまして、平成30年度は217件、令和元年度は194件となっております。

続いて、死亡届後に行うべき手続の申請については、主に、国民年金や国民健康保険などの喪失に関する手続のほか、固定資産税など町税に関する手続や使用料に関するものなど17項目ほどの申請もしくは届出が必要となっております。

それぞれの申請は、6課8係にわたって手続が必要となっております。申請の内容は、亡くなった方の状況に応じて、提出いただく書類もそれぞれ異なりますので、基本的にはご家族の自筆にて届出をご記入いただくことになっております。

最後に、窓口での課題とのご質問でございますが、先ほど議員さんからもおっしゃられたとおり、最近、死亡の届出に関しましては、葬祭業者さんが間に入って提出されるケースが非常に多くなっております。これは死亡届と並行して葬祭場等の使用申請、また葬儀の日程調整など、遺族にとっては大変忙しいスケジュールの中で、それぞれの申請を葬祭業者さんが引き受けることによってスムーズな調整ができるよう行われていると推察しているところでございます。

一方で、当町では、死亡届がされた際に、町長からのお悔やみの言葉などと併せて、死亡後に想定する諸手続が一目で分かるチラシを配布させていただいております。以前は、死亡届を出されたご遺族に直接お渡しし、お声がけすることができておりましたが、現在は、葬祭業者さんを紹介するの目にする場合が多くて、葬儀が終わった後に行う多岐の申請を見たときに、非常に不安に感じてしまうケースもあるのではないかと考えております。

先ほど申し上げましたように、手続きしていただくものが多岐にわたることも多く、窓口も複数にまたがってしまうことが考えられます。

しかし、当町におきましては、以前から各部署で連携をしまして、情報共有を図る中で、住民環境課の窓口において、各担当職員がそこへお伺いし、それらの手続きをその場で行っていただける体制をとっております。

引き続き、葬儀後のお気持ちや不安を解消できるように、ご家族に少しでも寄り添う形で窓口対応をしてまいりたいと考えているところでございます。

11番（吉川さん） 今、課長より詳しい内容、説明をいただきました。6課8係にわたるということで、しかし町では、住民環境課に各担当課から職員が来ていただいて手続を済ませているということで、大変にありがたいと思います。

今回、私もこの質問をする起点となったのは、80代のご婦人から、新聞に出ていたこの取り組みについてお聞きいたしまして、町はどのような形でやっているのか、また少しでも職員の皆さんの労力を減らしたいという思いで提案させていただきました。

このお悔やみコーナーというのは、大分県別府市で始めたそうでございます。これは、予約制でありまして、市ですので、かなりの件数だと思いますが。その予約制の中で、いろんな手続を一つの場所で全部済ませるという内容でございました。

今も、住民環境課でやっていただいているということでございますが、できればこのような形

で、お悔やみコーナーという名目で設けていただいて、予約制にして、この窓口でできるような形、このようなコーナーの設置について、一つ提案したいと思います、いかがでしょうか。

住民環境課長（関君） 住民サービス向上、業務簡素化のための事前予約制のお悔やみコーナーの設置についてお答えさせていただきます。

お悔やみコーナーの設置につきましては、内閣府におきましても、ガイドラインや電子申請等も含めた設置自治体支援ナビを提供しており、また人口規模が大きい市におきましても、大変有効な行政サービスの一環であると考えております。

お悔やみコーナーを設置している市町村を調査したところ、茨城県の日立市等におきましても、今年度10月から設置し、運用を開始したということをお聞きしております。

施設規模なんですけれども、日立市は人口が約17万3千人、死亡者数も年間2,100人、坂城町の約10倍となっております。本庁が7階建てとなっております、当町に置き換えた窓口が1階、2階、4階、5階、6階という形になるということでございます。

以前は、ご家族がそれぞれの階に赴きまして各申請をしていましたが、1階にお悔やみコーナーを設置することで1日4枠を予約して対応することにしたということでございます。当町に置き換えますと、先ほども答弁申しましたが、死亡届を受理する件数、既に実施している住民環境課窓口でのワンストップ窓口、それぞれの担当者がそこへ赴き、対応している形は、お悔やみコーナーとはなってございませんが、実質的に同様の対応を、以前から行っていると考えているところでございます。

また、時間等で制約がある場合につきましては、事前にご連絡いただければ対応していきたいというふうに考えております。

なお、ご遺族の目線で見ますと、確かに各申請数が多いことで不安になることもあろうかと感じまして、少しでも解消できるように、チラシのところに、「順次、担当課へつなぎますので、まず住民環境課へお越しください」と表示させていただくようにしました。引き続き、家族や親族の死という悲しい状況もある中で、ご遺族の負担を少しでも減らしまして、住民の皆さんに寄り添う行政サービスに心がけてまいりたいと考えているところでございます。

11番（吉川さん） 今、課長から答弁いただきました。以前からワンストップ窓口として住民環境課で配慮して手続を進めていただいているということでございます。

そして、今お聞きしましたところ、私もこの間チラシをいただけてきましたが、そのところに、今度、「住民環境課までお越しください。順次ご案内します」ということでただし書きを入れていただけるということで、これは大変ありがたいと思います。

そして、もう1点ですが、他の自治体では、お悔やみ後の手続ガイドブックをホームページに掲載をしていらっしゃる場所もあります。そこで、このチラシですが、ぜひ分かるような形で町ホームページに掲載されると、前もって準備ができていいかと思いますが、その点についてい

かがでしょうか。

住民環境課長（関君） 先ほどの死亡届後のチラシについてでございますが、諸手続が非常に多うございますので、そちらが一目で分かるように、ホームページ等に掲載を検討してまいりたいと思います。

11番（吉川さん） ぜひ検討をお願いしたいと思います。先ほども課長から話がありましたが、国では、内閣官房情報通信技術総合戦略室が、今年の5月に遺族が必要となる手続を抽出できる新システム「お悔やみコーナー設置自治体支援ナビ」を開発されたそうです。デジタル化が推進される今後にあっては、このナビの利用は遠い話ではないと思います。

そして、当町では、平均一、二件ということですので混み合うことはないと思います。先ほどのチラシへのこの配慮、大変ありがたいと思います。そして、この今ホームページにも載せていただくということでしたが、ぜひ今度ホームページに載せたときには、広報にもこういうものが今度ホームページに載せますよということで載せていただけたらありがたいと思います。

まとめに入ります。いよいよ令和3年から10年間のまちづくりの基本構想のまとめに入る時期を迎えております。コロナ禍の渦中ではありますが、担当課の皆様には大変なご苦労いただいております。しかし、大事なこの10年の計画でございます。これから住民説明会もございますが、多くの町民が関心を持っていただき参画していただけるよう、当局の取り組みに期待をしております。

これで、私の一般質問を終わります。

議長（西沢さん） ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後 0時08分～再開 午後 1時30分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

13番 中嶋君の質問を許します。

13番（中嶋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

さて、コロナ禍時代ではありますが、広報さかき12月号におきまして、デイリーフーズの会長、高見澤正さんの名誉町民称号贈呈式の大きな記事が載って、坂城町そして町民に明るいニュースとなりました。以前もお話しましたが、私も中沢町政の頃より数回にわたり、名誉町民のご推挙の一般質問をこの場所で何度も行っております。

そういうのを含めまして、感謝をするとともに、町に対して敬意を表するものであります。ありがとうございました。そして、今後も数名の方をご推挙する一般質問をやる予定ではございます。まだおります。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

①子どもワクチンについて、（イ）3ワクチンの推移は。

この問題は、私のライフワークのようになっておりますが、少子化問題を克服するためのまさに根源であり、人口を増やす一大施策であると、私は思っております。

思えば、中沢町政のとき、数回にわたり無料化にするよう提言し、平成22年度より任意接種となり、国から補助金が半分出るということに相なりました。長野県下では、駒ヶ根市に続き、確か2番目に早く導入をされたと思います。あのとき、確か中沢町長にこの議場内で、私との一般質問でのやり取りの中で、そのときに決定をいただいたのは、まさに昨日のごとく思い浮かべられます。

ご存じのように、3ワクチンとは、小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチン、子宮頸がんワクチンのことであります。当時小児用肺炎球菌ワクチンとヒブワクチンの接種料金は9万円でありました。そして子宮頸がんワクチンは5万円でありました。この3ワクチンを県下に先駆けて無料にして、町民の皆様、そして若いお母さん方に大変好評でありまして、大変喜ばれたことは言うまでもありません。

3ワクチンの接種人数の推移をお尋ねをいたします。

(ロ) 子宮頸がん検診クーポンは。

子宮頸がんは女性特有のがんとして、特に、20代から30代の若い女性のがんでは第1位となっております。日本では、毎年約1万人もの女性が新たに子宮頸がんにかかっており、約3千人が亡くなっております。大体1日に10人亡くなっておるということであります。

こういう実情を踏まえてと思うが、町は女性が二十歳になると、子宮頸がん検診の無料クーポン券を送っておりますが、検診受診率と人数を平成21年より令和1年までの推移をお尋ねをいたします。

(ハ) 今後の施策は。

子宮頸がんワクチンは副作用問題が起きてから、約7年ぐらい止まっていますが、最近医療関係者も再開を促しております。10月23日付の信濃毎日新聞の記事には、子宮頸がんのショッキングなニュースが載っておりました。ここにいる大勢の皆様、読まれたと思いますが、内容は、無料で受けられる定期接種の対象を既に過ぎた2000年から2003年度生まれの女性では、本来避けられたはずの患者が1万7千人、死者が4千人発生するとの予測を、大阪大学のこれは医療チームだと思いますが、ここが22日までにまとめたという記事が載っておりました。そんなこともあって、私余計この問題を今回も取り上げたということでもあります。

そして、またその後、ちょっとこれ言葉悪いですが、タイムリーといえはタイムリーです、私がこれ一般質問するということの中で、そのときに、やはり信濃毎日新聞の12月1日付の記事に、子宮頸がん漫画で考えて愛は子宮を救うという冊子を、県細胞検査士会が作り、臨床検査技師たちの集まりで、病理学の関係の私は組織だと思っておりますが、そこは専門家でありますから、胃がん、大腸がん、子宮頸がんもそうですが、内視鏡を入れて、そこで細胞をとってきて、それを

染色して、それでよく切れる切れ物でスライスして、それを顕微鏡で見て、いや、これは子宮頸がんだ、これは胃がん、大腸がんということをやって調べる専門家の会が県細胞検査士会だと思います。

この人たちが作り、11月下旬から市町村教育委員会を通じて、県内の中学2年生に配っているとのこと。内容は子宮頸がんの予防につなげようと、県細胞検査士会がヒトパピローマウイルス、通称HPVという、これのワクチンです。その接種や検診の受診について考えてもらう冊子で、接種率を上げるための医療専門家による、子ども達を守るための啓発本であると思います。

ちょうど、教育長もそこにおられますから言いますが、既に教育長なんかはお読みになっていると思いますが、課長もそうであります、通告しておりませんので、その辺はまたの機会にご所見を伺いたいと思います。

現実、今言ったように、坂城の中学生の子ども達のところへも、この冊子が届いていると思うものでございます。

そういうことでありますので、我が町の若い女性の命と、ここが一番大事なんです、少子化を防止する大きな問題と捉えて、積極的に私は取り組んでいくべきと思いますが、その辺をお尋ねをいたします。

以上であります。

保健センター所長（竹内さん） 子ども3ワクチンについて、（イ）3ワクチンの推移はから順次お答えいたします。

町では伝染のおそれがある疾病の発生及び蔓延を予防するため、予防接種法において定期接種とされている各種予防接種を実施しております。定期接種は接種対象となる疾病や接種年齢、回数等が詳細に定められており、さらに接種対象となる疾病により日本脳炎や、今年の10月から新たに加えられたロタウイルスなどのA類と高齢者等のインフルエンザ及び肺炎球菌感染症のB類に分類されます。

A類疾病に係る予防接種の接種対象者及び保護者は、接種を受けるよう努めることとされており、市町村が予防接種を受けるよう勧奨するものとされていることから、接種時期に合わせ個別に案内をし、勧奨をしているところでございます。

ご質問の3ワクチンにつきましては、いずれもA類疾病の予防接種となります。ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチンの接種につきましては、平成24年度まで、個人の希望により接種する任意接種であり、その間の平成23年2月からは町において国の交付金を活用した接種費用の全額助成を実施、その後の平成25年4月に予防接種法等に定められた定期接種となった経過がございます。

接種延べ人数の推移につきましては、町が助成を始めた平成23年2月から接種率と合わせて

年度ごとに申し上げます。まず初めに、ヒブワクチンでございますが、平成22年度は年度途中からとなりますが、接種延べ人数154人で接種率26.1%、23年度389人で57.5%、24年度415人で64.2%、25年度413人で78.4%、26年度397人で80%、27年度343人で92.7%、28年度328人で95.9%、29年度320人で98.5%、30年度292人で94.5%、令和元年度295人で86.5%でございます。

次に、小児用肺炎球菌ワクチンは、平成22年度はヒブワクチンと同じく年度途中からで、接種延べ人数154人で接種率26.1%、23年度419人で61.9%、24年度425人で65.8%、25年度390人で74%、26年度397人で80%、27年度344人で93%、28年度333人で97.4%、29年度319人で98.2%、30年度295人で95.5%、令和元年度299人で87.7%となっており、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種率は、令和元年度は減少しておりますが、今年度に入り接種をされたため、実際は前年度並みの接種率となっております。

最後に子宮頸がん予防ワクチンは、平成22年度はほかの2つのワクチンと同じく年度途中からで、高校1年生の女子を対象としており、接種延べ人数は50人で接種率71.4%、23年度からは基本的に中学1年生から高校1年生の女子を対象とし、接種延べ人数が305人で接種率85.9%、24年度287人で83.7%、25年度25人で10.8%、26年度1人で0.5%、27年度から30年度0人、令和元年度3人で0.8%となっており、25年度以降接種者数が大きく減少しております。これは子宮頸がん予防ワクチンが定期接種となった平成25年に、ワクチンの接種との因果関係を否定できない持続的な疼痛が、接種後に特異的に見られたことから、国において副反応の発生頻度等が明らかになり、適切な情報提供ができるまでの間は、接種の積極的な勧奨をすべきでないと言われており、町におきましては、この勧告を受け、個別に接種案内通知を控えたことなどが影響しているものと考えます。

続きまして、(ロ) 子宮頸がん検診クーポンはについてお答えいたします。

子宮頸がんは子宮の入り口の子宮頸部と呼ばれる部分から発生します。婦人科の診察で観察や検査がしやすく、発見されやすいがんで早期に発見すれば比較的治療がしやすく、予後のよいがんですが、進行すると治療が難しいことから、早期発見が極めて重要であるとされており、国立がん研究センターのデータによると、全国で毎年1万1千人の女性が子宮頸がんになり、約2,800人が亡くなっているとのことでございます。

子宮頸がんは20歳代後半から増加しますが、子宮頸がんの原因はヒトパピローマウイルスの感染によると考えられており、厚生労働省のホームページによりますと、子宮頸がん予防のワクチンにつきましては、子宮頸がんの原因となるウイルスのうち、50から70%のウイルスの感染を防ぐことができ、またがんを予防する効果も確認されているとのことでございます。

なお、予防接種を受けても全てのウイルスを予防できるわけではなく、感染の可能性があるた

め、がん検診を受診していただく必要があります。

厚生労働省が定める、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針により、市町村において行うがん検診の項目が決められておりますが、子宮頸がん検診につきましては、20歳以上の女性を対象として実施することとされております。

町におきましても、20歳になる女性に対してクーポン券を送付し、子宮頸がん検診を無料で実施していただいております。20歳の方の子宮頸がん検診受診率の推移でございますが、平成21年度7人で受診率8.8%、22年度7人で10.4%、23年度6人で8%、24年度5人で7.7%、25年度11人で12.5%、26年度5人で7.5%、27年度3人で5%、28年度3人で6.5%、29年度8人で12.9%、30年度9人で13%、令和元年度3人で5.5%と、20歳以上の受診者全体の受診率が毎年おおむね20%前後であることに比べますと、20歳の方の検診受診率は低い状況となっております。

20歳の方の検診受診率が低い要因といたしましては、若い世代の方は、まだ病気に対する関心が薄いことや必要性を感じないこと、また検査を受けるのが恥ずかしいといった気持ちもあるのではないかと推測するところでございますが、検診を受けていただくよう勧奨をしてみたいと考えております。

続きまして、(ハ)今後の施策はについてお答えいたします。

子宮頸がんの予防接種につきましては、先ほども申し上げましたが、積極的な接種勧奨の再開につきましては、国の専門家による部会において、副反応の報告例等と参考に検討されているところですが、再開との結論には至っておらず、町としましても引き続き積極的な勧奨は控えていかざるを得ないと考えるところでございます。

しかしながら、ワクチンの効果とリスクについて正確に対象者の皆さんにお伝えすることは大切であると考えております。

厚生労働省では、対象者とその保護者向けのパンフレットを今年度新しくし、子宮頸がんと子宮頸がんワクチン及び子宮頸がん検診についての説明とともに、ワクチンの効果とリスクについても説明しており、パンフレットには接種をお勧めするお知らせをお送りするのではなく、希望される方は接種を受けられるよう、皆様に情報をお届けしています、との記載がございます。

接種を希望される場合は、定期接種として受けることが可能ですので、ワクチン接種によるがん予防の効果とともに、副反応の可能性についても十分ご理解いただき、かかりつけ医等とご相談の上、接種いただけるよう対応しているところでございます。

また、接種勧奨を控えてから7年が経過する中で、定期接種の対象者は接種の可否を判断できるよう、町でも今年度から対象者全員に個別で通知をし、子宮頸がん予防接種の効果と副反応についての説明や、希望すれば接種が可能であること等についてもお知らせをしているところでございます。

今後も引き続き対象となる方には、厚生労働省のパンフレットとともに個別でお知らせをし、必要な情報を提供してまいりたいと考えております。なお、子宮頸がん検診につきましては、20歳の受診対象者で11月を過ぎても未受診の方には、毎年12月に再度受診勧奨の通知をしておりますが、受診率が高いとは言えない状況でございますので、町のホームページや広報さかきで、子宮頸がんについて情報提供を行い、検診の必要性についてお知らせをするなど、より多くの方に受診していただけるような取り組みを実施してまいりたいと考えております。

13番（中嶋君） 所長より細部にわたり懇切丁寧にご説明をいただきました。私これ七、八回やっているから、同じようなこと聞いて大変申し訳なくは思っているんですが、なかなか私が思うようにやってくれないという、そういうことで、何度でもやるまで質問するよと、私宣言しておりますので、そんなふうだと思います。

これ見れば、町長なんか百も承知でしょう、私何度もやっていますから。ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、これはおぎゃあと生まれた赤ちゃん、坂城町で守ってあげようと、とにかく大事な子供を守ろう、そこから始まったわけです。

任意接種が22年、これ見ると22年の頃は割合パーセンテージも少なかったわけです。やはり定期接種になるとが一んと上がるわけです、ヒブワクチンと小児用肺炎球菌。残念ながらもう一つの女の子たちを守ろうじゃないかというのは、逆に今、所長のほうからもお話ございましたが、残念ながら25年の定期接種始まったときから、落ちちゃったという、こういう何か不思議な現象が起きた。これは今のお話があったように、副作用があったから、当然その分なんです。

副作用が起きちゃったっていうことで、みんなやらなくなっちゃった。ほとんどゼロです。26年、27、28、29、30、令和1年は3人ばっかやってらっしゃる、あとは全部ゼロです、これ。とんでもないことです、坂城町にもかわいい女の子は、この子たちも中学1年生ぐらいのときに接種をしろと言われております。これみんなやらない。

この子たちが二十歳になった、二十幾つ、30ぐらいまであるでしょうが、結婚するようになったときにどういう状況だというと、何と二十歳から30歳までの女性のがんは子宮頸がんが一番、一番断トツ。その後、肺がんとかいろんなものがあるでしょうけど、せっかく子どもを産む世代、何かおかしくないですか。少子化だ、少子化だ、大騒ぎして、子どもを産んでくれる世代のところへそういう現象が起きている。これに対して国もそうです。県もそうです。何にも手をつけていない。だったら坂城町でやりゃいいんですよ、こんなこと、簡単なことだ。

今度、いろいろそうは言ったって、これはまた一生懸命考えてくれているんでしょう、少子化のことを考えれば。子宮大事だ。そしたら、今度子宮頸がんの二十歳になったら、ただでいいからやれって、この紙切れ持ってきや、先生診てくれるから、ただでいいや。

坂城町は出しているんです。一生懸命やっているんです。だけど、今お話を聞けば、いろんな状況あるでしょう。平成21年のときに7人しかやってないでしょう。この町は。何人対象だと

思います。８０人対象なんだよ。７人しかやってねえんだよ。命守ってあげようと思ってんのに。みんなそうですよ。２１年、２２年だって、６７人対象者、６０人ぐらい来りゃいいやつを７人しか来てねえ、本当に。

平成２５年はよかったのと思えや、これ今度８８人いるんです、対象者。１１人です。受けたのは。最近の平成３０年だって６９人いるんですよ、対象者の女の子が、坂城町には大事な子どもが９人しか受けてねえんだ。令和元年もそうです。５５人いるんです、対象者の女の子が３人しか受けてねえ。何でこれほったらかしとくんですか。

これ専門家ですよ。日本小児科学会は、積極的に接種するよう推奨しているんです、日本国の。アメリカの話をここやっているんじゃないですよ。比べてみれば、検診率です。欧米では８０％いっているんです。どうですか。日本は２０％だ。二十歳過ぎたら、全ての女性は子宮頸がん検診を受けることが大切なんです。それなのに今言ったように、８０人やるところを六、七人しか、坂城町、子ども達がやってねえんだ。がんになること分かっている放置しているんです、これ。こんなばかなことあっていいんですか。

皆さんもご存じのように、SDGsなんかみんな喜んで、私なんかもやってますが、世界保健機関です。WHO、ここでは子宮頸がんワクチンの安全性に関する諮問委員会があるんです。町長は英語得意だから、私よく分かりませんが、頭文字なんでしょうけども、GACVSというワクチンの安全性に関する諮問委員会ってやつができとる。ここの、国連のWHOから日本は何て言われていると思います。こんなこと言われているんです。乏しいエビデンスに基づく政策決定、これ町長分かるでしょう。

しかも、これ日本の判断を名指しして非難しているんです。SDGsやっているところの、国連のWHOで、先進国じゃねえのか、日本は。私は先進国だと思っておりますよ。

(…)の悪口言っちゃいけねえけれども、(…………)じゃないですか。アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、そういうところは全部、少なくとも８０％ぐらいのことやっているんです。日本２０％です。子ども達にワクチン打ってねえんだ。アメリカなんか八十何%まで全て、男の子のところまでワクチン打つ状況になっている。じきゼロ宣言するそうです。子宮頸がん。子宮頸がん撲滅です。

日本は大氾濫、これからもっとどんどん持ってきてくる。こんな実状許せねえんじゃないですか。国や県がやんなかったら、我が町からやりゃあいいんですよ、これ。

コロナのワクチンはなくて、このワクチンうんとあるんじゃないですか、これ。しかも二十歳になったら、町がお願いしているんだ、皆さん行きなさいよと、お医者さんへ。調べ行ってこうよと、ただでいいから。これが行かねえんだよ、８０人のうち７人だけ。

それで、町長、私はもう一回言いますが、この問題は子宮の部分だから、微妙なんです。女性にこの問題を提起してもらいたいような気がするんですが、なぜ、私やったかっていうと、この

問題何度も言いましたけれども、少子化問題なんです。どんどん人が減っちゃうんです。本来は国や県が先んじて行うべきであるこれ問題なんです、国会でこういう話しなければいけないんだ、本来。それも考えれば、町長、未来に禍根を残さないように、町長のマニフェストってあるんでしょ。この坂城町をどうするんだって言ったら安心、安全でしょ、1番真っ先に。町長がいつもおっしゃっていることに相通ずる問題だと、私は思うわけです。

所長には、さっきあれだけ丁寧に説明していただいたから、今後の施策の部分のところは、町長のご所見をここで、私は伺っておきたいと思いますが、議長よろしく願いいたします。

町長（山村君） 私、中嶋さんとほとんど同じ意見ですけども、国が7年間ほっといて、積極的に勧奨しないようにと言ったら他はある意味従わざるを得ない。

さっき所長がお話しましたように、子宮頸がんそのもの、子宮頸がんワクチンについて、子宮の検診、この3つをご理解いただいて、今のところは定期接種、全員やんなさいということにはならないかもしれないけれども、ご理解いただいて受けていただける方は、定期接種と同じように受けられるわけですから、それは、先ほども案内出していると言っていましたけれども、その3つをしっかりご理解いただいて進めるようにしていければと思っています。今、中嶋議員言われたように、世界中で日本だけです、こんな扱いしているのは。7年間もほっといちゃいけないと思います。

けども、坂城町だけ積極的に勧奨することも、なかなか言いづらいんで、この3つをよくご理解いただいてご判断いただくというPRを、よく説明していきたいと思っています。

13番（中嶋君） ありがとうございます。やっぱり思いは同じだなと思います。あんまりこういう言い方がいいませんが、お立場もあるでしょうから。

私は、町長はやっぱり坂城町の町長でありますから、総括的に町を見なきゃいけない、我々議員だから少しぐらい角度の変わったようなことを申し上げているわけです。しかも14人いるんだから、みんな個性派の連中だから、ましてや余計私はこういう性格でありますから、本当私が提案したいのは、坂城町からやったっておかしくはないんです、こんなことは、私は思っています。

町長と一致するところは、おかしいなと思っていますよね。既に、7年もほったらかしたんだらうと、国おかしいじゃねえかということは、その辺は私相通じました。

坂城町の町長でありますから、今、コロナもそうでしょう。国のほうからGoToがどうたら、いろんなこと最初やりましたけれども、途中から分からんようなっちゃって、都道府県に、俺に言わせりゃ、丸投げしたでしょう。これもしかりなんです。現場にいる人、長野県では知事です。長野県の事情はよく分かっています。総理よりは分かっています。

だから、私は丸投げしたことは、いいとは思っています。官邸で考えるだけじゃなく、日本はそうは言っても広いですから、その理論を、コロナ理論を子宮頸がんワクチンに当てはめること

は、私は日本で一番真っ先に坂城町が手を挙げてやるぞと、いいと思いますよ、それは。

[illegible]

何か一つ、いいアイデアマンであります町長も、何か坂城町の女の子たちを守るために知恵を出し合っていこうじゃありませんか。これ以上やりません。私は。

②新工業団地について。

(ロ) 予約状況は、完売しているとも聞くが、コロナ禍の時代となり、予約の状況も変わってきているのではないかというふうに思います。この部分をお尋ねいたします。

りました。

私の計算では、ミヤリサンに前田工業団地を平成28年の9月に購入していただき、新工業団地の販売は令和4年の4月ですか、何かそんな予測があるようであります。ざっくり計算しますと、ミヤリサンに売ってから、六、七年かかって新しい工業団地を造ってるという理論になるわけです。六、七年間は町で用意した工業用地はないということになります。

多少ちょっと葛尾の下の辺にちょこっとした土地があるぐらいのことで、坂城町にはすぐほしいときに、工場、また工業用地がなかったのも、他町村に移るなどということがないように、既に一生懸命今、新しい新工業団地やっているんですが、私に言わせりゃ、もう新第2工業団地も早急に準備を始めていかなければというふうに思うものであります。この辺のところをご答弁を願いたいと思います。

以上であります。

町長（山村君） 中嶋議員さんから2番目として、新工業団地についてご質問がありました。イ、ロ、ハ、今までの経緯、予約状況、今後の施策ということでございます。

本件についても、議員と何回かやりましたけれども、前の議論でも8ヘクタールくらいほしいんだけど、とりあえず4で行こうかということで、4ヘクタール弱ですけども、ようやくと芽の見えるようになってきたということで、令和4年から分譲開始できるようになってきた。そっからまた考えていく、そっからといいますか、常に考えていくことだと思います。

順次お答えします。まず、イの今までの経過でございますけども、工業用地の確保につきましては、町内企業の新たな事業展開や事業規模拡大、企業誘致など、雇用創出による地域経済の活性化ですとか、町内への移住、定住の促進にもつながるため、工業団地の整備を町の重点施策の一つとして位置付け、計画的に行ってまいりました。

戦前、戦後の企業誘致が「ものづくりの町」としての礎を築き、今では、製造業約200社が集積し、先端設備を導入して高い付加価値による高品質な製品を製造しております。町内企業は、その優れた品質と高い技術力を持って海外にも進出し、生産工場や販売事業所など、約20か国で事業展開がされております。

町の工業団地整備は、平成元年の金井中之条工業団地の整備に始まりましたが、今回の新工業団地につきましては、町内複数の企業を皆さんから新たな事業用地を求めるとご要望をいただいたことから、平成29年度に町関係団体からなる新工業団地造成箇所選定会議を開催し、新工業団地造成場所の決定をいただいたところであります。

また、平成30年度には、地元の事業説明会を行い、今回の新工業団地の事業計画と合わせて、町の交通インフラの骨格をなす坂城インター線の延伸部分と鼠橋通りをつなげる町道09号線の道路計画を進めることについてご了解いただいたところであります。

また、今年の5月17日には新型コロナウイルス感染症対策を施した中で、2回目となる事業

説明会を開催し、事業用地の買収単価の合意も得る中、地権者の皆様及び関係団体から、事業を進めるご承諾をいただいたというところであります。

また、事業用地の農振農用地からの除外については、坂城町農業振興地域整備促進協議会における調査、協議、長野地域振興局への農用地区域の除外にかかる事前協議、そして県知事への農業振興地域整備計画変更の本協議を経て、10月29日付で同意をいただきました。

用地買収に伴う譲渡所得の特別控除につきましては、長野税務署に事前協議書を提出し、現在、審査をいただいております。特別控除の確認が済みましたら、地権者の皆さんに、今後の事業予定や譲渡所得の特別控除などに関する説明を行い、用地のご契約をお願いしていくことになります。

次に、ロの予約状況はでございますが、現在のところ地権者との用地買収に係る契約が済んでおりませんので、これまでに工業団地分譲に関する公募は実施していない状況でございます。今後、地権者との契約が整った段階で、工業団地分譲に関する公募を実施し、工業団地の取得の意向を正式に確認してまいりたいと考えております。

また、分譲先企業の決定につきましては、正式に応募いただいた企業について、町工業立地審査委員会において、使用用途、工場等の建設時期、雇用計画や地域経済に与える影響など、総合的に審査し、売却先企業の選考を進めてまいりたいと考えております。

しかしながら、全く目当てがないというわけではございませんで、前に工業団地説明したときの、逆に言いますと、町内の企業の皆さんから土地がほしいという要望があつて始めたところがありますので、既にご要望の声を出していただいたところとも、ここには接触を取りますけれども、正式にはこれからということでもあります。

次に、ハ、今後の施策はについてお答えいたします。

ものづくりの町である当町が将来にわたって持続的に発展していくためには、今後も継続的に工業振興施策を実施していく必要があり、新たな工業団地の整備も重要な検討事項であると考えております。

工業団地の整備にあたり、町内外の企業における新たな事業用地に対する需要を把握する必要があることから、支援機関や金融機関にもご協力いただきながら、情報収集に努めており、状況によっては、企業に直接お伺いし、企業用地に対する需要や意向をお伺いしているところでもあります。

また、現在進めております工業団地につきましては、坂城インターや国道18号、またテクノさかき駅に近接している等の立地条件のよさから、分譲計画を知った町外企業からも問合せもあり、当町の工業用地に対する一定のニーズもあるものと感じております。ご案内のとおり、工業団地の整備には、多くの手続が必要となり、多くの時間と労力を要する一方で、企業における工業用地の需要は景気動向による変化してまいります。町といたしまして、引き続き町内外の企業

における工業団地のニーズや景況感の把握を行い、常に検討する必要があると考えております。

しかしながら、まずは現在進めている工業団地をしっかりと鋭意進めていくと考えております。

以上でございます。

13番（中嶋君） 町長より詳細にご説明をいただきました。ありがとうございます。

今、町長が言っていたように、私に言わせりゃ、さっきもちょっと言ったのは、ミヤリサン売ってから六、七年、要は坂城町の町で提供できる工業用地がなかったということで、私は何度もこの質問をしています。やれば早くやらなきゃ駄目だよということでありました。

そして、町長が今おっしゃった、粛々とおやりになっているようで、それはそれでいいと思います。もちろん今の坂城町の工場のことをいろいろ述べておりましたので、壁の上塗りのようなこと言いますが、これは当然ですが、私もこの町に住んで70年近く生きとるわけですが、長野県下でもやっぱり坂城町は工業で一番となった町です。長野県で一番工業がうまくいったのがこの町です。誘致条例とかいろんなものつくって、いろんなことしてやった先人のご努力があったからこそ、今があるということでもあります。

ですので、これから10年、20年先のことをやろうなんて、いろんな一環のことで研究なされて、素々案なんかもつくったわけですが、町長、自分でもおっしゃってましたように、今言ったように、10年、20年、30年、50年先を見据えて、誤りのない施策をきちっとやっていかなければいけないと、私も思うものであります。町長はそこも百も二百も感じとると思いますが、カッコいいこと言えば、それが我々今生きている、町長、これ使命じゃないですか。

坂城町、来年、再来年、10年で終わるんじゃないです。永遠に続いていくんです、坂城町は。ここが大事なんです。やっていきましょうよ。頑張ってください。我々がいなくなってもこの町は立派にしようじゃないですか。今やるチャンスなんです。

だから、今造っているから、町長粛々やってもいい、この次も考えていかなければいけませんよ。もしかしたら、明日から手をつけて第2工業団地をさらにいかないといけないかもしれません。ご答弁の中にいろいろありましたので、町長も分かってんだと思いましたので、これ以上申し上げませんが、ひとつ子孫、子ども達のために頑張っていこうではありませんか。

さて、国内各地で猛威を振るっている新型コロナウイルスであります。先程も申し上げましたが、いよいよイギリスでは、アメリカ製薬大手ファイザーとドイツのバイオ医薬品企業でありますバイオンテックが共同開発した新型コロナワクチンの接種が始まります。もう今打っているでしょうね、ちょうどこの時間、イギリスでは。こんな状況であります。

そして、また我が国、日本では、ワクチン接種促進に向けた改正予防接種法が、先だって参議院本会議で可決成立しております。菅総理は10月の所信表明でコロナワクチンについて、来年前半までに全ての国民に提供できる、その数量を確保し、高齢者、基礎疾患のある方々、医療従事者を優先して無料で接種できるようにすると約束をいただきました。

私は立派な総理だと思います。堂々ときちっと国民に対して約束したんだから、そうはいいいまでも、来年前半と掲げたのは来年7月開催の東京オリンピック・パラリンピックに合わせるための話であったとは思っております。

私は、菅総理もそういうふうに言い切っていただきました。総理の願いでなく、これは全日本人の願いだと思っております。来年こそはコロナが収束して、東京オリンピック・パラリンピックが正々堂々と開催できることを願ひまして、今年最後の一般質問を終わりといたします。

恒例であります。最後に一句添えます。新コロナ鬼滅の刃に託します。

以上で一般質問を終わりといたします。ありがとうございました。

議長（西沢さん） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時21分～再開 午後 2時31分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、12番 塩野入 猛君の質問を許します。

12番（塩野入君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をいたします。

1、計画行政について。

今年度は、第6次長期総合計画、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略をはじめ、多くの計画策定が目白押しであります。

その中で、時間の制約もありますので、今回は町の基本的な計画であります総合計画と総合戦略につきましては、それに注目して質問したいと思います。

イ、計画の体系化。

初めに、今年度策定されている計画は、いくつありますでしょうか。その中で、全体計画と個別計画の別では、それぞれいくつになるのでしょうか。

今年度、多くの計画が策定されていますが、町では既設計画も含めると、相当数の計画が存在します。そこで、この際、計画の体系化を図っていただき、例えば、健康づくり、母子保健、食育推進等を健康ブロックとして、障がい者、障害福祉、障害児福祉等を障害者ブロックとしたり、公共施設、学校施設、公営住宅施設を一括りにして、各種インフラ長寿命化計画と連携させるなど、部門別にまとめて一覧表などにして、それが長期総合計画に結びつくような、誰が見ても計画の結びつき、体系が分かるようにしていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

ロ、総合計画について。

次に、総合計画と総合戦略が素々案として提示されました。

はじめに、第6次長期総合計画についてお伺いをいたします。

第5次長期総合計画では、「人がともに輝く ものづくりのまち」のキャッチフレーズで、自律のまちづくりを基本において策定がされました。

第6次計画策定にあたり、この第5次計画をどのように評価をし、そして第6次計画へどのようにつなげたのでしょうか。お聞きをいたします。

アンケートについては、総合戦略にも共通した質問構成で、千人を対象に回答率は47.7%のもとで、満足度、重要度などを分析をしています。対象を千人とした根拠と半数に満たない、回収率47.7%を反映された分析結果をどのように見ているのでしょうか。

多くの計画が策定されつつありますが、恐らく、個別計画と総合計画などの全体計画は同時進行されてきたと思います。一般的には、個別計画がやや先行し、全体計画がそれを吸い上げる技法が普通であります、その個別計画の姿が見えてきません。

一般的には、個別計画と総合計画のすり合わせをどのように進めてきたのでしょうか、お伺いをいたします。

折しも、長野広域連合広域計画の素案が提示され、令和3年度からの5か年計画がスタートいたします。長野広域連合をはじめ、上田地域広域連合、長野地域連携中枢都市圏、上田地域定住自立圏など、広域的な計画との整合性は確保されているのでしょうか、お聞きをいたします。

そして、素案の説明会を今月15日に文化センターで開催する予定となっておりますが、計画ができあがったそのあかつきには、町民にはどのように周知されるのでしょうか。作成された計画書の町民説明会なども予定をされているのでしょうか、伺います。

ハ、総合戦略について。

次に、総合戦略についてお尋ねします。

第1期戦略では、町の将来像を「地域の活力と暮らしの豊かさを創生する坂城町」と定めましたが、第2期は総合計画と一致された将来像にしてあります。統一としたそのお考えをお聞きをいたします。

4つの基本目標は、1つ、就業機会、2つは子育て、そして3つは人の流れ、流入、4つ目は、安心のまち、地域づくりと、これは第1期計画と同じ目標であります。第1期の踏襲と見てよいのでしょうか。そしてまた、その踏襲されたお考えもお聞きをいたしたいと思います。

重点プロジェクトは、1、スマートタウン、2、雇用の創出、それに3、子育て・教育・福祉のオールインワンの3つが掲げられました。この3つを選んだ理由とスマートタウンを継続した理由、それに共通テーマをスマートタウンにしたかをお伺いをいたします。

次に、重要業績指標（KPI）をそれぞれに設定されていますが、その目標値はどのように算出したのでしょうか、算定の基準や方法は国で示されているのでしょうか、その点もお聞きをいたします。

第1期戦略で地域エネルギー推進組織、坂城スマートタウン推進委員会を立ち上げ、スマートタウン構築に向けた事業計画の策定がうたわれています。どんな活動がされてきたのでしょうか、委員会は第2期でも活動されるのでしょうか、お聞きをいたします。

町長（山村君） ただいま塩野入議員さんから1番として計画行政について、イ、ロ、ハとご質問をいただきました。

私からは、イの計画の体系化についてご説明を申し上げまして、あとは担当課長から説明申し上げます。

今、お話ありましたけども、令和3年度からスタートするこの時期に、これから申し上げます、大変大きな坂城町の第6次総合計画はじめ、全部で16あるんですけども、いろんな計画がスタートします。

その計画の中の骨子をなす、骨太の計画がやっぱり総合計画、上位計画だと思っております。それを今、素々案という形でつくって個別の計画を併せていくと、見ていくということでありますので、今、さっき言われた、小さな計画を積み上げて大きな計画をつくるというわけにはいかないだろうと思っております。やっぱり全体像を見せて、それで同時並行的にもしていただくということだと思っております。

ご説明申し上げます。

今、申し上げましたけども、今年度、令和3年度からの10か年の町づくり全体の基本構想を定める、坂城町第6次長期総合計画をはじめとして、来年度からの5年間を見据えた第2期坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略など、数多くの計画の策定が予定されており、それぞれ有識者の方を交えて策定作業を進めているところであります。

10月26日には、総合計画審議会及びまち・ひと・しごと創生総合戦略策定懇話会を開催し、町の最上位計画である次期の長期総合計画とともに、国土利用計画坂城町計画や総合戦略などにつきまして、委員の皆様には計画の素々案を提示し、ご審議をいただいたところであります。

現在、審議会及び懇話会におきまして、ご審議いただいた内容を整理し、素案を策定したところであり、昨日、12月7日からホームページ等でこの素案をご覧いただける形を整える中で、皆さんからの意見公募を行っているところであります。

また、来週15日には、新型コロナウイルス感染症対策を講ずる中で、直接町民の皆様には計画の概要をご説明する第6次長期総合計画等説明会を開催する予定であります。

今後の流れといたしましては、お寄せいただいた意見等を整理した上で、原案として総合計画審議会にお諮りし、答申をいただく予定であります。

そして、最終的に総合計画の基本構想について、議会の議決を経る中で、年度末には策定公表をしてまいりたいと考えております。

また、そのほかの計画につきましても、長期総合計画と並行して今年度末の策定に向け、作業を進めてまいります。

さて、ご質問の今年度策定されている計画の数についてであります。先ほど申し上げましたが、現行の計画が目標年度を迎え、内容を見直すもの、新たに策定するものを合わせまして、

16の計画がございます。

その中で、計画の内容が多岐にわたり、町全体の計画として位置づけられる計画は、長期総合計画や創生総合戦略のほか、国土利用計画、公共施設個別施設計画の4つの計画となります。

また、分野、範囲が特定される計画につきましては、12計画となっており、内訳といたしましては、障がい者福祉分野で3計画、高齢者福祉分野で2計画、保健・健康分野で3計画のほか、施設維持・管理関係で3計画、男女共同参画分野で1計画について策定を進めているという状況となっております。

こうした中で、長期総合計画と各個別計画の結びつきが分かるようにというご提案であります。長期総合計画は10か年を展望した町の将来像とそれを達成するために必要な施策の大綱をもって構成する基本構想に基づき、これを具体化するために、各分野の施策を横断的に網羅した基本計画で構成しているところであります。

総合計画は、まちづくりの施策全体をまとめた最上位計画であることから、次期計画におきましては、各分野の個別計画について総合計画の中でお示しし、関連が見てとれる形に工夫したいと考えております。

長期総合計画は、10年ごとに策定しているところであり、現行の第5次計画の10か年の中でも総合戦略をはじめ、公共インフラに係る長寿命化計画や個別施設計画など、新たに作成した計画もございますことから、第6次長期総合計画の中で各種計画の体系立てについて、分かりやすく見ていただける形を整えてまいりたいと考えているところであります。

先ほど申し上げましたように、来年度スタートの計画がもうこれだけたくさんありますので、ただ、逆に言うと、てんでんばらばらにスタートするのではなくて、一緒にスタートしますので、全体と整合性の取れた計画づくりができればなというふうに思っております。

以上であります。

企画政策課長（臼井君） 計画行政についてのご質問のうち、ロの総合計画、ハの総合戦略について、順次お答えをいたします。

初めに、ロの総合計画についてであります。現行の第5次長期総合計画は、その基本構想を平成23年3月に、町議会の議決をいただく中で策定し、基本計画については、中間の平成27年度に、社会情勢などを考慮する中で見直しを行い、後期基本計画として策定をしてきたものでございます。

第5次長期総合計画の評価につきましては、昨年、令和元年度に長野大学から分野ごとに8名の先生方にご参画をいただく中で、事業の評価・検証を行ったところでございます。

策定当時におきましては、当時の社会情勢などを考慮し、未来を見据えた計画となっております。基本構想については、策定から10年、基本計画につきましても5年がたち、その間の社会情勢の変化などを見据える中で、今後の課題などについて明らかにし、今年度の6次計画策

定につなげてきたところでございます。

なお、今年度の計画策定にあたりましては、検証に引き続き、長野大学の先生方にご参画をいただき、作業を進めております。

次に、策定にあたり実施した住民アンケートについてであります。統計学的には、アンケートの信憑性を得るために、一般的に1万人を超える母集団に対しては、370から380件程度の回答が必要であると言われております。そこで、過去における同様のアンケートの回収率等を参考に、この数以上の回収を得るため、今回、千人の皆さんに対して調査を依頼したところでございます。

結果といたしまして、477人の方に回答をいただき、その分析結果については、統計学的に見ましても、十分信憑性のある結果であるものと考えております。

いただいたアンケートの分析結果につきましては、各課で共有し、各種計画の課題整理や計画策定にあたっての基礎資料として利用しているところであります。

続いて、個別計画と総合計画のすり合わせについてであります。各分野の個別計画につきましては、時を同じくして、今年度策定するものもありますし、策定の時期が異なるものもございます。

長期総合計画の策定にあたりましては、全課横断的な庁内会議を逐次開催し、情報を共有し、調整を図る中で、個別計画とのすり合わせを行い、策定作業を進めてまいっております。

また、長野広域連合をはじめ、上田地域広域連合、長野地域連携中枢都市圏、上田地域定住自立圏のほか、国や県の計画等との整合につきましても配慮するとともに、特に今年度策定される長野広域連合の広域計画及び長野地域連携中枢都市圏の長野地域スクラムビジョンにつきましては、連携を密にし、計画の進捗や最新の内容を確認する中で整合を図り、策定作業を進めてきたところであります。

次に、総合計画策定後の町民への周知につきましては、広報さかきに概要を掲載し、町民の皆様に広くお知らせをするとともに、町ホームページを活用し、全文をご覧いただけるようにしてまいりたいと考えております。

また、町内の主な公共施設に計画書を用意し、手にとってお読みいただけるような対応も併せて実施したいと思っております。

ご質問の、説明会という形は現在のところ考えておりませんが、さかきふれあい大学の出前講座のメニューに載せて、依頼があれば、随時内容の説明をしてまいりたいと考えております。

続いて、ハの総合戦略についてのご質問であります。最初に「まちの将来像」につきまして、坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、坂城町人口ビジョンに掲げた人口の将来目標実現のために取り組む具体的な施策やプロジェクトを示すものでございます。

現行のまち・ひと・しごと創生総合戦略は、本年度をもって計画期間が満了することから、現

在、第2期の戦略策定を行っております。

次期、戦略の策定にあたりましては、総合的なまちづくりの在り方を示した町の最上位計画である長期総合計画との計画の始期の整合を図るため、昨年度、現行の総合戦略の計画期間を1年延長し、新たな総合計画との連動性を高めた計画策定を行っているところであります。

こうしたことから、総合戦略のまちの将来像につきましても、長期総合計画のまちの将来像を掲げ、目指す方向を明確にしたいと考えているところでございます。

続いて、基本計画の設定につきまして、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、まちの将来像を実現するための取り組みとして、4つの基本目標を設定したいと考えております。

基本目標につきましては、国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、引き続き、1としてしごと、2として出産・子育て、3として人の流れ、4としてくらしの4つのテーマが基本目標として設定されており、町におきましても、そうした国の方針を踏まえる中で、引き続きの設定を行うものでございます。

一方で、重点プロジェクトにつきましては、現行の重点プロジェクトの進捗を勘案するとともに、次期総合計画との整合を図る中で「環境にやさしく災害に強い町を実現するスマートタウンプロジェクト」、2つ目に「新たな工業団地の造成を核とした雇用の創出プロジェクト」、それから3つ目といたしまして「子育て・教育・福祉のオールインワンプロジェクト」の3つを掲げているところでございます。

1つ目の「環境にやさしく災害に強い町を実現するスマートタウンプロジェクト」につきましては、これまで同様に、町全体でのクリーンエネルギー化を進めるとともに、昨年の台風災害の教訓を生かすべく、そこから一歩進んで、災害発生時のエネルギー確保や情報技術の活用など、より広い視点でスマートタウン化を進めるものでございます。

2つ目の「新たな工業団地の造成を核とした雇用の創出プロジェクト」につきましては、新たな工業団地の造成による企業立地を推進し、雇用・就業環境を整え、併せて新分野の創業支援により、町の特性である産業の活性化と雇用の創出を目指すものでございます。

3つ目の「子育て・教育・福祉のオールインワンプロジェクト」につきましては、GIGAスクール構想の実現などによるデジタル変革への取り組みとともに、子育て・教育・福祉の相互に関連したサービス機能の複合化を行うことで、利便性を向上させ、全ての世代が住みよい、魅力的なまちづくりを推進するものでございます。

また、第2期総合戦略から各基本目標に共通する横断的なテーマとして「デジタル変革への取り組み」と「SDGsの達成」の2つの共通テーマを新たに設定し、その実現に向けた取り組みを進めております。

このうち、デジタル変革への取り組みにつきましては、サブタイトルとして、「未来の技術を

活用したスマートタウンの実現」を掲げておりますが、ここでの「スマートタウン」につきましては、環境や安心・安全といった課題のみならず、町を取り巻く様々な課題に対して、ICT、IoTなど、デジタル化による情報技術を横断的に活用することで、町全体で持続可能なスマートなまちづくりを推進していくことを表しているものでございます。

続いて、KPIの設定につきまして、総合戦略は重要業績評価指標（KPI）を設定することで、成果目標を目に見える形で定め、PDCAサイクルによる継続的な取り組みを図ることとされております。

KPIにつきましては、国の基準や計算式などはありませんが、その設定につきましては、事業効果や将来予測、検証委員会の評価結果などを勘案する中で、各施策の効果を客観的に検証できる項目と目標値を設定しているところでございます。

最後に、スマートタウン推進委員会についてでございますが、第1期の総合戦略の重点プロジェクトとして掲げられた、坂城スマートタウン構想推進事業の推進母体として、坂城スマートタウン推進委員会に、スマートタウンの構築に向けた具体的な取り組み等についてご協議をいただく中で、テクノさかき工業団地のスマート工業団地化に向けた事業がスタートいたしました。

事業の具体化を契機として、平成28年度にスマートタウン推進委員会は、その発展型となるテクノさかきスマート工業団地事業化検討委員会に移行し、さらに具体的な検討が進められてまいりましたが、設備設置経費の財源として予定していた国の補助金の補助率が引き下げられたことや法的な課題等もあり、事業を進めても採算性が取れないことなどから、事業を見直しすることとしたところであり、それに伴って、委員会も休止となった状況でございます。

今後につきましても、引き続き、町全体のスマート化を目指し、新たな事業等を展開する際など、必要に応じて推進委員会についても開催してまいりたいと考えているところでございます。

12番（塩野入君） 大体内容が分かりました、つかめてまいりました。

ちょっと、多少、基本構想に入ります。基本計画に入りますが、いくつかご質問したいと思っております。

まず、交通手段の関係ですが、長野・上田方面への公共交通手段は今、しなの鉄道が主になるわけですが、村上地域から通勤通学あるいは生活面でしなの鉄道を利用するには、1日数本の循環バス、それ以外には自転車、自家用車、タクシーというふうに頼るわけであります。

自転車は、冬季の積雪あるいは凍結通行は危険であります。特に高齢者は危険度が高くなります。村上地域と鉄道を結ぶ、例えばですが、デマンド型交通など、町の東西を結ぶ交通体系の構築が、地域の交通体系づくりに大切な要素と思いますが、その辺はいかがでしょうか。

次に、高齢者が安心して暮らせるまちづくりでは、地域で支え合う、地域ケアシステムの構築が必要となっております。超高齢化社会を迎える中で、この地域ケアシステムの構築は大変重要であります。

一方で、特別養護老人施設はじめ、施設の受け皿も、これが大切であるわけであります。高齢者施設、施設については、どのようにお考えか、その辺をお聞きをいたしたいと思います。

それから、今、新型コロナが猛威を振るっています。新型ウイルスはワクチンなど治療薬が完成すれば、対処することでもあり、計画への位置づけはちょっと悩ましいところでもあるわけがあります。

ただ、今回のように、社会経済に極めて大きな影響を及ぼしていることも事実であります。本町でも、商業、工業など企業側は大きな痛手を被っています。基本計画の第2章の第4節に、感染症対策、これがうたわれてはおります。がしかし、商工あるいは観光面へもこの新型ウイルスへの対応・対策をもう少し散りばめていいように思うが、その辺はいかがでしょうか。

そして、この総合戦略のほうでは、関連するSDGsのゴールということがありまして、それぞれその該当するマークが載せてあるわけであります。これ、どういうふうに解釈していいか、その辺をちょっとお聞きをしたいというふうに思うわけです。

それから、総合計画にもありましたけれども、重点プロジェクトの1のところに、2次利用可能な防災に関するオープンデータ数というふうに書かれております。それはどんなものか、それについてもお聞きをしたいと思います。

以上であります。

建設課長（大井君） 地域の交通体系づくりについてのご質問にお答えをいたします。

地域の交通体系の構築に向け、区長会、民生・児童委員会、社会福祉協議会、老人クラブや地域の交通事業者など23団体で構成する地域交通利用促進協議会に部会を今後設ける予定でございます。

その部会において、地域の交通体系づくりのため、循環バスの利用者や町民の皆様の要望をお伺いし、循環バスの運行方法の研究やデマンド交通などを含めた交通体系について検討を進めてまいりたいと考えております。

福祉健康課長（伊達君） 高齢者施設についてのご質問をいただきました。お答えをいたします。

町内には、現在、入所系、通所系、合わせて8か所の高齢者施設ございます。そのうち特別養護老人ホームあるいはグループホームといった、介護保険制度に基づく入所の施設については4か所ということでございます。

その中の地域密着型特別養護老人ホーム1施設におきましては、昨年度から今年度にかけて、9床の増床の整備がされたというところでございます。特別養護老人ホーム等の施設の基盤整備につきましては、広域的な要素を多分に含んでまいります。今後のサービス利用者の見込みですとか、事業者さんからの施設整備の要望等を踏まえ、圏域あるいは全県といった単位での調整も入ってまいります。県が策定する県の高齢者プランあるいは町が策定しております介護保険事業計画に基づきまして、計画的な整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

企画政策課長（臼井君） 私からは、商工観光面におけるコロナ対応とSDGs、それからオープンデータに関わる再質問についてお答えをいたします。

まず、商工観光分野におけるコロナ対応につきまして、第6次長期総合計画におきましては、策定にあたっての現状と課題の把握の段階から、新型コロナウイルスへの対応を重要なポイントの一つであると位置づけておりまして、基本計画の健康づくりの分野である、第2章第4節において、感染症対策の項目を新設させていただいたところであります。

それとともに、全体にわたり、新型コロナウイルス感染症の影響についても考慮する中で、計画策定を進めているところでございます。

商工分野におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響や新しい生活様式に対応した機能維持や事業継続に向けて、インターネットを活用した情報配信や通信販売などへの取り組みの支援などについて、計画に位置づけているところでございます。

また、観光分野につきましても、感染症対策に配慮したイベントなどの取り組みの必要性に加えて、情報発信の充実を通じた観光拠点や飲食店、イベント情報などの効果的な発信について計画に掲げ、周遊性の高い観光を目指すとしているところでございます。

続いて、SDGsに係る表記についてであります。現在策定を進めている第6次長期総合計画や第2期総合戦略ではSDGs、持続可能な開発目標の達成を目指すまちづくりを、全ての項目に共通する横断的なテーマとして設定しております。

町が取り組む施策や事業は、SDGsに掲げられた17のゴールと深く関わっており、町の将来像の実現や地方創生の目標につきましても、誰一人取り残さない社会の実現を目指すSDGsの理念に合致するものでございます。

総合計画や総合戦略に掲げた、それぞれの施策や取り組みに関連するSDGsのアイコンを具体的にお示しすることで、SDGsの17のゴールと事業の結びつきについて、視覚的に分かりやすくイメージしていただければと考えているところでございます。

続いて、オープンデータについてのご質問ですが、オープンデータとは、町が保有するデータを第三者が活用できる一定のファイルの形式で、インターネット上に公開するものでございます。

防災関連のオープンデータといたしましては、消防水利施設や指定避難所などの情報を想定しているところではありますが、国のオープンデータの推進方針を踏まえ、地理情報システムの活用などを含め、様々な分野におけるオープンデータの公表について、研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

12番（塩野入君） 総合計画は、公の目的を設定し、その目的を達成する手段を総合的に提示する行為というふうにあります。中でも、その目的を達成する手段が重要であります。それは町民の参加と協働であり、戦略的計画であってはなりません。素案の説明会が予定されていますが、より多くの町民の意見、要望を聞き、それを十分くみ取った立派な計画が策定されますことを期

待をして、次の質問に移ります。

農業振興について。

本町の農業は、地域農業づくり、地域おこし、基盤づくり、それに活性化といった、多彩な展開を図る農業振興が進められてきました。そして、これからは地域特性を生かした農産物の生産振興を図る、特色ある地域農業が推進されようとしています。そこで、これからの農業振興について、順次お伺いをいたします。

イ、農業の現状と課題。

農業を取り巻く環境は、農産物自由化や異常気象など、マクロ的な対策が求められています。こうした背景のもとに、市場ニーズや気候変動による品質低下など、本町の農業分野への影響はどんなのでしょうか。

次に、U I J ターンや定年帰農者を含めた新規就農者の確保や農地中間管理機構などの活用による耕作放棄地の集積・集約化を通じ、効率的な営農展開を支援する、地域農業を維持する、地域農業を維持発展からのこれまでの推進状況をお聞きをいたします。

併せて、人・農地プランの推進状況についてもお聞きをいたします。

また、付加価値の高い農業を目指すため、6次産業化の取り組みなどのアグリビジネスのほか、多様な営農形態が就農できるよう支援するなど、柔軟性のある産地づくりがうたわれていますが、どんな状況にありますでしょうか、お聞きをいたします。

農業経営基盤強化の面では、認定農業者制度による農家の育成の促進や農地の流動化を進め、担い手農家への農地の集積を図るなどの推進状況、これはどんな状況でしょうか、お聞きをいたします。

一方、農業振興地域整備計画は、平成10年3月に制定されたままで、その後の社会的・経済的諸情勢に対応し、他産業との調和を保ちつつ、地域農業振興の確立に向け、見直しが必要ですが、見直し状況はどのようになっているのでしょうか。そして、こうした農業の現状から問題点や課題についてお伺いをいたします。

ロ、農業振興に向けて。

農業振興に向けては、特色ある地域農業を目指して、新しい地域農業づくりと魅力ある産地づくりを柱に展開されようとしています。

はじめに、これから目指すターゲットを、特色ある地域農業に定めようとしたその意図を伺います。

次に、特色ある地域農業に向かう柱を地域づくりと産地づくりに定めた理由は何なのか、お尋ねをいたします。

農業振興に向けては、担い手の確保・育成、耕作放棄地荒廃地対策、ICT活用、経営基盤の強化、インフラ長寿命化計画の行動体制などのソフト面と農地の集積・集約化、農業用水、ため

池、土地改良、各種施設の推進、生産基盤、環境整備などのハード面がありますけれども、両面からのそれぞれの事業推進をどのように進めていくのでしょうか、お聞きをいたします。

全国農業協同組合中央会の中家徹会長は、教訓の一つに「国消国産」、すなわち国内に必要な分を国内で生産する、自由貿易は否定はしないけれども、できるだけ国内で供給していくと、こういうことを打ち出しています。本町でいうならば地消地産であります。

また、天候不順で農作物が高騰する場合があるが、農家や農地が減り、生産基盤が弱まっていることが背景にあるとも指摘をしています。

一方で、J Aながのの発足により、農協組織も拡大し、市町村との距離も遠くなり、これまでどおりの密な連携が遠のくのではないかと懸念する向きもあります。農業振興に向けた農協組織との関連については、どのようにお考えでしょうか。

そして、最後に、組織体制についてとありますが、この推進の中心的な役割を担うのは農業支援センターではないかと思います。その農業支援センターを基軸に、具体的にどのように農業振興を図っていこうとしているのか、お聞きをいたします。

商工農林課長（竹内君） 2、農業振興についてのご質問に、イ、農業の現状と課題から順次お答えをいたします。

今年の1月の日米貿易協定の発効に続き、先月のR C E P、東アジア地域包括的経済連携への署名により、関税の原則撤廃のみならず、知的財産の保護、人の移動、技術協力などの幅広い分野を含んだ自由貿易の波が迫っており、実現すれば、世界の人口の約半数、世界のG D Pの3割にあたる規模の広域経済圏が実現することから、最も注目すべき枠組みの一つとされています。

一方で、日本の農家への影響が大きい米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、砂糖の重要5品目は、関税の削減・撤廃の対象から除外され、政府は輸入について、過去のE P A（経済連携協定）の範囲内に抑制され、国内農業への影響はないとしております。

そうした中で、まず輸入自由化による農産物の市場ニーズの影響でございますが、ぶどうは国内消費における9割を国産品が占めており、影響は限定的と見られております。また、りんごも果汁を除き、9割ほどが国産品であり、国際競争力も高いことから、直近での市場ニーズが変わるものはないものと見られております。

しかし、中長期的な価格の下落や関税撤廃後の相手国の動向など、見通しが不透明であることから、今後も情勢を注視していく必要があると考えております。

また、昨今の異常気象による影響につきましては、ぶどうやりんごなど、果実類において、着色不良、着色遅延や日射による日焼けなどが懸念されております。

続いて、人・農地プランの進捗状況と営農推進についてお答えを申し上げます。

当町では、平成24年、25年における各地区のプランを策定後、平成27年度から5年間に31名の新規就農者が新たに加わる中で、その方々を人・農地プランに組み込みながら見直しを

行ってまいりました。

また、昨年の村上地区の意向調査に続き、今年度は坂城、中之条、南条地区の耕作者の方々に
対し、アンケートによる営農に対する意向調査を実施しているところでございます。

この結果を踏まえ、認定農業者等へ農地の集積や集約化を図ることで、農地の流動化と適正な
有効活用につながるものと考えております。

次に、柔軟性のある産地づくりの状況でございますが、ぶどうやりんごなど、既存の農産物の
生産振興はもとより、新たな品種や品目の導入及びその付加価値化、高度化を図るため、ぶどう
の有利販売のための冷蔵庫の事業導入をしたほか、町内ワイナリーにおけるワインやシードルの
製造販売の取組支援、水田活用による転作作物生産のための機械導入、施設栽培による施設整備
の事業補助を通じて、農業者の基盤強化を図ってきております。

また、ブランド事業補助による商品開発や販売促進に対する支援は、農業者や中小事業者の付
加価値を高める取り組みとして活用いただいているところでございます。

次に、担い手農業への農地集積の進捗でございますが、当町の認定農業者及び認定新規就農者
については、平成27年度からの5年間で23経営体が新たに取得し、令和元年度で合計46経
営体となっております。

また、農地集積につきましては、認定農業者及び認定新規就農者の農地集積面積は71ヘク
タールに及んでいるところでございます。

次に、農業振興地域整備計画の見直しについてでございます。

今年度策定を進めております国土利用計画第4次坂城町計画との整合を図るとともに、国道
18号バイパスや坂城インター線の整備を見据えた計画の見直しを進めてまいりたいと考えてい
るところでございます。

次に、農業の現状における課題についてでございますが、全国的な課題でもある農業者の高齢
化や担い手不足のほか、農産物の価格低下と生産規模の縮小及び耕作放棄地の増加が挙げられま
す。

水稻などの土地利用型農業においては、より一層の経営効率化に向けた農地の面的集約や将来
的な担い手の確保・育成が急務でございます。

また、農業所得の向上を図るため、コスト低減と省力化、自由貿易を見据えた産地競合を避け
るための品質向上、鳥獣被害対策など、多岐にわたる中で持続可能な農業経営のための支援や事
業活動など、個別に対応することが必要であると考えているところでございます。

続きまして、ロ、農業振興に向けてについてお答えをいたします。

まず、特色ある地域農業の意図についてでございますが、町の基幹品目はぶどうとりんごであ
り、それ以外にもバラやねずみ大根、ワインぶどうといった地域資源のほか、様々な農業が営ま
れております。これら多様な農業が織りなす特徴的な地域農業の発展を目指していきたいという

こととございます。

また、特色ある地域農業の柱として、新しい地域農業づくりと魅力ある産地づくりを掲げておりますけれども、農業者の高齢化が進む中で、定年帰農者や異業種からの参入者など、様々な担い手が今後の地域農業を担っていくことになるものと考えております。

そのため、これまでの対応に加え、新たな動きに合わせた地域農業を形づくとともに、産地の再構築による農業振興を推進していく必要があり、新しい地域農業づくり及び魅力ある産地づくりを進めていかなければならないと考えているところでございます。

次に、農業におけるソフト面とハード面における事業推進でございます。

町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想により、例えば、水稻などの土地利用型農業の担い手に対しては、農地を貸したい所有者の意向を、人・農地プランのアンケート結果等を通じて把握し、農地を仲介する、農地中間管理事業によって、集積・集約化を促進するとともに、耕作放棄地を含めた一体的な土地利用についても、合わせて有効活用を図るなど、エリア化した土地利用を考慮していくことが重要であると考えております。

また、必要に応じて荒廃農地等再生利用補助事業による農地再生や畦を撤去した大型水田の整備など、簡易な面的整備を検討するとともに、スマート農業やICT技術などの導入推進についても、効率化や省力化、コスト低減を図るため、事業活用の検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

農業用水やため池などハード面につきましては、坂城町土地改良施設インフラ長寿命化計画において対象としている農業用水路、頭首工及びため池などを、昨年度と今年度の2か年で、劣化状況などの施設の機能診断を行っております。

この診断結果を基に、施設の改修に係る中長期的な将来の見通しを把握し、コストの平準化を考慮しながら、効率的かつ効果的に必要な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、農業振興に向けた農協との関連についてでございますが、現在の多様化する消費者のニーズを踏まえた産地の方向性や地域農業の在り方を進めるため、農協と行政の連携は必要不可欠であると考えておりますので、今後とも地域農業を支えるパートナーとして、事業連携等強化を図ってまいりたいと考えております。

最後に、農業支援センターによる農業振興の方策でございますが、農業支援センターは、農業委員会、農協、農業団体、行政などからなる組織として、地域における担い手の育成・確保や認定農業者等の支援により、望ましい農業構造の確立と耕作放棄地の再生利用等に資することを目的としております。

具体的な方策としましては、就農希望者に対する相談、認定新規就農者資格の取得と経営計画の作成支援、営農相談や現地指導の実施、荒廃農地の発生防止や荒廃農地解消のための農機具貸出し、アグリサポート事業、ワインぶどうの生産振興など、農業支援センターの関係組織・団体

の協力の下、農業の情勢変化の対応に努めてまいりたいと考えております。

12番（塩野入君） 再質問を申し上げたいと思います。

いろいろお話をいただきました。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づいて、農地を担い手ごとに集約したり、それから農地中間管理機構により、耕作放棄地等の貸し借りが今進められているわけであります。

本町の農地中間管理機構による貸し借りは、現在、どんな状況にありますでしょうか、お聞きをいたします。

この法律の第26条第1項により、農業者、それから農業の将来の在り方及びそれに向けた農地中間管理事業の利用について、定期的に協議の場を設け、公表するというふうになっているわけであります。

そして、町では、平成28年3月の30日に村上と中之条地区、そして平成29年の3月23日に坂城、南条地区、それぞれに公表をされています。この公表ですが、結構年月がたっているわけですが、いろいろな進捗状況によって、今後もまたいろいろな中で公表がされるのかどうか、その辺をお聞きをいたします。

また、この事業の推進にあたっては、人・農地プランが基軸になるというふうに見ていいのかどうか、その辺も合わせてお聞きをいたしたいと思います。

それから、農業対策の1つに、横坑トンネルの利用促進や放置されたガラスハウスの再利用なども、既存施設の利用の課題が浮かんでくるわけであります。

日光が当たらず、温度差も少ない独特の農業生産環境を生み出している強みを活かしたトンネル利用のさらなる向上、あるいは放置が続くにつれて危険度が増すガラスハウスの修復再利用、ガラスハウスはほんの一部を利用されているようですが、こうした既存施設の活用にも今以上に目を向けていかなければならないかと思いますが、その辺の利用の状況と、それから対策であります、その辺についてお聞きをいたしたいと思います。

そして、村上地区においては、野生鳥獣の被害防止のための侵入防止柵の設置が、網掛地区でほぼ完成、完了するという段階に来ているわけであります。

ところが、野生鳥獣は山から里に下りてくるだけでなく、千曲川の河川敷一帯にも生息している向きがあるわけであります。今、河川敷にあります特に畑地であります、農産物の被害が年々増えております。特に、モロコシだとか、そういうものについては被害に遭って、生産ができないというような、そうした悲痛も聞こえるわけであります。

そして、生ごみなんかも始末で畑に埋めるんですが、それも掘り返してしまうというような現実もあるわけであります。

そうしたことから、河川敷農地の被害対策もこれは必要だというふうに思うわけですが、その辺のお考えもお聞きをいたしたいと思います。

以上です。

商工農林課長（竹内君） 再質問に順次お答えをいたします。

まず、農地中間管理機構による農地貸借の状況についてでございますけれども、令和元年度が16件、農地面積がおよそ1.9ヘクタール、令和2年度では現在までで5件、農地面積がおよそ1ヘクタールといった状況でございます。

次に、法律第26条第1項に係る中心的な役割を果たす農業者や農地中間管理事業の利用に係る公表の関係でございますけれども、認定農業者や認定新規就農者が新たに加わるたびに、地区での協議を踏まえた見直しを行い、その都度、プランの結果を公表していくこととしております。今後も公表してまいりたいということでございます。

また、人・農地プランにつきましては、農地中間管理事業とともに農地の集積・集約化に関して、今後とも基軸となる事業と考えているところでございます。

次に、横坑トンネル及びガラスハウスの利用状況と対策ということでございますけれども、横坑トンネルでは、現在、ホワイトアスパラガスや原木キノコの生産、転作水田で栽培されたサツマイモの長期保存のための貯蔵施設として活用をしているところでございます。

一方、ガラスハウスでは、トルコギキョウの生産振興のために、新規就農希望者への貸付けや、施設トマトの栽培での活用が進んでいるところでもございます。

これらの施設利用につきましては、農業者の規模拡大や初期投資を抑制した新規就農への利用、特産品振興の観点から、引き続き有効活用を図ってまいりたいと考えているところでございます。

それから、千曲川河川敷内にある農地の野生鳥獣による被害対策ということでございますけれども、こちらについては現在も町内のほかの地域と同様、町猟友会への委託として駆除を行っているところでございます。

12番（塩野入君） 農業振興に向けては、様々に対策、対応が必要であります。農業者の高齢化、担い手の確保・育成、荒廃農地対策、基盤・環境の整備、生産振興、高付加価値化など、挙げて言ったら切りがないわけであります。

農業振興だけでなく、農業団体などの見直しやTPPやRCEPといったマクロ的な対応など、国内外の影響もあり、その舵取りは難しい局面にあります。

一方で、定年帰農者、都会からの農業移住や農業への法人参入といった農業への意欲の高まりや、昨今の農業技術の向上は目覚ましいものがあります。

こうした状況をしっかりと見極め、これからの進むべき方向を見定め、確固たる地域農業の発展を望みながら、これにて私の一般質問を終わります。

議長（西沢さん） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午後 3時26分～再開 午後 3時36分）

議長（西沢さん） 再開いたします。ここで会議時間の延長を申し上げます。

本日の会議は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

次に、10番 朝倉国勝君の質問を許します。

10番（朝倉君） ただいま、議長より発言の許可が下りましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今議会は予算議会としての位置づけと考えておりますので、私は、令和3年度の予算編成並びに長期総合計画の初年度に来年はあたりますので、それらを中心に質疑を行いたいと考えております。

同僚議員からいろいろ質問がありまして、重複することが多いかと思っておりますけれども、よろしくひとつお願いをしたいと思います。

さて、令和2年度は中国の武漢より発生を見ました新型コロナウイルスにより、全世界が感染対策に政治資源の多くを費やし、国民の命と生活を守ろうと全力を挙げて努力をした年と考えております。

特効薬、ワクチンの開発にも時間が必要でございますが、ようやくワクチンにつきましては、先発メーカーにおいてイギリスで認証がなされまして、本日、接種が始まるというマスコミからの報道があります。

当坂城においても長野圏域に属するというので、その感染拡大が収まらないために、感染拡大警報レベル4という大変厳しい状況に置かれていたわけでございますけれども、12月4日に若干の感染レベルが下がってきたということで、レベル3ということに引き下げられました。

しかし、昨日の新聞報道によりますと、当町でも感染者が出たという報道があります。こういう状況でございますので、私どもの日常生活の中におきましては、感染対策にさらに留意して生活をしていくことが重要ではないかと、こんなことを痛感させられる今日この頃でございます。

このような状況ではありますけれども、当坂城町の経済状況をマクロ的に見てみますと、製造業におきましては、装置産業を除く企業の中におきまして、若干残業を始めた企業、あるいは募集が始まったというような明るいニュースがございまして、製造業全体の生産では自動車、その他の産業が回復基調に乗り始めてきているなというふうなことを実感させられるところでもございます。

しかし、サービス業に関しましては、ご案内のように大変厳しい状況でございます。Go To Eat、あるいはGo Toキャンペーン等もやっておりますけれども、なかなか感染の拡大という部分と経済の回復という、ウィズコロナ、経済と両立させるという非常に難しい舵取りをしているわけですが、なかなか目に見えた成果が出すことは難しいということが言えるかなというふうな感じを致しております。

そのような中、先ほども申しましたように、イギリスではコロナ対策ワクチンの認証が行われ接種が始まり、ソ連でも接種が始まったというようなことがありますので、恐らく各国ともこの

動きはさらに加速されることが予測されるというふうに思っております。

先日、OECD（経済協力開発機構）の声明として、令和3年度の経済見通しが発表されました。中国、あるいは韓国が中心となって来年度の世界経済を牽引して回復基調には向かうと。しかし、感染前の水準に戻るかというと、これは若干難しいんじゃないかというふうな経済見通しを出されました。これらの声明の中には、ワクチンの開発、あるいは特効薬の開発ということも見据えて、コロナも来年の中では収束に向かうんじゃないかというふうな判断をされて、こういう声明が出されたのではないかなというふうに考えております。

このように、非常にまだまだコロナ禍の中で政治経済が混迷の状態を呈しておりますけれども、時期も12月に入ってまいりました。来年度の予算編成をしなければいけないという時期でもございます。非常に厳しい経済状況の中で、当町といたしましては、輝く未来を奏でるまちをキャッチフレーズにして、第6次長期総合計画、第2期坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略、坂城町人口ビジョン、公共施設の個別計画等、国土利用計画の見直し等、いろいろな新しい事業を並走しながら進めていかなければいけないという、大変将来に向けては重要な時期を迎えているということであろうかと思えます。

したがって、このような状況の中においては、坂城バイパスの、この10年の中では供用が始まりますし、坂城インター線も恐らく供用が開始されるということになりますと、坂城の町を道路のインフラ整備というふうな大きな事業の中で、新しくまちづくりを始めなければいけない。そんな計画もこの10年の長期計画の中に入っているという、私どもこれから若い人たちに坂城町を託す、その基礎をつくる大きな分岐点に来ているようなそんな感じがするわけでございます。

したがって、今回計画したもの、事業については、いろいろ困難はあるでしょうけれども、私どもが本当に着実に積み上げながら計画を達成して、本当に輝く未来を奏でるまち、これをつくっていかなければいけないというふうな気持ちを持っておることだと思います。

特に、まだ今年はコロナ禍というようなことで、国の財政編成方針なんかもまだ決まっていない、予算規模等についてもまだ不明な点が多いという中で、この議論を、質疑をするわけですが、数字が分からないにしても、考え方の議論は私この場所でできるのではないかというふうに考えておりますので、よろしくをお願いをしたいというふうに思います。

特に、コロナ禍で経済が疲弊した中で、私ども、国、県、市町村の予算編成は非常に重要な意味を持っていると。やっぱりこういう平時と違って大変な時期だからこそ、公共の予算編成というのは経済を復活させたり、あるいは地域を引っ張っていくという大きな使命を持っているというふうに考えておりますので、私は、緊縮財政型の予算編成ではなくて、メリハリの利いた積極型の予算編成を望むところでございます。

そんな思いを持ちまして、1、来年度の予算編成についてお聞きをしたいと思えます。

イとして、自主財源の見通しはどのように考えているのか。

ロ、予算規模の想定は。

通年ですと60億プラマイというのが常識的な数字だと思うんですけども、この辺は大体どうなるのか。

ハ、重点施策は。

来年度はどの程度この計画に盛り込まれるのか。

ニ、それと、新型コロナウイルスの感染対策の中で起きたまだ対策をしなければいけない支援策について、どう考え予算化していくのか。

以上4点について、町の考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

総務課長（柳澤君） 1、令和3年度予算編成についてのご質問に順次お答えしてまいります。

日本国内の経済は今年4月の新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言等により、大変厳しい状況が続き、内閣府による8月公表の4～6月期の実質GDPは、前期比年率マイナス27.8%と、リーマンショック後の17.8%を超えて戦後最悪のマイナス成長となりました。その後の7～9月期は速報値で前期比年率プラス21.4%と4期ぶりのプラスとなり、比較可能な1980年以降で最大の伸びとなったことが公表され、同じく内閣府による11月の月例経済報告においても、景気は依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きが見られるとして、やや上向き方向となりました。

また、毎月日本銀行松本支店が公表している長野県の経済動向によれば、前回の厳しい状況が続いているから、一部に持ち直しの動きが見られるものの厳しい状況が続いているとし、生産についても減少から持ち直しの動きが見られるとされ、内閣府の月例経済報告と同様、上向きの観測となっております。

しかし、現状では全国的に感染者数の増加が続いており、地域によっては酒類を提供する飲食店等に対し営業時間短縮要請がなされるなど、経済情勢はいまだ予断の許さない状況でございます。

また、町内の状況については、主要20社への3か月ごとの状況調査によると、生産量及び売上げは、今後においてプラスまたは変わらないと見込む企業が前回調査時より増加し、回復の兆しが見えるものの、前年同期との生産量及び売上げの比較では、マイナスとの回答の企業が多いことから、住民生活や地域経済情勢はいまだ厳しい状況にあることがうかがわれるところでございます。

新型コロナウイルス感染症の町政への影響は、終息の目途が立たない状況であって不透明であり、来年度の予算編成は大変難しく、財源の確保も厳しいものになると考えております。

ご質問のイ、自主財源の見通しですが、自主財源の約6割から7割を占める町税を中心にお答えいたします。

町税の増収を支えてきた法人町民税においては、昨年10月から法人税割の税率が11.9%

から8.2%に引き下がったことにより、次年度においては通年でこの影響を受け、今年度よりさらに減収が見込まれることや、新型コロナウイルス感染症の影響による収益の減少が懸念されるところでございます。

また、個人町民税についても、時間外労働の減少やボーナスの減額による所得の減少等により、今年度と同程度の税収を確保することは大変厳しいと考えております。

同じく町民税とともに町税の主軸である固定資産税についても、3年ごとの評価替えによる近年の地価下落の反映による固定資産課税標準額の減額や、企業の工場など大規模建築の新築件数の減少により、税の減収が予想され、町税全体においても増収を期待することは難しい状況でございます。

なお、固定資産税については、新型コロナウイルス感染症の影響により一定の売上げが減少した中小事業者等を対象に、事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税につきましては、申請により減額となることから、税の減収が見込まれますが、減収分につきましては、国から町に補填される制度運用がなされる方向性でございます。

一方で、ふるさと寄附金については、多くの皆様からご寄附をいただき、今年度においては本議会に上程している一般会計補正予算（第12号）において7千万円を増額したことにより、前年度より約3千万円増の1億8千万円の寄附金を見込んでおり、今後においても自主財源の一つとして期待するところではありますが、町税の減収分までは賄うことは困難な状況と思われ、自主財源の確保については厳しいものになると考えているところでございます。

次に、ロ、予算規模の想定はについてでございますが、経済危機につきましては、過去において平成20年9月のアメリカの投資銀行であるリーマンブラザーズホールディングスの経営破綻に端を発し、世界規模の金融危機が起こったリーマンショックがございました。

町におきましては、法人町民税等が大きく減少となったことから、翌年の平成21年度の当初予算編成時では、財政調整基金を前年度対比プラス32%、5億9,500万円を繰り入れる中で厳しい予算編成でございました。

一方で、町予算の財源としては町民税等の自主財源のみではなく、国から交付される地方交付税や再配分される地方消費税等の交付金、特定の事業実施のための国、県等からの補助金などの依存財源もございます。

今年度におきましては、国の新型コロナウイルス対策への取り組みにより、特別定額給付金事業補助金約15億円や、感染症対策として地方創生臨時交付金約2億4千万円が交付され、現在の町予算は約87億円とかつてない額となっており、町税が減収であっても、国庫補助事業等の実施により予算規模は大きく膨らむ可能性があることから、現時点におきましては次年度の予算規模を見込むことは難しい状況でございます。

いずれにいたしましても、令和3年度の予算につきましては、町税等の減収が予想されるとこ

るではありますが、地方行政に対する国、県等の動向等を十分注視し、補助金等の活用を図る中で、住民ニーズに沿った公共サービスを提供してまいりたいと考えております。

続いて、ハ、令和3年度の重点施策はについてでございますが、今お話にもございましたけれども、令和3年度は町の最上位計画である坂城町第6次長期総合計画をはじめとして、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略、坂城町公共施設個別施設計画等に位置づけられた施策のスタートの年でありますので、これらの計画に沿って、取り組むべき施策の優先順位をつけて事業実施に努めてまいりたいと考えております。

具体的な施策につきましては、現在各課において次年度の事業組立て、予算要求を行う段階であり、今後事業内容等の精査、調整を図った後、重点施策について3月議会でお示しできるかと思われます。

また、各課からの予算要求にあたっては、町税等の一般財源の収入見込みが厳しい中で、社会変容や価値観の変化等による住民ニーズの変化を的確に把握し、限られた財源の中で効率的、効果的な施策展開となるよう、既存事業についても徹底した見直しを図ることとしたところでございます。

次に、ニ、新型コロナ対策の支援はについてでございますが、現在感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動も行っていく段階と言われております。今後の支援につきましては、新型コロナウイルスを取り巻く状況が刻一刻と変化する中で、国、県等においても様々な対応を図っており、町におきましてもその動向に留意し、状況の変化に応じた支援を行っていく必要があるかと存じます。

現在国において、第3次補正が検討されており、町におきましても取り組むべき時期も変わってくると思われ、令和3年度の当初予算で計上するもの、あるいはそれを待たずに令和2年度補正対応となるものの、両面で新型コロナ対応に取り組んでいく必要があるのではないかと考えております。

なお、令和3年度当初予算編成においては、コロナ禍における公共サービスの在り方を考慮する中で、事業実施の可否及び感染拡大防止対策を踏まえた実施方法等の検討を含めた予算編成してまいりたいと考えるところでございます。

10番（朝倉君） ただいま、予算編成についてご説明をいただきました。

いずれにしても、コロナ禍に伴う混迷した社会情勢の中でそれを乗り越えていくこと、それには令和3年度の予算編成ということが非常に重要な鍵を握っているような気がいたします。

その中で、当坂城町を考えましたときに、都会あるいは長野県の位置するというようなことで、地域間格差あるいは業間格差等々、私どもにもハンデはあるわけでございますが、特に第3次産業を中心としたサービス産業の業績回復ということについては、大変厳しい状況をどうやっていくかということが、私は重要なことになってくるのではないかというふうに考えております。そ

ういう意味におきまして、予算編成の中においては十分その辺も留意をされて、支援策の策定をお願いしたいというふうに思うわけでございます。

そういうような気持ちもございまして、今職員の皆様も町内の飲食店から食事をテイクアウトして、協力していただいているという話をお聞きしました。議会といたしましても、今年ずっと一緒にやらせていただいているんですけれども、今日から三日間、些細ではございますけれども、町内の飲食店の皆様からおいしい昼食をテイクアウトしていただいて、多少でも協力したいという意味で、この計画を現在常任委員会の副委員長、両副委員長が中心になって進めていただいております。

そんなようなことで、何としてもこの厳しい状態を切り抜けながら、次年度の後半はオリンピックも開催したり、いろんな経済を正常に戻すイベントもございますので、そんな意味で、ぜひ総務課長、予算編成にも、先ほどお話しあったような形で、町長の英断をいただきながら前向きな予算編成をぜひお願いを申し上げて、次の質問に入りたいというふうに思います。

先ほど、同僚議員からお話がありまして、長期総合計画、あるいはまち・ひと・しごと創生総合戦略について説明をいただいたわけですが、私は先ほどからお話しているように、コロナ禍で、せっかく若い学生たちが学問を終えて社会に出ようとしたときに、また就職難というふうな、非常に大変厳しい環境をつくり出してしまったということで、誠にせっかくいい状態で自分たちの思った就職先ができるということになったと思ったら、この状態でその夢も破れてしまったと。これを急いで早く直していかなければいけないという気持ちもあるわけですが。

坂城町では先ほど申しましたように、重要な長期計画が何本も一緒にスタートするという重要なところでもありますし、重複して恐縮でございますけれども、坂城バイパスが供用される、あるいはインター線が供用されるという時期も間近でございますので、それらの長期計画を、財政難という中でやらねばいけない事業もあるわけですが、後送りしていくということは、やはり町の発展に対しては非常に私は障害が出てくるのではないかというふうな思いをしております、今日この質疑をしているわけですが。

そういう意味で、いろいろ難しいやりくりはあるんでしょうけれども、一旦決めたスケジュールについては何としてもそれを守っていただいて、後送りで事業推進にも非常に苦しくなるような状態だけはつくり出してもらいたくないということをお願いして、町としてこの長期計画をどんなスケジュールで進めていくのか、その辺をお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

町長（山村君） ただいま、朝倉議員さんから2番目の質問としまして、長期総合計画の推進（イ）として、長期総合計画がスタートする中で財政が厳しい中、計画の推進についてどのように取り組むのかというご質問がございました。

それから今お話ありましたが、町内の食堂関係をサポートするために、お弁当を取って

ただいていると。本当にありがたく思っております。町の職員も継続して取っております。また、まだ確定していないようですけども、年末のおせちを計画されているお店もあるようで、それらもぜひご協力いただければと思っておりますので。詳細はまだ決まっておりますけれども、初めておせちを作るお店もあるようで、どうなのかちょっと分かりませんが、もしアイデアが固まりましたらご協力をお願いしたいと思っております。

さて、総務課長から令和3年度の予算について説明をさせていただきました。説明ありましたように、税収については非常に厳しい状況であろうというふうに思っております。

しかしながら、これから来年度からスタートする長期総合計画のほか、先ほど16本の計画があると申し上げましたが、その計画を策定するにあたっては決してシュリンクした、切り込んだ計画ではないかと思っております。長期計画をどのように捉えるかということは誠に大事だと思っておりますし、このコロナ禍も、来年からはワクチンの話もありましたし、明るい材料も出ておりますし、町の中では、先ほどお話ありました自動車関係を中心に立ち上がりつつあるということもあります。

坂城町では、台風19号で近隣の市町村のように致命的なダメージは受けなかったわけですから、体力を温存した中でのコロナ禍ということで、これからスタートすることだと思っております。言わば、これからの巻き返し、捲土重来をスタートするのが来年だろうというふうに思っております。

そんなことで、これから計画をいろいろ作っていくわけでございます。長期総合計画は、10か年の長期的な展望に立って町の目指すべき将来像を描くとともに、その実現に向けた総合的かつ計画的なまちづくりの在り方を示した、町政運営の基本となる最上位計画であります。

令和3年度から始まります第6次長期総合計画につきましては、今年度は昨年度に実施した第5次長期総合計画の検証に引き続きまして、長野大学の先生方に参画をいただく中で策定作業を進め、総合計画審議会を経て、基本構想、基本計画の素案を策定してまいりました。

昨日12月7日からは町のホームページで素案を公表するとともに、役場窓口等にも印刷したものを用意させていただいて、住民の皆様からの意見公募を行っているところであります。

また、来週15日には町の文化センターにおきまして、新型コロナウイルス感染症対策を図る中で、住民の皆様に向けた第6次長期総合計画等の説明会を開催する予定であります。お寄せいただいた意見等を整理した最終的な計画案につきましては、総合計画審議会の答申をいただく中で、議会の議決を経て公表してまいりたいと考えているところであります。

さて、昨今の新型コロナウイルス感染症による経済や町の財政、町民生活などへの影響につきましては、感染状況についても拡大と縮小を繰り返している状況であり、今後の見通しが立てにくく、将来予想も大変難しい、厳しい状況となっております。

町が10月に主な町内企業20社に対して行いました7～9月の経営状況調査では、生産、売

上げとも前回調査よりもプラスと回答する企業が増えたものの、いまだ厳しい状況がうかがえる結果となっており、雇用情勢を含め見通しが立てにくい状況となっております。

そうした状況の中、新しい生活様式に適応した対応も進み、感染症対策を図りながら企業活動が行われ、回復の兆しも徐々に見え隠れしているところもございます。ワクチンの開発といった声も聞こえる中、早期の新型コロナウイルス感染症の収束と経済の回復を願うところであります。

さて、第6次長期総合計画におきましては、策定にあたっての現状と課題の把握の段階から、新型コロナウイルスの感染拡大を重要なポイントの一つであると位置づけており、基本計画の健康づくりの分野において、感染症対策の項目を新設するなどとともに、全体にわたり新型コロナウイルス感染症の影響についても考慮する中で、計画策定を進めているところであります。

この新型コロナウイルス感染拡大防止のために始められた新しい生活様式は、社会生活に大きな変化をもたらし、中でもICTを活用した生活のデジタル化が急速に進んでおり、感染症対策といった面からも、企業や行政においてデジタル変革に向けた取り組みが求められているわけがあります。

また、国際社会では経済、社会、環境の広範な課題に統合的に取り組み、持続可能な社会の実現を目指すためのSDGs、Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標の達成に向けた取り組みが進められており、当町におきましても、まちづくりの取り組みを通じてSDGsの達成を目指すこととしております。

こうした2つの視点を、第6次長期総合計画における町の将来像を達成するために推進する全ての施策に共通するテーマとして位置づける中で、デジタル変革を進め、新たな価値の創造や生活の質の向上、業務の改善などを図るとともに、SDGsの理念である誰一人取り残さないまちづくりについて、行政、住民、企業、関係機関などの連携のもとに進めることを基本構想に掲げていきたいと考えております。

現状におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等について予測が難しい状況ではありますが、長期総合計画は10年を見通した計画でありますので、中長期的スパンを見通す中では、萎縮することなく施策として着実に推進してまいりたいと考えております。

町の長期総合計画は、10か年を展望した基本構想及びこれを具体化するための基本計画、さらに基本計画を計画的に推進するための実施計画から構成されております。具体的な事業の規模や実施時期等につきましては、その時々々の社会情勢や町の財政状況等を勘案する中で、毎年度ローリング方式により、策定している実施計画の中で精査を行ってまいります。

さらには、長期総合計画の折り返しとなる令和7年度を目途に、社会情勢などの変化と合わせて基本計画の見直しを図るなどの対応を行いながら、厳しい財政下においても的確に計画を推進してまいりたいと考えております。

町の将来像の実現のためには、取り組まなくてはならない課題が数多くございます。課題解決

に向けた施策展開を着実に進めるために、行政と地域、事業者、関係機関が一体となって感染拡大の防止に取り組みながら、地域の活性化を図ることが大変重要であります。コロナ禍の中におきましても、質の高い住民サービスを維持し、新たな技術や考え方についても研究する中で、行政効率の向上を図り持続可能な町政運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上であります。

10番（朝倉君） 長期総合計画について町長からご説明をいただきました。

特に、この10年計画については、町長3期目の意思の入った計画だというふうに理解をしておりますので、ぜひ実現に向けてリーダーシップをお願いしたいというふうに思うところでございます。

現在、コロナというものがどういう推移をもって来年度収束に向かうのかということについては、なかなか私どもも見通しのできない問題ではあると思いますけれども、やはりこれが来年も再来年もということについては、とても私どもが許される問題ではないというふうに思っております。

そんなことで、急いで生活様式を変えたり、もう一度自分たちの生活を厳しくして、急いでコロナの収束を迎えながら、新しい、私ども坂城町も10年に向かっての長期計画をスタートするわけでございますので、これから希望の持てる坂城町にぜひしていきたいということをお願いすると同時に、こういう大変な時期でございますので、町長を頂点として職員の皆さんにも英知を出していただいて、本当に今まで築いてきた先人たちの歴史の上にさらに新しいすばらしい坂城町ができるように、ぜひお願いをして私の質問を終わります。

議長（西沢さん） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日9日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 午後 4時16分）

1 2月9日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 14名

1 番議員	西 沢 悦 子 君	8 番議員	玉 川 清 史 君
2 "	小宮山 定 彦 君	9 "	滝 沢 幸 映 君
3 "	山 城 峻 一 君	10 "	朝 倉 国 勝 君
4 "	祢 津 明 子 君	11 "	吉 川 まゆみ 君
5 "	中 島 新 一 君	12 "	塩野入 猛 君
6 "	大日向 進 也 君	13 "	中 嶋 登 君
7 "	栗 田 隆 君	14 "	大 森 茂 彦 君
2. 欠 席 議 員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 崎 義 也 君
教 育 長	清 水 守 君
会 計 管 理 者	池 上 浩 君
総 務 課 長	柳 澤 博 君
企 画 政 策 課 長	臼 井 洋 一 君
住 民 環 境 課 長	関 貞 巳 君
福 祉 健 康 課 長	伊 達 博 巳 君
商 工 農 林 課 長	竹 内 祐 一 君
建 設 課 長	大 井 裕 君
教 育 文 化 課 長	堀 内 弘 達 君
収 納 対 策 推 進 幹	長 崎 麻 子 君
まち創生推進室長	柳 澤 英 明 君
総 務 課 長 補 佐	瀬 下 幸 二 君
総 務 係 長 補 佐	細 田 美 香 君
総 務 財 政 係 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	竹 内 優 子 君
企 画 調 整 係 長	鳴 海 聡 子 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	
子 ど も 支 援 室 長	
4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	北 村 一 朗 君
議 会 書 記	宮 崎 あかね 君
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|---------------------|------------|
| (1) 今後の子育て支援についてほか | 祢 津 明 子 議員 |
| (2) 地域交通についてほか | 大日向 進 也 議員 |
| (3) 性の多様性についてほか | 山 城 峻 一 議員 |
| (4) 障害者福祉についてほか | 玉 川 清 史 議員 |
| (5) 一般廃棄物（ごみ）についてほか | 小宮山 定 彦 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（西沢さん） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（西沢さん） 日程第1 一般質問を行います。

初めに、4番 祢津明子さんの質問を許します。

4番（祢津さん） おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

1、今後の子育て支援について。

イ、保育園、幼稚園について。

人生100年時代を見据え、人づくりこそが時代を切り開く原動力として、政府が掲げた人づくり革命の目玉政策の一つに、2019年10月より、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子ども達、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子ども達の利用料が無償化となりました。

無償化の趣旨は、幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性とのことですが、消費税増税に伴う景気低迷を打破したい政府や各市町村では、子どもの保育料を無料にすることで、町おこし、人口の増加を促進させたいという考えもあったかと思います。

そこで、まず1つ目の質問として、令和元年8月、内閣府・文部科学省・厚生労働省の「幼児教育・保育の無償化について」の資料によりますと、財源については、財源負担の在り方は国と地方で適切な役割分担をすることが基本で、消費税率10%への引き上げによる増収分の使い道

を見直すことにより、必要な財源を確保する。負担割合は国2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1。ただし、公立施設は市町村等10分の10、財政措置として初年度に要する経費を全額国費で負担。事務費は、初年度と2年度を全額国費、システム改修費は、平成30年度、令和元年度の予算を活用して対応するという記載がされています。

そこで、新制度がスタートすることによる町の財政負担はどのようにになりましたか。

2つ目に、保護者の方たちの中から、無償化だからこそ幼稚園へ入園させたいという声や、まず幼稚園に入園希望を出し、定員がオーバーしたら保育園に入園させるという保護者、または、仕事の都合で保育園に入りたいが定員オーバーと言われ、幼稚園へ入園という声も聞こえてきます。

そこで、新制度がスタートすることによる保育園、幼稚園の入園者の状況はどのようにになりましたか。

3つ目に、無償化で保護者にとっては子どもを預けやすくなったと思います。しかし、無償化になっただけで、保育士の確保が難しい状況は変わったわけではありません。今のところ大きな環境の変化はないかもしれませんが、今後、職員が少ない中でたくさん子ども達を見ることになっていくことも予想されます。一人一人の子どもへの手厚い対応が難しくなることで、保育の質の低下を招くのではないかと懸念しています。

そこで、保育士の人数や保育体制に何か変化はあったのでしょうか。

4つ目に、申込み締め切り後の入園希望者にはどのように対応しているのでしょうか。

次に、ロ、町立保育園に特色を。

現在、世界で注目されている子どもの自主性を伸ばす教育法として、イエナ・プラン教育、シュタイナー教育、モンテッソーリ教育などがあります。「自律と共生」がテーマであるイエナ・プラン教育は南佐久郡佐久穂町の大日向小学校が、「からだ・こころ・あたまのバランス」がテーマであるシュタイナー教育は飯綱町のみんなの学校、「自己教育力」がテーマであるモンテッソーリ教育は長野市吉田マリア幼稚園、上田市の芙蓉園が教育基本理念として取り入れ、将棋の藤井聡太さんや、マイクロソフトのビル・ゲイツ氏、フェイスブックのマーク・ザッカーバーグ氏が受けたことで有名です。

今年の4月には、自己主導の学び、協同の学び、探求の学びを展開する幼少中混在校として、軽井沢風越学園が開設、来年2021年4月には、上田市に「知識、スキル、姿勢。世界という選択肢を全ての子ども達へ」を理念として、幼児期から日本人らしい国際人の心とスキルを、様々な体験を通して育てるインターナショナルスクールオブ長野の上田キャンパスが、2拠点同時オープンとなる予定です。

このように、幼児教育に加えプラスアルファで英語、音楽、運動、自然など何かに特化し、戦略性を持った私立幼稚園、私立保育園などがたくさん出てきています。

その中で、公立保育園はどのようにしていけばよいのでしょうか。私立同様戦略性を持つ必要があるのでしょうか。それとも、私立へ受け入れられない子どもの受け皿としてやっていくのでしょうか。無償化によって保護者のニーズや、今までとは違う幼児教育の考えが出てきたときに、行政としてどう対応していくのでしょうか。

そこで、質問いたします。

1つ目に、現在、町の保育指針はどうなっているのでしょうか。

2つ目に、これまでの町独自の取り組みについて、どうなっているのでしょうか。

3つ目に、村上保育園はびんぐし公園が近いため、通常保育プラス自然保育、坂城保育園は、子育て支援センター併設を生かし、通常保育プラス特性のある子ども達に、より手厚い保育、南条保育園は、小学校での音楽活動が盛んなので、通常保育プラス音楽など、3保育園それぞれに特色を持たせることも一つかと考えますが、町のお考えをお尋ねします。

次に、ハ、子育て世代包括支援センター設置について。

ニッポン一億総活躍プランにおいて、令和2年年度末までに子育て世代包括支援センターの全国展開を目指すこととされています。

子育て世代包括支援センターとは、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、総合的相談・支援を提供するワンストップ拠点です。母子保健法の改正により、平成29年4月から母子健康包括支援センターを市区町村に設置することが努力義務とされ、さらにセンターについては、平成26年度から実施されている妊娠・出産包括支援事業と、平成27年度から開始された子ども・子育て支援新制度の利用者支援や子育て支援などを、包括的に運営する機能を担うものであり、専門知識を生かしながら利用者の視点に立った妊娠・出産・子育てに関する支援のマネジメントを行うことを期待し、設置を進めているものです。

そこで、質問いたします。

1つ目に、第2期坂城町子ども・子育て支援事業計画の中にもある子育て世代包括支援センターの設置目的と今後の取り組みについて、どうなっているのでしょうか。

2つ目に、子育て世帯の方に対し、乳幼児健診やイベント案内等の地域情報を発信するために、令和2年4月1日より登録が可能となった、さかき子育て応援アプリ『はぐはぐ』が導入されました。母子健康手帳に併せてお子様の健康データの記録、管理や予防接種のスケジュール管理、出産・育児に関するアドバイスの提供など、便利な機能が充実しているとのことですが、その登録者数及び登録者数を増加させるための取り組みがどうなっているのでしょうか。

以上、イ、ロ、ハについてお伺いいたします。

町長（山村君） おはようございます。

ただいま祢津議員さんから、1番目の質問としまして、今後の子育て支援について、イ、ロ、ハとご質問がありました。

その中、イの保育園、幼稚園についてのご質問につきまして、私が主に制度全般についてお答え申し上げまして、詳細につきましては担当室長から答弁いたします。

まず、平成24年8月に、子どもや子育てをめぐる様々な課題を解決するため、子ども・子育て関連3法、これは子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部を改正する法律、そして、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、この3つでございますけれども、これが成立し、27年4月から、子ども・子育て支援新制度が開始されました。

この子ども・子育て支援新制度の主な取り組みの1つ目としまして、子どもの数が減少傾向にある地域において、保育機能を確保するための給付制度として、幼稚園、保育所、認定こども園への施設型給付と、小規模保育等への地域型保育給付が創設されたところであります。

2つ目といたしましては、幼稚園、保育所それぞれの機能と特徴を兼ね備えた認定こども園のさらなる普及、そして3つ目といたしましては、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の拡充を図ることが掲げられております。

新制度が開始されてからこれまでの5年間、町では平成27年度から令和元年度までの第1期子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どもや子育てに関する支援対策として、保育園、子育て支援センターを福祉部門から教育委員会へ所管替えを行い、子ども支援室を新たに創設して、総合的に子育てを推進してまいったところであります。

次に、新制度に伴う財源についてですが、新制度に変わり新たな財源といたしましては、子ども・子育て支援交付金が創設されました。交付要綱に定められた一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業などを実施し、子育て事業を推進することで、国と県からそれぞれ交付金を受けているところであります。

子育てに関する町の財政負担でございますが、市町村が行う事業は、地域子ども・子育て支援事業と法律上位置づけられているところであります。

町では、子育てに関する悩み、育児に対する不安など、相談体制の拡充を図り、子どもの成長・発達に合わせた専門の相談員による指導など、子育てや保育事業全体に要する事業費の拡大と保育負担金等の歳入の減額分も加わり、財政負担といたしますと増加しているというのが現状であります。

さらに、幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、昨年10月からの6か月間、町立保育園の無償化に対しましては、国が消費税増税分を財源に、全額臨時交付金として補填されましたが、今年度以降につきましては、地方財政措置として普通交付税の需要額の一部に算定されることから、無償化以前の保育料相当額と単純に比較することは困難であるということでもあります。

また、無償化のほかに、昨年度から変わった点としますと、今年4月から町内の私立幼稚園が安定的・継続的運営を行うため、新制度である施設型給付を受ける幼稚園へと移行する選択をさ

れました。

具体的には、新制度における施設型給付対象の幼稚園は、地域のニーズや需要に対して供給できる体制を整えること。人材確保や質の向上に努める幼稚園として町が確認と指導監督を行い、国、県、町から財政面での支援を受けるものであります。

ただし、新制度への移行により幼稚園の教育方針や独自の建学に基づく教育内容が変わるものではありません。

また、保護者が負担する利用料につきましては、無償化実施に際し、幼稚園利用者に上限額が設定されておりましたが、4月からは町立保育園の3歳以上児と同様に無償となりました。

今後も、全ての子どもに質の高い教育と保育を提供するという新制度の目標の下、町内保育園と幼稚園が共に坂城町の子どもが地域でのびのびと健やかに成長できるよう、坂城の子は坂城で育てるのスローガンの下、子育て世帯への経済的支援を継続し、子どもや子育て家庭を切れ目なく、さらにいろいろ支援してまいりたいと考えております。

子ども支援室長（鳴海さん） 私からは、1、今後の子育て支援についてのうち、イ、保育園、幼稚園についてと、ロ、町立保育園に特色をについて、順次お答えいたします。

新制度がスタートしてからの入園者の状況でございますが、まず、保育園におきまして3園合計人数は、平成27年度が312人、28年度が324人、29年度が345人、30年度が346人、令和元年度が335人、2年度が324人となっております。

また、町内の幼稚園の入園者数は、27年度が71人、28年度が57人、29年度が54人、30年度が50人、元年度が52人、2年度は54人という状況でございます。

新制度開始以降、30年度までの推移といたしますと、保育園の入園者数は増加する一方、幼稚園は減少しており、これらの要因として、子育てをめぐる環境の変化と合わせて、就労する家庭の増加などが考えられ、長時間預けることのできる保育園を選択されたことや、町の子育て世代の経済的な支援策などが影響したものと捉えています。

そして、幼稚園につきましては、昨年10月から国の施策で実施されました幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳児の利用料が月額2万5,700円まで無償となったこと。さらに、今年度からは新制度で創設されました施設型給付を受ける幼稚園に移行しましたことにより、保育園と同様に利用料が無償となりましたので、昨年度と今年度については入園者が増加しているといった状況でございます。

次に、保育士の人数や体制の変化についてでございますが、保育体制といたしますと、保育にあたる保育士の数は、国で定めている基準に基づき配置しておりますので、新制度の開始による体制の違いはございません。

また、入園申込み締切り後の希望者への対応というご質問でございますが、保育の必要性を認定した後、希望される保育園の申込み状況、クラスごとの児童数等により随時対応を行っており

ます。

町立保育園では、申込み状況からクラス編成を行い、新年度の保育体制を整えておりますが、その年により希望する園や人数が異なることもあり、利用に際しましては調整をさせていただくケースもございます。

町内保育園と幼稚園につきましては、子どもの成長や発達に関し、子育て支援センター相談員をはじめ、各分野の専門の先生方から助言をいただくなど、早期からの必要な支援につなげるため、スムーズな連携のさらなる強化に努めていきたいと考えております。

続きまして、ロ、町立保育園に特色を、の質問についてお答えいたします。

町保育園の保育指針につきましては、厚生労働省が告示する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準として、平成30年度に改定された保育所保育指針を基に、町の目指す保育目標を定めております。

この国が示す保育所保育指針には、保育園の基本となる考え方や保育内容、子どもの健康・安全、子育て支援及び職員の資質向上が具体的に示されており、運営に関しては、この指針において規定される基本原則を踏まえ、保育所の機能及び質の向上に努めなければならないとされております。

町が目指す保育園の姿といたしまして、子ども一人一人を大切にし、保護者とともに地域に根差した保育園を掲げ、心身ともに健康な子どもを育むため、友だちと本気で遊べる子ども、友だちを大切にし、おもいやりのある子ども、そして、最後までがんばれる子どもの3つを保育目標としております。

各保育園では、この国の保育指針及び町の保育目標に基づいた保育におけるねらいとして、健康、人間関係、環境、言葉そして表現の5つの観点から、保育士が子どもの健康と安全を配慮し、子どもの発達や一人一人に合わせた保育を行っております。

また、保育に当たる保育士は、子どもの小学校入学までに自立心を育て、人と関わる力を養うこと、友達との様々な体験の中から協同性を育むこと、また、身近な環境に親しみ、興味や関心を持って豊かな感性が育つよう、状況に応じた支援を大切にした保育に努めているところでございます。

次に、町独自の取り組みにつきましては、これまで子育て世代への経済的支援を講じてまいったところでありまして、平成26年度からは保育園の同時利用でない場合につきましても、第3子以降のお子さんの保育料を半額とし、28年度からは第3子以降のお子さんの年齢に関係なく、保育料を無料としてきたところであります。

また、昨年の10月から開始となりました3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子ども達の利用料が無償化されたことと合わせまして、保育園では、主食以外の副食費につきましても、同時通園の第2子については半額とし、年齢に関係なく第3子以降につ

いては無料としているところであります。

こうした経済的支援のほかにも、幼保小中高の連携を図り、個々が必要とする様々な支援を行う体制を整え、インクルーシブ教育の推進を町独自の取り組みとして図ってまいったところでございます。

続きまして、町立保育園に特色をというご質問であります。先ほど申し上げましたそれぞれの園の保育におけるねらいを踏まえ、3保育園におきましては、それぞれの地域性や園の特徴を生かした保育に努めております。

園ごとに申し上げますと、南条保育園では3園の中でも在園児数が一番多いことから、園生活の中では異年齢の園児同士の関わりを大切に、みずからの気づきや、優しい心を育む保育を行っております。また、園庭には大型複合遊具があり、体の動きやバランス感覚を遊びの中から養うことができますし、園庭の段差を使った芝滑りなどを行うことで、楽しみながら体力づくりができています。

次に、坂城保育園であります。坂城保育園は、坂城地区のほぼ中心に位置していることから、公共施設を活用した園外活動を行っております。例えば、鉄の展示館や坂木宿ふるさと歴史館を訪れたり、坂城駅や坂城神社も散歩コースの中に含まれております。

また、今年度は新型コロナウイルス感染症対策のために行えませんでした。例年ですと、駅前の169系を使ったクールシェアスポットで、電車内で紙芝居を見たり、坂城高校との交流として、年長児が高校の文化祭に招待されダンスを披露し、また、保育園の運動会には高校生が園へ出向いて園児の応援をしたり、一緒にソーラン踊りをするなど、楽しく交流が行われております。

そして、園舎の2階には、子育て支援センターが併設されていることから、年長児を対象に図書コーナーで本を借りることができ、みずから手に触れ好きな本を選ぶことができるのも特徴の一つとなっております。

また、村上保育園では、隣接するびんぐし公園を利用して、日々の保育の中で自然や季節を感じることができ、遊びの中から探求心や好奇心を育む保育をしています。

そして、今年は新型コロナウイルス感染症の関係で実施できませんでしたが、地域にある施設の高齢者の方々と手遊びをしたり、歌を歌ったり、直接交流することでしか味わえない体験を行っています。

加えまして、3園共通の特色といたしますと、小学校に配置されているALT、外国語指導講師が各保育園の年長・年中児クラスを対象に毎週訪問し、子どもが英語をより身近に感じることができるように、英語遊びの時間を取り入れています。幼児期から正しい発音を耳にし繰り返すことで、単語や挨拶が身につくなど、英語に親しみ学ぶ時間を定期的・継続的に設けております。

このように、それぞれの保育園では地域の方々との関わりを大切にしながら、自然豊かな環境

の中で保育を実施しております。町立保育園でありますので、特色などに大きな違いはありませんが、保育は保育士との関わりだけでなく、地域との結びつきや保護者との連携、関係機関や団体との関わりを重視し、保育を行っているところでございます。

保健センター所長（竹内さん） ハ、子育て世代包括支援センター設置についてのご質問にお答えいたします。

子育て世代包括支援センターは、妊産婦、乳幼児等の状況を継続的、包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師などの専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や、関係機関と連絡調整をするなどして、母子保健分野と子育て支援分野の両面から切れ目のない支援を提供することにより、育児不安や虐待の予防に寄与することを目的とし、平成28年6月2日の閣議決定により、本年度末までに全国展開を目指し取り組むこととされました。

子育て世代包括支援センターの具体的な業務といたしましては、妊産婦健診、乳幼児健診、乳児家庭全戸訪問事業など、妊娠初期から子育て期にわたり、妊娠の届出等の機会に得た情報を基に、妊娠、出産、子育てに関する相談に応じ、保健、医療、福祉、教育等の地域の関係機関による切れ目のない支援を行うことが求められており、1、妊産婦、乳幼児等の実情を把握すること。2、妊娠、出産、子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供、助言、保健指導を行うこと。3、支援プランを作成すること。4、保健医療または福祉の関係機関との連絡調整を行うこと、の4つが必須業務と定められております。

これらの業務につきましては、保健センターの母子保健に関する各種健診や相談事業、また子育て支援の総合窓口である子育て支援センターでの相談など、現状においても既におおむねの業務を行っております。

子育て世代包括支援センターの目的は、子育て世代への切れ目のない支援の提供が最大の目的であることなどに鑑み、保健センターと子育て支援センターの双方が持つ情報の共有など、連携をより強化する中でその機能を最大限発揮できるよう、検討を行っているところでございます。

続きまして、子育て応援アプリについてでございます。

子育て応援アプリは、子育て世帯に対し、乳幼児健診やイベント案内等の地域情報を発信するとともに、母子健康手帳と合わせてお子さんの健康データの管理・記録や、予防接種のスケジュール管理、出産・育児に関するアドバイスの提供などの機能があり、無料で利用していただくことができるもので、今年の4月から導入いたしました。

導入から8か月が経過した12月1日現在、登録者数は97人となっており、利用されている方からは、乳幼児健診や予防接種のお知らせが事前が届くため、受診忘れ防止に役立っている、記念日等の記録に写真も保存できるので、楽しく利用している、などといった感想をいただいているところです。

町といたしましても、子育てに役立つツールとして、妊娠届の提出時や妊婦とその家族を対象

としたハッピーベビー教室に参加された際に、子育て応援アプリを紹介し、その場で登録していただくといったことを実施しているところですが、引き続き広報さかきでのお知らせや、乳幼児健診等、子育て世帯の方が集まる機会を捉えてご案内をし、登録者数増加のための取り組みを行ってまいります。

4 番（柊津さん） ただいま町長、担当課よりご答弁いただきました。

イについてですが、坂城町は他市町村に比べ加配の先生の充実、家庭児童相談員、臨床心理士の先生による相談対応と巡回相談の充実、まいさば信州長野、社会福祉協議会との連携が密であり、現時点ではすばらしい体制で子ども達に対応していただいています。

S o c i e t y 5. 0の時代を見据え、行政のデジタル化を推進し、I o TやA Iで利便性の高い新たなサービスをしていただき、子育て、教育、医療、福祉の分野で人でなければならない部分の担当職員を増員し、今後もより一層の坂城町の子ども達のためにお力添えをお願いしたいと思います。

ロについてですが、これからさらに人々の想像を超えて世界は変化していくと思います。そんな激動する時代の中をこれから生き抜いていかなければならない子ども達は、一体どのような力を身につければよいのでしょうか。また、先生や親、周りの大人はどのようなことを意識しながら子どもの育成を図る必要があるのでしょうか。

産業革命から始まった一昔前の時代の社会に求められる人材といえば、みんなと競う中で一番強い人、何でも満遍なくこなせる人、このようにみんなと同じことができ、その中で長けている人が重宝されてきました。そのため、教育においても、テストの点数がいいことや、集団を乱すことなくそつなく動けることが一番とされ、とにかく勉強の内容を覚えること、言われたことをしっかり守れる子ども達の育成に力を入れてきました。つまり、言われたことを吸収する力が求められるスポンジ力の育成教育だったかと思います。

ですが、今の時代は創造・刷新の0から1を生み出す力が求められる時代です。そのため、社会に求められる人材も変化しました。今、求められる人材は、あまり多くの人が目指さないところに目をつけ、アイデアを仕掛けられる人、ある領域に特化した異端児、このような人が今の時代を中心となっています。

そして、子ども達もちろん、産業革命のときに求められていたような力ではなく、創造と刷新の世界で求められる力を身につけるべきです。学校の勉強を頑張ることを否定するつもりはありませんが、生きるために必要な力や人として大切なことは、ほかにも山ほどあると思います。

今、教育は大きく変わるときが来ています。私は教育の究極の正解は、自分で決めて、自分の言葉に責任を持つことだと思います。ぜひ一人一人の子ども達に手厚く、地域みんなで最上位の目的である坂城の子は坂城で育てましょう。

ハについてですが、子育て世代包括支援センターが機能を発揮するためには、その存在や役割

について、妊産婦や保護者はもちろんのこと、地域の住民等にも十分な周知・広報を行い、地域の理解と信頼を得ることが基礎となります。

従来の解決型支援に、新たに伴走型支援を合わせた支援の多様化も必要です。保健、福祉、医療、教育など関係機関との連携と情報共有を図り、妊娠周産期からの一貫した切れ目のない相談、支援、情報共有の充実を推進していただきたいと思います。

アプリに関しては、日本人はミスが悪と考え、どうしても100%を目指す人が多いようです。批判は簡単です。まずは行動、行動しながら反省して変更する。それが今の時代です。日本人の100%神話では世界から後れを取ります。まずそれに気づき、7割よければ、まずやってみる。やりながらトライアンドエラーを繰り返す。そして、より使いやすいものを目指していただきたいと思います。

今後、さかき子育て応援アプリ『はぐはぐ』の導入促進と周知の徹底をお願いします。

次に、今後の介護・医療について。

イ、2025年問題について。

2014年3月定例会で、同僚議員が2025年問題について取り上げています。当時、前段として2015年問題があり、団塊の世代は2015年に65歳以上、前期高齢者となり、その後、急速に超高齢化が進み、2025年には75歳以上の後期高齢者となります。

4人に1人が75歳以上の超高齢化社会では、医療、介護、福祉サービスの需要が高まり、社会保障体制が破綻してしまうという指摘が当時からあったようです。そのときの町のお考えは、2025年問題の解決策として、坂城町健康づくり計画、すこやかさかき21に沿って、町民一人一人が健康で長生きできるまちづくりを進めていくとのご答弁でした。

そこで、質問いたします。

1つ目に、今まで坂城町健康づくり計画、すこやかさかき21に沿って2025年問題に対し行ってきた町の取り組みについてお伺いします。

2つ目に、今後の課題として、2025年問題でポイントとなるのが人口と労働力、医療、介護、社会保障費、空き家の5つだと思います。中でも介護については、要介護の高齢者が急増する一方での介護人材の不足や介護難民の急増も予測されています。

そして、厚生労働省の推計によると、2025年には高齢者の5人に1人が認知症になると言われています。介護人材不足、介護難民、老々介護、認知介護は、2025年問題において深刻な問題になるかと懸念しています。急増する高齢者に対し、介護人材不足、介護難民、老々介護、認知介護について、今後、町の取り組みについてお伺いいたします。

ロ、2040年問題について。

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年、その先に訪れるのが2040年問題と言われています。2040年問題とは、高齢人口が3,900万人となり、日本の高齢化が頂

点に達する年で、現役世代の急減により、介護、福祉における人手不足、社会保障費のさらなる増大が懸念されています。

2025年問題では高齢者の増加が課題になっていましたが、2040年問題の大きな課題は現役世代の急減にあります。2040年問題で起こり得る課題として、社会保障費、医療・介護、高齢者の貧困化、自治体の4つがあるかと思います。社会保障費、つまり医療・介護・年金・保育などの制度に使われる費用は、厚生労働省によると2040年の社会保障給付費の190兆円となり、121兆円であった2018年の1.6倍になると推計されています。医療・介護は社会保障費の内訳から見ると、医療が1.7倍、介護が2.4倍の増大が予測され、2040年には85歳以上の高齢者が1千万人を突破し、医療・介護のニーズが高まる一方、医師や介護士が不足し、十分な医療・介護が受けられない可能性が出ています。

高齢者の貧困化は、単身の貧しい高齢者が増えることにあります。団塊ジュニア世代は、就職氷河期世代にも重なります。団塊世代に比べて非正規雇用が多く、収入が不安定なため未婚率が高く、また、結婚しても子どものいない夫婦が多いのも特徴で、貯蓄が少ない。また、予想される年金の受給額も低くなります。

自治体は、2040年には空き家率が40%を超え、高度成長期に整備した道路、橋、下水道などのインフラが老朽化し、維持管理費の増大が懸念されています。

課題が山積みの2040年問題、どのような解決策があるのでしょうか。たくさんある課題の中でも一番取り組みやすいのは社会保障費の中の後期高齢者医療費削減だと思います。現在、病院やクリニックで受診した際の医療費の自己負担は、70歳未満が3割、74歳未満が原則2割、75歳以上が原則1割となっています。

団塊の世代が75歳以上になり、医療費の急増が予測される2022年度に向けて、一定以上の所得がある75歳以上の医療費の自己負担割合を引き上げるという方針が固まりました。

そこで、今後、町の後期高齢者に対し医療費削減をするために、どのような取り組みをしてくのか、伺います。

福祉健康課長（伊達君） 2、今後の介護・医療について。

（イ）の2025年問題についてから順次お答えをいたします。

2025年問題は、戦後の第1次ベビーブームに生まれた、いわゆる団塊の世代が75歳を迎える2025年に、日本はさらなる超高齢社会を迎えることで、介護・医療など社会保障費の増大、労働力の不足など、様々な問題の総称でございます。

内閣府の令和元年版高齢社会白書によると、2025年の75歳以上の後期高齢者人口は2,180万人になると予測されており、65歳から74歳の前期高齢者人口を加えると、総人口の約3割に当たる3,600万人以上が65歳以上の高齢者となり、生産年齢と言われる15歳から64歳の現役世代2人で1人の高齢者を支えるということが見込まれております。

町でも、こうした状況への備えとして、平成23年度から今年度までの10年間を計画期間とする坂城町健康づくり計画に基づきまして、様々な施策を実施してまいりました。

具体的には、まず自分の体の実態を知っていただくための取り組みとして、一般健診及び国保特定健診の受診勧奨と健診未受診の方への訪問等による未受診者勧奨を行い、健診受診率向上の取り組みを行ってまいりました。

また、健診受診後も集団健診の受診者で75歳未満の方には、集団ごとで行う結果の見方や健診結果などの保健指導という形態から、現在は、原則全ての方に結果報告会で個別の保健指導を行い、医療の必要性のある方へは、医療機関への受診勧奨を行うとともに、治療に移行した後も食事や生活習慣改善の取り組み等の支援を個別に行っております。

それに加え、平成29年度からは糖尿病性腎症重症化予防事業を実施し、糖尿病の重症化により透析になることを防ぐために、保健師、管理栄養士による保健指導などを行っているほか、30年度からは国保の特定健診受診料を無料といたしました。

これによりまして、令和元年度は、国保特定健診の受診率が58.7%と、これまでで最高となり、健診が定着してきていると考えているところで、こうした取り組みによる健康意識の向上が後期高齢者医療に移行した後も継続されることで、後期高齢者の方の健診やドックの受診が年々増えているという状況でございます。

今年度は、令和3年度から12年度までの新たな健康づくり計画策定の年でございます。新たな計画におきましても、引き続き、町民の皆さんの健康づくりを支援し、高齢化が進む中でも、健康寿命の延伸に資する計画となるよう策定を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、2025年問題によって生じる主に介護に関する質問でございます。

高齢化率の上昇に伴い、必然的に介護サービスの需要が高まってまいります。一方では、労働力の不足ということによりまして、介護分野におきましても、介護人材不足が深刻な問題となっております。

長野県でも、福祉・介護人材の確保については広域的な問題として捉え、県が主体となって無料職業紹介や福祉・介護人材マッチング支援事業、福祉施設見学会、福祉の職場体験事業等の支援事業を実施しており、町でも福祉・介護分野に興味のある方へのご案内など、県と連携して取り組んでいるところで、町内の事業所の中には海外での人材確保に向けて取り組まれているというお話も聞いているところでございます。

また、高齢者の増加や介護人材、介護施設の不足等を要因とする介護難民につきましては、現状では主に都市部において問題になっておりますけれども、地方においても、こうした問題がいつ深刻化してもおかしくない状況でございます。

当町におきましては、県が策定する長野県高齢者プランに基づき、広域的な資源の有効活用を

行うとともに、町が策定いたします介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホーム等サービス基盤の計画的な整備に努める中で、利用者に必要なサービスが提供できるよう努めていきたいと考えております。

次に、高齢化の進行に加え、社会構造の変化による核家族化の進行で、独り暮らしの高齢者のみの世帯が増えたことなどを要因として、高齢者が高齢者を介護したり、あるいは介護する側される側双方が認知症といったケースが懸念されます。町の地域包括支援センターでは、これらの課題に対応するため、社会福祉協議会と連携して独り暮らし高齢者宅への訪問指導事業や介護予防教室等の介護予防事業の実施、要支援者等の介護予防ケアマネジメント事業、認知症の方に関する相談支援、成年後見制度や高齢者虐待への対応、医療機関、介護事業所との連携等、高齢者に関する包括的・総合的な相談、対応窓口として取り組んでいるところでございます。

また、こうした取り組みの一方、高齢化のさらなる進行が予想される中で、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるためには、医療や介護だけでなく地域の皆様の関わりを含め、高齢者の生活全般を支える地域包括ケアシステムの構築が不可欠であり、町としても地域住民グループと地域に根差した団体の活動を支援する中で、地域でのつながり、見守り体制の強化を図っているところでございます。

続きまして、（ロ）の２０４０年問題についてお答えをいたします。

今から２０年後となる２０４０年には、さらなる高齢化の進行と相まって、支え手となる現役世代の人口が大きく減少することが予測されており、ご質問にありましたような様々な問題の発生が危惧されているというところでございます。

こうした問題の中で、人生１００年時代を見据え、後期高齢者医療制度を将来にわたって持続可能なものとするための取り組みについては喫緊の課題となっており、現在、厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会において、所得に応じた後期高齢者医療費の負担の在り方についての検討が進められているところでもあります。

制度そのものの枠組み等については、国の議論を待たなくてはなりませんが、一方では、医療費削減に係る取り組みがますます重要になってきており、高齢者の健康増進を図り、できる限り健やかに過ごせるための保険事業を充実させていく必要がございます。

これまで、後期高齢者の健康教育や健康相談、健康診査、保健指導など、健康の増進に必要な高齢者保健事業は、医療保険者であります後期高齢者医療広域連合が行い、市町村では７４歳までの国保加入者に対して同様の国保保健事業を実施してきたことで、７５歳以上の高齢者に対する保健事業の継続性や、あるいは保健事業と介護予防の一元的な対応が図りにくいといった課題がございました。こうした状況に鑑みまして、国では高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援をするため、高齢者の保健事業と市町村が実施している国保保健事業、介護保険制度における介護予防のための地域支援事業とを一体的に実施することが決定され、法改正がなさ

れたというところでございます。この一体的な取り組みによりまして、後期高齢者医療の被保険者になっても市町村が継続して保健事業を行うことで、健康状態を踏まえた適切な介護予防の取り組みが図られることが期待されます。

町では現在、これまで後期高齢者医療広域連合が保有していた後期高齢者の健診等のデータ提供を受け、分析を行うとともに、地域の課題を洗い出しております。令和3年度からの一体的な取り組みを通じ、後期高齢者の方の疾病予防、重症化予防、介護予防を図ることで、医療費の削減を目指してまいりたいと考えているところでございます。

4番（柊津さん） ただいま担当課よりご答弁いただきました。

（イ）については、老老介護や認認介護の原因は、医療の進歩、核家族化、他人に助けを求めることへの抵抗感、金銭的な理由が挙げられます。この一つ一つの予防策と解決策をしっかりと考えていただきたいと思います。

（ロ）については、2040年問題に向けて大切なことは、老若男女問わず、活力を持って地域社会に参加できる元気人口をどれだけ増やすことができるかです。元気人口を増やすには、まず、予防と状態の悪化を遅らせることだと思います。運動不足は喫煙や飲酒と同じように、健康を脅かす問題の一つです。運動は、健康のためになる、病気や肥満予防になると分かっているにもかかわらず、なかなか実行に移せない方が多いかと思います。そのため、まず、どうすれば運動を先送りにせず、体を動かす楽しさを感じてもらえるかなど、健康増進事業を通じ、自らの健康は自ら守るという自己管理意識の啓発をしていただきたいと思います。

最後に、コロナウイルスの影響で仕事が減少し、ひとり親世帯の人々が困っているという言葉が耳にするようになってきました。コロナウイルスによる社会情勢が不安定な中、経済低迷の長期化で、じわりじわりとボディーブローのように生活困窮者に忍び寄っているような気がします。残念ながら、今の日本社会は、自己責任論が強いため、困っているときに相談すること自体、心理的ハードルが高いのだと思います。しかし、そのような声なき声こそ、しっかり聞かなければいけないのです。

高齢者の方からも、Society 5.0、IoT、AI、EX、SDGsなど、横文字ばかり増え、高齢者には全く分からない。高齢者を無視するのかという声もよく耳にします。

私は、デジタル化は高齢者を置いてきぼりにする事業ではなく、よりきめ細かいサービスを増やすための手段の一つだと思います。

これから先、人口減少と超高齢化の時代を迎え、急激な労働力の減少と高齢者の爆発的増加という誰も経験したことのない社会がやってくる。高度成長時代のように、課題が明確で中央政府が決めたことを実行することが自治体の事務の大半という時代ではなくなり、あらかじめ正しい答えが分かっているようなことは少なく、自治体独自で課題解決をする時代が来ていると廿日市の元副市長の川本氏がおっしゃるように、自治体独自で課題を解決する力が重要となると思い

ます。

これから先、減る行政事業、増える行政事業が想定されます。事業にはめり張りが大事です。しっかりとした拡充戦略、縮減戦略を立て、誰一人取り残さない持続可能な地域社会を目指しましょう。

これで、私の一般質問を終わります。

議長（西沢さん） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時56分～再開 午前11時06分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、6番、大日向進也君の質問を許します。

6番（大日向君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

今回、私は2つの件について、町にお伺いをしたいと思います。

まず、1点目、地域交通についてを質問します。

昨年も同じ質問をいたしました、そのときの町の答弁を踏まえ、坂城町ではどのような形で循環バスを生かし、デマンド交通という新しいシステムを組み合わせしていくべきかを考えてまいりました。

新型コロナウイルス感染症等の影響により、現在、なかなか他市町村への視察等を行うことがかなわないため、実際に導入実績のある他市町村におけるデマンド交通の資料等を取り寄せ、分かる範囲での情報を集めました。そんな中ではありますが、11月初旬、2回にわたり東御市の民間企業と行政が包括協定を結びできた新システムの充電式バス試乗をしてまいりました。

別日にはなりましたが、新公共交通システムに携わった企業がなぜ今回地域交通事業に参入しようと思ったかなどをお聞きするため、坂城町有志議員5名で東御市の企業へ訪問してまいりました。

現在、試運転走行しているバスを東京オリンピックで走行させたいという社長の夢があったようです。しかし、東京オリンピックが延期となり、何か地域貢献できないかという思いから、企業内にチームを作り、行政との協議を進めたそうです。

両者の思いが一つになり、スピーディーに市内で試運行をさせるに至っております。この辺りはさすがに企業が参入を決めたとあり、立案から実行までの時間が非常に早いなと思ったところでもあります。

バスは、電気充電式で走行音も静かで、燃料車特有の臭いがなく快適だと感じました。また、この交通システム利用に関しては、スマートフォンで事前に利用登録を行い、顔認証システムで乗車承認されます。利用料の精算等が自動で行われるため、乗降にかかる時間や手間が削減されております。

現在、試運転期間のため、停車する場所は病院、スーパーマーケットといった利用者が利用し

たい場所のみを運行していました。１２月中旬あたりまでは試運転走行を行い、利用者からのアンケートを取っていくそうです。

その後、アンケート等のデータを基に、運行工程、運行経路の見直し、検討を行政と行い、議会への説明も行うそうです。

今回、昨年１２月に引き続き、地域交通について一般質問を行うわけですが、昨年いただいた答弁を基に循環バス、新たなデマンド交通について、この１年でどのように研究、検討がなされたのか、坂城町も今後、高齢化が進むと予測される中、どのようなシステム構築を考えているのか、私見ではありますが、利用をしたいと思えるシステムを町民の方と一緒に、今後、１０年、２０年後を見据え、運転免許証を返納した人やその家族が安心して利用できるシステムの構築を考えていかなければならないと思います。

それでは、質問に入ります。

１、地域交通について。

イ、町循環バスを併用したデマンド交通導入についてです。

昨年１２月議会の担当課より、循環バスの今後についての運行経路、運行工程については、見直し、検討を行っていくと回答がありました。私もそろそろ循環バスについては、運行経路、運行工程を見直す時期に来ているのではないかと思います。

その中で過去３年間の循環バスの利用者の推移と現在、運行工程１２便、北回り６便、南回り６便、１日の平均利用者数をお答えください。

また、循環バスは利用者の多い時間に走らせる、その他の時間は新車両、ワゴンタイプ８人から１０人乗りぐらいのものの車両に変更してはと思いますが、お考えをお聞きます。

循環バスにおきましては、昨年１２月議会答弁後の見直し、検討がどうなされたのかを含めお答えください。

最後に、この質問において、ある意味一番お聞きしたいのが、昨年の町長答弁の中で「デマンド交通を取り入れた手法も考えられることから、新たな運行业者との対話を持った」とありました。どのような業者と話がなされ、この１年でどう検討がなされたのでしょうか。

以上、１回目の質問といたします。

町長（山村君） ただいま大日向議員さんから、地域交通についてということでご質問がありました。その中で私からは全般的な方向性、状況をお話申し上げまして、詳細につきましては、担当課長から答弁させていただきます。

今、お話ありましたけども、地域公共交通につきましては、高齢者の皆様をはじめとした地域住民の買い物や通院など、日常生活での移動手段の確保として非常に大変重要な課題と認識しております。

町におきましても、町民の皆様の移動手段を確保するため、どなたでも利用できる循環バスを

運行しているわけであります。

また、ご質問の循環バスと併用したデマンド型交通導入についてでございますが、これまでも循環バスの利便性を向上させるため、運行方法等の見直しも実施してまいりました。現在、町で運行しております循環バスにつきましては、利用者からのご意見をお聞きする中で、湯さん館直行便の運行や信州上田医療センターまで路線延長する上田便の運行、昨年度はしなの鉄道の時刻表の改正に伴う運行時間の変更や千曲市循環バスへの接続を改善するため、力石バス停の停留時間の見直しなどを行い、地域の皆様の利便性を図っておるところでございます。

また、平成29年度から国道や県道以外の循環バスの路線上であれば、バス停以外でも利用することのできる「どこでものれーる」の導入や運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けた町民の方に対して循環バスの運賃を無料にするなど、より一層の利便性の向上を図ってまいりました。

このような循環バスの運用方法の改善を行い、一昨年まで循環バス利用者が減少傾向でありましたが、昨年度は台風災害や新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛の影響などがあつたにも関わらず、乗降、お客様が増加したというところでございます。

今後におきましても、運行ルートや運行時間、運行便数などを精査するとともに、町民の皆様の声をお聞きする中で、より利便性の高い循環バスとなるよう研究していきたいと考えております。

また、昨年度から循環バスと併用したデマンド型交通なども視野に入れ、新しい地域公共交通システム導入についても検討を行っておりますが、これまで町内の地域公共交通事業者と何度か話し合いの場を持ち、運行形態ですとか受付システム、コストなど様々な視点からご意見をいただくとともに、先行してデマンド交通を実施している他市町村の状況も研究しているところでございます。

先ほど、大日向議員さんからのお話で東御市へ視察に行かれたということでございます。私も計画しておりましたけども、新型コロナの影響でなかなかタイミングが合わず、実施を見合わせたという状況になっておりますので、また、機会を見て、実際見てみたいなというふうに思っております。

その中で、町内の地域公共交通事業者と打合せを進める中で、町単独での運行形態やタクシーを使った運行方式、また、大手民間業者から新交通システムの提案などもあり、多数の手法について検討を行っております。

また、新しい地域公共交通システムの利用対象者についても、どのような方を対象にするのか検討する必要があり、日頃から町内での移動に困っておられる高齢者の方や運転免許証返納者の方々の日常での移動形態等を把握する必要があると考えております。

このような経過を含めまして、来年には町内の地域公共交通事業者にご協力をいただき、地域

公共交通事業者が運行するタクシーに乗車した住民の方の年齢ですとか、行先ですかと、利用頻度等の聞き取りを行い、利用対象者の検討を行っていく予定でございます。ただいま申し上げました検証をより大きい枠組みで進めるため、町内の地域公共交通事業者に町の公共交通施策を話し合う地域交通の利用促進を目的とした地域交通利用促進協議会に新たに加入していただきました。今年度の協議会の総会の中で、地域交通利用促進等に係る事業として、新たな地域公共交通システムの構築に向けた研究を行うこととし、できるだけ早いうちに協議会内で部会を設置し、新たな地域交通について方向性を出していく予定でございます。

新たな地域交通システムの構築に向けまして、循環バスの利用者をはじめ、タクシー利用者などからもニーズをお聞きする中で、しなの鉄道とも連携して坂城町の実情に適したより利便性の高い地域公共交通システムの構築に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

建設課長（大井君） 地域交通についてのご質問に順次お答えをいたします。

はじめに、過去３年間の循環バスの利用状況についてでございますが、平成２９年度の年間利用者数は１万５，９８６人で、平成３０年度は１万４，９３２人と減少傾向でしたが、令和元年度は「どこでものれーる」や免許証返納者への運賃無料化などにより、年間利用者数が増加し１万５，５８５人ございました。

次に、昨年の各便の一日当たりの平均利用者数についてのご質問ですが、現在、坂城町循環バスは、北回り６便、南回り６便の計１２便で運行をしております。

便別の平均乗車人数でございますが、坂城駅から時計回りに中之条方面に向かう北回り路線の第１便の平均乗車人数が４．９人、第２便が９．０人、第３便は６．０人、信州上田医療センターを経由する第４便が２．３人、第５便は５．３人、最終の第６便の平均乗車人数は２．０人でございます。

次に、坂城駅から反時計回りに村上方面に向かう南回り路線につきましては、信州上田医療センターを経由する第１便の平均乗車人数が３．９人、湯さん館直行便の第２便が４．７人、第３便は６．０人、第４便は５．１人、第５便は２．６人、そして、最終の第６便の平均乗車人数が１．５人といった状況でございます。

１便当たりの利用者人数は平均４．６人となりますが、午前便から午後３時頃までの利用が多く、最終便は少なくなる傾向でございます。

次に、ワゴンタイプの導入についてのご質問ですが、先ほどもご説明申し上げましたが、北回りの第２便の利用者が平均９人ほどとなっており、利用が多い日ですと１０人を超える乗客が利用するときもあり、便別の時間帯乗車人数にばらつきがある状況でございます。また、現在使用している２１人乗りのマイクロバス型の車両に加え、新たな小型車両の購入は車両の維持など、コストがかかってまいりますので、今後、新たな公共交通システムの構築を検討する中で車両についても検討してまいりたいと考えております。

6 番（大日向君） 町長、担当課長より答弁いただきました。

循環バスについては、年々利用者数が減少傾向にあることが読み取れます。各便についても利用者数のばらつきがあることが分かりました。やはり、導入当初とは状況が大きく異なってきているのが現状だと感じます。

このような実情を踏まえ、町長答弁から共同運行予定事業者との話し合いがなされており、デマンド交通が実現する見通しが出てきたことが分かりました。

ここで、再質問をいたします。

今後、新システムを構築していく上で、どのような過程を考えているのでしょうか。また、運行開始の予定時期はいつごろを想定しておりますか。

次に、どのような利用者を想定して新システムを考えていきますか。

最後に、循環バスの見直しということで新たにデマンド交通のシステムが追加導入されると循環バスの利用者が減少する傾向があります。循環バスとデマンド交通を併用していくのであれば、循環バスの利便性を考え、ナイト便、また中学生や高校生の帰宅時に合わせた運行工程、運行経路を新たに考えてはいかがでしょうか。

以上、再質問いたします。

建設課長（大井君） 再質問にお答えをいたします。

先ほど町長の答弁にもございましたが、新たな地域公共交通システムについて、地域交通利用促進協議会に部会を設置し、検討を行う予定でございます。

現在は新たな地域公共交通について、町内の公共交通事業者とタクシーを使った運行方式の検討や大手民間事業者からデマンドなどの交通方式の提案について、建設課内で検討を行っております。

ご質問の新システムの構築の過程や運行の時間につきましては、部会において協議を進めてまいります。

また、利用対象者は、現在運行している循環バスは、高齢者や運転免許を保持していない方が多く利用しており、このような方はタクシーも利用されていることが推察されます。新たな交通システムにおいても、移動が困難な方々の移動状況を把握するため、タクシー利用者の状況調査を行い、地域公共交通の方向性を決める中で検討してまいりたいと考えております。

また、循環バスのナイト便などの運行は、学生の需要や新たな時間帯の運行ニーズなど、利用者の要望をお聞きしながら、こちらにつきましても部会において検討をしてみたいと考えております。

6 番（大日向君） 担当課長より再質問の答弁をいただきました。

町民の方の中には、多数、循環バスに代わるデマンド交通に期待をしているという意見を耳にいたします。コロナ禍でシステム構築に係る予算付け等、厳しい状況ではあると思いますが、な

るべく早い運行の実施がされることをお願いしたいです。

しかし、この質問に対しての要望として、とある市町村のデマンド交通のバスの運転手さんから話をお聞きしました。その市町村では、利用者やシステム導入に関わる人たちの要望、要求を実施項目を盛り込み過ぎてしまい、路線の煩雑化等、様々な弊害が起きているとのこと。タクシー利用と何ら変わらない運行要求となっており、デマンド交通として成り立たなくなっている状況が生まれてきているとのことでした。

確かに多くの意見を聞くことは大事ではあります。出していただいた要望を100%かなえることは難しいと思われるので、多角的な視点から精査をして料金をいただいてでも価値のあるシステムとしていただきたいと思います。

ただより高いものではありません。利用したい方が何を望むか、私たち議会にも常任委員会の総務産業、社会文教、また地域交通網特別委員会などのたくさんの窓口があります。各議員やそのような様々な委員会に声をどんどんおかけいただき、行政・町民・議会が一緒となり、新システムをつくりあげていくべきではないかと思います。

よりよいサービスが提供できる環境を築くことができるようお願いします、次の質問に入ります。

2、不法投棄について。

つい1か月ほど前、私宛に相談がありました。その方がお借りしている畑の脇に畳が3枚捨てられているので、どうしたらよいのかと。私も知識が乏しいため、すぐに住民環境課に相談をいたしました。今回の件に関しては、公有地だったこともあり、担当課のほうで片づけていただくこととなり、相談された方も私も安心いたしました。

不法投棄は刑事罰等になるはずですが、啓発を含めた一般質問を行いたいと思います。

イ、町の不法投棄の現状と対応は。

ここ数年どのようなものが不法投棄されていますか。また、不法投棄された場所、特に多い場所はあるのでしょうか。

次に、不法投棄に係る経費、これは人件費、処理費をお答えください。

項目の最後として、不法投棄の通報があった場合、行政の対応はどのようなものになりますか。また、対応できない場合はあるのでしょうか。

ロ、今後について。

現在、処分に係る費用の負担を町が行っているわけだが、不法投棄が増加すれば投入する額も増えていきます。不法投棄を事前に防止するために対策は立てられないでしょうか。

千曲川クリーンキャンペーンのような活動を河川だけではなく、山などほかの場所でも行ったらどうか。私も何度かクリーンキャンペーンに参加しました。1年に1回ではありますが、人が入って環境を整備するということは未来の環境保全の啓発になると思います。それほど山深いところではなく、車、軽トラック等が通れるエリア、人が入って目視ができる安全なエリアを、自

治体や各種協力団体に行政が公助する形で行えば、様々な場所での環境整備や防災・減災にもつながるのではないかと思います、お考えをお聞きしたいと思います。

以上、1回目の質問といたします。

住民環境課長（関君） 1、不法投棄について、イ、町の不法投棄の現状と対応はについてから順次お答えいたします。

当町では、千曲川河川敷や道路など、公共用地の不法投棄に対し、不法投棄防止パトロールをシルバー人材センターに委託し、2名体制で年間約30日間実施しております。

ここ数年間における当町の不法投棄の回収状況でございますが、ペットボトルや弁当の空き箱などの可燃系の不法投棄に関しましては、平成17年度は約10.5トンの回収量でありましたが、年々減少し、昨年は1.3トンとなっております。また、空き缶、瓶などの不燃系の不法投棄に関しましても、平成23年度の4.5トンをピークに、昨年は0.5トンの回収量となっております。粗大ごみに関しましても同様で、タイヤや家電製品、家具類などを中心に様々なものが投棄されておりましたが、年々減少しており、不法投棄自体はなくなってはおりませんが、回収量としては減少傾向となっております。

不法投棄の多い場所としましては、千曲川河川敷もその一つではございますが、今年度につきましては、町内のいたるところで河川改修工事を実施している中で人目につきやすいためか、特に粗大ごみ投棄については減少傾向となっており、もう一つ不法投棄の多い場所として山間地がありますが、こちらは人目につきづらいことから、投棄が例年以上に増えてしまうのではないかと憂慮している状況でございます。

不法投棄に関する経費でございますが、昨年は、パトロールの委託料として約45万円のほか、テレビや冷蔵庫などの家電リサイクル品と粗大ごみの処理費費用として計約8万円という状況でございました。以前は、処理費用だけで約70万円になった年もあり、経費的に抑えられている状況でございます。

こうした年々不法投棄が減っている傾向につきましては、広報さかき、町のホームページを使った啓発活動のほか、今年度は、新型コロナウイルスの中で中止になってしまいましたが、自然に親しみ、環境を保全する取り組みとして定着している千曲川クリーンキャンペーン、自治区で実施している環境月間に合わせた美化活動、さらには企業、各種団体の皆さんが実施してきたごみ拾いのボランティア活動が不法投棄をさせない環境づくりにつながっているものと考えているところでございまして、改めてお礼申し上げたいところでございます。

次に、町の対応についてでございますが、町民の皆さんから通報があった場合、パトロールの際、もしくは職員が現場に赴き回収をし、特に悪質だった場合につきましては、同時に警察に通報するなどの対応をしております。

なお、町で回収できるのは公共用地に不法投棄された場合のみとなっております、先日、新

聞報道でもありましたが、民有地に不法投棄をされた廃棄物につきましては、廃棄物処理法上、所有者や占有者が土地、建物の清潔を保つよう努めなければならないとされておりまして、土地の所有者、占有者が処理するものと解釈されております。

山間地が多い当町では、特に投棄場所が奥深くなりますと、不法投棄の発見や回収が困難な状況となり、また、民有地が入り組んでいる状況など、その対応は簡単にいかないところではありますが、町民の皆さんから不法投棄の相談をお聞きする中で、不法投棄防止看板を町で貸与し、投棄されやすい場所に設置していただくなど、防止を図っているところでございます。

また、まずは不法投棄をされにくい環境を整えていただくよう、広報さかきや町ホームページ等を通じて啓発しているところでございます。

次に、口、今後についてであります、町といたしましては、引き続き不法投棄は犯罪であることを広報するとともに、不法投棄防止パトロールなどを実施して、ごみの回収をすることで不法投棄されない環境づくりを進めていきたいと考えているところでございます。

なお、千曲川河川敷内の比較的投棄される可能性の高い箇所につきましては、千曲川河川事務所において防止看板を設置しているところでございまして、引き続き、河川事務所と対応を協議してまいりたいと考えております。

ご質問の千曲川クリーンキャンペーンのような活動を、山などで行ったらどうかということでございますが、最近の千曲川クリーンキャンペーンの状況としましては、ごみの回収量が年々減少傾向にあり、また、一般の町民の皆さんのほか、多くの中学生にも参加していただいております。坂城中学卒業生が、子どものときに実施したボランティア活動について、千曲川クリーンキャンペーンへの参加を思い出す方が多いという意見をお聞きしたことがございます。

恒例となっております千曲川クリーンキャンペーンのような取り組みを引き続き実施していくことは、ごみの回収を通じて町全体で不法投棄を防止しようという意識の醸成にもつながり、大変重要なことと考えているところでございます。

しかしながら、千曲川以外の山間部などで実施を考えますと、先ほども申し上げましたとおり、民有地となる場合が多いのが現状でございます。そうした境界の確定や、特に参加者の安全性の確保、実施方法など多くの課題があろうかと存じます。

さらなる活動の拡大につきましては、開催の有無も含め、状況を見極めながら考えていきたいと考えているところでございます。

なお、毎年6月の環境保護月間に合わせ、各自治区が実施するごみ拾いなどの環境美化活動に対して、町から補助を行う事業を実施しております。今年度はコロナ禍の中、環境月間期間中に実施することが困難な自治区があるのではないかと想定する中で、年度内に実施できるようであれば、補助を行うこととしたところでございまして、おかげさまで27区全ての自治区において実施をしていただきました。

この事業は、区内の美化意識啓発となるとともに、共助を支援する事業として大変重要であると認識しているところでございます。また、各団体において、ごみ拾いなどの美化活動をされた場合、ごみ回収用の袋の提供、また、回収後のごみの引取りもいたしますので、ご相談いただきたいと存じます。

町としましては、引き続き、環境美化について啓発していくとともに、地域の皆さんとともに環境を整えることで住みよいまちづくりをしていきたいと考えているところでございます。

6 番（大日向君） 担当課長より答弁いただきました。

坂城町における不法投棄の現状が分かりました。河川における不法投棄の減少は、現在、河川改修工事を行っていることに起因しているのではないかと分かりました。

現在のタイミングが、今後の不法投棄を抑制させるチャンスではないのかと思います。確かに、人目につくところへは、不法投棄は行いにくいというのが人の心理だと思います。

今後について、河川内の見通しが悪くならないよう、引き続き不法投棄されない環境を維持し続けるために、ぜひ、河川事務所とご協議をいただきたいと思います。

不法投棄されたものの処理費については、町が負担をしています。大切な税金を無駄にしているのと同じです。ゼロに近づけるようになれば良いと思います。

千曲川クリーンキャンペーンのような活動を、山などほかの場所で行ってはどうかについては、確かに民有地だった場合など、難しい部分があると思います。しかし、ごみを捨てる人は所有者やその土地の権利など考えることはしないでしょう。

まず、ごみを捨てられそうな場所が民有地であれば、その所有者に不法投棄防止の啓発看板設置についての打診等から始めてもよいのではないのでしょうか。

いずれにしても、行政だけに任せてできるものではありません。各自治体、様々な団体等の関係を構築し、町をさらに美化できるよう考えていただきたいと思います。

今回、2点について質問をしました。

交通の問題や不法投棄等の一つ一つは大きなことではないかもしれませんが。私たちの生活に密接に関係している問題でもあります。ささいなことと軽視せず、地道に改善を行うことで、町の未来がよりよいものになると信じています。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

議長（西沢さん） ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時40分～再開 午後 1時30分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

3 番 山城峻一君の質問を許します。

3 番（山城君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をいたします。

今回のテーマとしましては、性の多様性、また、コロナ禍における町の施策の2つについて質問いたします。

まず初めに、1としまして、性の多様性についてです。そのうちのイです。性的マイノリティーへの理解を深めるためにというテーマです。

9月の東京都内にある区議会の定例会において、ある議員の発言には、日本中がLGBTになってしまうと足立区や日本が減んでしまうという発言があったという報道を耳にしました。なお、その後、その議員さんは謝罪し、発言を撤回されたということもまた大きく報道されました。

ちなみに、LGBTについてですが、そのうちのLはレズビアン、また、女性に引かれる女性ということです。そして、Gはゲイ、男性に引かれる男性。Bはバイセクシャル、男女双方に引かれる方。Tはトランスジェンダー、これについてですが、出生時の性と性自認、ご自身が性を自認する、性の自認が一致しない方ということで、いわゆる性同一性障害の方も含まれるということです。

LGBTについて様々私も調べたところ、LGBTの専門機関、LGBT研究所の調査によりますと、昨年、2019年の全国20代から60代の42万人の調査があったということです。そこによりますと、性的マイノリティー、いわゆるLGBTですが、それに該当する方は10%、また、別の電通の子会社、電通ダイバーシティ・ラボの調査によりますと、性的マイノリティー——LGBTに該当する人は、2016年では7.6%、また、2018年の調査では8.9%となっております。これは、他の市町村の議会でもこういう表現をされておりますが、左利きの方の、左利きの日本人の割合とほぼ一緒と言われております。

話を少し戻します。東京都内の区議会議員の発言を機に、その区や区議会に多くの苦情、また、意見も含めた問合せがあったと報道されておりました。この報道があった後ですが、これは私ごとになりますが、2年前まで長野県教育委員会の下で人権教育派遣講師として一緒に活動していた方より連絡がありまして、その内容というのが誠に衝撃的な話でした。というのも、その方が坂城町に訪れて講演会活動をした際に、坂城町でも悩んでいる当事者がいるんだと。それに対してしっかりと君は今議員さんなんだから向き合って町をよりよくしていただきたいと。そういう心強く、そして温かいというか、応援もいただきました。それがきっかけで今回の質問に至ったわけであります。

では、近年、性的マイノリティー——LGBTという言葉が一般社会に定着してきているわけではありますが、その一方で、理解は十分に高まらず、当事者への偏見や差別により困難を抱えているということもあると聞いております。

そこで質問になりますが、町ではそういった当事者が相談できる窓口はあるのか。また、当事者の悩みに向き合える相談員が必要と考えるが、現状はどうなっているのか。そして最後に、町において性の多様性の理解、LGBTを含めた全般の話になるんですが、性の多様性の理解を深

めるための研修会等が必要と思うが、今後の取り組みについてどう考えているか。併せて質問いたします。

町長（山村君） 今、山城議員さんから1番目としまして性の多様性についてということで、性的マイノリティーへの理解を深めるためにというご質問がありました。

折しも12月4日から10日までの1週間は人権週間であります。国際連合は、昭和23年12月10日に、世界における自由と正義及び平和の基礎である基本的人権を確保するため、全ての人民と全ての国が達成すべき共通の基準として世界人権宣言を採択し、昭和25年には世界人権宣言が採択された12月10日を人権の日と定めたところであります。また、昭和24年からは、毎年12月4日から10日までの1週間を人権週間と定め、今年で72回目を迎えるというところであります。

人権週間には、世界人権宣言の意義を訴えるとともに、人権尊重思想の普及・高揚を図るべく、関係機関、団体等において各種取り組みがなされているところでもあります。

当町におきましては、人権週間初日の4日金曜日に、坂城駅及びテクノさかき駅前において、あらゆる差別のないまちづくりを図るための様々な項目の中に、ご質問の性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくそうとのメッセージも含めたチラシ等をお配りし、啓発活動なども実施いたしました。当日は、議会から滝沢総務産業常任委員長さんにも参加していただくほか、数多くの関係団体の皆さんにご参加をいただき、深く感謝を申し上げるところであります。

また、5日の土曜日には、共に認め合う、共に支え合う社会を目指して、南条小学校児童による人権活動の発表やシンガーソングライターのう〜みさんの記念講演により、人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会を開催し、大勢の皆様にご参加をいただく中で、人権尊重思想の普及・高揚を図ったところでもあります。今年は、新型コロナウイルス感染症対策のため、参加人数を限定しての開催といたしましたが、上田ケーブルビジョンのご協力により、年明け1月に全編の放送をいただける予定となっておりますので、ご来場いただけなかった皆様にはぜひご覧いただければと思います。

さて、性の多様性につきまして、どのような性別の人を好きになるかという性的指向は、自分の意思で選ぶというより、多くの場合、思春期の頃に気付くものであり、また、自分の性をどのように認識しているかという性自認についても、自分自身でコントロールできるという性質のものでなく、身体の性に対して心の性と言われております。

先ほどもご紹介がありましたLGBTに代表される性的少数者、セクシャルマイノリティーと言われておりますけれども、これに関する公的な統計等は存在しておりませんが、民間企業が実施した先ほども述べられましたけれども調査によりますと、その割合は大体8%程度であると推計されております。

しかしながら、社会全体では性的少数者に対する正しい理解が進んでいるとはいえず、男性

が男性を、女性が女性を好きになることなどに対する偏見や差別に苦しんだり、体の性と心の性との食い違いに悩みながら周囲の心ない好奇の目にさらされ苦しんでいる人がいます。町といたしましても、そうした社会的動向の中で性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めることが重要な人権課題の一つとして認識するところであります。

町の相談窓口、相談員についてのご質問ですけれども、定期的に開催しております心配ごと相談、法律相談におきまして、L G B Tを含む人権問題に関する相談をお受けしているところであります。

また、日常の相談につきましては、性的少数者からの相談は人権問題の一つとしてお受けしており、隣保館内の人権・男女共生係で相談の内容をお聞きした上で、必要であれば内容に応じてより専門的に対応できる相談窓口をご案内しております。

そのほかにも、法務局や県の人権啓発センター等におきまして、従前より、窓口や電話による人権相談等により広く人権に関する困り事などに対する相談を実施しているところでございます。

また、法務局では、学校におけるいじめや家庭内での問題などに対する活動として、全国の小学校・中学校の児童・生徒に「子どもの人権S O S ミニレター」を配布し、これを通じて先生や保護者にも相談できない子どもの悩み事を的確に把握し、子どもをめぐる様々な人権問題の対応につなげているところであります。

引き続き、法務局や県、関係機関等と連携を図りながら、性的少数者に対する配慮について啓発や情報発信に取り組むとともに、相談窓口について周知に努めてまいりたいと考えております。

続いて、性の多様性の理解を深める研修等につきましては、性的少数者の中には自己の性的指向や性自認を肯定的に受け止めることができずに悩んだり、偏見や差別に苦しんで引き籠もってしまったり、職場を変えざるを得なくなることもあると言われております。このようなことから、性的少数者の人権に配慮した環境をつくり、差別や偏見をなくし、全ての人が自分らしく暮らせる地域づくりを図るため、性的少数者について正しい知識を持ち、理解を深めることが大切であると考えております。

町では、L G B Tも含めて広く人権というテーマの中で啓発や教育に取り組んでおり、各学校で取り組む人権の花運動や毎年開催している人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会などの機会を通して、共に認め合い、共に支え合う社会を目指して意識の向上に努めております。

また、企業の多い当町の特徴的な取り組みといたしまして、人権が尊重され、差別のない明るい職場づくりを進めるために、企業人権同和教育推進協議会と町が連携して新入社員人権同和研修会を開催しているほか、企業内人権同和推進員を育成する研修講座を毎年開催し、企業内の意識啓発につなげているところであります。そうした研修の中で、これまでも性的少数者に対する理解についても取り上げてきているところでありますけれども、今後も機会を捉えて継続的に実施していきたいと考えております。

LGBTの理解をはじめとする人権意識の向上は、町が取り組む持続可能な開発目標、SDGsの目標とも多く分野で関わってまいりますところから、様々な事業を通じて差別のない明るいまちづくりを推進してまいりたいと考えているところであります。

3番（山城君） 今、町長より丁寧なご答弁をいただきました。答弁いただいて感じたことも述べさせていただきながら、一つ、二つ、こちらでも話をしたいことがあるんですが、今年、本来であれば、東京オリンピックが開催されていたはずでした。これも面白い資料があったので紹介させていただきたいんですが、LGBTの対応を後押しする大きな契機があったということです。それが、2014年に改正されたオリンピック憲章には、人種、肌の色などと並び、性的指向による差別禁止が盛り込まれたと。本来であれば、今年、東京五輪が開かれるはずだったんですが、大会の組織委員会によると、調達コードの人権のパートでは、性的指向、性自認による差別・ハラスメント禁止や権利尊重がうたわれていると。2020年の東京五輪を機に、国や自治体、企業、個人など、様々な主体が理解や取り組みを進めることを期待しますということだそうです。

町長は本当に私の期待したというか、言っていただきたいことをたくさん言っていただいたんですが、町としてもそうですし、企業、また、先ほど私も申し上げましたが、学校等においてより理解を進めていっていただいて、その人はその人、例えば山城峻一は山城峻一なんだと、男であろうが女であろうが、また、背が高かろうが低かろうが、どういった人であろうがこの人はこの人ということをそれぞれが認識して尊重し合えれば、この坂城町がもっとよりよくなるんじゃないかなという感想を述べさせていただきたいんですが、今回、この質問をするにあたり、LGBTについてももちろん調べたんですけども、3年前の平成29年ですか、町内でも、今、町長のお話もありましたが、企業人権同和教育推進講演会の中のグループディスカッションにて、このLGBTがテーマとなっているということが分かりました。グループディスカッションですので、どういった内容が話されたかというのは私もそこまでたどり着かなかったんですけども、今申し上げましたとおり、町内においてもより一層の理解の促進、そして、何よりLGBTを含めて性的マイノリティーの方々、当事者が自分らしく生きられる、そういう地域社会の形成に向けて取り組んでいっていただきたいと思っています。

続いて、2のコロナ禍における町の施策についてということに移らせていただきます。

まず、イとしまして、移住・定住についてです。

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、県内への移住に関心が高まっているという報道を最近でももちろんよく目にします。また、ある報道によりますと、今年4月から8月の東京と長野県内の転出入者を見ると、東京から県内に入る転入は2,939人、県内から東京に出る転出が2,189人となっていて、750人の転入超過となっています。そして、長野県においては、これほどの転入超過は珍しいという話もその記事には併せて載っておりました。

実を申しますと、町内のある産直のところで、ある方と交流を持つようになりました。その方

というのは東京にいらっしゃる方で、大分前の話になるんですけど、東京の方で、たまたまこちらに来ておりまして、その産直を利用したということです。そのときに、私の父にはなるんですが、その方となぜか交流を持つようになって連絡を取っていたところ、こんな話がありました。坂城の農産物をきっかけにこちらに移住を考えていると。確かに事例としてはたった1例ですけども、その産直がメインになって、ほかにもいろいろ理由はあるんでしょうけど、坂城への移住を考えていると。移住希望者との話が町としてできたのはよかったんじゃないかというふうに私も思っています。

以前から感じていたことなんですが、町内在住者から見た坂城町の魅力、そして町外、特に県外の方から見た坂城町の魅力というのは、もしかしたら当然かもしれませんが、違うところが多いのかなというように最近感じるようになりました。

では、坂城町の魅力とは一体何なんだろうと。今後、魅力を考えていくかは、どう魅力を伝えていくかはとても重要になるかと思われます。

そこで、新型コロナウイルス感染症の今後がどうなるかは不透明なことが多いと昨日も答弁並びに質問者からの話があったと思うのですが、このコロナ禍の中で移住・定住、また、U I J ターンをどう進めていくのか。その考えをお伺いしたいと思います。

続きまして、ロですが、観光振興についてです。

坂城町は、他市町村と比較し、観光業を主ななりわいとしている方は多くありません。しかし、先日の山城サミットではありませんが、町内各所にも山城があり、それも一つの観光資源と私も思っております。また、ふるさと歴史館や鉄の展示館、そして、びんぐし公園、びんぐし湯さん館など、これらも立派な観光資源と言えます。

今、コロナ禍の中、遠方より実際に町に訪れる、こちらに来るとというのが難しい状況ではあります。しかし、いずれ必ず新型コロナウイルス感染症は収束の方向には行くと思われます。その上で、コロナ後の、コロナが収束した後の観光振興のお考えについてお伺いいたします。

以上で、1回目の質問とさせていただきます。

企画政策課長（臼井君） 私からは、コロナ禍における町の施策についてのご質問のうち、イの移住・定住についてお答えいたします。

今年度は、今後10年間を見据えた町政運営の方向性を定める第6次長期総合計画の策定を進めるとともに、人口ビジョンに掲げた人口の将来展望を実現するための5か年計画である第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を進めております。少子高齢化などに伴う人口減少を抑制するためには、移住・定住の促進も重要なテーマの一つであると認識しており、それぞれの計画においてもその取り組みや事業について位置付けてまいりたいと考えているところでございます。

移住を考える背景は人によって様々であると思いますが、移住先の選定には精神的な不安や経

費など、様々な負担があると推測されます。それらの負担を軽減するため、各種相談体制の整備や情報提供のほか、多様な支援策の充実を図り、移住しやすい環境を整備してまいりたいと考えております。そうした様々な取り組みを通じて町の魅力を町内外に効果的に発信することにより、坂城町に住みたい、住み続けたいと思っていただくことから、町へのU I J ターンや移住・定住の促進につなげてまいりたいと考えております。

これまでも、移住定住促進補助金、結婚新生活支援事業、U I J ターン就業・創業移住支援事業、空き家・空き店舗等のリフォーム等に係る補助制度、新規就農者支援補助など、そういった補助事業のほか、空き家バンクの掲載ですとか、大学や関係機関と連携した合同企業相談会の開催、信州さかき働く・暮らす体験事業や移住相談会など、制度や体制の充実に努めてまいりました。また、若者・子育て世代支援パンフレットの作成のほか、子育てや教育、福祉施策をはじめとする様々な分野から移住・定住先として選んでいただけるための魅力的なまちづくりを進めているところであります。

当町の移住相談会や移住体験ツアー等につきましては、長野地域連携中枢都市圏における連携事業として取り組んでいる事業が主となっております。広域的な連携による取り組みは、移住を検討される方に対し、地域としてPRすることで、より幅広く魅力を発信することができるとともに、圏域内の他の市町村に興味を持たれている方とも話ができることから、より多くの方との接触の機会を持てるという大きなメリットがございます。

今年度の状況といたしましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の対応として、東京都内で4月と7月に計画されていた相談会が中止となっております。その後、10月、11月に予定されておりました相談会につきましては、いずれも新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、オンラインによる移住相談会へと変更され、当町も参加をいたしました。また、合同企業説明会やインターンシップ事業、企業見学会などの取り組みについても、新型コロナウイルス感染症の影響により、そのほとんどが中止せざるを得ない状況となっておりますが、一部オンラインに切り替えて開催されているものも出てきております。

10月に公益財団法人さかきテクノセンターが主催して開催されたオンラインものづくり展におきましては、「アフターコロナ時代の経営戦略はいかに」と題したオンラインによるパネルディスカッションを行い、町内企業経営者の魅力を発信したほか、県内外の学生に向けたWeb企業説明会やオンラインインターンシップを通して町内企業を紹介するなど、U I J ターン就業に向けた新しい取り組みが行われたところでございます。

そのほか、当町と連携協定を提携している大学が主催する合同企業説明会などや、長野地域連携中枢都市圏や東信州次世代産業振興協議会など、当町が参加する広域的な団体においても、オンラインによる就職支援などの取り組みが進められております。

今後も、感染症等の状況を注視する中で、オンラインによる移住相談会や企業相談会などを積

極的に活用し、移住を検討されている方々に町をPRする機会を積極的に設けるとともに、町の魅力の発信に努めてまいりたいと考えているところでございます。

商工農林課長（竹内君） ロ、観光振興についてのご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大により人の移動が制限され、また、自粛が求められる中、観光イベント等の中止も相まって、観光地や観光施設への来訪者が激減するなど、観光需要は過去最大規模の減少となっており、観光に関連する産業に大変大きな影響を及ぼしております。

このような状況の中、観光庁はG o T oトラベル事業を実施し、観光需要の回復や旅行中における地域の観光関連消費の喚起を図るとともに、ウィズコロナ時代における安全で安心な旅のスタイルを普及・定着させるための事業を行い、社会経済活動と感染拡大防止の両立を図っているところでございます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大は収まらず、G o T oトラベルにおいては一部の地域を対象から外すなど、大変苦慮しているところでございますが、国では様々な状況に応じた感染拡大防止策を取りながら観光施策の推進を図ろうとしております。

現状において、コロナ禍における緊急対策や短期的な視点での取り組みは必要と考えますが、需要回復後を見越した長期的な視点による対策も重要であると考えております。

このような中、当町の観光施設や観光イベントの状況は、新型コロナウイルス感染症の影響により各施設の集客数は減少しており、ばら祭りや坂城駅前葡萄酒祭など、一部イベントも中止になりました。

大変厳しい状況であります。これまでの町の観光施設においては、日本刀の文化を伝える鉄の展示館、自然の中に囲まれ、日頃の疲れを癒やし、心と体をリフレッシュできる日帰り温泉びんぐし湯さん館などでは、日本人の方に限らず、外国人の方にもお越しいただいております。

また、観光イベントでは、さかき千曲川バラ公園で毎年開催しているばら祭りや昨年初めて開催した坂城駅前葡萄酒祭、また、町の特産品であるねずみ大根をPRするねずみ大根まつり、坂城駅前に静態保存されている169系電車での各種イベントなど、坂城町の観光施設や特産品を利活用したイベントには、全国各地から大勢の方が訪れております。

また、当町への誘客を図るため、広報誌や町及び観光協会のホームページなどによる観光情報の発信のほか、広域的な観光団体にも加盟して、そのスケールメリットを生かした情報発信や観光地等に赴いてのPR活動などを実施しております。

また、銀座NAGANOでのアンテナショップを利用したイベントや特産品等の宣伝も行っているところでございます。

去年は、上田城で行われた千本桜まつりや長野市の善光寺花回廊、また、東京都青山での観光ディスプレイの設置や霞が関での信州長野マルシェ、金沢近江町市場での「おいでよ信州キャンペーン」などに参加し、県内外の多くの方と触れ合い、当町の魅力発信と認知度向上を図るため、

周知・PR活動に努めてきたところでございます。

ご質問のコロナ後の観光振興の考えについてでございますが、コロナ禍においてイベントや誘客の取り組みなど、人が大勢集まる中での活動は中止もしくは感染予防対策を講じた上での規模を縮小した開催といった制限をかけての実施となり、今までの同様のPR活動などができない状況になっております。

その一方で、ホームページやSNSを活用した観光PRなどを行うことは可能でありますので、コロナ禍においても町の観光施設等の魅力を伝えられるパンフレットやホームページの充実を図り、また、イベントや季節ごとの情報をより早く発信できるよう更新にも努めてまいりたいと考えております。

新型コロナウイルスの終息後には、人の流れを当町に再び呼び戻し、にぎわいの創出と地域の活性化を図るため、観光資源の有効利用と新しい生活様式でのイベントに向けたアイデアを考えながら準備してまいりたいと考えております。

また、当町が持つ魅力や観光資源等の掘り起こしと発信を行い、観光をきっかけに坂城町を知り、魅力を感じていただけるよう取り組む中で、当町への移住・定住にもつなげられる観光振興に努めてまいりたいと考えております。

3番（山城君） 今、担当課より答弁いただきました。移住・定住のことについていくつか再質問させていただきます。

先ほど相談会というのをオンラインでされたということなのですが、1つ目としては、移住に関する相談、相談があったのかというのは今あったということでもいいんですけど、その相談件数、何名の方が相談をしてきたのか。相談があったのか。そして、その相談に対してどのような対応、アドバイスというか、こういった対応をされたのかのこの2点について再質問いたします。

企画政策課長（臼井君） 再質問にお答えいたします。

今年度の移住に関する相談実績でございますが、10月及び11月に開催されたオンラインによる移住相談会におきまして3件のご相談をいただいたところであります。予定されていた2回の相談会が中止とされたこともあり、前年度と比べ大きく減少している状況でございます。

また、相談者への対応につきましては、オンライン相談会の中で相談者からいただいた地域の特性や町の特色などの質問や心配事などに対し丁寧にご説明をさせていただいたほか、移住体験ハウスをご案内するとともに、アンケートをお願いし、希望する資料をお送りするなど、相談会をきっかけとしてさらに町に興味を持っていただけるような対応をしているところでございます。

3番（山城君） 再度の質問を1つお願いしたいんですが、今、課長からのお答えの中に移住体験ハウスというものがあるということなのですが、それについてもう少しご説明いただきまして、さらに魅力、移住者の方、また、この一般質問をUCV等で聞いている方にも含めて説明をお願いいたします。

企画政策課長（臼井君） 移住体験ハウスでございますけれども、こちら、町へ移住を検討されている方が実際に坂城町を訪れていただいて、そこを起点に町内をいろいろ調査をいただけるというような施設でございます。1週間を限度に無償でお使いをいただける施設となっております。今年もこのコロナ禍ではありますけれども、3件のお問合せをいただいたところであります。そのうち2件につきましては往来がなかなか難しい地域の方でありましたので、そういったご説明をさせていただく中でご利用には至らなかったところでございますけれども、1件については実際に滞在をしていただきまして、坂城町を候補の一つということで引き続き検討していきたいというような回答もいただいているところであります。

町といたしましては、チラシも活用して、ホームページ、それから相談会、そういったものを積極的に活用する中で広く周知を図って移住の体験にご活用いただければと思っているところでございます。

3番（山城君） 再質問に対しても担当課長よりご答弁いただきました。

今、刻々とコロナの状況、変わってきていると考えております。昨日の同僚議員の話にもありましたが、ワクチンの接種が外国においては始まったということでもあります。ワクチンが当町、坂城町に来るまで、そして希望者が打てるようになるのはどのぐらいになるというのはなかなか見通しがつかないとは思いますが、いずれ坂城町にも多くの方が今までのように来て、また、今までのようにいろいろな人と交流できて魅力をお互い、来た方に魅力をしっかり伝えていただいて移住・定住につなげていっていただきたいなということを思っております。

また、本当にタイムリーな話なんですけど、地元の方から実は空き家バンクのことを先日言われたばかりであります。空き家バンクに対してどうしろという話ではなかったんですが、要するに、空き家バンクを活用して何かできないかという話だったんですが、今、課長の答弁にもありましたとおり、空き家バンクの活用も考えているということだったので、それを聞いて安心した次第であります。

そして、U I J ターンですが、学生がまた戻ってきたり、また、一度東京に出た方で戻ってきたりだとか、そういうこともコロナの後、もしくはちょっとずつコロナが落ち着いてきた頃にはできてくれればいいなと、希望ではありますけど、感じるころであります。そして、何よりも、今、このコロナ禍の状況において、リアルとオンラインのハイブリッド、それを活用して当町の魅力を発信し続けていただきたいなと思っております。

そして、先ほど課長からも話がありましたように、去年行われた葡萄酒祭、今年はなかったんですが、私の関わっている児童クラブの職員からこの間こんなことを言われました。来年は葡萄酒祭やってほしいねと。ねずこんも好きだし、バラも好きだし、お酒・ワインも好きだしと。隣の上田市の在住ではあるんですが、坂城町の動向を隣の上田市からもしっかりと見ていただけている、もしくは見られているということを感じた次第であります。

そして、最後になります。最後にこれはまとめになるんですが、いささか厳しい言葉になるんですが、去年の１２月議会において私もいじめの話を取り上げたんですが、随分昔の話になります。私が中学に入学して間もない頃です。いじめに遭っていたにもかかわらず、みんなで中学校へ行かせない運動があったという誠に耳が痛い話があるんですが、言われた側が実はずっとこれを覚えていまして、そして正直、今でもこの言葉が耳から離れない、頭から離れないということを思っております。

そして、もう一つ、耳が痛い話になるんですが、これも昔の話です。県道７７号線、県道長野上田線ですが、こちらに車で通行している方がいました。ですが、それを見たある方からこんなことを言われたのを覚えております。あの方は迷惑だ。これについては、幼かった私ですが、何とも言えない衝撃的な言葉だったのを覚えております。

新型コロナウイルス感染症が流行する今、ウイルスに感染した方などへの誹謗中傷、差別をなくす運動「シトラスリボンプロジェクト」が盛んに行われております。長野県のホームページによると、シトラスリボンプロジェクトとは、誰もが新型コロナウイルス感染症に感染するリスクがある中、たとえ感染しても地域の中で笑顔の暮らしを取り戻せることの大切さを伝え、感染された方や医療従事者がそれぞれの暮らしの場所で「ただいま」、「お帰り」と受け入れられる雰囲気をつくり、思いやりがあり、暮らしやすい社会を目指す、これは愛媛県の有志プロジェクト「ちょびっと１９＋」という方が進めるプロジェクトになると記されております。

ちなみに、このシトラスリボンプロジェクトの公式ホームページにはこんなことも書かれています。このシトラスリボンを身につけたり、おうちの玄関や郵便受けに掲示してみてください。そして、最後には、リボンの画像をSNSで発信することも、このプロジェクトが広まるきっかけになりますよと。こういうことも書かれておりました。

この運動に対しては私も本当に賛同いたしますし、しかしながら、残念なことなんですが、このリボンをつけていながら、新型コロナウイルス感染症以外のことに対して差別的な言動や誹謗中傷している人を先日お見かけしました。シトラスリボンをつけていれば、コロナに関する誹謗中傷以外ならしてもいいのだろうか。半ば憤りを覚えたわけではありますが、もちろん、そんなことはあってはならないでしょうし、してはいけないと思っています。

１１月２８日土曜日です。坂城での事件について新聞記事が掲載されました。その文章を読み、私も不安に思いました。また、この新聞記事に対して町内のある方から「この町は大丈夫なのか」という言葉をいただきました。このような不安を持つのはある意味当然とも言えます。私もそうですが、先ほど昔の話をしましたが、今は私は助け合いができる町だと当然思っていますし、それを推進すべく私も議員として活動しているわけですが、それが本当にできている町なのかなと、その言葉を聞いて正直不安に思ったわけです。また、一方で、客観的に見たときに、この町に対する印象にも影響があるのではないかと思ったわけです。印象が悪ければ、移住・定住した

いと思える人が多くなるとはなかなか考えづらいと思っています。もちろん観光にも影響があるのではないかと不安に思うことは尽きないんですが、そもそも今現在ここ坂城町に住む人たちにも影響があったらどうしようと、正直本当にこれも不安です。いじめや差別、誹謗中傷がある町というイメージを持たれてもいけないわけです。

なぜ先ほど私の昔の話をしたかといえば、今回、そういった差別、そういうことをなくしていきたい思いとともに、いいところは坂城町にいっぱいあるんだ。それを様々な立場の方が様々な立場で様々な方法でアピールしていただきたい。そして、コロナが明けたときには坂城町にたくさんの方が来てもらいたいという思いでいるからこそ、今回の一般質問のこの2つの質問になったわけであります。

新型コロナウイルス感染症が流行して世界は大きく変わろうとしていると感じています。先ほども申し上げましたが、都会から地方へという動きも進んでいます。この坂城町が本当にいい町だとPRするためにも、社会の様々な多様性、先ほども性の多様性のことを申し上げましたが、多様性を認め合える町、そして、いじめ・差別が起きないまちづくり、そして、もし悩むことがあっても助け合いができる町をよりさらに強固にしていかなくてはと感じるわけであります。

いささかマイナスな話を少ししてしまいましたが、マイナス面をプラスに変えるなら今です。このコロナの状況はプラスに変えていかなきゃいけないのかなと、この質問をするに当たり強く思ったわけです。町民総ぐるみでそのマイナスの部分はプラスに変えていきましょう。そして、変えるなら今だと思っております。その思いを伝えまして、今回の一般質問は以上で終わりにします。

議長（西沢さん） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時15分～再開 午後 2時25分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、8番 玉川清史君の質問を許します。

8番（玉川君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を始めます。

初めに、1、障害者福祉について、イ、施設について、質問1つです。1、千曲坂城圏域と坂城町にある障がい者が利用できる施設について、入所・通所の大まかな区分による施設の数と、その過去3年間の支給決定の利用者数は。

障害者自立支援法から障害者総合支援法への法改正によって、障害のある人を権利の主体と位置づける基本理念、これが設けられたことで、第1条の2には、住み慣れた場所で可能な限り必要な支援が受けられること、社会参加の機会の確保、どこで誰と暮らすかを選べるなど、障がいのある人が保障される権利が明確になりました。

障がいのある人へのサービスは、介護給付サービスとして、居宅介護、重度訪問介護、同行援

護、重度障害者等包括援護、ショートステイ、療養介護、生活介護、施設入所支援など、訓練等給付サービスとしては、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、グループホームなど、相談支援サービスとして、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援があり、障がいのある子どもを対象とするサービスには、先ほどのサービスの一部と障害児入所支援、これは都道府県管轄、福祉型と医療型があります。市町村管轄では、障害児通所支援、児童発達支援と医療型児童発達支援があります。放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援などがあるということですが、障がいのある人が利用できる千曲坂城圏域と坂城町にある施設と利用者数はどうでしょうか。

続いて、ロの精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（通院）受給者について、質問は1つ、1、医療費助成を精神科入院にも適用に。

障がいのある人の介護をするのは90%以上が家族であるという調査があるように、本来なら国がしっかりとした対策をすべき大問題であるわけですが、特に障がい重度であるほかの障がいのある人の介護と同様に、精神障がいのある人の介護をしている家族介護者は一日中、目を離せず、仕事も十分にできない状態であったり、国民年金が主な収入である介護者の場合は、少しでも支出を抑えなければいけない厳しい状況であるとの相談がありました。

坂城町の福祉医療制度の支給対象者を見ると、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（通院）受給者について、対象医療の外来・入院で精神科入院が適用外となっています。しかし、近隣の自治体では、世帯の所得制限はありますが、給付の対象としているところもあります。ぜひ坂城町でも給付対象として考えてほしいと考えますが、町の考えはどうでしょうか。

以上、1回目の質問です。

福祉健康課長（伊達君） 1、障害者福祉について、（イ）施設についてのご質問から順次お答えをいたします。

まず、千曲坂城圏域と坂城町にある障がいのある方が利用できる施設の施設数でございますけれども、様々な形態がございますので、ここでは法定の給付となります入所等のサービスである居住系と通所のサービスであります日中活動系や就労系といった障害福祉サービスの体系別にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、入所等のサービスを行う居住系につきましては、施設に入所して、入浴・排せつ・食事の介護等を行う施設入所支援を提供する事業所が千曲坂城圏域内に3か所、うち町内には1か所がございます。また、日常生活での援助をしながら共同生活の場となるグループホームにつきましては、圏域内に10か所、うち町内には1か所がございます。

次に、通所サービスのうち日中活動系につきましては、常に介護を必要とする人に昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作活動や生産活動の機会を提供する生活介護事業所が圏域内に7か所あり、うち2か所が町内でございます。同じく通所サービスのうち就労系に

つきましては、一般企業等へ就労を希望する人に一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援と一般企業等での就労が困難な人に就労機会の提供と能力等の向上のため必要な訓練を行う就労継続支援事業所が圏域内に合計15か所ありまして、そのうち2か所が町内にございます。

次に、利用者についてであります。各年度4月1日時点の支給決定者数と年間の延べ利用者数、令和2年度におきましては10月末時点の利用者数になりますけれども、申し上げたいと思います。ただ、この利用者数につきましては、障害福祉の場合は圏域外の利用者もかなりおられますので、それを含めた数字ということでご理解を頂戴したいと思います。こちらについても障害福祉サービスの体系別にお答えいたします。

居住系サービスのうち施設入所支援の支給決定者数でございますが、平成30年度が20人、令和元年度が21人、今年度が19人で、延べ利用者数は平成30年度が270人、令和元年度が240人、今年度が10月末時点で157人ということでございます。

次に、グループホームについてですが、4月1日現在、支給決定者数は、平成30年度が22人、令和元年度が20人、今年度が18人で、延べ利用者数は、30年度254人、元年度252人、今年度が10月末時点148人ということでございます。

続いて、日中活動系サービスであります生活介護の支給決定者数であります。30年度、元年度、今年度ともに48人でございます。延べ利用者数は、30年度が581人、元年度が592人、今年度が373人でございます。

就労系サービスであります就労移行支援と就労継続支援の支給決定者数につきましては、これは3つのサービスを合計をいたしまして、平成30年度が32人、元年度及び今年度については39人でございます。延べ利用者数は合計で30年度が421人、元年度が480人、今年度が325人でございます。

このほか、自立訓練を行う事業所が圏域内では町内に1か所でございます。

また、直接利用をするという施設ではございませんけれども、相談支援事業所が圏域内10か所で町内に2か所、居宅介護や行動援護など、訪問系のサービスを行う事業所については、複数のサービスを重複して行っている事業所もございますので、その場合は1か所というカウントでお答えをいたしますけれども、圏域内には8か所、うち1か所が町内にございます。

また、これらのサービスに係る支給決定者数でございますけれども、合計で30年度が139人、元年度が140人、今年度が147人で、延べ利用者数は合計で30年度が587人、元年度が650人、今年度が458人でございます。

また、児童福祉法に基づき障害児福祉サービスを提供する事業といたしまして、医療型の入所施設が圏域内に1か所、町内ではございませんけれども、圏域内に1か所ございます。そのほかは、児童発達支援や放課後等デイサービスなど、児童の通所系の施設が圏域内に合計15か所あ

り、うち3か所が町内に、また、そのほか、相談支援事業所が圏域内に合計7か所、うち2か所が町内にございます。

児童の入所につきましては、ご質問でもありましたけれども、県の管轄になりますので、ここでは通所系と相談支援の利用者数について、先ほどの障がい福祉サービス同様に、支給決定者数と年間延べ利用者数を申し上げたいと思います。

支給決定者数につきましては合計で平成30年度が51人、令和元年度が52人、今年度が62人で、延べ利用者数は平成30年度382人、令和元年度が472人、今年度が10月末時点で316人という状況になってございます。

続きまして、口の精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療——通院でありますけれども——受給者についてということで、医療費助成を精神科入院にも適用をというご質問についてお答えをいたします。

障がいがある方への医療費の助成につきましては、子どもやひとり親家庭などと同様、福祉医療費給付事業として実施をしているところで、障がい者に係る福祉医療は、身体障害者手帳交付者、療育手帳交付者、精神障害者保健福祉手帳及び精神通院医療に係る自立支援医療受給者に区分し、それぞれ要件を設けて実施をしております。

当町での精神障がい者への福祉医療費につきましては、精神障害者保健福祉手帳1級から3級の交付者と精神通院自立支援医療受給者が対象で、所得要件は設けずに精神科入院を除く入院及び全診療科の通院に対して給付を行っているということでございます。

県内の市町村の状況を見ますと、手帳交付者に対する精神科入院を福祉医療費の給付対象としている自治体が36市町村ございます。それぞれ手帳の等級による制限や所得による制限を設けるなど、対象範囲が様々であります。また、入院自体を給付対象としていない自治体は40市町村というところでございます。

福祉医療費給付事業につきましては、基本的に市町村が実施をする事業でありますけれども、福祉の増進の観点から、県においても一定の対象範囲に係る給付分については市町村に対して助成を行っており、精神障がい者に係る県の助成対象は、手帳の1級については通院のみ、手帳の2級については自立支援医療の精神通院医療のみということで、さらに一定の所得制限も設けられているということでございます。

一方、当町におきましては、先ほども申し上げましたように、手帳の1級から3級及び自立支援医療受給者全てについて、精神科入院は除きますけれども、入院と通院を対象とするとともに、所得制限についても設定をしておらないということで、県の助成対象を大幅に拡充して、単独の事業として実施をしているという状況でございます。

また、福祉医療費給付事業は、精神障がいだけでなく、身体障がいや知的障がい、65歳以上の国民年金法施行令別表該当者、子ども、ひとり親家庭などを対象に給付を行っており、そのう

ち当町では、身体障がい者、知的障がい者、子どもについて、先ほどの精神障がい者の方と同じように県の助成範囲を超えて実施をしているということでございまして、町が独自に対象を拡大している費用については全て一般財源を投じて対応しているという状況でございます。

一方、精神障がい者に係る福祉医療については、今年度策定を進めております障害者計画等の策定委員会においても、精神科入院への適用に関し、ご意見を頂戴しているというところでございます。こうしたご意見も踏まえつつ、町の財政状況における制度の持続可能性も考慮する中で、他市町村の実施方法も参考として、今後の研究課題とさせていただきたいと考えております。

併せまして、県では、来年8月より精神障害者保健福祉手帳2級交付者の通院について、自立支援医療の精神通院のみを現在助成対象としているところでありますけれども、これを全診療科の通院へ拡充する予定ということもお聞きをしております。こういったことを踏まえ、さらなる県の対象の拡大ということについても引き続き要望してまいりたいと考えているところでございます。

8番（玉川君） 細かい説明をいただきました。前向きな方向でもって動いていただければと思います。

再質問ですが、施設についてですけれども、特に精神障がいのある方、その人の身近な地域での受皿となっていますグループホームなど、今後の計画についてはどうお考えでしょうか。お願いします。

福祉健康課長（伊達君） 再質問にお答えをいたします。

精神障がいの方の受皿となるグループホームの今後の計画ということでございますけれども、グループホームにつきましては、入所や入院をされている方の地域生活への移行を進める上で重要な一つの受皿であると認識をしているところでございます。

今年度策定を進めております第6期障害福祉計画に係る国の指針におきましても、これは第5期に続いてでありますけれども、サービス提供体制確保に関する基本的な考え方の一つとしてグループホーム等の充実ということが上げられております。

ただ、規模の小さな自治体におきましては、グループホームだけではなくて、様々なサービスの提供施設、提供基盤が全てそろうということは、これ、現実的には難しいという状況もございます。

そういった中で、障害福祉サービスにつきましては、市町村という基本的な単位に加えまして、圏域という考え方がございます。当町におきましても、当事者の皆さんをはじめ、様々な関係機関が参画する千曲坂城地域自立支援協議会を組織して、地域での課題ですとか、そういった共有をしながら、サービスの提供体制などを含めて協議を行う場がございますので、こうした場でも検討を進めていくことが必要ではないかなと、そんなふうに思っております。

合わせまして、町内でそうした事業に取り組みたいといったお話がありましたら、積極的にご

相談に応じてまいりたいと、そんなふうに考えているところでございます。

8 番（玉川君） 先ほどのお答えの中で、民間でもって開所するというご要望があればというお話でしたけれども、その場合、場所の提供というのは例えば公営住宅とかあるようではございますけれども、そういったところは考えてもよろしいのでしょうか。

建設課長（大井君） 今、公営住宅、町営住宅の活用というようなご質問をいただきましたけれども、町におきましても個別施設計画の中で町営住宅の在り方についても現在詰めているところでございます。活用していけるような町営住宅、なかなか老朽化しておりますので、すぐさまグループホーム等に活用していくというのはなかなか困難な問題かなというふうに考えております。

8 番（玉川君） いずれ今介護していただいている親御さんも亡くなって、親亡き後というのを考えなければいけなくなりますので、自立できるような手厚い支援、応援を期待しています。

続きまして、2の生活保護について、イ、生活保護認定について、1、認定までの町としての関わりは。

長野保健事務所の資料によりますと、坂城町での年度末での延べ世帯数は、平成24年の332以降、平成29年が371、30年が364と微増傾向にあります。個人の力ではどうしようもない影響、病気、けが、災害、この1年では台風災害や新型コロナ感染症などにより、廃業、失業、雇い止めなどで収入の道が途絶え、生活保護を必要とする人も増えてくるのが当然考えられると思います。生活保護申請の窓口である町では、相談者や希望者に対してどのような対応をしてくれるのか。申請までの流れについての説明をお願いします。

福祉健康課長（伊達君） 2、生活保護について、イとして、生活保護認定についてということでご質問をいただきました。お答えをいたします。

生活保護につきましては、資産や能力等、全てを活用しても、なお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、憲法第25条に規定する理念に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的とした制度でございます。世帯ごとに国で定めた基準額から算定した最低生活費と実際の収入を比較し、収入が最低生活費より少ない場合に、その不足する額が保護費として支給される制度でございます。

生活保護の実施機関につきましては、居住地域を所管する福祉事務所が行うこととされ、市においては市が設置する福祉事務所、町村においては県が設置する福祉事務所ということになります。当町におきましては、県の長野保健福祉事務所が実施機関となりますが、町におきましても町民の皆様が一番身近な窓口として相談に応じているところでございます。

また、相談機関といたしましては、町以外にも町の生活困窮者自立相談支援事業の委託先として相談支援を行っている町社会福祉協議会や、平成27年4月に生活困窮者自立支援制度が開始され、生活保護に至る前段階での早期に生活相談ですとか就労支援を行う第二のセーフティーネットであります、まいさば信州長野など、様々な機関で相談をお受けすることができるというこ

とでございます。

各機関への相談につきましては、町や町社会福祉協議会、まいさぼ信州長野、生活保護の実施機関でございます長野保健福祉事務所など、関係機関が連携し、支援会議を重ねる中で、ご本人やご家族から生活の状況や困り事、希望などをお聞きし、生活全般にわたって必要な支援につなげているところでございます。

また、状況に応じて生活保護制度について説明をする中で、申請の意向があった場合には、ご本人やご家族、扶養義務者の状況や保護の開始を必要とする理由などを記入した保護開始申請書を提出していただくということになります。

申請書につきましては、直接、実施機関であります長野保健福祉事務所へ提出をしていただくこともできますけれども、町も含めた相談あるいは支援会議を通じて申請に至るケースが多く、ほとんどの場合は町を経由しての提出ということになってございます。

町では、保護開始申請書の提出を受けると、生活保護法第24条第10項の規定に基づき、保護に関する参考事項を記した保護申請に伴う調査書を作成し、申請書と併せて長野保健福祉事務所へ進達を行うという流れになります。

調査書につきましては、町の公簿等により確認できるご家族や扶養義務者の状況、資産の状況、公租公課等の状況のほか、保護の必要性に関する町の意見として、ご本人あるいはご家族からお聞きした生活の状況等に加え、障がいや介護の程度、サービスの利用状況などについても併せて記載をさせていただいているというところでございます。

一方、長野保健福祉事務所では、保護開始申請書の提出を受け、保護の決定に必要な事項といたしまして、生活状況等を把握するための家庭訪問等による実地調査、預貯金、保険、不動産等の資産調査、扶養義務者による扶養の可否の調査、年金等の社会保障給付、就労収入等の調査、就労の可能性の調査、関係機関への調査等を行い、この調査結果を基に定められた基準により、保護が必要かどうか、また、必要な場合はどの程度必要なのかといったことを福祉事務所長が決定をし、申請者に対し文書で通知を行っているというところでございます。

このように、町では保護の決定あるいは実施という部分についての権限はございませんけれども、これまで申し上げましたように、一番身近な窓口として相談の段階から関わるだけでなく、保護の開始後も福祉事務所等と連携して支援にあたっているというところでございます。

8番（玉川君） 安倍前首相は、衆議院の決算委員会で、「文化的な生活を送る権利があるので、生活保護を申請してほしい。我々も様々な機関を活用して国民に働きかけたい」と明言しているように、権利として遠慮することなく申請していけるよう、支援を続けていっていただきたいと思えます。

続きまして、3のコロナ対策について、質問は3つあります。イの事業所支援について、1、コロナ禍の事業所への影響は。

町長の招集挨拶にもありましたけれども、7～9月期経営状況調査の結果については、町内の主な製造業20社の生産量は前回調査よりプラスが増えたが、依然として厳しいとの判断でした。雇用情勢についても不安定とのことですが、20社だけではない町内事業所の状況はどこまで把握されているのでしょうか。

2、支援策の利用状況は。

町は独自の支援策を次々と打ち出し、持続化応援支援金、経営安定特別資金など、他市町村の事業者からも羨ましいと言われるようなものがあります。国・町の主な支援策の利用状況はどうでしょうか。

3、支援策の延長などのお考えは。

支援策には期限がありますけれども、コロナ禍は収まるどころか、非常事態宣言が出た4月よりも深刻な状況になっています。町内事業所の存続、雇用維持のためには、支援策の一層の充実と期限の延長が必要だと思いますが、町の考えはどうでしょうか。

町長（山村君） ただいま玉川議員さんから3番目の質問としましてコロナ対策について、そのイとして事業所支援について、また、1、2、3と質問がありました。

新型コロナウイルス感染症につきましては、11月に入り急激に拡大して、県で独自に設定する6段階の感染警戒レベルが11月14日に当町を含む長野圏域でレベル4に引き上げられ、新型コロナウイルス特別警報が発令されたという状況であります。また、12月4日にはレベル3に引き下げられましたが、全国的にはまだ感染者数が増加しているという状況であり、引き続き感染拡大防止対策の徹底について、町民、企業の皆様にはご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

そうした中で、企業活動等の回復の兆しも徐々に見え始めてきてはおりますけれども、まだ先行きは見通せない状況であり、感染防止の啓発を行いつつ、事業所等の回復が足踏みしないよう支援を行ってまいりたいと考えております。

まず、コロナ禍の事業所への影響についてであります。10月に実施いたしました町内の主な製造業20社の経営状況調査では、生産量、売上げともに回復基調の回答も増えてまいりました。これは、主な業種別に20社選んでおりますので、それ以外のところは全然見ていないというわけではございません。

今申し上げましたけれども、若干回復の傾向もありますけれども、しかしながら、町内の小規模の零細事業所はまだ回復が遅くて、商業、特に飲食店は忘年会等の予約も少なく、大変厳しい状況が続いていると伺っております。町内全産業において総体的には依然として厳しい状況にあることがうかがわれます。

また、町内金融機関と行っております懇談会においては、前年同月比50%以上の売上げが減少している企業等が対象となる持続化給付金について、町内事業所の半分以上が給付金を受けて

いるとお聞きしており、町内の事業所等が新型コロナウイルスによる甚大な影響を受けていると感じているところであります。

一方で、9月頃から自動車や建設機械関係などの一部の産業では持ち直しの動きも見られ、一時帰休の解除や、残業や夜勤の再開、人材の確保のための求人を行うなど、徐々にではありますが、回復傾向の業種も出てきております。

町といたしましても、事業活動に必要な支援策などを講じ、新型コロナウイルス感染拡大前の水準に一刻も早く回復できるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、支援策の利用状況についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る対策として、町ではこれまで様々な支援制度等を講じてまいりました。

まず、中小企業、小規模事業者の資金繰りを支援する経営安定特別資金、これは貸付限度額が500万円の運転資金であり、貸付後5年以内においては利子の全額補給、また、保証料につきましても全額補給するというものであります。11月末までの融資の状況は、あっせん申込件数が157件、融資額の合計が6億700万円という状況であります。

また、県と町との協調による新型コロナウイルス拡大防止協力金支援金は、緊急事態宣言の発令中に休業等の要請に協力いただいた事業者に対する支援として実施したところでございます。町内の事業者28件に一律30万円の協力金を支給いたしました。飲食店などの3密が想定される施設の休業や時間短縮により、新たな感染防止につながったものと考えております。

続いて、新サービス創出応援補助金であります。外出自粛要請等の影響により売上げが落ち込んでいる飲食事業者が新たなサービスとしてテイクアウトやデリバリーなど、経営の多角化や売上げを確保する取り組みに係る初期費用を限度額20万円として補助するものであります。申請期間を令和2年6月1日から8月31日までとして実施し、申請件数は13件、交付決定額は254万円でありました。今後、飲食店事業者から実績を報告いただき、補助金額の確定後、随時補助金を交付してまいります。

続きまして、スタンプラリー消費回復応援事業であります。業況が悪化している町内商業やサービス業などを営む事業所の経営回復と事業継続を図り、地域の消費喚起を促すため、商工会への委託事業として実施してまいりました。6月と7月の2回、スタンプラリー用の台紙を全戸配布し、延べ865人の方にご参加いただいたところであり、スタンプラリーでの買い物と進呈した商品券利用と合わせますと500万円を超える経済効果があったものと考えております。

続きまして、小規模事業者等持続化応援支援金であります。国の持続化給付金の対象とならない1か月の売上げが前年同月比で30%以上50%未満減少している事業者を対象として一律20万円を支給するものであります。支援状況といたしましては11月末現在48件の申請があり、960万円を支給しております。

なお、当初は7月末までの申請期間としておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大が収まらず、小規模事業者等への甚大な影響が続いていることから、申請受付期間を来年1月29日まで延長し、支援を継続しているところであります。

続きまして、雇用調整助成金等申請支援補助金は、国の雇用調整助成金等の助成を受ける際、その申請書作成に係る業務を社会保険労務士に委託し、支払った経費に対し補助金を給付するものであります。補助申請は1事業者1回までとし、補助上限額を10万円としておりますが、8月1日から受付を開始し、11月末現在で9事業所に交付いたしました。

また、国の雇用調整助成金特例措置の緊急対応期間が9月30日から12月31日まで延長されたことに伴い、町の補助申請期限を令和3年2月26日まで延長したところであります。

さらに、国においては、緊急対応期間を令和3年2月末まで延長すると表明したことから、町の補助申請期限についてもさらなる延長を検討してまいります。

続きまして、飲食系応援クラウドファンディング事業であります。商工会と連携して事業を実施し、クラウドファンディングで集まった支援額に対して運営会社に支払う手数料相当を補助いたしました。クラウドファンディングには町内飲食系事業者27社が登録し、目標額500万円に対し、ほぼ近い額の総額457万5千円の支援があったところであります。大勢の皆様の応援がコロナ禍の中で頑張る飲食系事業者の方の力になったものと考えております。

今後の支援策につきましては、既存の支援策の検証とともに、国や県による支援策の動向、また、商工会や金融機関などからの情報を得る中で、事業所ニーズの把握も行い、町内事業所の事業継続と雇用維持を図るため、現在講じている支援策の延長も含めて、必要とされる支援についてさらに検討してまいりたいと考えております。

8番（玉川君） いずれにしても、支援には財源が必要ですが、税収の見通しもあんまりよくないでしょうけれども、10年、20年後を見越しての利用の周知、それと対策の検討をお願いしまして、次に移ります。

4として、除雪について、質問は2つです。イ、除雪体制の確保について、平成26年2月の大雪を経験して、現在はどのような除雪体制を取っているのか。

平成26年2月の大雪以降、今年はどうか、今年はどうかとただただ不安に思っているだけで、結局、昨年までは生活に影響が出るほどの大雪はなかったわけですが、長期予報では平年並みかそれ以上の積雪の予報が今年は出てきています。備えておくことは大切ですので、いざとなったらどのような体制になっているのか、説明をお願いいたします。

2、平成26年2月のような状況で区が除雪をした場合、町が補助等を出すことはどうでしょうか。

国道、県道、主要な町道などは、それぞれの所管が除雪の手配をすることになるわけですが、一番身近な生活道路については、地域住民がそれぞれの地区で対応をしています。

しかし、特に災害級の大雪の場合は、昼夜関係なく何度も除雪するのは、働き手が仕事で出かけた後の家を守っている高齢の皆さんが多いのではないのでしょうか。そういうときに頼るのは、地域のコミュニティである区だと思います。区の役員さんなどが動いてくれた場合には、町としても何らかの支援が必要ではないかと思いますが、町のお考えはどうでしょうか。

建設課長（大井君） 除雪についてのご質問にお答えをいたします。

町では、冬季における道路の安全確保のため、町内主要幹線道路及び循環バス路線などに対し、町内建設業の皆様などに除雪・融雪剤散布作業を委託しており、この１２月補正予算案に除雪作業に係る経費について計上をしております。

はじめに、平成２６年の降雪について申し上げますと、２月８日と１４日から１５日にかけて２回大雪が降り、２月８日は町内において約４０センチの降雪があり、１４日から１５日にかけてはおおむね８０センチの積雪で、町内のみならず、広範囲にわたり工場や農業施設などへの被害や交通障害などがございました。

このような状況を踏まえ、除雪体制についてのご質問ですが、はじめに、除雪に対する対応として、平成２６年の経験を基に、５０センチメートルの積雪があった場合、災害対策本部を設置し、除雪作業等に対応することといたしました。

次に、道路の除雪につきましては、それぞれの道路管理者が実施をしており、国道１８号は国が除雪作業を実施し、町内の各県道につきましては千曲建設事務所が実施しているところでございます。

町の除雪体制につきましては、町の４つの建設業者が大型除雪機械８台を保有し、除雪作業が迅速に行えるよう体制を整えていただいております。通常、おおむね１０センチメートル程度の降雪があった場合はＡ０１号線、こちらは産業道路になりますが、Ａ０１号線をはじめ、国道、県道を結ぶ町の幹線道路など５３路線、約４６キロメートルの除雪作業を実施いたします。

また、道路の凍結が予想される場合は、Ａ０１号線をはじめ、山間部など、幹線道路１０路線に約１０キロメートルに融雪剤散布作業を行っております。

平成２６年の大雪を経験し、豪雪時には効率的な除雪作業が実施できるよう体制の強化を図るため、千曲建設事務所と緊急時における相互除雪協定を締結しております。この協定により、豪雪時には千曲建設事務所が委託している除雪業者と協力し、それぞれが所有している除雪機械に加え、千曲建設事務所が保有している除雪機１台が町内建設業者に貸し出され、県道や町道の所管道路にこだわることなく、効率的な除雪作業を実施することが可能となりました。

また、平成２６年のような大雪時には、通常の委託業者４社による除雪作業に加え、町内の建設業など１０社に除雪の協力をお願いし、除雪体制の強化を図り、雪の片付け場所に苦慮した経験も生かし、千曲川右岸に所在するさかき千曲川バラ公園イベント広場に雪捨て場を確保することといたしました。

次に、大雪の場合の区への補助のご質問ですが、平成26年の大雪では、区内で重機等を所有している方々などにも協力して除雪作業を実施していただいたことから、地元区に対しまして補助金を交付した経過がございます。

今後、平成26年のような大雪が降った場合、必要に応じて補助金の交付について検討をしてまいりたいと考えております。

8番（玉川君） 自治体によっては、ほかの自治体によっては、区が除雪機を購入する際の助成制度があるとも聞いています。地域住民が工夫をして生活道路の除雪体制を整えようとするときには町も支援を考えてほしいと要望いたしまして、以上で質問を終わらせていただきます。

議長（西沢さん） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 3時12分～再開 午後 3時23分）

議長（西沢さん） 会議時間の延長を申し上げます。本日の会議は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

次に、2番 小宮山定彦君の質問を許します。

2番（小宮山君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

今回の質問のテーマは、ごみ問題です。連続してこのテーマを一般質問で取り上げている同僚議員に刺激を受けてというわけではないのですが、質疑は毎回熱心に聞いておりました。リサイクルには、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル、サーマルリサイクルがあることなどを初めて知りました。

それはさておき、昨年より当町も構成市町村の1つである上田地域広域連合議会の議員を務めております。その関係で、ごみ問題の議論に集中的に数多く触れることになりました。なぜかといいますと、ご存じのように上田広域では、ごみの焼却場、資源循環型施設建設が最重要課題となっているからであります。最重要課題であるのは上田広域の10月の定例会において連合長である土屋上田市長の開会の挨拶の冒頭でも明言されておりましたし、一般質問のテーマも全てこの問題に集中していました。全員協議会においても同様でした。

また、8月下旬から10月にかけて、数度の資源循環型施設建設に関する説明会があり、私もサントミュージーゼで行われた説明会を傍聴しに行きました。建設に向けて、環境アセスメントの実施がいよいよ始まるようであります。

ただ、当町は上田広域のごみ処理広域化計画に参加していませんので、ある上田の市議員さんからは「関係ないのにつき合わせちゃって申し訳ない」と言われました。当事者でないのは確かですから、差し出がましい発言は遠慮していましたが、数多くの資料に多くの議論を聞きながら、ひるがえって、坂城町ではどうなっているんだろうという疑問、感心が強く頭をもたげ始めました。考えてみれば、というより考えてみるまでもなく、誰もがごみを出すのだから、全町民

が日常的に直接関係する問題です。当然のことながら、当町が推進しようとしているSDGsとも深く関わる問題であります。

とはいえ、恥ずかしながら、長年ごみ出しを妻に任せっきりだったせいもあり、最近まで分別の仕方、ごみの出し方からして知りませんでした。この一般質問に当たり、いろいろ聞いたり調べたりした過程で、疑問に思ったことを中心に質問をいたします。

テーマは、大きくはごみ問題1つですが、質問と答弁が長くなるとわけが分からなくなりそうなので、排出量及びごみ処理の問題、それとB施設についてと、分けてお聞きしたいと思います。

まず1、一般廃棄物、ごみについて、主にその排出量関係のことをお聞きします。

イでは、排出量のことについてお聞きします。当町の一般廃棄物、ごみの現状について、3点お聞きします。

①平成28年度からのごみの総排出量の推移は。

②平成28年度からの1人1日当たりのごみの排出量の推移は。

③1人1日当たりのごみの排出量に関して、長野広域連合構成する他市町村や県平均と比較した場合の当町の位置は。

この3点をお聞きしたいのですが、これは坂城町一般廃棄物処理基本計画において、平成23年度から27年度の第3次基本計画を、平成28年度から32年度までの第4次基本計画にも全く同じ次の文言があったことによります。それは、「近年のごみの量は減少の傾向が続いていますが、長野広域連合組織する市町村において、当町は比較的排出ごみ量が多いというのが現状です」そうありました。はっきり多いという比率を知って、何となくはそうなんだなというのは思ったこともあるんですが、それなぜなんだろうと、そういう疑問からこの3つの質問をいたします。

次にロですが、その一般廃棄物の処理についてお尋ねします。

その現状を具体的にお聞きしたいと思います。

①葛尾組合焼却場の処理能力が1日当たり何トンか、また、搬入量はどのくらいか。

②葛尾組合焼却場で焼却されている可燃ごみのおおよその組成割合はどうなっていますか。

③として、上山田の葛尾組合不燃ごみ及び資源物処理施設において、不燃ごみはどのように処理されているか。

④やはり上山田の葛尾組合不燃ごみ及び資源処理施設のその処理能力、1日当たりの搬入量、受け入れ品目、処理方法、これは③でも聞きましたが、処理方法はどうなっておりますか。

最後に、ハとして、リサイクルの現状をお聞きします。

ハ、リサイクルについて。

①当町のリサイクル率は県下の他市町村と比べ低いですが、過去の取り組みと合わせ、低い理由はどうお考えか。

②リサイクル率向上のための方策は。

③生ごみの自己処理、分別収集、資源化についてどうお考えか。

第1回目の質問は以上です。

住民環境課長（関君） 1、一般廃棄物についてのうち、イ、当町の一般廃棄物の現状についてから順次お答えいたします。

まず、平成28年度からのごみの総排出量の推移でございますが、坂城町で排出される可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、有害ごみ、粗大ごみまで含んだ、各年度の廃棄物の総排出量と前年度との比較を順に答弁いたしますと、平成28年度が5,074トンで、前年度比5.84%の減、29年度が4,951トンで、同じく2.43%の減、平成30年度が4,954トンで、約0.06%の増、令和元年度が4,976トンで、約0.45%の増となっております。28年度、29年度と減少傾向が続いておりましたが、30年度からは増加に転じ推移している状況でございます。

次に、平成28年度からの1人1日当たりのごみの排出量の推移はとのご質問でございますが、平成28年度が約949グラムで、前年度比4.4%の減、平成29年度が933グラムで1.7%の減、平成30年度が938グラムで0.5%の増、令和元年度が950グラムで1.3%の増となっております。この結果は、総排出量の推移と同じ動きとなっております。

次に、1人1日当たりのごみの排出量に関して、長野広域連合を構成する市町村や県平均と比較した場合の当町の位置はについてでございますが、県が公表している市町村別の1人1日当たりのごみ排出量の平成28年度から30年度までの結果によりますと、長野広域管内での家庭系のごみの排出量は、8市町村中多いほうから3番目、事業系ごみにつきましては1番、合算した量の順位は2番目に多い排出量となっており、県全体の中での順位も多いほうから12番ないし13番目となっております。県平均に対しては、家庭系のごみの排出量は、約2～4%増と、やや多めという数字でございますが、事業活動の盛んな当町の特徴として、事業系につきましては、県平均に対して、約25～28%の増となっております。

また、家庭系及び事業系を合算した1人当たりの年度別の前年度対比の推移でございますが、平成28年度は、県全体の平均が1.7%の減に対し、坂城町は6.7%の減、平成29年度は、県平均が0.6%の減に対し、坂城町は1.7%の減と、県平均を大きく上回る減量幅になりましたが、平成30年度は県平均が0.7%の減に対し、坂城町は0.9%の増と、やはり平成30年度から増加の傾向となっております。

ただ事業系のごみを合算して町民1人あたりに換算するということにつきましては、あくまでも1つの参考指標として捉えているところでございます。なお、家庭系可燃ごみについては、長野広域連合の資料によりますと、令和元年度、昨年度になりますけれど、1人当たりの排出量は、長野広域連合平均よりも14.3%多い状況でございまして、8市町村の順位では、1番多い排

出量となっております。

次に、ロ、一般廃棄物の処理について、順次お答えします。

まず、葛尾組合焼却場の処理能力につきましては、日量４０トンの処理能力が可能な炉が２炉ありまして、合計で８０トンの処理能力となっております。

また、当町と千曲市を合わせた可燃ごみ搬入量は、令和元年度の焼却量実績によりますと、年間約１万８千トンとなっております。年間通算の日量換算にしますと１日当たり約５１トン、実稼働日数で計算しますと、５８トンの焼却実績となっております。

次に、葛尾組合焼却施設で焼却された可燃ごみのおおよその組成割合はについてでございますが、葛尾組合では、組成割合を出すために、毎月、組成分析というものを行っておりまして、焼却場に搬入された可燃ごみのうち、一部を抽出しまして乾燥後に種別ごとに区分を行いまして、年平均の重量ベースで調査を行っております。

令和元年度は、紙、布類が５２．８％、ビニール、プラスチックが２６．１％、いわゆる生ごみの厨芥類これにつきましては１２．７％、竹、木などが３．２％という結果でございます。参考までに、平成２１年度につきましては、紙、布類が４８．８％、ビニール、プラスチック類で２２．１％、厨芥類が２５．９％、木、竹が１．２％でありましたので、厨芥類いわゆる生ごみがマイナス１３．２％と大きく減少しております。その一方で、紙、布類、ビニール、プラスチックが、それぞれ４％増えたという結果となっております。

次に、上山田の葛尾組合不燃ごみ及び資源物処理施設の処理能力、１日当たりの搬入量、受入れ品目、処理方法はについてでございますが、処理施設は、千曲市と坂城町から排出される鉄やガラス製品、瀬戸物などの不燃物やスチール、アルミなどの缶類、乾電池等を受け入れておりまして、缶などの金属類は、プレス機で圧縮して、それ以外の不燃物につきましても、材質ごとに選別して、資源になるものは引き取られて再利用されます。１日の処理能力は、選別、圧縮、梱包ともに１２トンとなっております。令和元年度の年間処理の実績ですが、缶が１０８トン、不燃ごみが６２６トンとなっております。

次にハ、リサイクルについてお答えさせていただきます。当町のリサイクル率は、県下の他市町村の比べて低い、過去の取り組みと合わせて低い理由はについてでございますが、まずは、長野広域連合で集約した令和元年度の管内市町村の資源回収の状況によりますと、坂城町の１人当たりの資源物の回収総量でございます。それは管内市町村の平均より４７．４６％少ない状況であります。分別品目で見ますと、缶とか瓶につきましては、同程度の回収量である一方で、管内平均よりもペットボトルの回収量は約５４％、プラスチック製容器包装が４３％、紙類が３４％、それぞれ少ない状況となっております。

また、環境省が毎年実施し公表している一般廃棄物処理事業等実態調査の廃棄物の総排出量に対して、資源化される物の回収量の比率をリサイクル率として算出した結果によりますと、平成

30年度の当町のリサイクル率は12.0%となっておりまして、77市町村中76位という結果となっております。廃棄物として排出している量に対し、資源物の回収量が少ない結果となっておりますが、これらのデータはあくまで市町村が収集して把握している収集量からの数値でございます。事業者がみずから排出責任として、サービスの一環として実施している店舗回収、資源物の回収、最近多いですが、そういったものは含まれていないという状況となっております。当町の傾向として、分別に大変ご協力いただいている方が多くいらっしゃる一方で、可燃性の資源物全体の回収量が低いという結果から見れば、全体的には資源物を可燃ごみに混ぜ込んで排出している傾向もあるのではないかと推測されるところでございます。なお、先ほども申しましたが、缶や瓶につきましては、適正な排出をしていただいております。先ほどお示しました長野広域連合管内の回収量結果から見ても、他市町村と同程度の回収量となっております。

紙類、布類、ペットボトルやプラスチック製容器包装は、燃やせばごみ、分ければ資源ということで、1回限りではなく、2回、3回と資源を循環できるよう引き続き啓発してまいりたいと考えているところでございます。なお、回収された資源物を品質で見た場合、他市町村では、収集後に手作業で品質を高める分別作業をしているところもある中で、当町のプラスチック製容器包装は、ほぼ家庭から排出された状況のまま、圧縮、梱包すれば、引き取りが可能な品質ということを維持されておまして、葛尾組合から引き取りを行っている日本容器包装リサイクル協会からは、再商品化に支障がなく、引き続き、品質の維持をお願いするという最高評価をいただいたという状況でございます。これは、町民の皆さんが適切に分別したり、汚れた状態で出さないように、努力いただいている成果でありまして、この場をお借りして感謝申し上げる次第でございます。

引き続き、回収品質の維持をしつつ、家庭及び事業所内での分別排出の促進により、資源物回収量が増えることが重要と考えるところでございます。町としましても、引き続き、町民の皆さん、事業所の皆さんに分別の徹底と可燃ごみの減量を啓発していきたいと考えているところでございます。

次に、過去の取り組みとリサイクル率向上のための方策はについてであります。町ではこれまで生ごみ処理機及び堆肥化容器購入に対しての補助や、住民団体による集団回収に対しての補助、それから日曜日に紙類、プラスチック容器包装などの資源物を排出できるようにサンデーリサイクルの実施、これは平成26年から月1回を2回に増設しました。紙類の分別の簡略化、紙類の回収促進のためにリサイクルボックスを設置、また綿以外の物や古着や布類として収集している物の収集範囲を拡大するなどのほかに、ごみ減量化推進委員さんとともに、地域での懇談会を開催、また事業所に対しましては、ごみ減量化のための資料を配付し、啓発しているなどの取り組みを行ってきました。

今後は、来年10月から試験運転が始まるB焼却施設への移行を、資源物やごみの出し方に関

心が高まる機会と捉えて、地域や事業所への案内とともに、引き続き、出前講座の開催の実施、また小学生を対象とした環境学習を行いながら、資源物の分別促進と可燃ごみの減量を周知してまいりたいと考えているところでございます。

また、現在は、可燃ごみとして処理しております製品プラスチックにつきましても、収集品目対象とする方針が、国として固まっております、令和4年度以降の施行を目指して、現在環境省、経済産業省、両省で、法案の作成作業を行っているところでございます。いずれにしましても、資源循環の促進には、消費者、市町村、事業者、それぞれの役割を果たすことが必要でありますので、今後、国の動きにも対応する中で、取り組んでいきたいと考えているところでございます。

次に、生ごみの自己処理、分別収集、資源化についてどう考えるかについてでございますが、町では平成5年度より、生ごみ堆肥化処理機の購入に伴う補助を行っておりまして、これまでは累計生ごみ処理機は513件、堆肥化容器は841件、合わせて1,354件の補助の実績となっております。

また、平成22年度より発足しましたごみ減量化推進委員会は、地域でごみの減量化資源化懇談会を開催する中で、特に生ごみは捨てればごみ、分けて利用すれば堆肥になるなどの減量化について啓発してまいりました。先ほど、答弁でも申し上げましたように、葛尾組合に排出される可燃ごみの組成分析結果から見ても、生ごみの割合は、年々減少傾向であります。家庭での生ごみ減量に大きな効果を発揮しているものと考えているところでございます。

なお、生ごみの分別収集、資源化につきましては、各家庭から分別収集するシステムの構築や堆肥化施設への理解や運営方法、その他発生した堆肥、そういったものの活用など、現在のところは、解決すべき課題は大変多いと考えているところでございます。

2番（小宮山君） たくさんの答弁ありがとうございました。頭がちょっとこんがらがっているのですが、坂城町の1人当たりの1日のごみの排出量、それが割とこの長野広域の中でも、あるいは県下の中でも多いのだということは分かりました。それと、だけどそれって今のご説明聞いていると、余り重要なことでもないような気がしてきました。なぜかと言いますと、坂城町の場合、事業系のごみはかなりあるということなもんだから、1人1日当たりのごみの排出量というのは、事業系も家庭系も全部合算して、それを人口で割って出しているということですから、ある程度、坂城町が1人当たり、1日1人当たりのごみの排出量が多いからといって、それ自体余り問題ではないのかなということが、今のご説明で分かりました。

それで、本年は、平成13年度から5年ごとに策定されてきた一般廃棄物処理基本計画の、第4次の最終年度に当たるということであります。まだ令和2年度が終わっていませんが、計画にあった平成27年度実績に対する平成32年度、つまり今年のことですが、その減量10%、その削減目標は達成できそうでしょうか。これ、この10%削減目標というのは、家庭系可燃ごみ

とか事業系可燃ごみに関しての目標のようですが、それは達成できそうでしょうかどうか、お聞きします。

住民環境課長（関君） 坂城町一般廃棄物処理基本計画で定めた、ごみの減量化目標に対して実績見込みはというご質問をいただきました。現在、坂城町一般廃棄物処理計画は、先ほどのお話のとおりご案内のとおり、平成28年度から令和2年度の計画期間として、平成27年度に定めたものでございます。減量化の方策の取り組みをしながら、家庭系可燃ごみにつきましては、平成27年度実績に対して、令和2年度のごみ減量目標10%減、それから同じく事業系の可燃ごみにつきましては、10%の減を目標を定めております。これまでの年度別の経過でございますけれども、まず、家庭系の一般可燃ごみにつきましては、平成28年度が27年度実績に対しまして、1年間でマイナス4.48%減りました。同じく27年度に対しまして、29年度のときはマイナス6.81%と非常に大きく減量になってきていました。

ところが、ここまですぐ順調に減量化されてきたんですけど、平成30年度のときはマイナス6.01%、27年度に対してです。それから、令和元年度がマイナス4.64%、これも27年度に対してです。今年度は、新型コロナウイルスの影響もありまして、各月の収集量が、かなりばらつきがございます。このままの推移で考えますと、最終的に5年間の減量化率は、マイナス3.35%ぐらいになるのではないかと予測しておるところでございます。

一方で、事業系可燃ごみにつきましては、これは事業活動にかなり影響されるものでございます。平成28年度末が27年度実績に対しましてマイナス4.13%、29年度末にはマイナス3.61%、30年度がマイナス2.15%、令和元年度末にはマイナス2.26%、27年度に対してです。このようになっておりましたが、今年度に限っては新型コロナウイルスの影響もあって、ほとんどの月で事業系の排出量が減少しました。ですので、このままの推移で考えますと、最終的には、5年間の減少率が一気に減りまして、マイナス10.2%と大きく減少することが予測されております。

ですので、令和2年度の最終結果、これは当然まだ出ておりません。ですが、27年度に定めた坂城町一般廃棄物処理計画の計画目標であるそれぞれ10%減という目標に対しましては、家庭系可燃ごみにつきましては、厳しい状況であるのに対しまして、事業系可燃ごみに関しましては、数値的には目標を達しているということが予測されるという状況になっております。

2番（小宮山君） 10%削減というのは、事業系に関しては10.2%でしたっけ、達成するということで、ただ事業系も令和元年度かな、いただいた資料によると、その段階では、家庭系可燃ごみよりも、ずっとその削減目標を達していないように思われますが、そういうことだと思います、いいです。

それで、なら私は10%の削減目標、5年後の10%の削減目標というのを立ててやっていくのは、おおむね妥当なのかなと思っております。

ただ、この前第6次坂城町長期総合計画の素々案というのをいただきまして、それを見ましたところ、5年後の令和7年度の目標値が、令和元年の家庭系ごみ排出量2,456トンを基準値にしたとき、令和7年度の目標値は、マイナス5%というふうに設定してありました。それで、ちょっと首かしげて。その長期総合計画と恐らくその一般廃棄物処理基本計画というのは、整合性を持たせるであろうと思いますもんで、今までの10%削減目標というのが、どうして5%になっちゃったのかなということが疑問であります。そのことはいかがでしょうか。

住民環境課長（関君） 総合計画には5%減となっているけれど、その根拠はということについてなんですけれど、現在、事業系も可燃系も年度途中ということで、どの程度の数字が出てくるのかというのは、あくまでも予測値となっております。その中で、5%と入れさせていただいておりますが、一般廃棄物処理基本計画を今年策定する予定になっております。その策定する計画が、ある程度、例えば年末、1月、2月というものを過ぎると、ある程度の数字が出てくるかなと思っております。そのときに、やはり10%削減をするべきだというふうに計画策定がされる形になった場合につきましては、それに合わせて総合計画のほうも直していかなければというふうに考えているところでございます。

2番（小宮山君） 分かりました。よく分かりました。ならば、10%の削減目標を設定して、それをごみの総排出量の減量化ですよね、それを実現していければと、私も思います。

それで、ごみの割合と総量のことについてはこれぐらいにしまして、ごみの中身ですよ、さっき組成割合のことをお聞きしましたけれども、細かい数字は割愛しますけれども、可燃ごみの減り方に比べて、資源ごみが極端に減って、極端というかかなり減っております。資料もありますけれども、結論的にはそうです。可燃ごみも多少減ったりして、ちょっと上がったり、横ばいみたいな状態に対して、資源ごみの回収が、非常に少ないということを実績データから見ていますとはっきり分かりました。

それで、なおも見てみると、紙類の回収が資源ごみになる、紙類の回収量というのが、非常に四十何%という感じで下がっています。それはどう考えたらよろしいのでしょうか。

住民環境課長（関君） 紙類の回収の関係の減少幅についてでございますが、これは私どもも非常に回収量の量が激減している資源物の回収量の中に、特に減っているなというのは、私どももこれは理解しておりまして見ているんですが、最近のお買い物の関係を見ますと、やはり店舗回収をされていて、お店で特に紙類については、比重が非常に重いので、紙類を出すということに関しては、非常に左右します。

これは、ほかの市町村にも聞いてみたんですけど、やはりほかの市町村も紙類の回収量、いわゆる町が回収する集団回収も含めて、その量というのは、どこの市町村も減少傾向にあるというお話を聞いております。その分析はどういうふうにされていますかとお聞きしたんですが、私どもが想定していた店舗回収、特に買い物に行ったときに資源ボックスというのがあるんですが、

そういうところを各店舗が設置している件数が、非常に最近多うございます。そこにポイントをつけて、ポイント制にしているところも非常に多うございまして、そういったところの回収が非常に多いかなというふうに思っております。

当町としましては、紙の収集が少なくなっても、仮にその回収が少なくなっても、そちらのほうで資源を活用していただければ、それはそれでいいんじゃないかなというふうに思っております。ただ、そうしますと、紙の資源が、一体どのくらい進んでいるのかというのは分からないと、市町村それぞれ分からないという状況があつて、そこはちょっと課題の1つかなというふうに思っておりますが、資源につきましては、そんなように考えているところでございます。

2番（小宮山君） そうですね、店舗回収って出している部分が多いと。それで、今課長さんがおっしゃられたとおり、そこで資源が活用されるのであれば、それは構わない、私もそれは同感であります。ただちょっと分かんないのは、紙類だけじゃなくて、ペットボトルとかほかのトレーとか、そういうのも店舗回収はされているわけですよね。そういうのは割と紙類に比べると店舗回収されている部分というのは、余りないのがちょっと不思議なんです。それでどうしてかなと思ったときに、新聞、紙類といった場合の新聞の読む方が少なくなつて、それでだから新聞とか雑誌の出版物の総量が減っていること、それが原因の1つとして考えられないでしょうか。

住民環境課長（関君） 申し訳ございません。坂城町民がほかの町民と比べて新聞を購読する量が減っているとか、全体的に減っているとかということについては、ちょっと調査をしていないので、こちらのほうではちょっと分からない状況ではございます。

ただ、ペットボトルに関しましても、プラスチック製容器包装に関しましても、店舗によっては回収しているところがあったりとかなかったりすることもございます。そちらにつきましても、資源物の回収量、それを除いても坂城町の資源物の回収量、可燃性の——可燃性といつていいか分からないんですけど——資源物の回収量は少ないという状況になっております。

2番（小宮山君） すみません、もう1点だけこのことに対して。先ほど、組成割合のことあれしたとき、紙類が五十二、何%とかということで、かなり多かつたんですけれども、燃えるごみ、可燃物の中に、どうして半分以上も紙類が入っているんでしょうか。どうお考えですか。

住民環境課長（関君） 再質問で、可燃ごみの中に紙類がなぜ多いのかというご質問でございます。

1点は、ちょっとこれは想像の部分でございますけれど、やはり紙類の中で例えばティッシュですとか、それから台所でもキッチンペーパーですとか、そういった物、使つてすぐ捨てられる便利さというものは、非常に最近増えているかなというふうに思っております。

それから、もしかしたら、そういった新聞ですとか、雑誌まで入っているかどうか分からないんですが、チラシですとか、そういったものを、資源として回収するよりも、可燃物として出したほうが便利だというふうに、もし考えてしますとすれば、そちらのほうに入ってしまうのではないかと、これはあくまで想像でございますが、そういったところでございます。

2 番（小宮山君） キッチンペーパーなんかそんなに重くないですよ、それは……。結構でございます。

ちょっとリサイクルについて、再度質問します。リサイクル率低いんですよ、坂城町、先ほど76位でしたっけ。私も環境省のホームページで見れるんですよ、あれ。それで見たところ、全国の市町村の。そしたら、平成27年度のリサイクル率は15%、坂城町のリサイクル率です。それから平成28年は14.4%、平成29年は13.1%、それから平成30年は12%、これ毎年、毎年、リサイクル率下がっているんですよ。県下の順位としては、下から2番目とか3番目とか、年によっては4番目のときもあったかな、そんな具合なんですけれども、そのリサイクル率は年々減ってきているということについてはどうお考えでしょうか。

住民環境課長（関君） リサイクル率につきましては、先ほども若干答弁させていただきましたが、ほかの市町村に比べて、リサイクルの分子というか回収する資源物につきましては、坂城町は市町村の平均と比べて少ないという状況でございます。やっぱり紙類の回収については、非常に先ほども申しましたが、少なくなっているという状況でございます。それが、先ほども申しましたが、店舗回収にいつているのであれば、それはそれでリサイクル率が下がったとしても、実際に紙が資源化になっているのであれば、それはそれでいいので、リサイクル率が低いのは、市町村としてはよくないということではございますが、そういったことで資源物全体が資源化されているのであれば、それはいいのではないかと考えているところでございます。

2 番（小宮山君） 店舗回収ってのはこれ、坂城町だけじゃないですよ。特に坂城町の場合、スーパーがそんなにはないですし、だから坂城町が特別——コンビニは比較的多いとは聞いていますが、それほど店舗回収のことが原因で、そっちのほうでリサイクルしているからいい、確かにそうなんですけれども、ちょっとこれだけの数字、リサイクル率ということを考えると、店舗回収の部分があるからというだけでは、ちょっと説明、納得できないんですが。

住民環境課長（関君） 答弁の仕方がちょっとまずかったのかもしれませんが、リサイクル率が店舗回収に行ってしまうからいいということではなくて、どこの市町村も店舗にリサイクルボックスを設けているところがありまして、それにつきましては、各市町村が特に紙類も含めた資源物というのは、どこの市町村も今、どちらかというと減少傾向になっております。ですので、それがあるから坂城町がいいんだということではなくて、坂城町自身の資源物の回収する方法が、もし燃えるものと一緒になってしまっているのであれば、それを分別するようにすることで、そういう方策をしていかなければいけないのではないかとこの答弁をさせていただきました。

2 番（小宮山君） 分かりました。次のテーマに移らせてもらいます。

B施設は、来年10月から試運転に向けて建設は順調に進んでいると聞いています。当町も今後お世話になるB施設について、基本的なことから、これ、私知らなかったもので、来年の試運転開始に合わせて町民の皆様も知っておいたほうがいいんじゃないかと思ひまして、いろいろ質

問いたします。

2、長野広域連合B焼却施設について、質問だけ言います。

イ、施設建設の費用について、①総額はどれぐらいか、また、建設費用の当町の負担割合、負担額は。

ロ、焼却炉についてなんですが、①葛尾組合焼却場と比べ、主に何が違うか。②焼却能力、処理能力は、1日最大100トンと聞いていますが、100トンの根拠は。③焼却炉構成、焼却方式は。葛尾とは違っているかどうかということも含めてです。④今までの分別方法や焼却対象物に、これから変化は起こるのか。B施設に移るに当たってです。

ハ、余熱有効利用について、焼却する過程で発生する熱エネルギー、余熱はどのように有効利用されるか。

以上、質問いたします。

町長（山村君） ただいま小宮山議員さんから2番目の質問としまして、仮称の長野広域連合B焼却施設について、イ、ロ、ハとご質問をいただきました。最近なぜか私の質問になると、残り10分というのが多いんですけど、手短に申し上げたいと思っております。

まず、長野広域連合管内のごみ処理施設につきましては、長野地域ごみ処理広域化基本計画に基づき広域的に整備を進め、B焼却施設につきましては、当町と千曲市、長野市の一部の可燃ごみを焼却する施設として、千曲市屋代地区に建設を進めております。平成21年に千曲市が建設候補地を決定し、建設予定地区と度重なる交渉を重ね、平成29年には、ようやく基本協定が締結されたというところであります。本来であれば、令和3年4月から本格稼働する予定でありましたけども、さらに令和元年の東日本台風の影響で工事現場が浸水したということで工期が遅れまして、また、葛尾組合の地元であります中之条区の皆さんにもご理解いただく中で、工事延長もやむなしということでございました。

B焼却施設の現在の工事の状況でございますが、工程の見直し後は予定どおり進みまして、現在は、工場棟の躯体やプラント設備の工事のほか、管理棟などの基礎工事を行っているというところではございます。令和3年10月より、当町及び千曲市から排出される可燃ごみ全量を焼却する試験運転が開始される予定であり、令和4年4月の本格稼働に向けて準備が進められているというところであります。

新施設への移行には支障のないよう協議を重ねて対応するとともに、葛尾組合焼却施設跡地の利活用についても、今後検討していくというところでございます。

ご質問の（イ）B焼却施設の建設費につきましては、約9億2千万円となっております。施設建設費の関係市町村の負担割合は、人口割10%、ごみ量割90%となっていることから、令和18年までの公債費を含めた当町の負担額は約2億6,500万円、関係市町村負担総額に対する当町の負担割合は約3%となっております。

引き続きまして、（ロ）焼却炉についてであります。葛尾組合焼却施設との違いについては、葛尾組合焼却炉が処理能力を日量40トン、2炉の合計80トンに対し、B焼却施設は日量50トン、2炉の合計100トンとなっております。

併せて、葛尾組合焼却施設にはなかった日量10トンの溶融炉を有し、焼却炉から排出される焼却灰などを溶融することで、灰の減量化と無害化を図っているということです。また、発電施設を有しまして、焼却した熱を利用して、蒸気発電タービンにより約2キロワットの発電を行う予定であります。

なお、施設内には粗大ごみの破砕機を設置し、現在、葛尾組合では引き取ることができなかった可燃性の粗大ごみについても対応できる施設となっております。

次に、日量100トンとした根拠についてであります。長野地域全体の可燃ごみ総量から検討するとともに、施設の安心、安全を重視し、県条例で対象となる環境影響評価対象となる96トン以上とすることとされました。平時の処理量96トンのほか、災害時の対応として災害ごみ処理量を4トンとしまして100トンということであります。

なお、当町、千曲市から排出される可燃ごみのほか、長野市の一部からの焼却分を加える予定となっており、今後、関係市町村から排出される可燃ごみの推移を見る中で、長野市のエリアを決定していくとされております。

また、焼却方式は、可燃ごみを火格子、これ、ストーカですね、この上を移動させながら乾燥、燃焼を行う、いわゆるストーカ式焼却炉を採用しており、24時間運転を行い、安全に運転できるよう、2炉を約3か月に1度の定期点検を繰り返しながら運転する予定となっております。

次に、今までの分別方法や焼却対象に変化があるかでございますが、先ほど申し上げました可燃性の粗大ごみを受け入れることができる施設としましたが、基本的には分別方法、焼却対象物に変化はありません。これまでどおり適正な分別を行い、ごみ収集所へ排出していただきたいと思いますと考えております。

最後に、（ハ）余熱有効利用についてでございますが、焼却する過程で発生する熱エネルギーの利用方法は、発電した電気を施設内で利用するほか、余力電力は売電を予定しております。併せて、蒸気からお湯を沸かし、温水は施設内で使用するとともに、体験学習棟を併設し、利用する予定となっております。

分別できるものは資源として回収することで、可燃ごみの減量化を行い、施設の延命化を図っていくことは、関係市町村の今後の大きな責務であると考えているところから、引き続き市民の皆様のご協力をいただきながら、適正な施設運営に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

2番（小宮山君） 急がせて申し訳ありません。アウトラインが分かりました。

1点、分別の仕方なんですけれども、現在、坂城町と千曲市ではプラスチック製品というのを

燃料ごみとして燃やしているわけで、それで、上田広域はそれなくて不燃物として分けているということです。それで、長野市どうかというふうに思ったところ、調べたところ、長野市の場合は、プラスチック製品でも柔らかいもの、ビニールホース、ビニールシート、そういうものは可燃ごみ、それから硬いもの、おもちゃとかバケツとか洗面器とか、そういう硬いプラスチック製品というのは不燃ごみとして分けて焼却に回していないということで、これ、B施設が開始になったら千曲市とか坂城町は今までどおり、長野市が一部入るということですが、そちらはそちらの今までのやり方どおりということになるんでしょうか。

住民環境課長（関君） プラスチックの関係の分別についてでございますが、坂城町と千曲市におきましては、従来どおり可燃ごみとして収集させていただきまして、B焼却施設へ運搬して焼却する予定になっております。長野市も、長野市の収集の方法に従いまして行うことになっておりますので、分別をするものと区分けがされたりとかする中で収集して燃やすごみになると思います。

ただこれが、先ほど申しましたが、令和4年度、製品のプラスチックの分別が予定されていることもございますので、そのときは、また協議をする中で状況を見て、回収するものも分別の品目になろうかと思っておるところでございます。

2番（小宮山君） 私、今までの葛尾の焼却炉、それと比べてB施設に対して非常に期待感を持っているのは、発電施設を有する、その点が非常に大きいと思います。ちょっと調べたところ、日本で——一般廃棄物発電、ごみ発電と言うそうなんですが、その日本中の新しいタイプの焼却、B施設みたいなその焼却場の、今、現在の発電総量というのは、一般家庭の321万世帯、平成30年度の資料だったと思いますが、321万世帯の年間電力使用量を賄うと、それを見てびっくりしました。長野県の世帯数が83万世帯ぐらいらしいです。そうすると、長野県規模の県の4県分をごみ発電が賄うと。サーマルリサイクルというのは、何か国際的には認められないようですが、このサーマルリサイクルというのを積極的に活用しない手はないと私は思っています。ただ、課長さんがさっき申し上げたように、今度の令和4年の法改正でもって、もしかしたらその容器包装プラスチックとプラスチック製品とか一緒になって、それを資源物としてというようなサーマルリサイクルじゃなくて、そういう方向になるかもしれないという見通しは、非常に私、首をかしげてしまいます。

それはさておき、まとまりのない質問で申し訳ありません。ごみ問題の何か目覚めたとは言いませんが、スタート、とば口に立ったような気がしています。いろいろありがとうございました。

以上で、一般質問を終わります。

議長（西沢さん） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日10日は、午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(散会 午後 4時23分)

12月10日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 14名

1 番議員	西 沢 悦 子 君	8 番議員	玉 川 清 史 君
2 "	小宮山 定 彦 君	9 "	滝 沢 幸 映 君
3 "	山 城 峻 一 君	10 "	朝 倉 国 勝 君
4 "	祢 津 明 子 君	11 "	吉 川 まゆみ 君
5 "	中 島 新 一 君	12 "	塩野入 猛 君
6 "	大日向 進 也 君	13 "	中 嶋 登 君
7 "	栗 田 隆 君	14 "	大 森 茂 彦 君

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 崎 義 也 君
教 育 長	清 水 守 君
会 計 管 理 者	池 上 浩 君
総 務 課 長	柳 澤 博 君
企 画 政 策 課 長	臼 井 洋 一 君
住 民 環 境 課 長	関 貞 巳 君
福 祉 健 康 課 長	伊 達 博 巳 君
商 工 農 林 課 長	竹 内 祐 一 君
建 設 課 長	大 井 裕 君
教 育 文 化 課 長	堀 内 弘 達 君
収 納 対 策 推 進 幹	長 崎 麻 子 君
まち創生推進室長	柳 澤 英 明 君
総 務 課 長 補 佐	瀬 下 幸 二 君
総 務 係 長 補 佐	細 田 美 香 君
総 務 課 長 補 佐	
財 政 係 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	
企 画 調 整 係 長	
保健センター所長	竹 内 優 子 君
子 ども 支 援 室 長	鳴 海 聡 子 君

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	北 村 一 朗 君
議 会 書 記	宮 崎 あかね 君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|--------------------|------------|
| (1) ワクチン接種についてほか | 栗 田 隆 議員 |
| (2) 新型コロナの対応についてほか | 中 島 新 一 議員 |
| (3) 来年度予算の編成方針はほか | 大 森 茂 彦 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（西沢さん） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（西沢さん） 日程第1 一般質問を行います。

初めに、7番 栗田 隆君の質問を許します。

7番（栗田君） ただいま発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をこれからいたします。

まず最初に、ワクチンの接種の問題なんですけれども、このワクチンというものは、その病原——まあ病原菌、菌というわけでもなくてウイルスですから、いろいろな病気そのものを体の中に入れて、それで体の中で抗体を作って免疫をやるというもので、非常に危険ではあるけれども、今まで、これポリオとか天然痘とか、人類を非常に悩ませてきたもの、これはもう古代のエジプトの壁画にも完全に、この人はポリオだ。

日本、まあ日本に限らないと思いますけど、これにかかると、いわゆる、子どもがかかるあれが多いんで小児麻痺という形になって、私が大きくなる段階でそういうのもあったわけですけど、非常にこのポリオで、かかって、足なんかが本当に細くなっちゃったりとか。いわゆる小児麻痺ですよ。そういう子どもあるいは大人が、結構な数、いたんですよ。皆さんの周りにも多分、かなりの数、いらっしゃったと思いますけど、これ日本で大流行して。

それとか、あとは天然痘です。これも、日本の歴史ひもといただけでも何——もう重要な方が、かなりの確率で、この天然痘で死んでいると。明治天皇の1つ手前の孝明天皇も、このいわゆる天然痘で亡くなったり。

そういうことで、皆さんもよくご存じのように、ジェンナーとかがそれに対してのワクチンを作り上げて、それを自分の子どもに接種して、安全である、効果があるということで、2000年

代ぐらいには、このポリオというのはほとんどなくなって、今ではもう2か国ぐらいでしか、はやっていない、単なる風土病みたいになっているんです。

それで、ワクチンというのは、それだけ非常に有効なすばらしいものではあるんだけど、それを接種するとなると、何しろ病気そのものを体の中に入れるということですから、かなり危険を生ずるわけですね。

10年前、2009年から2010年にかけて、このときリーマンショックがあったんで、そっちのほうに皆さん気を取られちゃっているんですけど、2009年に、今回と全く同じような形で新型のインフルエンザがはやったんです。そのときに、まあ新型なものですから——というか、こういうノロウイルスとか、この今、はやっているタイプもそうですけど、毎年毎年、新型なんです。本当は。それで、その2009年から2010年にかけて日本中でしょうけつを極めたわけですけども、そこで日本が一生懸命になってですね、急遽ワクチンを作って、2, 283万人、2千万人、まあ日本人全部の5分の1、6分の1程度ですかね——に接種が行われたわけです。

それで、まあ、それが効いたかどうか、それはまあ、よく分かんない。よく分かんないというか、効いてはいたんでしょうけれども、結構な副作用が出まして、その副作用だけでもう病院で把握しているのが2, 428症ということ。それから、重篤な例が416件あって、これで、ワクチンそのもので死んでしまった人が133人。これは、ほぼ確定した数なんです。

ただし、やっぱり、いろいろな問題があって、因果関係がはっきりとは認められてないけど、どの文献見てもですね、133という数字出てくるんですよね、このときワクチンでお亡くなりになった方です。

それで、ワクチンを打った場合に、やっぱり体に抗体ができて、免疫ができて、それでいいんですが、その抗体というものがかなりの重篤な病気そのものを引き起こすことがあるわけです。それちょっと面倒くさい名前で、いろいろ抗体が作り出す病気という形であるわけです。

その抗体がどういうのを作り出すかというと、自分が持つ免疫が、その抗体によって、ある意味、暴走を始めてしまうわけです。それで、それによって、かなり重篤な後遺症が、ワクチンによって、起こるという可能性があるわけですね。その主なものを言うと、アナフィラキシー、いわゆるアレルギーの強い形でのショック状態が、これは121件ある。それから、脳脊髄炎という形で、これも今はっきりしているのが5件。それともう一つ、ギランバレー症候群というのがありまして、それが否定できないというふうに分かっているものが10件あるわけです。ところが、これいろいろな文献調べると、500件というところも北海道の病院の先生は、それを言っておられるわけです。

そこから、こういう話になっちゃうんですよ。

私は今、右腕は全く上がらないという形での、脳神経科のほうに——かかるとすれば、脳神経

科のほうなんですけど、もちろん、ちょっと、私の息子の学校とかそれから就職とかにかなり差し支えるということで、そのとき、私が仲よくしている人あるいは私の教え子にかなりの数のお医者さんがいるものですから、みんなの意見聞いたところ、いや、それギランバレーですよ。もう完全にギランバレーですよみたいな話になって。それで、そのとき私、いや、それまずいわと。もし確定診断でそんなものが出ちゃったら、ちょっと、私の子どものほうに多大な迷惑をかけてしまうということで、そのまんま、ほったらかしにして、今まで来たわけですけど。

ちょうど発症したときが、2010年。やっぱり私が、予備校で講師もしていましたので、そのとき受験生、大学受験生にとって一番危険なのは、インフルエンザなんですよ。そこに、ワクチンを打たないで子ども達に教えたということになると、これはとんでもない問題が引き起こされるわけです。それで、子ども達のほうでインフルエンザにかかっちゃった。入学試験受けない。じゃあ2次試験に回るか。もちろん2次試験とかも、病気ならしょうがないからやってくれるんですけども、かなり、マイナスになるわけです。特にセンター試験なんかも、追試験ということになりますから。

そういうことで、私は、まあ毎年は打っているわけじゃないんですよ。上手に逃げて、打ったような顔をしていたりもずっとしていたんですけど、これ、だから2009年、2010年に打ったかどうかははっきりしていない。分かりませんし、自分の今の、右腕が全く利かないというようなのも、そのせいかどうかは分かってはいないわけです。

そういうことで、これから皆さんのワクチンの接種が始まると思うんですけども、そのときに、その実施するときに、こういうことなんですよ。加藤官房長官なんかは、もう、それはもう各自の判断でお願いしますと。だから、これは強制ではなく、努力義務ですって。努力義務という日本語も何か変な感じするんですけど、そう言われてですね、さて、本当に正しい情報が今ずっとマスコミなり政府から流れていけば私はあんまり問題じゃないと思うんですけども、そのマスコミなんかで流れる、テレビ、新聞出ているのが、本当にその危険性とか、きちっと伝えられているかという。そこには、かなりちょっと問題あるんじゃないかと。政府の姿勢としても、前のめりな感じがしますし。

そこで、こちらの町のほうでは、皆さんに広報し周知する段階で、どのような形でなされるのか。

それから、一番問題なのは、私は、ワクチンは、やらないと——それはそれで皆さんのそれぞれの判断ですと政府のほうが言っているわけですから、それは何の問題もないんだけど。それで、やらなくて、後になってから実は陽性でしたみたいな話が分かっちゃって、それで周りにうつすとか、うつさない人もその方は2週間隔離とか、いろいろ大変なことになるわけですね。で、周りから何言われるか分かんない。これはもう役場の方々も、後ろにおられる町会議員の皆さんもですね、大変なことになると思うんですよ。そういうときに、どのように町のほうでは対

処するのか。

今言ったことが、最初の、広報・周知の内容がイ。それから、感染した場合、特にワクチンを打たないで、後で感染した方に対しての誹謗中傷、そういったものに対しての対処法ってどんなようなものであるか。それをまず、最初にお聞きしたいと思います。

町長（山村君） おはようございます。

ただいま栗田議員さんから、1番目の質問としまして、ワクチン接種について、イとしまして、コロナ・インフルエンザウイルス感染症対策でワクチンの接種実施に関しての広報あるいは周知について。それから、（ロ）としまして、感染者への誹謗中傷の対応・対策はということでございました。

いろいろ、今お話伺いました。なかなかよく分からない、見通しが無い状況であります。この新型コロナの収束が見通せない中でも、ワクチンへの期待が日増しに高まっておりますし、国内外で鋭意開発が進められているというところであります。

新型コロナウイルスに関するワクチン開発の状況としましては、国内においてもいくつかの企業や研究機関が開発に取り組んでおりますが、ワクチンの供給について、日本が合意または契約している欧米3社のワクチンの実用化に向けた動きが今加速しているという状況にあります。特にアメリカのメーカー2社については、欧米において承認の手続が進められ、一部では既に承認されたことから、今後、流通と接種が進んでいくということの段階になっております。

日本では、この2社から合計8,500万人のワクチン供給を受ける予定ですが、実際の接種までには国内における治験を経て、安全性や有効性を確認する必要があるというところでもあります。

また、国においては12月2日に改正予防接種法が成立し、ワクチンの接種について、費用は国が全額負担をし、接種の実施主体は市町村とされましたが、現時点において、接種方法や時期など詳しいことは未定でありますので、町民の皆様に対しましても、具体的なことが決定された段階でお知らせしてまいりたいと考えております。

一方、インフルエンザ予防接種につきましては、10月から翌年1月まで、予防接種法に基づく定期接種の対象となる65歳以上の高齢者等に対しまして自己負担千円で実施しており、任意接種となる中学生以下のお子さんに対しては、学校など集団生活におけるインフルエンザウイルスの蔓延の危険性が高いことから、1回の接種に対し千円を上限に助成を行い、感染予防と重症化予防を図っているというところであります。

高齢者の方のインフルエンザ予防接種につきましては、例年11月に接種を受ける方が一番多くなっていたんですが、今年は接種開始の10月の接種が2,574名と、昨年666人の4倍近くになり、早めの接種で感染予防をされているという状況であります。

今年は、こうした早期の予防接種や、新型コロナウイルスの感染予防の基本である手洗い、マ

スクの着用の徹底などによる効果が、インフルエンザの患者数が昨年同時期と比較して依然少ない状況につながっている一番の要因と考えるところであります。

インフルエンザについては、新型コロナウイルス同様、いつどこで感染するか分からず、特に高齢者や子どもさんが感染すると重症化する恐れもありますので、予防接種についてはきちんとお知らせしていく必要があると考えております。

町では、新たに高齢者の定期接種の対象となる65歳の方には個別でご案内の通知をお出しし、中学生以下の子どもさんにつきましては全員に助成券をお送りしておりますが、その際には、ワクチンの効果や副作用についての説明も同封しております。

同時に、現状でインフルエンザの罹患者が少ない状況に鑑みますと、改めて基本的な感染防止対策の徹底が重要であることも呼びかけていく必要もあるかと考えております。

今後も引き続き、ワクチン接種の案内にあたっては、効果と副作用を含めた丁寧な説明と併せて、手洗いやマスクの着用といった感染防止のための取り組みについてもお知らせしてまいりたいと考えております。

続きまして、口の感染者への誹謗中傷への対策はについてでありますけれども、感染者の方に対し、誤った知識や不確かな情報により不当な差別や偏見、いじめ等が行われることは、決してあってはならないことであります。

特に、インフルエンザの予防接種につきましては、感染を抑えるというより、発病を予防したり重症化を防ぐ効果があるとされており、予防接種を受けても感染する可能性もありますし、アレルギー等で受けたくても受けられない方もおられます。

町では、これまで、町内において新型コロナウイルスに感染された方が発生した際には、感染された方やご家族などへの差別や偏見が起こることのないよう、防災行政無線を通じて町民の皆様にお伝えしたほか、ホームページ等においても感染者への誹謗中傷がないよう継続してお願いをしてきているところであります。

不当な差別や偏見、誹謗中傷の防止は、感染症に限らず、全ての事柄に通じるものでありまして、町としても、あらゆる場面、あらゆる機会を通じて、人権への配慮を呼びかけてまいりたいと考えております。

7番（栗田君） 私の質問では、どうやって周知するのか、それから周知の内容ということになると、あるいはその誹謗中傷に対してどういうふうに対処するかという、これは非常に答えづらいといえますかね、やっぱり今お答えになられたような答え以上の答えを言ってもらって、これはちょっと無理だということは、私もよく分かります。

ただ、今の状況がですね、これは11月の26日現在ですけど、0歳から20歳までの子ども、二十歳未満の子どもは、この十何か月、10か月以上やっているにもかかわらず、1人も死んでおりません。ゼロです。それから、20代から60歳まで、60未満ということですけど、大体

今の日本の人口でいうと9千万を超える人口の部分ですけども、ここでお亡くなりになった方は78人ということです。

去年、昨年ですね、インフルエンザで亡くなった方は、ワクチンがあるにもかかわらず、3,325人の方が、インフルエンザが原因で、亡くなっているわけです。もちろん、これは病院が把握しているだけで、全然それも知らずに、病院にもかからず死んでしまった人もいるだろうし。それから、風邪は万病のもとと言いますから、それによって引き起こされた肺炎とか糖尿病の悪化とか、そのインフルエンザによって悪化して死亡したという人の数は、厚生省は、この死亡の人数から把握して大体1万数千人だろうと。これは、はっきりと分からないわけですね。

この前も、ジスカールデスタンというフランスの大統領がお亡くなりになりました。コロナで死んだということになっておりますが、死んだ年齢が94歳です。それでも、どうしてもやっぱりコロナで死んだと言わねばならんのか、その辺は私はちょっとどうなのかよく分かりませんけどね。

そういう状態ですから、もし私に、子——まあ子どもはいるんですけど、ワクチンはやっぱりちょっとやめといたほうがいいんじゃないのというふうに、私のほうから言っちゃうと思いますけど、もちろん行政のほうからそんなことは言えるわけもない。ただし、十分に、危険であるということは承知の上でご判断願いたい、こういうふうになると思うんですよね。それはもう、しょうがないことだと思います。

ちょっと今日は、今年年末ということで、やたら盛りだくさんにしちゃったものですから、ちょっと急ぎます。（笑声）

次、教育についてです。

教育については、町のほうの予算もつけていただいて、GIGAスクール構想と呼ばれるようなタイプですね——この教育のほうはね、変な英語ばかり、ずらっと並んで——ああ、変なって言っちゃいけませんけど、ちょっと分かりづらい英語が並んでいるわけです。まあGIGAスクールなんていうのも、一番間違えやすいギガバイトか何かだと思っちゃう人も出ると思いますが、現に出ているんですけど。もちろん、全然違って、要するに、AIとかをみんなのためにというタイプの、文部省の構想なわけです。

そこで私は、教育について、まず一番最初は、これは今の問題とも絡むんですけど、高校の受験生が、中学校3年生、今一番大事な時期ですよ。そこで、もし少しでもインフルエンザがはやるということになったり、あるいは今のコロナウイルスがはやるとなった場合、どのような対策をお考えかということがイ。

それから、私はもう、教育というものは基本的にもう対面式、その人とその人が接して、それで両者ともにですね、一緒に、学ぶほうも教えるほうもですね、響き合ってやっていくものが教育の基本だろうとは思っています。けども、ICTとかそういうタイプのものがあるんだから、お

勉強については、ＩＣＴでいく。まあ、お勉強の一部になると思いますけどね。そのときに、坂城中学なり３つの小学校で独自のカリキュラム、独自のやり方、あるいは教室でそういうビデオを撮る、それでみんなに流すというような、そういうのを考えて、やってはどうかと。そういうことも考えております。そこで、ロで、従来の対面式とＩＣＴ教育のどういう組合せをお考えになっているか。

それから、ハとしては、今、先生たちの負担というのは、これはもう日本の先生たちの負担というのはものすごいものがありまして、ちょっとＯＥＣＤとかその辺で調べただけでも、日本の先生、中学校ですけどね、公立中学の場合、クラブに使われる時間が１週間に７．７時間。これ世界平均は２．１なんです。まあＯＥＣＤだけですから、一応、全世界というわけじゃないですけども、２．１時間。日本は７．７時間、先生、時間を取られちゃう。それから、事務作業は、日本の場合は週約５．５時間取られる。世界平均は２．９時間というふうになっています。

もう、先生たちの負担というのはもう結構なもので、しかも英語も教えろ、あれもやれ、これもやれということになって、そこにまたＩＣＴかというふうになると思いますので、そういうところがスムーズにいくように、そのＩＣＴなんかに特化したような支援員の方、学習支援員ですね。今も結構いて、坂城町って結構充実しているんですよね、そういう意味では。それを、ＩＣＴに特化した支援員の増員などは考えておられるかどうか、ここをお尋ねいたします。

教育長（清水君） ２、教育についてのうち、私からは、ロ、従来の対面授業とＩＣＴ活用事業の組合せについてと、ハ、学習支援員の増員を考えているかについてお答えいたします。

まず、先進的な取り組みをいたしました熊本市の様子についてであります。

政令指定都市の熊本市では、平成３０年９月に一部の小学校を対象に４，３３５台のタブレット型端末を導入し、昨年度末までに市内の小中学校全１３４校に合計２万３，４００台の整備を行いました。これは３クラスに１クラス分の割合の台数になり、このほかに、普通教室に電子黒板と実物投影機をそれぞれ２，４００台設置しました。

そして、ＮＴＴドコモ、熊本大学、熊本県立大学と熊本市で連携協定を結び、産学官が連携してＩＣＴ機器を活用できる環境づくりを行い、導入が済んだ学校から順次、ＩＣＴ機器の運用を始めることになりました。

ところが、学校では、どの学年のどの単元でどのような学習活動を行うのが望ましいのかといった授業改善の視点や、児童生徒の資質・能力の向上を目指して指導計画を改善するといった部分が、まだ追いつかない状態であったようであります。

そこで、熊本大学教職員ＩＣＴ教育チームでは、熊本市の学習環境に合わせたＩＣＴ教育モデルカリキュラムを学校と協働して作成し、各学校におけるＩＣＴ教育を推進するための指針といたしました。このカリキュラムは、授業改善の視点、情報活用能力の育成、プログラミング教育の３つの章で構成され、必要最低限のモデルが示され、主体的・対話的で深い学びを実現し、学

力向上に資することを目的としております。

そして、教員の研修を担う熊本市教育センターが、教育委員会の指導主事と外部委託のＩＣＴ支援員、さらに端末の調達元である会社のスタッフなどとチームを組織し、１校ずつ巡回して教員に研修を行ってきました。さらに、２１人いるＩＣＴ支援員を１週間に半日、各学校に派遣する体制を整え、ＩＣＴを使った授業をサポートしたり教員の研修を行ったりしたそうであります。

このような取り組みが功を奏し、コロナ禍における学校休業の際には比較的早くオンライン授業が可能になったということでもあります。

坂城町でも、ＧＩＧＡスクール構想推進事業により、児童生徒１人に１台端末の配置が決まり、その環境整備を進めているところでありますが、ＩＣＴ機器の円滑な活用につきましても現在準備を進めているところであり、熊本市教育委員会の取り組みも大変参考になっております。

現在、学校の準備の動きとしましては、町の校長会及びＩＣＴ活用教育委員会において、ＩＣＴ機器の活用の先進的な取り組みを行っている自治体の実践をオンラインで学ぶという取り組みがありました。

また、来年度の町の小中学校の研究の重点をＩＣＴ教育に置き、坂城町と連携協定を締結する大学の先生にご指導をいただき、ＩＣＴを活用した、子どもが学び合う授業、学びを止めないためのオンライン授業、確かな情報活用能力の育成等について研究を進めていく予定であります。

教員間、学校間でＩＣＴ教育の格差が生じないようにするため、ＩＣＴ活用教育委員会を中心に情報交換や授業参観、年間カリキュラムの在り方等の研究も進めてまいりたいと考えております。

１学期において坂城中学校の３学年で取り組んだオンライン授業や各小学校でのオンラインを活用した活動をきっかけに、教員に「できるところからやろう」という機運が生まれておりますので、それを大切に、町として必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、ハ、学習支援員の増員を考えているかについてお答えいたします。

ＧＩＧＡスクール構想推進事業による学習環境は、児童生徒の資質・能力を育成するための授業の改善という目的のために整備されるものであります。ＩＣＴは、こうした教育の目的を達成するための手段として用いられるものであって、ＩＣＴ機器を使用することそのものが目的となり、授業そのものは改善されないということになってはいけないと考えております。

したがって、ＩＣＴ教育のカリキュラムも、ＩＣＴを使用することを目的に作成するのではなく、授業改善の視点や主体的・対話的で深い学びをするために、効果的にＩＣＴを活用するといった基本的な立場を根本に置いて作成しなくてはなりません。

この作成には実際かなりの時間や労力が必要になりますので、町学校職員会のＩＣＴ活用教育委員会を中心として、既にコロナ禍で学校の休業中に配信されていた様々な教育機関のＩＣＴ教材を収集活用し、メディアのご協力をいただく中で、教育カリキュラムの配信を行うということ

も工夫してまいりたいと考えております。

町の支援員といたしましては、現在、小中学校で12名配置しておりますが、ICT支援員としてではなく児童生徒支援員、外国籍児童生徒支援員として、また理科専科支援員として配置しております。

ICT支援員につきましては、これら町の支援員とは別に配置しなければなりませんので、ICTについての専門性や財政面からも考慮しながら研究していきたいと考えておりますが、現在、県の特定分野研究加配事業としてICT教育に関わる加配について申請しているところであります。

また、来年度からICTの研究でお世話になる予定の大学の大学院生の皆さんにも、ご自身の研究の一環として、各学校の巡回の折に協力をいただき、様々な面からICT教育を進める上でのご支援をいただく計画であります。

教育文化課長（堀内君） イ、感冒の季節における主に受験生への対応について、お答えいたします。

今年度につきましては、年度当初から、新型コロナウイルス感染症の影響により、小中学校ともに約2か月間の臨時休業を余儀なくされたところであります。

臨時休業中につきましては、各学校からのプリントを中心とした課題のほか、インターネット環境を活用した学習支援として教科書会社や文部科学省、県教育委員会のホームページのコンテンツなどを紹介するとともに、学校職員会、学年会、教科会におきましては無料版の個別学習支援システムの周知及び提供などの対策を行ってまいりました。

また、中学校につきましては、3年生を中心に双方向のオンライン授業を実施するなど、様々な工夫により家庭学習を行ってまいりましたが、臨時休業期間があまりにも長期化したため、不足した授業時数の確保が課題となっていたところであります。

そのような中、授業時数を確保するため、各学校において授業計画の立て直しを図り、夏休みの短縮や、学校行事等の見直しを行うとともに、文部科学省の追加支援として、不足した授業時数を補うための補習等を行う場合に必要な、学習指導員の配置や、学校施設の消毒作業や教職員のサポートを行うスクール・サポート・スタッフの配置など、積極的に活用するなどの対策を行ってまいりました。

この間、新型コロナウイルス感染症の感染状況が刻々と変化する中で、児童生徒や保護者などのご協力や学校現場における取り組みのいかにもあり、教育課程は順調に進み、11月末現在の学習進度につきましては、中学3年生の受験生を含め、90%以上にまで回復するに至ったところであります。

各学校では、学校再開から現在に至るまで、文部科学省から示された学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づいた学校生活を徹底している状況であります。

このような状況下におきまして、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合につきましては、先ほど申し上げました衛生管理マニュアルに基づき、県や保健所などと連携を図る中で、保健所が中心となっていく感染者の行動履歴の把握や濃厚接触者の特定などの調査にかかる期間のほか、感染者の行動範囲を中心に学校施設の消毒作業が終了するまでの期間については、その範囲等に応じて学級閉鎖または臨時休業の措置を講ずる考えであります。

続きまして、学級閉鎖や臨時休業の措置を講じた場合の、リモートを使った家庭学習支援等についてお答えします。

先ほど申し上げましたように、5月の臨時休業中の対応の1つとして、中学校の主に受験を控えた3年生を対象とした、双方向によるオンライン授業を行った経験があります。

その際は、教員も初めてのことであり、準備や対応の負担も大きく相当な時間を要したこともあり、来年度から始まるGIGAスクール構想におけるICT機器等の活用も視野に入れる中で、教員のICT研修にも力を入れて、取り組んでいるところであります。

また、普段からリモートによる全校集会や、生徒会活動などを行い、教員とともに生徒たちもオンラインでの取り組みを積極的に行っているほか、前回の経験からも、保護者の皆様のご理解とご協力をいただく中で、万一、臨時休業等になった場合においても、前回よりもスムーズに、双方向でのオンライン授業を活用した家庭学習に取り組むことができるものと考えております。

さらに、現在整備を進めているGIGAスクール構想推進事業におきましては、これまでのような校内で学習するスタイルと併せ、各家庭でのクラウドによる学習も想定しており、児童生徒1人1台の学習用端末や、大容量に対応した校内ネットワークを整備するとともに、Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的としたモバイルルーター等の整備も計画しているところであります。

町では、子ども達の未来を見据えICT機器を活用する中、学校では、個々の興味関心や学習進度に応じた個別的な学びや、グループで力を合わせて課題を解決していく協働的な学びに力を入れていくとともに、家庭においても授業とのつながりを大切にした学びを実現していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後の通常の学習スタイルの1つとしてリモートなどオンラインによる学習も活用していきながら、臨時休業等の際にも子ども達の学びが止まらぬよう努めてまいりたいと考えております。

7番（栗田君） よく分かりました。

特に、受験生はものすごい今不安定な状態になっているんですね。ここでまた、いろいろそういうものがはあったからといって学級閉鎖というようなことになると、ちょっとかなり心配な面があるんですが、そういうときにこれだけは、やりなさいというようなタイプの授業をオンラインで流せば、それでいいんですけれども、ちょっとそこまでは今のところはまだ無理かなと。

結局は来年ぐらいになるかとは思いますが、坂城町の独自のですね、いろいろな科目をそのオンラインに乗せて、いつでも子ども達が復習できるように、そんなふうにしていただきたーいと、そういうふう思っております。

それでは次の、ごみ収集についてということでお聞き、質問します。

私がずっと、このごみ問題についてやってきて、今まで。また、あんた、ごみかいなんて言われてまあ、そうですと言ってきたわけですが、昨日、初めてですね、同僚議員の方が乱入といひますか入ってきて、そこで紙はどうした、何で紙は減ったんだとか、そんな話になったわけですが、だーけど、実は、この紙というのひ私にとって結構いい材料を提供してくれたといひているんですね。

これ実は2点ありまして、紙の問題はね。皆さんも覚えておられると思ひますが、今は回ってあんまり来ないですが、ちり紙交換ってありましたよね。これ、だから紙なんていうものを町がわざわざ収集する必要がなくて、もうかるなら民間の方が、それでもうかるなら民間がやっちゃう。それはそうですね。それで、ちり紙交換なんていうのもあって。

つまり、その紙というのひ結構もうかるラインに乗っかるタイプのリサイクルなんですね。私は、こういうのはもう大賛成で、どんどん業者の人が回ってきて紙持っていってもらえれば、あの重たい新聞をどこかスーパーのところに持っていってポイントがつくとかいってやるより、トイレットペーパー1個のほうがいひかなと思ったりもしているわけですが。それと、その点で、もうかるか、もうからないか。リサイクルの中です。

もう一つは、紙の場合はかなりの矛盾があるんです。木から作るということひ皆さん当然ご存じですから、これは再生可能エネルギーなわけですね。ところが、それを紙にする。木という再生可能な材料から、今度紙という材料に持ってくる。このためには、かなりの石油、いわゆる地球が48億年かけてため込んだ、遺産型のエネルギーを使わなくちゃ、紙に、ならんと。つまり、これ、かなり矛盾したことなんですね。皆さんが今進めておられるように、再生可能型というもの、木というものはね、それを遺産型でなくなっちゃうかもしれないというようにタイプの石油を使って、紙にまでする。これは、この点ひ矛盾したものなわけですが。

そのことを考えても、結局は、先ほど言ひましたように、もうかるか、もうからないか。そこが、民間がやるか町がやるかという問題になるわけですね。

それで、私は、昨日のその紙の議論とは全く別に、今回私が考えている、どういう切り口でいくかというひ、リサイクルというものが——まあ、ずっと言ひてきたわけですが。一番最初のことから、エントロピーの増大という話が、私しましたし、そもそも、不可能なものは不可能、できないものはできない、できるものはできると。

それで、今言ひたように、紙の場合は当落線上なわけですね。紙というものはね。木ですからね。それで、できるかできないかという原理的な問題を考えるときに一番問題になるのは、リ

サイクルできるかできないかというような、それは材料によって決まるんです。

まず1番目の、この世界にある材料の中で金属というものがありますよね。この金属というのは、もちろん元素の周りを電子がぐるぐる回って自由に飛び回っているというのが金属の特徴なんです。したがって、その元素がどこに行っても、よろしいわけで、周りに電子さえ回っていればいいと。ところが、電子が回っているものですから、そこに光が当たると全部反射しちゃう。だから、金属はピカピカしているわけです。光を通さない。それがまず一つの金属の問題で、これは結構、リサイクルが利くんですよ。

日本が戦争に突入せざるを得なくなった理由の、いくつもあるんですけど、その中の大きな1つに、アメリカからの鉄くず——くず鉄か。くず鉄の輸入が止められちゃった。まあ、アメリカのほうからすれば輸出ですけどね。これも、かなり大きな理由なんですよ。日本がもう資源がないということで。

そういうふうに、くず鉄でさえ、役に立つ。つまり、これ結構リサイクルができる。それは、その材質に問題が、問題というか——の性質上なんです。

もう一つは、ガラスとか陶器です。皆さんは、さびたガラスなんていうのは見たことないと思いますけど、どうしてかという、それはもともと元素のケイ素、これケイ素なんて面倒くさい言い方です、要するに土です。——と酸素が結びついたものなので、はなからもう酸素とガッチリ結びついちゃっていますから、自由に動き回る電子というものがないわけで、そうすると、はなからさびているんですよ、早い話が。ガラスというものは。まあ、陶器もそういうものなんですけど。それで、自由に動き回りませんので、光は、よっぽど運の悪い光以外はですね、全部、通しちゃう。こういうことになっているわけです。

それで、これは、リサイクルというのはほとんどしないほうがいいだろうと。なぜなら、土ですからいくらでもありますので。

それから、最後に、今私がずっと問題にしている有機物です。人間。人間のような動物が38億年、まあ人間の場合もっと後ですけども、この地球上に現れた動物たちの、高分子の、みんなおんなじなんです、だから人間も動物も、体の組成はね。それが、土に埋まって、腐って、それが結局は油という形になったのが原油、石油です。だから、化石燃料なわけです。そこからプラスチックというのは作りますから、早い話が、組成は人間とおんなじような感じなんですよ、プラスチックも。

そういうことで私は、原理的にちょっとリサイクル無理なんじゃないかということをやっているとありますが、今回は、ちょっと時間がもうなくなってしまったけれども、どうしてもやっぱりそのリサイクルの容器包装は、きれいに集めてそれで出したいということらしいんですけども、それでずっと皆さん立会いということをやっておられるわけですが——レジ袋有料化もそうですけれども、何も、レジ袋有料化も別に法的根拠が何もないわけで、ただ経産省か何かの規則

でつくっただけのものなわけですけどね。だけど、人にかなりの不利益を与えるものについては、ちゃんとした法律をつくったほうがいいんじゃないか、そういうふうに思います。

そこで、この皆さんに立ち会ってもらってきれいな容器包装だけを集めたいということですけども、何らかの、そこ——それだけのね、皆さんの労力、エネルギー、時間を使いますから、それに対しての法的根拠はあるのかということが一つ。

それから、ロとしては、私の理想とする形はいろいろあります。戸別収集をやり、それから常設ステーションでリサイクルできるものはしようと。とにかく、住民の方が暮らしやすい町をつくろう、それが私の目的ですから、どういう理想的な形を構想しているか。

もう時間もございませんので、手短に5分ほどでまとめていただければ、（笑声）助かります。お願いします。

住民環境課長（関君） イ、プラスチック容器包装の収集時の立会いの法的根拠はから、順次お答えします。

プラスチック製容器包装の処理につきましては、通称容器包装リサイクル法で定められ、日本における循環型社会形成を推進する法律のうち、容器包装廃棄物の排出抑制、分別収集、リサイクル等に関する法律として平成7年に定められました。

従来は、市町村が全面的に処理責任を担っていた容器包装廃棄物の処理について、容器包装リサイクル法によりまして、消費者、市町村、事業者がそれぞれの役割を定めて、家庭から排出される容器包装のリサイクルを推進しております。

消費者は排出の抑制と適正な分別排出、再商品化の促進に協力すること、市町村は分別収集することなど、再商品化を行うためのリサイクルに関して役割を分担し、一体となって容器包装廃棄物の削減に取り組むことが義務づけられているところでございます。

プラスチック容器包装の分別収集の方法は、県内でも市町村ごと違いがございます。適正な分別を推進するため、葛尾組合を構成する千曲市、坂城町では、各家庭から排出・回収する段階で、立会いをお願いして、適正に分別排出しています。

市町村ごと収集方法の相違はありますが、千曲市、坂城町が採用している立会いにつきましては、容器包装リサイクル法でいう消費者は排出の抑制と適正な分別排出、再商品化の促進に協力するとする手段の1つとしてお願いしているところであり、おかげさまをもちまして、回収されたプラスチック容器包装の評価としましては最高評価をいただいているところでございます。

次に、ロ、ごみ収集の理想的な形をどのように構築しているか。また、それへの行程として現在行っていることはについてお答えさせていただきます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、国民の責務として、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の

施策に協力しなければならないとされております。

一方で、地方公共団体の責務としましては、区分内における一般廃棄物の減量に関し住民の主体的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとされているところでございます。

当町のごみ及び資源物の処理事業につきましては、昭和44年に可燃物の葛尾組合への搬入を開始して以来、様々な施策を、町民の皆様のご協力の下、推進してきました。そして、現在に至っております。

また、令和4年度以降、新たな国の施策として、プラスチックを一括回収し、資源に促すことが予定されております。

その時々の変遷に合わせて収集方法を検討し、資源化できるものは資源として、そして可燃ごみに関してはできるだけ減量する中で、新たな国の施策も今後出てきますので、反映させながら、適切なごみ収集に努めてまいりたいと考えております。

7番（栗田君） 時間まで守っていただき、誠にありがとうございます。

最後、この残り3分ちょっとを使って2点だけ申し上げておきたいんですが、昨日いろいろ聞いている中で、捨てればごみ、分別すれば資源ですけど、昨日の同僚議員が言っていることも私の言っていることも、それでいえば、こういうわけですよ。プラスチック容器包装、一般ごみに混ぜて捨てれば、それで発電できる。それを、一生懸命集めて、どこかに持って行って何かするというのは、これはちょっと税金の無駄遣いじゃないか。そういうふうを考えて、これが、私もまた続けていく所存であります。

それから、もう一点は、去年、非常に暖冬だったんですが、今年の冬は寒くなると思いますので、立会いをなさる方々は体に十分気をつけて、やっていただきたいと思います。

それでは、これで私の一般質問を終わらせていただきます。（発言の声あり）あと1分で、じゃあ。（「おお」の声あり）

あれですね、4番目に、ドライブレコーダーがあると非常に私も、何ていうんですかね、事故なんかがちょっと起こった場合に、非常にいいと思います、そういう証拠が残るのがね。それなんで、そういうのを購入するときの補助を少しでも出していただければと。これは最後に、こちらからの要望として出させていただきます。

これで終わります。

議長（西沢さん） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時59分～再開 午前11時09分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、5番 中島新一君の質問を許します。

5番（中島君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさ

せていただきます。

まず、ウイズコロナの時代、医療従事者をはじめ、新型コロナ感染症対策にそれぞれのお立場からご尽力されている方々に対しまして、感謝と敬意を表する次第でございます。そして、町民の皆様におかれましても、引き続きの新型コロナ感染予防へのご努力とご理解に対しまして感謝を申し上げます。

2020年を振り返りますと、台風19号の被害からの復興、新型コロナ感染症対策と、数十年に1度、100年に1度とも言われる災害と疫病からの対応を迫られる年ではございました。国政におきましても、一昨年、坂城町を訪れている菅総理、加藤官房長官が就任され、9月、安部政権から菅政権になったところでもございます。

3月議会より、新型コロナ感染症対策における支援と周知について、自助・共助・公助の観点から常に訴えながら質問をさせていただきました。日頃の感染予防から、人にうつさないことを念頭に置き、質問を進めていきたいと思っております。

それでは、質問に入ります。

新型コロナの対応について、イの町対策本部の対応はでございます。

2月27日に、町では新型コロナ感染症に対する対策本部を早期に立ち上げ、感染症に対する周知や注意喚起などの対応が同報系行政無線などでなされてまいりました。町対策本部でのこれまでの開催状況についてお伺いします。

そして、ここに来て、長野県内でもPCR検査陽性患者さんが増えてきております。その上、県の対応も日々変化する中で、感染症に対する身近な情報を確認、また周知するためにも、長野圏域での感染状況と感染防止のための町民の皆様への現状の周知が必要ではないかと思われまします。それに伴いまして、現在、また今後の町内公共施設への使用制限等のお考えなどもお聞きいたします。

次に、ロの事業所の支援についてでございます。

新型コロナへの事業所支援について、数々の支援策を立ち上げていただいておりますが、現在までの町内事業所に対する支援策の現状をお聞きいたします。また、これからの支援策など、期限の延長、また新たな支援策などのお考えはございますでしょうか。

以上、イ、ロについてお聞きいたします。

町長（山村君） ただいま、中島議員さんから、1番目の質問としまして、新型コロナの対応について、イ、ロとご質問がありました。私からは、（イ）の町の対策本部の対応につきましてお答え申し上げまして、（ロ）の事業所の支援については担当課長から答弁いたします。

さて、昨年12月、中国武漢で初めて新型コロナウイルスが確認されて1年が経過いたしますが、この間の感染動向は、国内外で一進一退を繰り返しながら、いまだ収束することなく現在に至っている状況であります。

国内では、4月から5月にかけて全国に緊急事態宣言が発出され、様々な制限により社会・経済活動が大きな影響を受けたことから、その後、新しい生活様式を徹底しながら、感染防止と社会・経済活動の両立が図られているところであります。

しかしながら、活動の活発化に伴い、特に11月以降、感染の拡大が顕著となり、東京や大阪、北海道など一部の地域では入院や重症者の増加による医療提供体制への影響が大変懸念されており、大都市圏ではG o T o事業の一時停止や飲食店等への営業時間の短縮要請なども出されているところであります。このように、新型コロナウイルスの影響は、医療・保健分野のみならず、私たちの生活全般に及ぶことから、町では新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、課を超えた全庁体制での対応を図っているところでございます。

町の対策本部は、2回の庁内対策会議を受けまして、先ほどもお話ありましたが、2月27日に任意の本部を設置し、4月7日には、国の緊急事態宣言を受けて、特別措置法に基づき、改めて、私を本部長、副町長、教育長を副本部長としまして、各課等の長及び千曲坂城消防本部消防長で構成する対策本部を設置いたしました。その後、5月25日の緊急事態宣言解除により、法に基づき、翌26日に法定の本部は廃止としましたが、同日、再び、任意の対策本部に移行し、継続して全庁体制による総合的な対応を図っているところであります。

対策本部はこれまでに、緊急性や必要性によって、夜間や休日の開催も含め、法定設置で6回、任意設置で16回、通算で22回の本部会議を開催し、その時々、の感染動向や町内の状況、国・県の方針やメッセージなどを共有し、町民の皆様をお願いする感染防止の取り組みやお伝えする情報の整理、学校・保育園等を含む公共施設の対応、イベント等の開催に関する判断基準など、町の全般的な方針を協議し、併せて各課での的確な対策に活かしております。

次に、長野圏域の感染状況と感染防止のための町民への周知についてお答えします。

11月は県内でも急速に感染が拡大し、特に当町を含む長野圏域では、飲食店でのクラスターが発生した長野市を中心として、一月で240例を超える新規感染が発生し、県独自の6段階の感染レベルも、11月8日にレベル1からレベル2に、12日にはレベル3に、14日の夜にはレベル4に引き上げられ、新型コロナウイルス特別警報が発出されました。

長野圏域については、通勤や通学など日常生活上のつながりが強い地域であることから、町ではこうした情報をいち早く町民の皆様にお伝えし、注意を促しております。

特に、特別警報が発出されました翌日の15日日曜日ですが、午前には、対策本部長である私自ら防災行政無線を通じて直接町民の皆様特別警報が発令されたことをお知らせし、感染防止対策の徹底と感染拡大防止ガイドラインを遵守していない接待を伴う飲食店の利用を控えるよう知事要請が出されていることなどを呼びかけるとともに、すぐメールやホームページを通じて情報発信をしたところでございます。

また、長野圏域につきましては、11月11日から20日までの間で、15日を除いて、連日

10人以上の新規感染者が発生し、一頃は県の感染警戒レベル5に相当する水準、これは直近1週間で人口10万人当たりの新規感染者が20人以上になっていましたが、11月の終わり頃から感染動向が落ち着きを見せたことで、12月4日に感染警戒レベルが3に引き下げられ、特別警報から警報に切り替わりました。しかしながら、レベル3は感染拡大に警戒が必要な状態にありますので、町民の皆様には、引き続き感染防止の取り組みを呼びかけているところであります。

次に、感染拡大による公共施設の使用制限の考えはとのご質問でございます。

特別警報の発出にあたりまして、県では、過度に活動自粛を行うのではなく、基本的な感染防止対策を徹底するよう呼びかけており、町といたしましても、こうした趣旨や町内での感染動向も踏まえ、より徹底した感染防止対策を講じる中で、直ちに公共施設の閉鎖や会議、イベント等の中止などを行わないことといたしました。しかしながら、状況は日々変化してまいります。当町では、8月に4例の感染があり、その後は町民の皆様の適切な行動により感染の発生はありませんでしたが、今月新たに陽性の方が確認され、その影響等を注視しているところであります。今後も、町内や近隣地域での感染動向には細心の注意を払いつつ、状況に応じた適切な対応を図っていくことを12月7日に開催しました対策本部会議の中で確認したところであります。

新型コロナウイルスのワクチン接種までにはもうしばらく時間を要するものと予想される中、この冬は一人一人のご努力で乗り越えていかなければなりません。心配される医療体制について、県の公表資料によると、新型コロナウイルス感染症による入院のピークは11月26日で、県内の受入れ可能病床350床のうち、およそ3分の1に当たる118床が使用されたとのことであります。

その後の入院の推移を見ますと、県の発表では昨日時点は117人が入院となっておりますが、おおむね100人から110人前後で推移をしているようであります。しかしながら、冬場は免疫力の低下により、様々な症状の患者さんの増加も懸念されますので、通常の医療体制に影響を及ぼさないよう、引き続き感染防止の取り組みを行っていくことが重要であると考えております。

これから年末年始を迎えまして、人の移動や多くの人が集まる機会、また会食の機会も増えてまいります。このところの県内の感染動向を見ても、多人数での会食や感染が拡大している地域との往来を通じての感染例が多く見られ、20代を中心とした夏場と異なり、幅広い年齢層で感染が発生し、職場や家庭内への感染の広がりもうかがえます。また、寒い時季には空気が乾燥し、換気も十分に行えなくなるなど、飛沫感染への注意も必要となります。町としましては、今後も町民の皆様に対し、こうした状況も踏まえて、適時適切な情報の発信と注意喚起の呼びかけに努めてまいりたいと考えております。

商工農林課長（竹内君） ロ、事業所の支援についてお答えいたします。

厚生労働省が公表しております全国の新型コロナウイルス感染者数では、8月上旬に1日当た

りの新規感染者数1,595人をピークに、9月、10月は500人前後でほぼ横ばいでありましたが、11月に入ると徐々に増加し、昨日12月9日には過去最多となる新規感染者が確認されたとの報道があり、まさに第3波を迎えている状況でございます。

夏以降、経済活動が徐々に動き出し、特に影響が大きかった観光業や飲食店関係も、国のGo Toキャンペーンなどの施策により回復が期待されておりましたが、ここに来て再び新規感染者が増加していることから、今後の経済情勢も見通せず、経済活動の停滞が危惧されるところでございます。

このような中、コロナ禍における町内事業所への支援については、町内中小・零細企業を対象とした支援を中心に様々な支援制度などを創設し、利活用いただいているところでございます。今後も町内事業所の動向を注視し、関係団体や金融機関とも連携して、必要な支援策を講じてまいりたいと考えております。

町内事業所への支援策の状況でございますが、中小企業等の資金繰りを支援するため4月末に新設した経営安定特別資金（新型コロナウイルス対策）は、運転資金として貸付限度額が500万円、2年間の据置期間を設け、貸付利率を0.8%と低金利に設定しており、貸付後5年以内は金利負担がゼロ、また保証料についても全額補給しております。11月末までの融資状況は、あっせん申込件数が157件、融資額の合計が6億700万円という状況でございます。申込取扱期間は今年度末までとしており、融資の申請があった場合には迅速な対応に努めているところでございます。

次に、県と町との協調による新型コロナウイルス拡大防止協力金・支援金でございます。

4月24日から5月6日までの緊急事態宣言の発令中に休業等の要請に協力いただいた28事業所に対して、一律30万円の協力金を支給いたしました。飲食店など、施設の休業や時間短縮といった厳しい要請となりましたが、感染拡大防止への意識と行動により、ウイルス拡散防止の効果はあったものと考えております。

次に、コロナ禍において、新たなサービスとしてテイクアウトやデリバリーなどを始める飲食事業者を応援する新サービス創出応援補助金でございますが、補助限度額を20万円として、申請期間を令和2年6月1日から8月31日までとして実施をいたしました。申請件数としましては13件、交付決定額は254万円でございます。今後、事業を実施した飲食店事業者から実績報告をいただき、補助金額の確定後、随時補助金を交付してまいります。

次に、スタンプラリー消費回復応援事業でございます。

新型コロナウイルスの影響により業況が悪化している飲食、小売、サービス業などを中心に、経営回復と事業継続を図り地域の消費喚起を促すことを目的として、商工会への委託事業として実施をいたしました。6月と7月において2回実施し、延べ865人の方にご参加をいただいております。スタンプラリーでの買い物と進呈した商品券の利用を合わせると、500万円を超え

る経済効果があったものと考えております。

次に、小規模事業者等持続化応援支援金でございますが、国の持続化給付金の対象とならない1か月の売上げが前年同月比で30%以上50%未満減少している事業者に対して、事業全般に広く使える一律20万円の支援金を給付する制度でございます。11月末現在の支援金の給付状況は、48件の申請があり、総額で960万円を支給しております。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大が収まらず、収束の見通しが立たない状況から、当初は7月末までとしていた申請期間を来年1月29日まで延長し、支援を継続しているところでございます。

次に、雇用調整助成金等申請支援補助金でございますが、新型コロナウイルス感染症による影響を受けている事業所が、従業員等の雇用の維持を図るため、国の雇用調整助成金等の助成を受けるために、その申請書作成に係る業務を社会保険労務士に委託し支払った経費に対して補助をする制度でございます。補助申請は1事業者1回までとし、補助上限額を10万円としておりますが、8月1日から受付を開始し、11月末時点での申請件数は9件で、90万円を交付いたしました。

町の申請期間につきましては、国の雇用調整助成金に関連した補助金でございますので、国の助成期間が9月30日から12月31日まで延長されたことに伴い、町の補助申請期限を令和3年2月26日まで延長したところでございます。

なお、国では、新型コロナウイルスの感染が再び拡大している状況において、雇用情勢の悪化を防ぐため、雇用調整助成金の助成期間を令和3年2月末まで延長することを表明したことから、町の補助申請期限についてもさらなる延長を検討してまいります。

次に、商工会が実施いたしました飲食系応援クラウドファンディング事業に対する支援でございますが、クラウドファンディングで集まった支援額に対して運営会社に支払う手数料を補助いたしました。クラウドファンディングには町内飲食系事業者27社が登録し、目標額500万円に対して、総額457万5千円の支援がありました。コロナ禍で売上げが落ち込み、厳しい状況が続く町内飲食系事業所への支援につながったものと考えております。

新型コロナウイルス感染症はいまだ終息の気配が見えず、現在も全国で感染者が拡大し、先行きが見通せない状況であり、しばらくはこの影響が続くことが予想されます。町内事業所への支援策の延長及び新たな支援策などについて、国や県からの情報や動向を注視するとともに、商工会などの関係機関や金融機関などからの情報収集と共有を図り連携する中で、落ち込んだ景気が早期に回復できるよう継続した支援に努めてまいりたいと考えております。

5番（中島君） 町長、担当課長より、詳細にお答えいただきました。

対策本部は、この9か月間で22回、休日関係なく会議が開かれ、町民の皆様に向けても同報系防災行政無線などを通じ注意喚起がなされており、町内でもしっかりと感染予防への対応がな

されている。また、それによる町民の皆様の一人一人の感染予防に対する意識の高まりのおかげで、この長野圏域におかれましても、坂城町は急激な感染拡大はせず、比較的安定した推移で保たれていると感じます。公共施設におきましては見極めながらの状況ということなので、私、健康教室や体力づくり、また密をつくらない程度の人との交流の場所は本当、大切な場所、感染防止と予防への一翼を担うところだとも思いますので、その状況でよろしく願いいたします。

また、県全体での感染者数と病床につきましても、9日現在、入院等が150名で、うち重症者が4名ということです。12月9日現在、町内の病床数も350床分の117床、33.4%の使用率ということで、7割方空いているという状況も鑑みますと、医療が逼迫している他県よりは比較的安定して推移していると理解できますが、この病床数も、1つ使うごとに医療従事者の方々の人員もかかるということが現実でございますので、引き続きの予防意識を心がけていたきたいところでございます。

そして、町内にお住まいで、地域医療の指定病院でお勤めの看護師さんにお聞きしましたところ、「最初はこの新型コロナに対するマニュアルなどが完璧にできているわけではないので、日々、手探りでやっている部分があり、現場も混乱してしまうことがありました。緊急入院の患者さんもコロナの可能性も否定できないので、常に緊張感を持っていましたし、自分自身も感染してしまったら院内感染の原因になってしまう。また、その媒体にならないように、家に帰っても緊張感を持って生活しているため、ストレスを感じることもありました。今は、少しずつですが、対応の仕方や要領がつかめてきたので、前よりは落ち着いて仕事ができています」とお話ししてくださいました。ゆっくりですが、ウイズコロナの時代が進んでいる、そう感じるところでございます。また、長野圏域の警戒レベルにも、大都市部とは違うことを認識しながら、注視していきたいところでございます。

ここ11月に入って陽性患者数が増えてきていることも、ここ最近のPCR検査検体の増加ということも言われております。今行われているPCR検査は、いわゆる遺伝子増幅実験、新型コロナだけが持つ遺伝子を増幅させ、その数によって陽性か陰性かを判断している検査です。調べたところ、その検体の増幅回数のことをCt値と言いますが、その基準が各国で違うようで、日本はCt値40で検査をしていて、10個のウイルスで陽性反応者となります。台湾ではCt値35で検査をしているので陽性反応者は激減し、逆に、イギリスではCt値45で検査をしているので陽性反応者が激増しているということもあるようです。新型コロナはウイルスがいくつで発症するのか、まだ分からないため、このような基準のばらつきがあるようです。

ちなみに、種類は違いますが、インフルエンザウイルスは約1万個のウイルスで発症、感染すると言われております。

そんな中、徐々に日本でも検査体制が全国的に整ってきつつあり、厚生労働省の調べでは全国のPCR検査のみの6月の検査数は16万8,877回に対し、11月の検査数は78万1,

231回となっており、11月末時点で累計検査数350万2,536回に及んでいます。

県内では、6月の検査数は984回、11月は5,609回となっており、累計で2万3,898回行われております。長野では、6月から比べますと、11月には5.7倍の検査が行われるようになりました。今は、PCR検査のほか抗原検査もごさいますが、当初は何も分からない新型コロナ感染症での検査をするにも気を遣っていた検査が、民間でもPCR検査等の検査が手軽にできるという現状を理解するところでもあります。

また、検査の金額については、県が必要と判断した場合は無料でございます。ただし、病状の状況によっては、検査機関での検査は1万9,500円、これ、保険適用で自己負担3割として5,850円、医療機関での検査は1万5千円、保険適用で自己負担3割として4,500円の費用が発生する可能性があるそうです。病状がなく、不安で、自ら検査を希望した場合は、陽性でも陰性でも全て実費で2万円から4万円の費用がかかるそうです。

そして、9月議会では、インフルエンザの予防についても質問させていただきました。厚生労働省の調べで、インフルエンザの患者さんが昨年の8月31日から11月22日までの合計が7万866人に対し、今年の8月31日から11月22日までの患者数の合計が217人、前年比約0.3%と驚くべき数字が発表されました。ここでも感染予防策が功を奏しているのではないかと思いますし、学者さんによってはウイルス干渉という、1個の細胞に複数のウイルスが感染したときに一方あるいはその両方が増殖が制御される現象だそうですが、そういうこともあるとの見解もごさいます。本当に不思議な現象だなと思うところごさいます。

ちなみに、インフルエンザの予防接種の効果ですが、年齢層によって効果の違いはありますが、40%から60%と言われております。

引き続き、高齢者の方、また持病をお持ちの方は健康に十分留意していただくところごさいますが、この対応は、新型コロナ感染症のみならず、季節の変わり目などには常に注意が必要とされているところごさいます。

11月に、町内の医療関係者とのお話の中で新型コロナ感染症との新しい生活様式についてお話ししていたところ、3密、5小、7何とかを考えろと言われてました。それは、政府や知事などが提唱する、3密の回避、いわゆる密集・密接・密閉、そして5小とは、会食での少人数、小一時間、小声で、小皿に分け、小まめに換気というもので、何で7なのかと思いましたが、たまたま11月だったので、七五三で分かりやすいだろうと7何とかを考えろと言ったのだと思いますが、その人は7治療法と称し、ステロイド、RNAワクチン、人工抗体、JAK阻害剤、レムデシビル、アビガン、そしてECMO、いわゆる人工心肺装置と、現行行われている新型コロナ感染症患者さんに行われている治療法をお話くださいました。私は、当たり前のことですが、7の基本として、マスク、手洗い・消毒、咳エチケット、湿度、換気、適度な運動と食事と十分な睡眠と、8個以上言っちゃったと思います。

そんなお話の中で、この本を読めと渡された本がございます。皆様と、剣道している方はご存じかもしれませんが、上田市出身で京都大学卒業の現在は大阪大学の教授でいらっしゃいます日本の免疫学の第一人者、宮坂昌之先生が書かれた本でございますが、「新型コロナ 7つの謎」という本でございます。先生は、この著書の中で、ウイルスや病気には正しく理解することが必要で、そうすればむやみに怖がることはない。そして、全貌はまだ明らかではありません。しかし、人類の英知を結集した成果が徐々に集まりつつあり、その正体と攻略法が分かりつつあります。私は、いつまでもCOVID-19、いわゆる新型コロナウイルスにやられっぱなしということではなく、必ずこの病気を克服できるようになると考えていますと、勇気と元気が出ることを書かれております。

新型コロナ感染症での陽性患者さん、またそのご家族、医療従事者、飲食店等に対する誹謗中傷をしない。なくしていくためにも、我々は正しく理解していくことが大切だと思います。

そんな中、海外では、新型コロナ感染症への対策でワクチンが承認され、接種が始まりました。新型コロナ感染症での大きな前進だと思います。日本でも、新型コロナの予防接種が無料で受けられる改正予防接種法案が可決され、それに向け、環境も整ってまいります。明るいニュースなので大いに期待して、日本の経済回復と住民の皆様の日常生活に超特急で結びついていてもらいたいところです。

そんな上での事業所の支援についてでございます。国や県、そして町独自の支援策も事業所経営の安定への一翼を担う中、利用状況なども説明いただきました。町内事業所の厳しい中での持続経営を支援できているのではないかと思います。まだ、この先のことを考えますと不安は消えません。

先日、国務大臣兼オリンピック・パラリンピック担当大臣の橋本聖子大臣が長野市を訪れた際にお話をしたところ、来年のオリンピック・パラリンピックは、開催できるのかできないのかどうかではなく、どうしたらみんなが安心して開催できるかという行動をしていくと、新型コロナ感染症の収束に向け力強い言葉を言っておられました。これからは、感染症の収束と経済の回復の両立をしていかなければならないことを理解していただきたいところです。

先ほどの担当課長の答弁にもありましたが、町内の車関係、建機関係の製造業は回復傾向にあるとお話を聞きました。食品製造業は、感染症での影響も少なく、安定しているようです。食品加工販売業、また卸売業は、Go Toトラベルで一時的に売上げが上がったものの、消費拡大世代、また高齢者の方々の移動制限などで消費が落ち込み、問屋も大量の在庫を抱える中、このままだと経営が逼迫してしまうとお話くださいました。機械装置関係は、回復が遅れているものの徐々に上向いてきているようで、飲食店は、地域のお客様のご協力で一時的にテイクアウト、デリバリーなどで売上げが上向きましたが、ここに来ての感染拡大の影響で、来客の激減、宴会などもキャンセルが多く、また飲食店で感染とか言われてしまう中で、「宴会の広告などを出

したいが、そこも悩むところでもある。企業努力を続けて、何とか商売を続けていきたい」とお話をくださいました。建設業は、コロナの影響もないまま事業はしていますが、予算の削減などによる仕事の減少で、これから先が不安材料になってきている。農業の中でも、花卉栽培農家さんは、祭事等の減少による影響があるようでございます。

政府は、今週から様々な経済支援策、また税政改正法案を打ち出してまいります。それによる事業所等の支援へ補正予算の部分と期限の延長、また雇用面、就労面、税制面、そして収入の減少による就業者の生活不安等の対策につきましても、町行政機関の対応が必要でございますので、身軽で柔軟な対応を引き続きお願い申し上げます。

さきの朝倉議員の質問にもございましたが、町政運営での財政面におきましても、新型コロナ対策での支援に対しまして補正面での考えをお願いする中ではございますが、加えて、新型コロナ感染症が落ち着いてきたら、自粛をやむなくされている経済の消費が多い高齢者の方々に対しても施策が必要ではないかと考えるところでもございます。

それでは、次の質問に移ります。

2の大雪対策について、イの除雪体制の強化についてでございます。

大げさかもしれませんが、ここ最近、全国の災害が激甚化する傾向にある中で、これからの季節、考えられることといえば雪ではないでしょうか。ここ数年、雪が少ない年が続いていますが、今年も少ないとは限りません。平成26年の大雪の例もございます。また、昨今、一人暮らし、高齢者などのご家庭が増えている中、大雪災害での地域住民の安心、安全と、ご協力とご理解を求めていく上での自助・共助・公助の観点からも、町の除雪体制を知り、雪に対する町民の皆様への困り事などを周知してもらうことは大切なことです。

そんな考えから、具体的にお聞きしたいですが、主要町道の除雪体制はどのような体制ですか。雪捨て場の場所はどこになりますか。町と区との連携はどのような体制でしょうか。大雪災害時の町と企業との協力体制へのお考えは。

以上、イについて質問いたします。

建設課長（大井君） 大雪対策についてのご質問に順次お答えをいたします。

町では毎年、冬季の降雪に備え、除雪や融雪剤の散布について実績のある業者に委託しており、必要な経費について、今議会の補正予算案に計上をしております。

はじめに、町の除雪体制についてのご質問ですが、通常、町道は町内の建設業4社に専用の大型機械8台を保有していただき、除雪作業を実施していただくよう委託契約を結んでおります。

除雪作業は、国道や県道を結ぶ主要幹線道路、循環バス路線、各駅への進入路などの53路線、約46キロの路線を除雪路線に指定し、実施いたします。除雪作業を行う目安として、おおむね10センチメートルの積雪があった場合、除雪作業を開始し、通勤・通学に支障がないよう、午前7時までに終了することができるよう行っております。

また、平成26年2月には、西日本から北日本にかけての太平洋側を中心に広い範囲で降雪があり、特に関東甲信や東北地方の一部で記録的な大雪がございました。当町においても、おおむね80センチメートルの降雪があり、工場や農業施設の被害をはじめ、除雪作業などに時間を要し、道路機能に大きな支障がございました。

この経験を踏まえ、通常の除雪作業を委託している4社で処理し切れない降雪があった場合、町内の建設業などで重機等を保有している10社に追加出動をしていただくよう協力依頼を行っております。

さらに、平成26年の大雪を契機に、管理者が異なる県道と町道の除雪作業を一体的に実施できるよう、千曲建設事務所と緊急時における相互除雪の協定を締結しております。また、融雪剤の散布は、路面の凍結が予想される際に、主要幹線道路10路線約10キロに散布を行うよう業者委託を行っております。

次に、雪捨て場の場所でございますが、さかき千曲川バラ公園のイベント広場を大雪時の雪捨て場に定め、行政協力委員会や町のホームページで周知をしております。

続きまして、町と区の連携についてのご質問ですが、融雪剤の散布や除雪について、先月開催された行政協力委員会においてご協力をお願いいたしました。融雪剤の散布は、公民館の周辺や地域生活道路などに散布するため、必要な量を申請していただき、指定された場所に届けております。さらに融雪剤が必要となった場合は、役場において随時配布を行っております。

また、除雪につきましては、主要幹線道路などは町が実施し、除雪機械などが使用できない生活道路などについて、地域の皆様に除雪作業を行っていただいております。

次に、企業との協力体制についてのご質問ですが、企業との協力体制の一つとして、除雪作業に対し企業が所有する重機等を借り受けることなどが考えられます。町内には、除雪作業にも使用できる重機を所有し、日常の生産活動を行われている企業がございます。このような重機を所有されている企業では、自社敷地内の除雪を行い、業務に支障がなければ、町が行う町道等の除雪作業にご提供していただくということが考えられます。

一方、先ほど申し上げました大雪の際の応援を町内の建設業など10社に依頼をしてございます。このような建設業を中心とした多くの業者で除雪作業を行い、さらに企業から重機を借用した場合、重機の運転免許を持つオペレーターの確保が非常に困難になってまいります。また、借用する重機の保険の加入状況など、実際の除雪作業を行うまでに精査する課題がございますので、企業との協力体制の構築につきましては、それぞれの時点で必要に応じて判断してまいりたいと考えております。

5番（中島君） 担当課長より、具体的にお答えいただきました。

大型機械8台の用意がある。積雪が10センチメートルになると町内主要道路の除雪が行われる。大雪時には、緊急時における相互除雪協定が結ばれている。また、雪捨て場の場所、千曲川

バラ公園のイベント広場、加えて融雪剤なども区や役場で配布され、生活道路などの利用には使用できるということが確認できました。

大雪災害時の企業連携につきましては、我が町には重機を取り扱っている事業所が数社ございます。26年の大雪以後、町内企業の経営者の方とお話の中で、災害級の大雪時、うちの建機、貸してもいいですよとおっしゃってくださった社長さんがおられました。町民の皆様のために、町への災害協力を考えていただいていることに感銘を受けました。

その中ですが、維持管理の部分、またオペレーターの部分、それに準ずる損害賠償の部分、クリアすべき問題点もあることも分かりましたが、官民一体の災害対策の構築こそが我が町の強みでもあり、共助の取り組みでの最大の武器とも考えます。町民の皆様と町で働いている方々の安心、安全を守るためにも、それに向けて、共に一つ一つ解決していけるよう考えていきたいところでございます。また、個人でやる除雪の際に、雪を道路に出すことは道路交通法に触れますので、十分に気をつけていただきたいところでもございます。

まとめとしまして、10月20日に、所属している総務産業常任委員会の閉会中調査として、千曲川堤防災害復旧現場、新工業団地建設予定地とA09号線インター先線等を千曲川建設事務所所長と町建設課、商工農林課、施工業者の説明の下、視察してまいりました。

新工業団地造成事業は、3.6ヘクタールという造成地との説明で、10月29日に農振地域の除外を受け、上下水道や区画道路、調整池などの協議を進められており、加えて、A09号線のインター先線工事も今年度、しなの鉄道跨線橋架設工事が実施され、工業団地への物流と利便性の向上のためのインフラ整備は令和4年度の完成が待たれるところでもございます。

台風19号の災害復旧現場は、農地災害復旧現場を視察し、復旧面積4.14ヘクタールは本年4月までに工事が完了し、いずれの箇所も、農作物の栽培が行われていました。

そして、千曲川堤防災害ですが、南条右岸、鼠宿右岸、網掛左岸の3か所の護岸工事が仮復旧から本格的な工事へと進められております。どの工事も、のり面をコンクリートブロックと河川部は根固めブロック、巨石による水制御を組み合わせた工事を行い、強靱化が図られ、大工事ではありますが、いずれも本年度中の完成予定とのことでございます。特に、19号による千曲川災害におきましては、当町の場合、迅速な対応と素早い工事、また河川内の運動施設におきましても、千曲川流域市町村の中でも比較的早く使用できることになったことに対しましても、関係各所、各機関に敬意を払うところでございます。

災害対策、感染症対策と、コト自然災害にとっては無力かもしれませんが、その後の復興・復活、そして収束されるのは人類であり、我々の仕事です。昨今、国の判断か、県の判断かと、行政間での議論がされているところもございますが、いずれの対策にしても、町民の皆様の生命と財産、そして安心、安全の生活を考えれば、当町におきましては、今後も今までと同様に早期の判断力と行動力があるものと確信して、私の一般質問を終わります。

議長（西沢さん） ここで、昼食のため、午後１時３０分まで休憩とします。

（休憩 午前１１時４０分～再開 午後 １時３０分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

１４番 大森茂彦君の質問を許します。

１４番（大森君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

コロナ危機で多くの国民が収入を絶たれ、中小零細業者は営業存廃の瀬戸際となっております。町内の大手事業所については、町長の招集挨拶で報告されました。また、その他の飲食店、あるいは零細製造業の状況も、これまでの議員の質問の中で報告もありました。

また、新型コロナウイルス感染症について、町内では感染者がまた確認されることになりました。県下では、９日、２５人の感染と６人の死亡が報告されております。

北海道の旭川市、大阪府では、既に医療崩壊が始まっているといってもいいような事態が起きております。

さて、町の今後、１０年間のまちづくり全体の基本構想を定める坂城町第６次長期総合計画及び国土利用計画（第４次坂城町計画）、来年度から５年間を見据えた第２期坂城町まち・ひと・しごとの創生総合戦略、また、人口ビジョン、公共施設個別施設計画、また、個別の計画として、町障害者計画、第６期障害福祉計画、第２期障害児福祉計画、そして、町健康づくり計画、これらの策定の検討が現在行なわれております。さらに、第８期の介護保険の見直し、国民健康保険の見直し等も行われます。

これらは、来年度一斉にスタートする内容であります。今後、これらの計画について整合性の取れた施策の実施をお願いするところであります。

今議会の一般質問ですが、私が最後の一般質問となりました。質問内容は、どれもこれまでの質問で明らかにされております。とは言え、質問通告をしていますので、順次質問いたしますので、ご答弁のほうもよろしくお願いいたします。

１といたしまして、来年度予算の編成方針は、（イ）来年度予算の見通しは。

まず、お聞きするのが、新型コロナ感染の影響で町内企業の経済状況はどのようなになっているでしょうか。

次に、来年度予算編成における歳入の見通しはいかがでしょうか。このコロナ禍で企業の活動が一時ストップしたり、縮小したりということがありました。そういう点での法人税の見込み、あるいは、今、国の方では固定資産税の据置きなども検討されております。これらを含めると、町の歳入は大変難しいものというふうに感じます。それについて、来年度予算編成における歳入の見通しについてお尋ねいたします。

次に、来年度の事業で、現在実施されている事業の拡充、増額、あるいは廃止する事業、また、新たに始める新規事業はどのようなものを考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

今年度は、昨年暮れからの新型コロナウイルス感染の対応でスタートしました。大変なコロナの対応する上で、この1年、町職員の皆さんも大変な状況だと、よく対応していただけたというふうに思っております。町内事業者支援に財政調整基金の一部を取り崩しての対応もされました。そして、現在の財政調整基金の状況はどのようなになっているのかお尋ねいたします。

(ロ) 来年度の職員採用についてお尋ねします。

来年度の職員採用について、町広報12月号に詳しく掲載されておりますけれども、この内容についてお聞きするために、人数及び職種についてお尋ねをいたします。

次に、来年度の会計年度任用職員の採用人数は何人ほどを予定しているのでしょうか。

以上で、1回目の質問といたします。

町長(山村君) ただいま大森議員さんから、1番目の質問としまして、来年度予算の編成方針はということでご質問いただきました。大森議員さんもおっしゃっていましたが、ほかの議員さんの答弁もしておりますのでダブってお答えすることになると思いますけれども、ただ、最後の一般質問で時間をいただきましたので、まとめてもう一回お話しすることとされており、ありがたいと思っております。

私からは、(イ)の来年度の予算の見通しについてお答えしまして、(ロ)の再年度の職員採用については、担当課長から答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症は、昨年、中国武漢市で確認されて以降、1年余りで全世界に急激に拡大し、今もなお猛威を振るい、様々な影響を及ぼしております。

国内におきましても、外出の自粛や都道府県をまたぐ移動の自粛、一部事業所等による休業や時間短縮、また、手洗い、手指の消毒、マスクの着用など、新しい生活様式に沿った行動など、感染防止への取り組みを徹底していただいていたところではありますが、第一波、第二波、第三波と何回も押し寄せる波に、その都度、最善の対策を考え、対応をしてきているところでございます。

町内におきましても、新型コロナウイルス感染症対策としまして、地域の経済活動や企業活動が停滞しないよう支援策を講じてきたところであります。また、町内企業の経営状況につきましては、商工会等関係機関や町内金融機関、また、当町が四半期ごとに実施しております企業経営状況調査や会議等で企業からお話をお聞きする中では、総体的には依然として厳しい状況であると感じております。

製造業につきましては、自動車関係・建設機械関係の企業が回復傾向であり、工作機械関係では徐々に動きが出てきたようでございますが、小規模企業の受注の増加には、もうしばらく時間がかかるものと考えております。

また一方、飲食業につきましては、非常に厳しい状況が続いております。飲食店等では、手指の消毒や換気、飛沫感染を予防する仕切り板の設置や県が推進する新型コロナ対策推進宣言の店舗登録など、安心・安全にご利用いただくための感染予防対策や取り組みを行っていただいております。

ります。

しかし、例年ですと町内企業や地域の団体などの予約や利用が多い忘新年会などが今年はかなり減少し、この時期に多くの収益を上げているところでありましたが、今年の年末年始に係る収益は大幅に減少する見込みとの声を多く聞いております。

来週には、商工会と連携をし、年末の飲食店の盛り込みやおせち料理等の注文・予約、営業日などの情報を掲載した折り込みチラシを入れるなど、今後も状況に応じた事業所支援を講じてまいりたいと思います。年末の一つの景気に対するプッシュになればなというふうに思っております。

次に、来年度予算編成における歳入の見通しでございます。

はじめに、町の収入の約4割を占める町税につきましては、今年度において、個人町民税は堅調な推移が見られるものの、町税の増収を支えてきた法人町民税は、新型コロナウイルス感染症の影響などによる収益の減少等により減収の見通しとなったことから、本議会に上程している一般会計補正予算第12号において2,500万円の減額をお願いしているところでございます。

私、町長になって10年目でありますけれども、今まで、毎回、毎回、議会におきまして、法人町民税の増収の補正予算を組ませていただきまして、今回初めて減額をお願いということになりました。それだけ厳しい状況になっているなというふうに思っております。

このような状況の中で、来年度におきまして、令和元年10月からの法人町民税の法人税割の税率の引下げが通年で適用されることや、現在の低迷している経済情勢が個人・法人の所得に与える影響に加え、3年ごとに行われる固定資産評価替による固定資産税の減収を踏まえると、町税全体での増収を期待することは難しいものと考えているところでございます。

また、全ての地方公共団体が一定の行政サービスを提供できるよう、その財源の不足額分を国において再配分する地方交付税については、国の地方財政計画が不透明な中ではありますが、原資となる法人税・消費税等の国税の税収が減少したことにより、総務省の概算要求ベースで、前年度対比約2.4%、4千億円の減額となっております。

一方で、地方消費税交付金について、令和元年10月からの消費税10%への引上げによる地方分の増額や多くの皆様にご利用いただいているふるさと寄附金を財源としたふるさとまちづくり基金繰入金で、増額が期待できるものの、歳入全体では大変厳しい状況になろうかと考えているところでございます。

続きまして、来年度の新規事業や拡充、あるいは廃止事業等のご質問につきましては、現在、各課におきまして次年度の事業を組み立て、予算要求を行う段階であり、今後、事業内容の精査・調整を図る中で検討をまいっているところでございます。

事業の拡充、廃止、または追加される新規事項については、3月議会でお示しできるものと思われま。

来年度の予算編成にあたりましては、新たに策定する第6次長期総合計画によるまちづくりを目指し、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略による人口減少対策などの施策を中心に、坂城町公共施設個別施設計画等の計画に位置付けられた事業について、緊急性等考慮しながら順位付けをし、施策展開を図ってまいりたいと考えております。

また、今年度は、コロナ禍での感染拡大防止の観点から、事業の縮小あるいは中止を余儀なくされております。

事業の計画においては、今年度の状況を踏まえ、社会変容及び価値観の変化等も考慮し、実施の可否を含め実施方法の見直しを行うことで、限られた財源をより効率的・効果的に活用できるよう、既存事業においても見直しを図ることとしたところでございます。

次に、財政調整基金の現状につきましては1億3,366万2千円を取り崩し、基金残高は23億2,471万9千円で、令和元年度末と比較し8,415万1千円の減少でございます。

財政調整基金は、町財政の健全な運営を図ることを目的に、経済事情の著しい変動による財源不足や災害により生じた経費、または災害により生じた減収を埋めるための経費等として決算余剰金などを積み立てているものでございます。必要に応じて取崩しを行い、迅速な事業実施等の対応を図ってまいり所存でございます。

いずれにいたしましても、来年度の予算編成につきましては、歳入見込みが非常に厳しい状況ではありますが、創意工夫による事業の実施と徹底した経費削減に努める中で、メリハリのある事業展開を目指してまいりたいと考えております。

総務課長（柳澤君） 続きまして、（ロ）来年度の職員採用についてお答えいたします。

初めに、職員の採用であります。毎年、今後の退職予定の職員の状況などを考慮して、年度当初の段階で採用計画を立てながら進めております。

また、集中改革プランにおける定員管理の適正化として、目標とする職員数142名を基準として、現在の職員の年齢構成等も見らる中で、将来的な町政運営が継続的に行われ、支障の来すことがないよう職員を確保し、年代ごとのバランスも図っていくことを考慮しながら、毎年度計画的に採用してまいりたいと考えております。

昨年度におきましては、退職者が8名でございましたが、本年度4月には11名の職員を採用したところでございます。

今年度の募集としましては、これまで計3回の採用試験を実施し、職種としましては、社会人経験のある方も含め、行政職と土木技術職、また、中級の保育士で、募集人員としましては、ともに若干名としているところであり、現時点におきましては、具体的には、その採用人数について申し上げることはできないところでございます。

また、来月にも第4回の採用試験を予定しているところであり、職種としましては、これまでとほぼ同様でございます。

続きまして、会計年度任用職員の関係でございます。

会計年度任用職員の制度につきましては、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営推進と地方公務員の臨時・非常勤職員の適性を確保することを目的としまして、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、本年４月から制度が開始されました。

今年度の状況をみますと、一会計年度を超えない範囲で置かれる非常勤の職として、常勤の職員と同様の勤務時間、勤務日数であるフルタイムの職員が、役場庁舎や保健センターなどの出先機関、小中学校、図書館、保育園、子育て支援センターなどで２７名、また、フルタイムでない勤務形態のパートタイム職員につきましては、役場庁舎や保健センター、教育委員会事務局、教育委員会出先機関、小中学校・児童館、保育園、子育て支援センターといった部署で１６２名を任用しているところでございます。

次年度の事業展開により、会計年度職員の数も増減すると思いますが、今年度と同程度の任用体制を考えていかなければいけないのではないかとと思われるところでございます。

会計年度任用職員の数についてであります。毎年度、当初予算の段階で各事業の執行を組み立てていく中、それぞれの部署における職員について、その業務量によってそれぞれ必要な人数を配置していることになりますので、こちらに関しましても、現時点において具体的に来年度の任用数まで申し上げられるところではないところでございます。

ただ、限られた職員のみで年々増加しつつある業務量を全て行っていくことは限界もあるところでありまして、そうした部分につきましては、必要な範囲内で会計年度任用職員の方々にお願いしていかなければならない状況と考えているところであります。

１４番（大森君） それでは、町長と総務課長より答弁をいただきました。

来年度の予算編成する上で、歳入の厳しさというのはどこも、このコロナ禍の中では苦労されるというふうに思われます。

また、地方交付税も２．４％も減額になるというようなこともありまして、町へもどのぐらいのものが来るのかということもちょっと心配されます。また、消費税１０％になって、地方消費税についても配分を、税率を上げてもらうということも必要になるかと思いますが、こういう点では、ちょっとそこまで私は強くは、消費税を廃止するという立場から見ても、これを財源にするということは私は考えられないんですが、それでも、国からのそういう交付されるということですね。それは、それできちっと要求するということが必要だというふうに感じております。

また、町内の飲食店等の支援ということで、先ほど何か年末年始に関わるおせちですか、こんなのもチラシ出すということを支援したいということですが、私のところでは家族には帰省するなということで、おせちどころかという感じはあるんですが、その辺のところをやはりもう少し具体的に支援できる、直接支援するというのが私は第一ではないかというふうに感じます。

ので、そのことを、これはこれでやっていただいて、またそのことについて、また別に検討して
いっていただきたいということを要望しておきたいと思うわけです。

一番は、来年度の事業をどうするかということでは、まだまだ当然決まってはいませんけども、
一丁目一番地といいますか地方自治体の役割、やはり町民の命と暮らしを守るところをや
はり第一にしまして、やはり今後の対策、そして、予算組む上でもそのことをきちっと念頭に入
れて予算を組んでいっていただきたいと。

先ほど申しましたが、介護保険が見直しになり、また、サービスもいろいろと変わってくる予
定になっています。また、国保の税率も変わると、また、後期高齢者の医療の2割負担というこ
とも、国会を閉めてから、こういうものがみんな議論されていると、本当は、国会開会中に全議
員が含まれて大議論して決めていくという方向でなければいけないのを二つの政党の政権与党だけ
で、所得、年金額を所得いくらにするかと、ただそれだけのことで簡単に決まっていくと。やは
り、国民の生活を全く見ていないという点でこの点は本当大きな国会で議論しないという問題点
だというふうに思っております。

そういう意味で、財政調整基金がこの間のコロナ対策として相当使われたと、1億3千万ぐら
いですか、それで、今現在が23億2千万ほどあるということで、やはり、これについてももう
少し、先ほど述べましたように、町民の命と暮らしを守ることと、町内の飲食店なんかを
もっと具体的に支援させていくと、直接支援するということがどうしても必要だと思いますので、
やはり来年度に向けてこれはお願いしていくことが必要だというふうに感じております。

あと、来年度の職員採用の点ですけども、相当な会計年度の方がいらっしゃるわけで、特に非
常勤でフルタイムという方が27名、それから、パート関係で162名ということであるんです
が、だから、特に常勤の非常勤という方については、やはり正規職員を極力採用していくとい
うことの方角性を持っていただきたいというふうに思うんです。

特に、これは保育士の採用については、この後の2番目で議論したいと思いますが、もう一つ
大事な点として、行政の土木の関係です。技能士の採用、どのぐらいの方を採用するか、先ほど
数字はちょっと述べられないということなんですが、その土木関係での状況についてちょっとご
答弁願いたいと思います。

総務課長（柳澤君） 職員採用の関係で土木職員といった部分の採用に関してでございます。

ここ数年、土木職員の採用というところに関しましては、採用計画を立てまして募集もしてい
るところなんですけれども、なかなか応募がなかったというふうな状況でございます。

本年度4月になんとか1名の方を確保したところでございますけれども、今年度につきましても
何名かにつきましては確保を目指しているというふうな状況でございます。

14番（大森君） 特に土木の技能・技術を持っている方の採用をやはり定期的にきちっと採用し
ていくと。庁舎内の職員の仕事状況をいろいろ見たりしていると、やはり建設か、土木かのと

ころ結構大変じゃないかなと、特に下水道関係が非常に大変な状態じゃないかなというふうには察するところです。

それと、有資格者とすれば何人もいらっしゃるんですが、当然、下水だけでずっと定年までいるというわけには当然いきませんし、行政全体を熟知していけば、いろんな部署へも当然配属しなきゃいけないということ分かりますけども、やはり、そういう意味では滞りのない土木事業ができるようにすることをお願いしておきたいというふうに思います。

ちょっと時間も迫っておりますが、次に、2といたしまして、魅力ある保育行政ということで質問させていただきます。

保育は、次の時代を担う大事な子どもさんたちであります。そして、坂城の子は坂城で育てるという、町もそこまで責任を持って育てましょうというものであります。まず、魅力ある保育行政ということで、(イ) まず、クラス担当の基準の見直しをしていただけないか、クラス担当の基準の見直しを、そして、質問内容は、来年度の3園の申請状況はどうなっているのでしょうか。

また、坂城保育園でのゼロ歳児保育がまだ実施されておられませんけども、この計画はどうなっているのでしょうか。

次に、保育園のクラス担当は正規職員で当たるべきと考えておりますが、各保育園の状況はどのようなになっているのでしょうか。

(ロ)といたしまして、保育士の確保は大丈夫かということで、来年度の保育士の確保については、どんな募集活動をされているのか、お尋ねします。

また、この募集にあたって他市町村の自慢のできる坂城の売りを、一体これは何なのか、これについてもお尋ねします。

(ハ)といたしまして、副食費の全額助成は。園児の副食費が、国は4,500円、町のほうは4,200円ということで徴収していますが、これを全額助成できないかという点であります。

以上で、1回目の質問といたします。

教育長（清水君） 2、魅力ある保育行政へのうち、保育士の確保は大丈夫かのご質問につきましてお答えします。

町職員の採用につきましては、退職者数の状況などから専門職である保育士も合わせて、毎年、職員採用計画を定め実施しております。

来年度の採用に向けましては、7月に試験を実施し、来月にも実施する予定であります。

保育士の確保につきましては、町の職員採用の周知のほか、県内の幼児教育学科・幼児保育学科のある短期大学とも連絡を取り合う中で、町の保育園のPRに努めているところであります。

今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、直接学校へ出向いての学生説明会や就職担当者との打ち合わせができない状況でありましたが、保育士を目指す学生のいる学校へ、町の紹介パンフレットや職員採用試験要項をはじめ、保育士の手書きによる保育現場から

の体験談や町の保育の魅力を伝えるダイレクトメッセージを作成し、学校に送付したところであり
ます。

学校側には、就職説明会の際に学生へ、これらの配布をお願いしたり、校内の掲示板への掲示、
各パンフレットの配置にもご協力をいただいたりしているところでもあります。

また、今月に入りまして、県の保育士人材バンクから再来年度の就職に向けてガイダンスに関
する情報提供がありましたので、坂城町の保育を知っていただけるよう機会を捉えて積極的に参
加し、魅力を発信していけるよう努めていきたいと考えております。

続きまして、他市町村に自慢できる事業は何かというご質問ではありますが、町では保育園だけ
でなく、町内外の幼稚園に通う子どもも含めまして町内に居住する全5歳児を対象に、子どもの
集団遊びや行動観察の中から個性や特徴を把握するため、5歳児すくすく相談事業を実施してお
ります。

また、6歳になる年長児を対象とした、子どもの成長発達や日々の行動改善を促すための発達
フォロー支援事業として、すくすくランドを実施しております。

これらの事業につきましては、早期段階から子どもの状態を把握することで保育士の関わり方
を確認し、保護者との共通理解の下、今後の支援の方向について協議し、適切な支援や必要な関
係機関との連携・体制づくりに努めているところでもあります。

加えまして、町内3保育園では、小学校に配置するALT（外国語指導講師）が、各保育園を
回り、英語遊びの時間を保育の中で取り入れております。

対象とするクラスは年長と年中児ではありますが、この年代の子ども達は何事にも興味を示し、
聞いたり感じたりしたことを表現できる力もついてくることから、英語に親しみ楽しみながら学
べる大変有意義な機会となっていると考えております。

また、町に配置する教育コーディネーターが各保育園を巡回訪問する中で、子どもへの理解や
配慮を深めるため、保育士に向けたすくすく通信を発行し、現場保育士へ助言を行ったり、相談
に応じたりしています。

このように、町では同じ年齢の子どもを担当する保育士間で定期的にお互いの保育を研究し、
意見交換を行うなど、顔が見える距離にあることも魅力の一つであると考えます。

今後に関しましても、自然に囲まれた緑豊かな町であることなどを生かし、日々の保育に季節
を感じ、地域の文化に触れ、たくさんの人との交流、様々な体験など3園それぞれの取り組みと
して行う活動も続けていきながら、申し上げましたような町独自の事業をさらに進め、町の保育
に関して魅力あるものにしてまいりたいと考えております。

子ども支援室長（鳴海さん） 私からは、2、魅力のある保育行政へのうち、（イ）クラス担任の
基準の見直しは及びハ、副食費の全額助成をについて順次お答えいたします。

はじめに、（イ）クラス担任の基準の見直しはであります。町保育園につきましては、各地

域小学校区単位で保育園を設置しており、各保育園には、保育園の規模による定員数を定め、子どもの年齢と人数に応じた保育を実施しているところでございます。

先日、それぞれの保育園において新規の保育園入園申込みの受付を行いました。来年4月から入園するお子さんにつきまして、保護者と一緒に来園していただき、園長・栄養士との面談で、生活面での日頃の状態や健康面での留意する点などの確認をさせていただいたところでございます。

来年度の各地区からの申請状況でございますが、まず、南条・中之条地区から申し上げますと、3歳以上児につきましては、新規8人、継続91人、2歳児の新規が8人、継続が16人、1歳児の新規が11人、継続が9人、0歳児の新規が9人であります。

次に、坂城地区からの申請状況でございますが、3歳以上児につきましては、新規4人、継続57人、2歳児の新規が7人、継続が13人、1歳児の新規が9人、継続が6人であります。

次に、村上地区からの申請状況でございますが、3歳以上児につきましては、新規5人、継続46人、2歳児の新規が1人、継続が5人、1歳児の新規が3人、継続が3人、0歳児の新規が3人という状況であります。

来年度の申込み状況を全体で見ますと、3歳以上児の新規申込み者数より3歳未満児の新規申込み者数のほうが多いといった状況でございます。

続きまして、坂城保育園でのゼロ歳児保育の実施をとの質問でございますが、保育所の運営につきましては、児童福祉法第45条の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が定められております。

この基準には、保育所の設備に関すること、保育士の人数、保育時間などが示されており、この基準により保育園の運営を行っております。

保育所の保育士の数につきましては、基準第33条の2項で、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳児以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上となっております。

現在、町で行っているゼロ歳児保育につきましては、南条保育園と村上保育園で合計4クラス、12人の乳児を4人の保育士により実施しております。

来年度、坂城地区からのゼロ歳児保育の入園希望はなく、27年度以降の申込み状況から見ましても、これまでに希望された方は29年度に1人という状況でございます。

ほかの地域と比較いたしますと確かに少ない状況ではありますが、保護者の育児休業が取得できたこと、あるいは家庭内において保育が可能であったものと考えており、また、実施にあたりましては、施設的な課題もございます。

続きまして、保育園のクラス担当は正規保育士であたるべきであるとするが、その状況はと

の質問にお答えいたします。

今年度の保育運営につきましては、3園合計で32クラスで編成をし、クラス担当は正規職員が21人で、会計年度任用職員は11人です。

生活面では自立し始め、精神面での発達も大きい3歳以上児のクラスにつきましては、12クラス全てに正規職員を配置し、担任は子どもの活動としてルールを学びながら遊びの領域を広げ、友達との関わり方、給食などの経験を通じ、安心して活動できるクラスづくりに努めております。

一方、3歳未満児クラスは20クラスあり、そのうち正規職員9人、会計年度任用職員11人がクラス担当として当たっております。

会計年度任用職員の保育士が担当する3歳未満児は、各保育園において同じ年齢のクラスは1つの保育室で保育を行っており、必ず正規職員が在室する中で適正な指示の下、保育がなされております。

このように、同じ保育室で保育できることは、多くの保育士がおりますので、子どもの状態の変化にいち早く気づくことができたり、保育士が保育に関し一人で悩むことなくいつでも相談、確認の上、日々の保育ができていますと考えております。

これからの子どもの未来を描き、成長を温かく見守る保育を職員とともに会計年度任用職員にも携わっていただきながら実践できるよう努めてまいります。

続きまして、(ハ)副食費の全額助成についてお答えいたします。

副食費につきましては、これまで3歳から5歳児の保育料全体の中に含まれておりましたが、昨年10月からスタートいたしました、幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、保育園等を利用する子どもの利用料のみが無償化の対象となり、給食費に当たる食材料費につきまして、これまでと同様に保護者負担を基本とすることが示されています。

国におきましては、月額4,500円を副食費の実費徴収の目安としており、現在、町では、国の示す目安より300円低く、月額4,200円で保護者の方に負担をしていただいている状況であります。

この副食費の徴収に際しましては、月額300円低く設定したことに加え、同時通園の第2子につきましては、半額の2,100円とし、第3子以降につきましては、子どもの年齢に関係なく無料とする町独自の軽減を実施してまいりました。

国が示す副食費の基本的な考え方といたしますと、3歳未満児の保育につきましては、主食を含めた給食費全てが保育料に含まれ、保護者負担としていること、保育園等に通わず在宅で子育てをする場合でも、家庭内で生じる費用であることなど、公平性の観点からも無償化とする子どもの利用料とは別の取扱いとしています。

また、副食費として徴収する費用には、調理に係る人件費や光熱水費は含まれておらず、食材料費のみを負担していただいておりますので、食事の質の確保をすることからも全額助成は厳し

いものと考えております。

今後、町で取り組む子ども・子育て支援事業を推進するにあたりましては、子育て世帯への支援について、今後、さらにどのような支援ができるのか、副食費の軽減対象や軽減の在り方を含めた経済的支援について研究してまいりたいと考えております。

14番（大森君） それでは、2回目の質問を行います。

保育士の担当の基準見直しということでは、特に低年齢の0歳、1歳、2歳ぐらいですか、までの子供さんたちに対しては、それぞれの自治体が独自に規定を設けて少人数で当たっているところが、今、広がってきています。これについてを実施をやっていく必要があるというふうに思うんです。

それと、保育士の状況なんです、クラス担当ということで一つの部屋で正規の職員一人で、あと何人かの会計年度の職員をやっているということなんです、やはり働く上で同一労働、同一賃金と同じ働き方をして、まず基本です、それが。それで、27名の会計年度の方がいらっしゃるということですが、そのうちの11人が保育士なんです。だから、本当に子育てに力を入れているのかということです。

それと、保育士の募集についてです。魅力あるお話もずっといただきました。それで、こういう内容が就職しようとする学生さんに届いているのでしょうか。私は、ほかの地域のいろいろお聞きしたんですが、例えば飯田市では、移住・定住も含めて宣伝をしているということで、移住した場合には、こういう制度がありますよということまでやっている。それもあっせんしていくということもやっています。

そこまで手の届いた説明が必要ではないかというふうに思っております。ぜひ、そういう方向で今後、今回の募集については説明会ということではできなかったんですが、これまでのいろんな中では、そういうふうに飯田市ではやっているというお話でした。ですから、それほど保育士の確保には心配ないというようなこともありました。

そういうことも含めて、もう少し保育を確保する、どうするかと、例年、お聞きすれば、採用通知出したけども、ほかの自治体のほうへ就職されちゃったと。それがぎりぎりになってあるという、こういうことを二度と繰り返さないと、そのためのご努力をぜひお願いしたいというふうに思います。

それから、坂城保育園の0歳児なんです、施設の点なんかもあるんですけど、これ、ところが、1歳児は、募集状況を見ると継続は6人なんです。だから、0歳で保育していて1歳になっていくという、そういう途中経過のお子さんなんです。だから、中途半端な入園方法になっているんです。

やはりこれも、対応する施設をきちっと設けていくという計画を、できれば、この総合計画の中にもきちっと入れてやっていくということと、公共施設の見直しという中にもやはりそれをき

ちっと入れていくという方向を検討していただきたいというふうに思います。

また、副食費については、ちょっと時間がないので、また議論させていただきますけども、あともう一つ、申し訳ございません、次の質問に行きますが、循環バスの運行の見直しということで、これまでいろんな方が提案されてきております。また、今回も提案されております。

まず私は、現在多くの地域で人口減少と高齢化、そして、高齢者の運転免許の返納ということで、やはり地域交通が充実したものがどうしても必要ではないかというふうに思います。そして、坂城町の循環バスについては、2路線で6便あるんですが、信州上田医療センターへ行ったりというありますので、そういうことを差っ引いたとしても、5路線、合計では南北と合わせれば12便ということになります。これを半周にして、もっと利便性を高めるということと、また、バス停がないところ、そして、運行の経路に入っていない地域、これも若干入れてやることによって回転する時間が非常に短時間で、また、より便利になるんじゃないかというふうには考えているんです。そういう点で、半周運行をぜひ検討してほしいということと、利用者の意見はどうでしょうか。

それから、先ほど言いました北回りと南回り、半周運行で坂城駅あるいはテクノさかき駅、湯さん館を中継点にして北南を半周ずつで回すというようなことを提案して、1回目の質問といたします。

建設課長（大井君） 循環バスの見直しについてのご質問にお答えをいたします。

はじめに、過去3年の循環バスの利用状況でございますが、平成29年は、北回り路線が8,094人、南回り路線が7,892人で、合計1万5,986人の方がご利用されました。

平成30年度は、北回り路線7,936人、南回り路線6,996人で、合計1万4,932人の方がご利用されましたが、若干減少傾向でございました。

令和元年度は、北回り路線8,599人、南回り路線6,986人で、年間利用者数が増加し、1万5,585人の方がご利用されました。

次に、循環バス利用者からの意見の聞き取りにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による自粛要請が終わった6月に、町循環バスを委託している有限会社信州観光バスの協力の下、現在、循環バス利用の状況についてアンケートを実施いたしました。

アンケートの結果、循環バスの利用状況については、町内の高齢の方や免許証返納者の方が多く利用され、ほかの交通手段が限られているため、週1回から4回利用していただき、湯さん館や病院、町内商店の買い物などに利用されているという結果でございました。

また、アンケートにおいて改善などの要望がある場合は、対応できるものについては、随時、対応を行っております。

次に、循環バスの半周運行についてのご質問ですが、これまでも循環バスの利便性を向上させるため、運行方法等の見直しを実施してまいりました。

今後も、運行ルートや運行時間、運行便数などの精査を行い、利用者や町民の皆様の声をお聞きし、より利便性の高い循環バスとなるよう研究を進め、新たな公共交通システムの構築を検討する中で、半周運行についても検討してまいりたいと考えております。

14番（大森君） ご答弁いただきました。

この循環バスですけれども、例えば「どこでものれーる」というのがあるんですが、私も使いたいという相談を受けました。だけど、バス路線の中でしか使えないということで、結局、その近くのバス停まで歩いていかなきゃいけない。これ、岡の原の方です。だから、旭ヶ丘の公民館ですか、あそこまで行かなきゃいけない。じゃあ、全然利用できないんだねということなんです。

あそこの産業道路をやっぱり通る路線もほしいなと。いずれにしても一本でしたか、2本あるんですけれども、そういうふうに言われたことがあります。時間だとか多さとかそういうことの利便性もあるんですが、そういうことも含めて検討できるんじゃないかと。

当然、こういうものと併せてデマンド交通をどうするか、これも全国では失敗しているところもあったり、あるいは、最初は人気あったけども、だんだんと下火になってきて、使えなくなったり、使い勝手が非常に悪いとか予約しなきゃいけないとか、あるいは相乗りになってくるといようなことで、いろんな問題も出てきています。

あるいは、タクシーとタクシー会社と協力してこれに近いようなことをやるというようなことを含めて、本当に多角的に全国のいろいろなものを検討していただいて、本当に町民が利用しやすいように。車の免許証持っていても使った方がいいやというぐらいのそういう利便性をぜひつくっていく必要があるんじゃないかなというふうに感じます。

だから、今後、ますます少子化と高齢化進んでくるといふふうに思われます。やはり、このためにも新しい交通システムを構築をしていただくということをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（西沢さん） 以上で、通告のありました13名の一般質問は終了いたしました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明日11日から12月13日までの3日間は、委員会審査等のため休会にいたしたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認めます。よって、明日11日から12月13日までの3日間は、委員会審査等のため、休会とすることに決定いたしました。

次回は、12月14日に午前10時より会議を開き、条例案、補正予算案等の審議を行います。本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 午後 2時26分）

1 2 月 1 4 日 本 会 議 再 開 (第 5 日 目)

1. 出席議員

1 4 名

1 番 議 員

西 沢 悦 子 君

8 番 議 員

玉 川 清 史 君

2 "

小 宮 山 定 彦 君

9 "

滝 沢 幸 映 君

3 "

山 城 峻 一 君

1 0 "

朝 倉 国 勝 君

4 "

祢 津 明 子 君

1 1 "

吉 川 ま ゆ み 君

5 "

中 島 新 一 君

1 2 "

塩 野 入 猛 君

6 "

大 日 向 進 也 君

1 3 "

中 嶋 登 君

7 "

栗 田 隆 君

1 4 "

大 森 茂 彦 君

2. 欠 席 議 員

なし

3. 地方自治法第 1 2 1 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長

山 村 弘 君

副 町 長

宮 崎 義 也 君

教 育 長

清 水 守 君

会 計 管 理 者

池 上 浩 君

総 務 課 長

柳 澤 博 君

企 画 政 策 課 長

臼 井 洋 一 君

住 民 環 境 課 長

関 貞 巳 君

福 祉 健 康 課 長

伊 達 博 巳 君

商 工 農 林 課 長

竹 内 祐 一 君

建 設 課 長

大 井 裕 君

教 育 文 化 課 長

堀 内 弘 達 君

収 納 対 策 推 進 幹

長 崎 麻 子 君

ま ち 創 生 推 進 室 長

柳 澤 英 明 君

総 務 課 長 補 佐

瀬 下 幸 二 君

総 務 係 長 補 佐

細 田 美 香 君

総 務 課 長 補 佐

宮 下 佑 耶 君

財 政 係 長 補 佐

竹 内 優 子 君

企 画 政 策 課 長 補 佐

鳴 海 聡 子 君

企 画 調 整 係 長

保 健 セ ン タ ー 所 長

子 ど も 支 援 室 長

4. 職 務 の た め 出 席 し た 者

議 会 事 務 局 長

北 村 一 朗 君

議 会 書 記

宮 崎 あ か ね 君

5. 開 議

午 前 1 0 時 0 0 分

6. 議事日程

第 1 陳情について

第 2 議案第56号 坂城町議会が議決すべき事件に関する条例の制定について

第 3 議案第57号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

第 4 議案第58号 坂城町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

第 5 議案第59号 坂城町公の施設の指定管理者の指定について

第 6 議案第60号 令和2年度坂城町一般会計補正予算（第12号）について

第 7 議案第61号 令和2年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

第 8 議案第62号 令和2年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

第 9 議案第63号 令和2年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

第10 議案第64号 令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

追加第 1 発委第 8号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書について

追加第 2 発委第 9号 防災・減災、国土強靱化等に向けた社会資本整備の促進を求める意見書について

追加第 3 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（西沢さん） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

ここで、中嶋 登君から発言を求められておりますので、これを許可いたします。13番 中嶋 登君。

13番（中嶋君） ただいま貴重なお時間をいただき、誠に申し訳ございませんが、ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問での発言の撤回をお願いしたいと思います。

過日8日の一般質問において、子宮頸がんワクチンの副作用について発言をいたしましたが、

不適切な発言の部分がありましたので、この発言の撤回をお願いするものでございます。

また、併せて、（…………）と発言した件につきましても、発言の許可をよろしく願いをいたします。

大変失礼いたしました。久々にこの前に立って、こういう発言をするのも何年ぶりかということですか、ちょっと緊張をしております、一部また言葉を間違えました。途中からでございますが、ご報告をさせていただきます。申し訳ございません。

また、併せて、（…………）と発言した件につきましても、発言の撤回をお願いをいたします。撤回でございます。よろしく願いをいたします。

議長（西沢さん） お諮りいたします。

ただいまの説明のとおり、発言の撤回することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認めます。ただいまの説明のとおり、発言を撤回することに決定いたしました。

なお、お手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

◎日程第1「陳情について」

議長（西沢さん） 常任委員会に審査を付託いたしました陳情について、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

陳情第2号「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守ることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）採択」

議長（西沢さん） 日程第2「議案第56号」以下、日程に掲げた議案につきましては、全て去る12月1日の会議において、提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「議案第56号 坂城町議会が議決すべき事件に関する条例の制定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第3「議案第57号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第4「議案第58号 坂城町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第5「議案第59号 坂城町公の施設の指定管理者の指定について」

議長（西沢さん） これより質疑に入ります。

14番（大森君） 指定管理者を指定するに当たりまして、これは継続できているということにはなるわけですが、いろいろと考えるところがありまして、ちょっとお聞きだけしておきたいなということでもあります。

別紙の1から7の点については、町の振興公社やあるいは社協などが管理者ということで指定されておりますので、特段意見はありません。しかし、8から15についてであります。最後の泉区の集会所までの間ですが、まず、建物の耐震については、公共の建物の個別施設計画、これを見回せば新しい基準になっているところも結構あるということで、ちょっとこれは安心したわけですが、一つは公民館として利用されているということがありまして、各地区の公民館は、その住民が寄附を集めたり、あるいは区費の中で貯金をしたりしながら、公民館の建設に当たっているわけでありまして。これについて、今度の利用に当たっての費用面はどんなふうになっているのか、一つは委託料として出しているのか、それとも使用料をいただいているのか、その辺の点について、1点お尋ねしたいというふうに思います。

以上です。

商工農林課長（竹内君） 指定管理者の関係でご質問をいただきました。

当課のほうで所管をしているところで、まず、村上地区の転作促進研修所、それから、金井地区麦・大豆等生産振興センター、こちら両施設とも、網掛区、それから金井区の集会所的なご利用をいただいているところでございます。

施設の維持管理については、地元区のほうでお願いをしているということで、特に使用料等もいただいているわけではございませんし、また補助金というか、委託料を出していることもございません。

施設改修等については、地元区のほうで内容によってですが、公民館の補助金を使ったりとか、そういったところの中で修繕をいただいているところでございます。

企画政策課長（臼井君） 企画政策課で所管しておりますうち、地域で広くお使いいただいているという部分は坂城集会所がございまして。こちらの坂端区ですとか、坂端区の文化、それから育成会などに、地域の様々な交流活動に幅広くご利用をいただいているという状況でございまして。

ども、先ほどの施設同様、使用料ですとか、使用料を頂戴するとか、委託料をお支払いするとかといったことはしておりませんで、当施設の修繕等についても、地域の中でやっていただいて、大規模なものについては、町の補助金を活用してというような形になっております。

建設課長（大井君） 建設課におきましては、15番の泉区集会所についてでございますけれども、泉区集会所につきましても、委託料、使用料については徴収してございません。

修繕につきましては、こちらについては県営住宅の横尾団地のコミュニティということも兼ねておりますので、必要に応じて、県、町、泉区で案分して修繕を行ってまいります。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

14番（大森君） 一つ考えられるのは、無償でお貸しすることになるかと思うんですね。これまでの公民館建設、それぞれの地域がずっとそれで甘えていたといいますか、努力されて来なかったのか、それとも、その辺の関係はどうなんですか。無料で町の施設が使えるということなんですよ、実際には。

ほかの地域には、それぞれ住民の皆さんから30万ほど寄附いただいたり、区によってはいろいろと額が違うと思いますけど、その区民の寄附なんかで賄って建設してきていると、それで、公民館の補助金の半額の補助というのを当然受けてやっているわけですけど、その辺のこの整合性ってどうなのかなというのをちょっと感じているわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

総務課長（柳澤君） 地域の公民館というところでの補助事業というところのご質問であろうかと思えます。

地域におきまして、それぞれ公民館の施設を使うというようなところ、これまでのところも見ましても、それぞれ国の補助金あるいは県の補助金といったところを使いながら、うまくそれにマッチすればそういったところを使う。そして、必要に応じて地元負担をしながら、公民館建設をしていっていただいたというような状況になっているところでございます。そういったところを考え、また今後の管理といったところに関しましては、基本、地元区で行っていただくというような状況となっております。必要に応じて町の補助金を活用して、進めていただくということで、これらのような運用をしてまいったところでございます。

14番（大森君） 今のそれぞれの町の施設としての建物を公民館として活用されているということで、何とかしろということを特別強調しているわけではありませんが、今後として、町の公共施設の個別施設計画、この中でどう取り扱うのか、払い下げにするのか、そういう形なり、何かそんな方法をどうお考えになっているのかお尋ねいたします。

企画政策課長（臼井君） 今、町の公共施設の中で公民館として使われている建物、これからどうしていくんだというようなご質問というふうに思いますが、今、策定を進めております公共施設の個別施設計画、こちらの中でも現在、区でご利用いただいている施設につきましては、

時間的な調整というのは出てくるかと思いますが、各区と調整をさせていただく中で譲渡というような形、それは有償、無償、それはございますけれども、そういったことをまず区と調整をしながら進めていきたいということをうたいこんでいきたいというふうに思っているところがあります。

建設課長（大井君） 泉区の集会所につきましては、先ほども申し上げましたけれども、県営住宅の横尾団地の集会所も兼ねておりまして、建設当時から県、町、泉区で負担をしておりますので、今後においてもそういった形で継続してまいりたいと考えております。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

8 番（玉川君） 各区が管理しています、この施設についてなんですが、名称は区、代表者が区長さんになっていきますけれども、この区長さんというのは大体変わっていらっしゃるんですが、管理する立場の区とその代表者の関係というのはずっとこの期間内は続くということで、代表としての仕事というのはどんなことがあるのか、ちょっと確認をさせていただきたいんですが。

企画政策課長（臼井君） 区長さんと契約といいますか、区に指定管理をお願いをするというところで、必ず代表者というのは必要になってまいります。そういう中で、それぞれ年の区長さんが代表者という形になってまいりますけれども、指定管理については、区をお願いをしていくということですので、区長さんはそれぞれ変わりますが、管理をしていただく主体としては区ということで考えているところでございます。

8 番（玉川君） 区の管理する例えば事業について、その代表者というのはもう区長でなくても関わっていくということになるんでしょうか。

企画政策課長（臼井君） その建物の管理につきましては、区の仕組みの中で行っていただくということで考えておりまして、あくまでもその代表の方が区長さんであるというふうな認識でございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第6「議案第60号 令和2年度坂城町一般会計補正予算（第12号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第7「議案第61号 令和2年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第8「議案第62号 令和2年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第9「議案第63号 令和2年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第10「議案第64号 令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（西沢さん） 続いて、追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「発委第8号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書について」及び追加日程第2「発委第9号 防災・減災、国土強靱化等に向けた社会資本整備の促進を求める意見書について」の2件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（西沢さん） 趣旨説明を求めます。

14番（大森君） 私からは、発委第8号「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書について」、趣旨説明を行います。

意見書の朗読をもって、趣旨説明に代えさせていただきます。

2020年の新型コロナウイルスによるパンデミック（感染爆発）は、日本国内でも大きな影響をもたらしている。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすとともに、医療崩壊などが取り沙汰され、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がっている。

この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心的に担っている公立・公的病院等の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題などである。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉など社会保障費の抑制策や公衆衛生施策の縮減がある。

21世紀に入り、わずか20年の間にSARS、新型インフルエンザ、MERS、そして、今回の新型コロナウイルス感染症と新たなウイルス感染症への対応は短い間隔で求められ、今後も対応が必要になってくることが予想される。

新型コロナウイルス感染症対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルスの感染拡大や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題である。

国民が安心して暮らせる社会実現のために、下記の事項について国に要請する。

記

1、新型コロナウイルス感染症や今後新たな感染症の拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。

2、公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。

3、安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること。

4、保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス対策に係る研究、検査・検疫体制などを強化・拡充すること。

5、社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

議長（西沢さん） 続いて、趣旨説明を求めます。

9番（滝沢君） 私からは、発委第9号「防災・減災、国土強靱化等に向けた社会資本整備の促進を求める意見書について」趣旨説明を行います。

意見書の朗読をもって、趣旨説明に代えさせていただきます。

近年、我が国は、気候変動による自然災害が頻発化・激甚化しており、住民の安心・安全が脅かされる甚大な被害が発生している。

このような中、国は平成30年度から「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に取り組み、経済や生活を支える重要インフラ等の機能維持を図っている。

しかしながら、国土強靱化等に関しては、対策を要する箇所が未だ多く残されていることに加え、老朽化が進むインフラの計画的な予防保全や災害リスクの増大に対応した道路網の整備等が必要である。

さらに、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響は深刻であり公共事業の継続は重要である。

よって、国において防災・減災、国土強靱化に向けた社会資本整備を一層進めるため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1、令和2年度で終了する「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の延長及び制度の拡充等を行うとともに、必要な予算の確保を行うこと。

2、信濃川水系（千曲川）緊急治水対策プロジェクトに位置付けられた、河道掘削、堤防強化等の推進を図ること。

3、近年の災害等を受け、道路ネットワークの強靱化を図るとともに、災害時の救急救命・復

旧活動を支えるため、道路関係予算を確保すること。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

議長（西沢さん） 趣旨説明が終わりました。

ここで、議案調査のため、10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時32分～再開 午前10時42分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

◎追加日程第1「発委第8号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第2「発委第9号 防災・減災、国土強靱化等に向けた社会資本整備の促進を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第3「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（西沢さん） 各委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査、調査の申出がありました。お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

議長（西沢さん） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

町長（山村君） 令和2年第4回坂城町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

12月1日に開会されました本定例会は、本日までの14日間ご審議をいただきました。

提案をいたしました条例の制定、一部改正、公の施設の指定管理、一般会計及び特別会計補正予算と全ての議案につきまして、原案どおりご決定を賜り誠にありがとうございました。

さて、12月4日、県では独自に定める新型コロナウイルスの感染警戒レベルについて、当町

を含む長野圏域をレベル4からレベル3に引下げ、発令していたアラートも特別警報から警報に切り替えました。

しかしながら、最近の県内の感染動向は職場や家庭内での感染が増加し、12月に入っても減少の気配が見られず、当町におきまして8月以来となる陽性者の確認がされ、まだまだ予断を許さない状況が続いております。

特に、これからの年末年始にかけましては、人の移動や会食等、人の集まる機会が増えてまいります。町民の皆様にはマスクの着用や手洗い、3密の回避に加え、室内の定期的な換気など、会食の機会や職場、ご家庭での感染防止の取り組みを再度徹底していただくようお願い申し上げます。

また、日増しに寒さが厳しくなり、体調を崩しやすい季節でもあります。検温等の健康チェックを毎日行い、自身の体調管理にもご留意いただきますようお願い申し上げます。

こうした中、たとえウイルスに感染しても、誰もが地域で笑顔の暮らしを取り戻せる社会になるようにとの願いから、愛媛の有志によりシトラスリボンプロジェクトが生まれました。

感染された方や医療従事者等が、それぞれの暮らしの中で「ただいま」「おかえり」と受け入れられる雰囲気をつくり、思いやりがあり暮らしやすい地域づくりを目指すもので、当町もこのプロジェクトに賛同しております。

町民の皆様におかれましては、引き続き、不当な差別や偏見等が行われないよう、正確な情報に基づいた冷静な行動をお願いいたします。

さて、12月4日夕方から、恒例となりました坂城駅前のイルミネーション点灯と169系電車のライトアップが始まっております。

(株)まちづくり坂城の皆さんが飾りつけたイルミネーションが、来年1月末まで色鮮やかに点灯し、169系電車のライトアップは3月末までお楽しみいただけますので、大勢の皆様にご覧いただきたいと思います。

また、12月5日、人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会を文化センターにて開催し、南条小学校の児童による人権活動の発表やシンガソングライターのう～みさんをお招きしまして、ご自身の体験と歌を交えて記念講演をいただきました。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、人数制限による開催となりましたが、上田ケーブルビジョンさんのご協力により、年明け1月に集会全編の放送をいただける予定でありますので、ご覧いただければと思います。

さて、これから、新年度に向けての当初予算編成作業が本格化してまいります。歳入の見直しにおきましては、税制改正による通年での法人町民税の税率引下げや新型コロナウイルス感染症の影響による世界経済の減速など、一般財源を含む歳入の確保は容易ではないと考えているところであります。

こうした厳しい状況下、事務事業の一層の効率化を図りながら、令和3年度を初年度とする町第6次長期総合計画や、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略などの計画に基づき、将来のまちづくりに向けた施策展開が図れるよう取り組んでまいりたいと考えております。

さて、コロナ禍ではありますが、慌ただしい季節でもあります。

12月15日から31日まで、警察、防犯指導員、千曲交通安全協会、交通指導員などの皆様と連携し、防犯、交通安全の啓発を強化する年末特別警戒及び交通安全運動を実施いたします。

年未年始は、犯罪や交通事故の増加する時期でもあり、引き続き、犯罪被害や交通事故、飲酒運転の防止に向け、さらなる啓発活動に取り組んでまいります。町民の皆様には、特殊詐欺など犯罪や交通事故の被害に遭わぬよう、一層のご注意をお願いいたします。

また、12月27日からは、町消防団による歳末特別警戒が行われます。コロナ禍という状況の中で、夜間の警戒に当たっていただく消防団には感謝を申し上げるとともに、住民の皆様におかれましては、年の瀬の寒い時期でもあり、大切な生命、財産を守るため、火の取り扱いには十分注意されますよう重ねてお願い申し上げます。

さて、来年、令和3年は、辛丑（かのと・うし・しんちゅう）の年であります。辛（かのと・しん）は、これは辛い、厳しいということや革新という意味があり、また丑（うし・ちゅう）は、強くつかむことや始まりを意味します。

これらから、来年の辛丑（かのと・うし・しんちゅう）は、多少のリスクも覚悟しながらしっかりと新たな試みを始める年とされ、いわば捲土重来の年でもあります。

しっかりと強い自覚をもってスタートを切りたいと思います。

さて、年明けの事業につきましては、1月1日の元旦マラソンは屋外イベントであることから、参加者の限定や事前申込制などの新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応を図り、準備を進めておりますが、明日15日時点における長野圏域の感染警戒レベルによりましては、開催の可否を判断させていただきます。つまり、感染警戒レベル2以上の場合は中止ということになるかと思っております。

現時点で圏域レベルが3でありますことから、開催は厳しい状況かと思っておりますが、実行委員の皆様と協議の上、速やかに決定してお知らせしてまいります。

なお、例年1月4日に開催しております新春賀詞交歓会、席書大会及び書初展は、県内の新型コロナウイルス感染状況を鑑み、関係団体とも協議の上、中止することとなりました。

また、1月9日に坂城テクノセンターにて開催を予定しておりましたライブ・ステージエコー2021につきましても、同様に中止といたしましたが、その代替策として、さかきふれあい大学での音楽講座ができないか検討をしております。

また、1月24日には、町消防団の出初式が参加人数を限定するなど3密を避ける対策を行った上で挙行されます。街頭行進や消防活動などにご尽力いただいた方々を表彰し、防火、防災へ

の新たな決意をする予定となっております。

また、2月9日には、国際金融経済学者である愛知淑徳大学の真田幸光教授をお招きいたしまして、坂城テクノセンターにて新春経済講演会を開催いたします。

バイデン政権の誕生による新たな世界秩序や新たな経済環境の行方などについて、ご講演いただく予定でありますので、大勢の皆様にご聴講いただきたいと思います。

さて、例年、2月中旬から開催しております、住民税及び確定申告の申告相談会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、受付や待合室の密集・密接を避けるため、事前予約制とさせていただき、2月1日から専用電話による予約受付を開始いたします。

申告相談会にお越しの際は、新型コロナウイルス感染症予防の取り組みにご協力をお願いいたします。

さて、例年とは異なり、3密を避け、新しい生活様式で年末年始を迎えることとなります。議員各位におかれましても健康に十分留意され、新しい年をお迎えいただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

議長（西沢さん） これにて、令和2年第4回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前10時54分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 西 沢 悦 子

坂城町議会議員 大日向 進 也

坂城町議会議員 栗 田 隆

坂城町議会議員 玉 川 清 史

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通告者	答弁を求める者
1	1. デジタル時代の対応について イ. 行政のデジタル化推進について ロ. 町ホームページについて ハ. 産業振興策について 2. 地域の環境問題について イ. 飼い猫と地域猫（飼い主のいない猫）について	9 番 滝 沢 幸 映	町 長 企画政策課長 住民環境課長 商工農林課長
2	1. 学校給食の食物アレルギー対応食実施について イ. 食物アレルギー児・生徒の現状は ロ. 給食費の返還制度について ハ. 対応食実施へその後の進捗状況は 2. 保育園の利用について イ. 入園基準について 3. 死亡後の手続きワンストップ化について イ. お悔みコーナー設置について	11 番 吉川まゆみ	町 長 住民環境課長 教育文化課長 子ども支援室長
3	1. 子ども3ワクチンについて イ. 3ワクチンの推移は ロ. 子宮頸がん検診クーポンは ハ. 今後の施策は 2. 新工業団地について イ. 今までの経過は ロ. 予約状況は ハ. 今後の施策は	13 番 中 嶋 登	町 長 保健センター所長
4	1. 計画行政について イ. 計画の体系化 ロ. 総合計画について ハ. 総合戦略について 2. 農業振興について イ. 農業の現状と課題 ロ. 農業振興に向けて	12 番 塩 野 入 猛	町 長 企画政策課長 福祉健康課長 商工農林課長 建設課長
5	1. R3年度の予算編成について イ. 自主財源の見通しは ロ. 予算規模の想定は ハ. 重点施策は ニ. 新型コロナ対策の支援は 2. 長期総合計画の推進 イ. 長期総合計画がスタートするが財政が厳しい中、計画の推進についてどの様に考え取り組むのか	10 番 朝 倉 国 勝	町 長 総務課長

発言順位	要 旨	通告者	答弁を求める者
6	1. 今後の子育て支援について イ. 保育園・幼稚園について ロ. 町立保育園に特色を ハ. 子育て世代包括支援センター設置について 2. 今後の介護・医療について イ. 2025年問題について ロ. 2040年問題について	4 番 称 津 明 子	町 長 教 育 長 福 祉 健 康 課 長 保 健 セ ン タ ー 所 長 子 ども 支 援 室 長
7	1. 地域交通について イ. 町循環バスと併用したデマンド交通導入を 2. 不法投棄について イ. 町の不法投棄の現状と対応は ロ. 今後について	6 番 大 日 向 進 也	町 長 住 民 環 境 課 長 建 設 課 長
8	1. 性の多様性について イ. 性的マイノリティーへの理解を深めるために 2. コロナ禍における町の施策について イ. 移住定住について ロ. 観光振興について	3 番 山 城 峻 一	町 長 企 画 政 策 課 長 商 工 農 林 課 長
9	1. 障害者福祉について イ. 施設について ロ. 精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（通院）受給者について 2. 生活保護について イ. 生活保護認定について 3. コロナ対策について イ. 事業所支援について 4. 除雪について イ. 除雪体制の確保について	8 番 玉 川 清 史	町 長 福 祉 健 康 課 長 建 設 課 長
10	1. 一般廃棄物（ごみ）について イ. 当町の一般廃棄物（ごみ）の現状について ロ. 一般廃棄物（ごみ）処理について ハ. リサイクルについて 2. （仮称）長野広域連合B焼却施設について イ. 建設費用について ロ. 焼却炉について ハ. 余熱有効利用について	2 番 小 宮 山 定 彦	町 長 住 民 環 境 課 長

発言順位	要 旨	通告者	答弁を求める者
1 1	1. ワクチン接種について イ. コロナ・インフルエンザウイルス感染症 対策としてのワクチン接種実施に関して の広報・周知の「内容」と「方法」は ロ. 感染者への誹謗中傷への対策は 2. 教育について イ. 感冒の季節である、特に受験生へどのよ うな対策を考えているか ロ. 従来の対面式授業とＩＣＴ教育の組合せ について ハ. 学習支援員（ＩＣＴ教育を含めて）の増 員を考えているか 3. ゴミ収集について イ. プラスチック容器包装の収集時の「立ち 会い」の法的根拠は ロ. ゴミ収集の理想的な形をどのように構想 しているか また、それへの行程として現在行ってい ることは 4. 安全運転機器への補助について イ. ドライブレコーダー購入補助を	7 番 栗 田 隆	町 長 教 育 長 住 民 環 境 課 長 教 育 文 化 課 長
1 2	1. 新型コロナの対応について イ. 町対策本部の対応は ロ. 事業所の支援について 2. 大雪対策について イ. 除雪体制の強化を	5 番 中 島 新 一	町 長 商 工 農 林 課 長 建 設 課 長
1 3	1. 来年度予算の編成方針は イ. 来年度予算の見通しは ロ. 来年度の職員採用について 2. 魅力ある保育行政へ イ. クラス担当の基準の見直しは ロ. 保育士の確保は大丈夫か ハ. 副食費の全額助成を 3. 循環バス運行の見直しを イ. 半周運行に	1 4 番 大 森 茂 彦	町 長 教 育 長 総 務 課 長 建 設 課 長 子 ども 支 援 室 長

防災・減災、国土強靱化等に向けた社会資本整備の促進を求める意見書

近年、我が国は、気候変動による自然災害が頻発化・激甚化しており、住民の安心・安全が脅かされる甚大な被害が発生している。

このような中、国は平成30年度から「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に取り組み、経済や生活を支える重要インフラ等の機能維持を図っている。

しかしながら、国土強靱化等に関しては、対策を要する箇所が未だ多く残されていることに加え、老朽化が進むインフラの計画的な予防保全や、災害リスクの増大に対応した道路網の整備等が必要である。

さらに、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響は深刻であり公共事業の継続は重要である。

よって、国において防災・減災、国土強靱化に向けた社会資本整備を一層進めるため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 令和2年度で終了する「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の延長及び制度の拡充等を行うとともに、必要な予算の確保を行うこと。
- 2 「信濃川水系（千曲川）緊急治水対策プロジェクト」に位置付けられた、河道掘削、堤防強化等の推進を図ること。
- 3 近年の災害等を受け、道路ネットワークの強靱化を図るとともに、災害時の救急救命・復旧活動を支えるため、道路関係予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月 日

衆議院議長 大島理森 殿

参議院議長 山東昭子 殿

内閣総理大臣 菅 義偉 殿

財務大臣 麻生太郎 殿

国土交通大臣 赤羽一嘉 殿

国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災）

小此木 八 郎 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 西 沢 悦 子

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書

2020年の新型コロナウイルスによるパンデミック（感染爆発）は、日本国内でも大きな影響をもたらしている。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすとともに、「医療崩壊」などが取りざたされ、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がっている。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心的に担っている公立・公的病院等の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題などである。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉など社会保障費の抑制策や、公衆衛生施策の縮減がある。

21世紀に入り、わずか20年の間に、SARS、新型インフルエンザ、MERS、そして今回の新型コロナウイルス感染症と、新たなウイルス感染症への対応は短い間隔で求められ、今後も対応が必要になってくることが予想される。

新型コロナウイルス感染症対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルスの感染拡大や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題である。

国民が安心して暮らせる社会実現のために、下記の事項について国に要請する。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症や今後新たな感染症の拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。
- 2 公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。
- 3 安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること。
- 4 保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス対策に係る研究、検査・検疫体制などを強化・拡充すること。
- 5 社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 2年12月 日

衆議院議長 大島 理 森 殿
参議院議長 山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣 菅 義 偉 殿
財 務 大 臣 麻 生 太 郎 殿
厚生労働大臣 田 村 憲 久 殿
総 務 大 臣 武 田 良 太 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 西 沢 悦 子